

# 室蘭市地域防災計画

## 【新旧対照表】

令和5年11月



# 第1編 総則・防災組織



頁	現 行	改 定	備 考
P. 2	<p style="text-align: center;"><b>第1編 総則・防災組織</b> <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 <u>令和2年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><b>第4節 用語</b></p> <p>この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1編 総則・防災組織</b> <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><b>第4節 用語</b></p> <p>この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>
P. 3	<p>避難行動要支援者 要配慮者のうち、<u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合</u>に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者</p>	<p>避難行動要支援者 要配慮者のうち、<u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)</u>に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者</p>	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>

頁	現 行	改 定	備 考																																								
P. 3	<p><b>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。</p> <p>なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="207 315 1246 1512"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局 室蘭開発建設部</td> <td>① (略) ② (略) ③ (略) ④ <u>災害発生時</u>の地域防災支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>室蘭海上保安部</td> <td>① <u>港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること。</u> ② <u>被災状況の調査に関すること。</u> ③ <u>海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。</u> ④ <u>船舶交通の安全確保に関すること。</u> ⑤ <u>要請に基づき、または独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること。</u> ⑥ <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局 室蘭運輸支局</td> <td>① (略) ② 災害時における<u>陸上輸送及び海上輸送並びに倉庫施設利用の連絡調整を図る</u>こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整<u>を図る</u>こと。 ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>室蘭地方气象台</td> <td>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>を行う</u>こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>を行う</u>こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に<u>努める</u>こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>を行う</u>こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に<u>努める</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>室蘭労働基準監督署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 北海道</p> <table border="1" data-bbox="207 1638 1246 1890"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆振総合振興局 地域創生部<u>地域政策課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局 室蘭建設管理部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局 保健環境部保健行政室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	関係機関名	事務又は業務の大綱	北海道開発局 室蘭開発建設部	① (略) ② (略) ③ (略) ④ <u>災害発生時</u> の地域防災支援に関すること。	室蘭海上保安部	① <u>港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること。</u> ② <u>被災状況の調査に関すること。</u> ③ <u>海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。</u> ④ <u>船舶交通の安全確保に関すること。</u> ⑤ <u>要請に基づき、または独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること。</u> ⑥ <u>(新設)</u>	北海道運輸局 室蘭運輸支局	① (略) ② 災害時における <u>陸上輸送及び海上輸送並びに倉庫施設利用の連絡調整を図る</u> こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整 <u>を図る</u> こと。 ④ (略)	室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う</u> こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う</u> こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>努める</u> こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う</u> こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める</u> こと。	室蘭労働基準監督署	(略)	関係機関名	事務又は業務の大綱	胆振総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u>	(略)	胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(略)	胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	(略)	<p><b>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。</p> <p>なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 315 2418 1512"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局 室蘭開発建設部</td> <td>① 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること。 ④ <u>災害時</u>の地域防災支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>室蘭海上保安部</td> <td>① <u>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</u> ② <u>災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに線路障害物の除去に関すること。</u> ③ <u>災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</u> ④ <u>海上における人命救助に関すること。</u> ⑤ <u>海上交通の安全確保に関すること。</u> ⑥ <u>海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局 室蘭運輸支局</td> <td>① (略) ② 災害時における<u>海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する</u>こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整<u>及び施設利用の斡旋に関する</u>こと。 ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>室蘭地方气象台</td> <td>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>に関する</u>こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>に関する</u>こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に<u>関する</u>こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>に関する</u>こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に<u>関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>室蘭労働基準監督署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 北海道</p> <table border="1" data-bbox="1380 1638 2418 1890"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆振総合振興局 地域創生部<u>危機対策室</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局 室蘭建設管理部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局 保健環境部保健行政室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	関係機関名	事務又は業務の大綱	北海道開発局 室蘭開発建設部	① 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること。 ④ <u>災害時</u> の地域防災支援に関すること。	室蘭海上保安部	① <u>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</u> ② <u>災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに線路障害物の除去に関すること。</u> ③ <u>災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</u> ④ <u>海上における人命救助に関すること。</u> ⑤ <u>海上交通の安全確保に関すること。</u> ⑥ <u>海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</u>	北海道運輸局 室蘭運輸支局	① (略) ② 災害時における <u>海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する</u> こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整 <u>及び施設利用の斡旋に関する</u> こと。 ④ (略)	室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関する</u> こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関する</u> こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>関する</u> こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関する</u> こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>関する</u> こと。	室蘭労働基準監督署	(略)	関係機関名	事務又は業務の大綱	胆振総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u>	(略)	胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(略)	胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	(略)	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>機構改革による組織名変更</p>
関係機関名	事務又は業務の大綱																																										
北海道開発局 室蘭開発建設部	① (略) ② (略) ③ (略) ④ <u>災害発生時</u> の地域防災支援に関すること。																																										
室蘭海上保安部	① <u>港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること。</u> ② <u>被災状況の調査に関すること。</u> ③ <u>海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。</u> ④ <u>船舶交通の安全確保に関すること。</u> ⑤ <u>要請に基づき、または独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること。</u> ⑥ <u>(新設)</u>																																										
北海道運輸局 室蘭運輸支局	① (略) ② 災害時における <u>陸上輸送及び海上輸送並びに倉庫施設利用の連絡調整を図る</u> こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整 <u>を図る</u> こと。 ④ (略)																																										
室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う</u> こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う</u> こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>努める</u> こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う</u> こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める</u> こと。																																										
室蘭労働基準監督署	(略)																																										
関係機関名	事務又は業務の大綱																																										
胆振総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u>	(略)																																										
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(略)																																										
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	(略)																																										
関係機関名	事務又は業務の大綱																																										
北海道開発局 室蘭開発建設部	① 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること。 ④ <u>災害時</u> の地域防災支援に関すること。																																										
室蘭海上保安部	① <u>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</u> ② <u>災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに線路障害物の除去に関すること。</u> ③ <u>災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</u> ④ <u>海上における人命救助に関すること。</u> ⑤ <u>海上交通の安全確保に関すること。</u> ⑥ <u>海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</u>																																										
北海道運輸局 室蘭運輸支局	① (略) ② 災害時における <u>海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する</u> こと。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整 <u>及び施設利用の斡旋に関する</u> こと。 ④ (略)																																										
室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関する</u> こと。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関する</u> こと。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>関する</u> こと。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関する</u> こと。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>関する</u> こと。																																										
室蘭労働基準監督署	(略)																																										
関係機関名	事務又は業務の大綱																																										
胆振総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u>	(略)																																										
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	(略)																																										
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	(略)																																										
P. 4																																											

頁	現 行	改 定	備 考																																				
P. 5	<p>(5) 室蘭市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭市</td> <td>①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備、<u>資材、物資の備蓄等、その他災害予防応急対策の総合調整に関する</u>こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧<u>対策の実施に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>室蘭市教育委員会</td> <td>①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。 ④ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	室蘭市	①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備、 <u>資材、物資の備蓄等、その他災害予防応急対策の総合調整に関する</u> こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧 <u>対策の実施に関する</u> こと。	室蘭市教育委員会	①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。 ④ (略)	<p>(5) 室蘭市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭市</td> <td>①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備を<u>図り</u>、<u>物資及び資材</u>の備蓄等、<u>地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずる</u>こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧<u>を行う</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>室蘭市教育委員会</td> <td>①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策の<u>実施</u>に関すること。 ④ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	室蘭市	①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備を <u>図り</u> 、 <u>物資及び資材</u> の備蓄等、 <u>地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずる</u> こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧 <u>を行う</u> こと。	室蘭市教育委員会	①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策の <u>実施</u> に関すること。 ④ (略)	北海道地域防災計画との整合																								
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
室蘭市	①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備、 <u>資材、物資の備蓄等、その他災害予防応急対策の総合調整に関する</u> こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧 <u>対策の実施に関する</u> こと。																																						
室蘭市教育委員会	①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。 ④ (略)																																						
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
室蘭市	①～② (略) ③ 防災に関する組織の整備を <u>図り</u> 、 <u>物資及び資材</u> の備蓄等、 <u>地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずる</u> こと。 ④～⑥ (略) ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧 <u>を行う</u> こと。																																						
室蘭市教育委員会	①～② (略) ③ 文教施設及び文化財の保全対策の <u>実施</u> に関すること。 ④ (略)																																						
P. 6	<p>(6) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 室蘭郵便局</td> <td>① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保<u>に関する</u>こと。 ③ 郵便の非常取<u>り</u>扱い<u>に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区</td> <td>① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）<u>が</u>行う救助活動の連絡調整<u>に関する</u>こと。 ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部</td> <td>① 災害時における鉄道<u>及びバスの輸送の確保に関する</u>こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関<u>へ</u>の支援<u>に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店</td> <td>① 非常及び緊急通信の取扱い<u>に関する</u>こと。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 室蘭放送局</td> <td>① 予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等<u>の</u>報道に関すること。 ② <u>災害時における地域住民への被害情報及び安否情報等の放送に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 道南支店</td> <td>① 災害時における救援物資の緊急輸送に<u>係る</u>関係機関<u>へ</u>の支援<u>に関する</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店</td> <td>① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力供給の<u>確保に関する</u>こと。</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	日本郵便(株) 室蘭郵便局	① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保 <u>に関する</u> こと。 ③ 郵便の非常取 <u>り</u> 扱い <u>に関する</u> こと。	日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人） <u>が</u> 行う救助活動の連絡調整 <u>に関する</u> こと。 ③ (略) ④ (略)	北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部	① 災害時における鉄道 <u>及びバスの輸送の確保に関する</u> こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関 <u>へ</u> の支援 <u>に関する</u> こと。	東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	① 非常及び緊急通信の取扱い <u>に関する</u> こと。 ② (略)	関係機関名	事務又は業務の大綱	日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等 <u>の</u> 報道に関すること。 ② <u>災害時における地域住民への被害情報及び安否情報等の放送に関する</u> こと。	日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送に <u>係る</u> 関係機関 <u>へ</u> の支援 <u>に関する</u> こと。	北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力供給の <u>確保に関する</u> こと。	<p>(6) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株) 室蘭郵便局</td> <td>① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保<u>及び</u>郵便業務運営の確保を<u>図る</u>こと。 ③ 郵便の非常取扱い<u>を行う</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区</td> <td>① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）<u>の</u>行う救助活動連絡調整<u>を行う</u>こと。 ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部</td> <td>① 災害時における鉄道輸送の確保<u>を行う</u>こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関の支援<u>を行う</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店</td> <td>① 非常及び緊急通信の取扱い<u>を行う</u>ほか、<u>必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る</u>こと。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 室蘭放送局</td> <td>① 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等<u>及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 道南支店</td> <td>① 災害時における救援物資の緊急輸送に<u>ついて</u>関係機関の支援<u>を行う</u>こと。</td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店</td> <td>① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力の<u>円滑な供給を行うよう努める</u>こと。</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	日本郵便(株) 室蘭郵便局	① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保 <u>及び</u> 郵便業務運営の確保を <u>図る</u> こと。 ③ 郵便の非常取扱い <u>を行う</u> こと。	日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人） <u>の</u> 行う救助活動連絡調整 <u>を行う</u> こと。 ③ (略) ④ (略)	北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部	① 災害時における鉄道輸送の確保 <u>を行う</u> こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関の支援 <u>を行う</u> こと。	東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	① 非常及び緊急通信の取扱い <u>を行う</u> ほか、 <u>必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る</u> こと。 ② (略)	関係機関名	事務又は業務の大綱	日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等 <u>及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う</u> こと。	日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送に <u>ついて</u> 関係機関の支援 <u>を行う</u> こと。	北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力の <u>円滑な供給を行うよう努める</u> こと。	北海道地域防災計画との整合
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
日本郵便(株) 室蘭郵便局	① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保 <u>に関する</u> こと。 ③ 郵便の非常取 <u>り</u> 扱い <u>に関する</u> こと。																																						
日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人） <u>が</u> 行う救助活動の連絡調整 <u>に関する</u> こと。 ③ (略) ④ (略)																																						
北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部	① 災害時における鉄道 <u>及びバスの輸送の確保に関する</u> こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関 <u>へ</u> の支援 <u>に関する</u> こと。																																						
東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	① 非常及び緊急通信の取扱い <u>に関する</u> こと。 ② (略)																																						
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等 <u>の</u> 報道に関すること。 ② <u>災害時における地域住民への被害情報及び安否情報等の放送に関する</u> こと。																																						
日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送に <u>係る</u> 関係機関 <u>へ</u> の支援 <u>に関する</u> こと。																																						
北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力供給の <u>確保に関する</u> こと。																																						
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
日本郵便(株) 室蘭郵便局	① (略) ② 災害時における郵便輸送の確保 <u>及び</u> 郵便業務運営の確保を <u>図る</u> こと。 ③ 郵便の非常取扱い <u>を行う</u> こと。																																						
日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	① (略) ② 防災ボランティア（民間団体及び個人） <u>の</u> 行う救助活動連絡調整 <u>を行う</u> こと。 ③ (略) ④ (略)																																						
北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部	① 災害時における鉄道輸送の確保 <u>を行う</u> こと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関の支援 <u>を行う</u> こと。																																						
東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	① 非常及び緊急通信の取扱い <u>を行う</u> ほか、 <u>必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る</u> こと。 ② (略)																																						
関係機関名	事務又は業務の大綱																																						
日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等 <u>及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う</u> こと。																																						
日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送に <u>ついて</u> 関係機関の支援 <u>を行う</u> こと。																																						
北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力の <u>円滑な供給を行うよう努める</u> こと。																																						
			北海道地域防災計画との整合																																				



頁	現 行	改 定	備 考																																												
P. 7	<p>(7) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭ガス(株)</td> <td>① ガス供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人室蘭市医師会</td> <td>① 災害時における救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人室蘭歯科医師会</td> <td>① 災害時における歯科救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会</td> <td>① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部</td> <td>① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人北海道獣医師会胆振支部</td> <td>① 災害時における家庭動物等の対応に関すること</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部</td> <td>① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>室蘭市建設業協会</td> <td>① 災害時における応急対応業務に関すること</td> </tr> <tr> <td>室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること。	公益社団法人室蘭市医師会	① 災害時における救急医療に関すること。	一般社団法人室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療に関すること。	一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。	一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。	公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応に関すること	一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援に関すること。	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会	(略)	室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務に関すること	室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)	(略)	<p>(7) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭ガス(株)</td> <td>① ガス供給施設の防災対策を行うこと。 ② 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人室蘭市医師会</td> <td>① 災害時における救急医療を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人室蘭歯科医師会</td> <td>① 災害時における歯科救急医療を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会</td> <td>① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部</td> <td>① 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人北海道獣医師会胆振支部</td> <td>① 災害時における家庭動物等の対応を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部</td> <td>① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>室蘭市建設業協会</td> <td>① 災害時における応急対応業務を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	事務又は業務の大綱	室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策を行うこと。 ② 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。	公益社団法人室蘭市医師会	① 災害時における救急医療を行うこと。	一般社団法人室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療を行うこと。	一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。	一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。	公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応を行うこと。	一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援を行うこと。	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会	(略)	室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務を行うこと。	室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)	(略)	北海道地域防災計画との整合
関係機関名	事務又は業務の大綱																																														
室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること。																																														
公益社団法人室蘭市医師会	① 災害時における救急医療に関すること。																																														
一般社団法人室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療に関すること。																																														
一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。																																														
一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。																																														
公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応に関すること																																														
一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援に関すること。																																														
社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会	(略)																																														
室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務に関すること																																														
室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)	(略)																																														
関係機関名	事務又は業務の大綱																																														
室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策を行うこと。 ② 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。																																														
公益社団法人室蘭市医師会	① 災害時における救急医療を行うこと。																																														
一般社団法人室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療を行うこと。																																														
一般社団法人室蘭地区トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。																																														
一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。																																														
公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応を行うこと。																																														
一般社団法人北海道警備業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援を行うこと。																																														
社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会	(略)																																														
室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務を行うこと。																																														
室蘭まちづくり放送(株)(一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会)	(略)																																														
P. 8	<p><b>第7節 市民及び事業者の基本的責務等</b></p> <p><b>1 市民の責務</b></p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>① 家庭において</p> <p>ウ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄と救急用品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等の非常持出用品の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をする。</p>	<p><b>第7節 市民及び事業者の基本的責務等</b></p> <p><b>1 市民の責務</b></p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>① 家庭において</p> <p>ウ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、<u>女性用品</u>、ポータブルストーブ等の備蓄と救急用品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等の非常持出用品の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をする。</p>	北海道地域防災計画との整合																																												
			北海道地域防災計画改定に基づく変更																																												



頁	現 行	改 定	備 考
P. 9	<p>② 地域（町内会・自治会）において</p> <p>(略)</p> <p>イ 自主防災組織を結成し又は町内会・自治会において、次の活動を行う。</p> <p><u>a</u> ハザードマップを活用した防災訓練・防災学習会などの企画・実施。</p> <p><u>b</u> 崖崩れ危険区域、ブロック塀等、地域の災害要因の把握。</p> <p><u>c</u> 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。</p> <p><u>d</u> 計画的な備蓄の実施。</p> <p>(略)</p>	<p>② 地域（町内会・自治会）において</p> <p>(略)</p> <p>イ 自主防災組織を結成し又は町内会・自治会において、次の活動を行う。</p> <p><u>(ア)</u> ハザードマップを活用した防災訓練・防災学習会などの企画・実施。</p> <p><u>(イ)</u> 崖崩れ危険区域、ブロック塀等、地域の災害要因の把握。</p> <p><u>(ウ)</u> 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。</p> <p><u>(エ)</u> 計画的な備蓄の実施。</p> <p>(略)</p>	<p>符号の修正</p>
P. 10	<p><b>2 事業者の責務</b></p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や<u>来客・施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域社会への貢献など、事業所が</u>災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>① 災害時<u>の</u>行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の<u>対応</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、室蘭市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。</p>	<p><b>2 事業者の責務</b></p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、<u>二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、</u>災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の<u>対策</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 市は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担表及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5)</u> 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、室蘭市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。</p> <p><u>(6)</u> 市は、<u>災害予防の観点から、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたり、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定するとともに、市民の防災意識の向上やまちづくり観点で防災の取り組みを整理し直すことを目的に、同計画に防災指針を位置づける。</u></p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>番号の繰り下げ</p> <p>室蘭市立地適正化計画の改定に伴う位置づけ</p>

## 第2章 室蘭市の概況

(略)

### 第4節 気象

(略)

室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧 (hpa)	降水量 (mm)	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)					日照 時間	大気現象					
			平均	最高	最低	平均	最多 風向	各階級の日数				合計	雪 日数	霧 日数	雷 日数		
								≥ 10.0 m/s	≥ 15.0 m/s	≥ 20.0 m/s							
資料 年数	30	30	30	30	30	30	21	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.1	54.9	-2.0	0.3	-4.2	5.8	北西	13.2	2.2	0.1	89.7	28.7	0.0	0.2			
2月	1007.5	43.0	-1.9	0.5	-4.1	5.2	西北西	9.5	0.9	0.0	121.9	25.7	0.4	0.1			
3月	1007.8	48.2	0.9	3.9	-1.5	4.9	西北西	8.9	1.4	0.1	181.6	22.1	0.8	0.1			
4月	1007.2	75.1	5.8	9.5	2.9	4.5	西北西	6.8	0.4	0.0	194.2	6.8	4.1	0.2			
5月	1005.4	101.3	10.2	14.3	7.2	4.2	東北東	5.1	0.1	0.0	194.1	0.1	7.2	0.6			
6月	1004.1	107.5	14.0	17.5	11.5	3.7	東北東	1.7	0.0	0.0	156.5	0.0	9.8	0.8			
7月	1003.3	165.1	17.9	20.9	15.8	3.7	東北東	1.6	0.1	0.0	128.0	0.0	9.9	1.0			
8月	1004.7	192.8	20.5	23.4	18.5	3.5	東北東	1.5	0.1	0.0	143.0	0.0	6.5	1.5			
9月	1007.6	164.4	18.0	21.1	15.4	4.0	北西	4.0	0.5	0.1	167.8	0.0	1.0	1.0			
10月	1009.7	93.0	12.6	15.7	9.6	4.7	北西	8.5	1.1	0.1	170.2	1.5	0.1	1.9			
11月	1009.9	75.2	6.1	8.9	3.3	5.7	西北西	13.6	2.7	0.3	105.0	12.9	0.1	1.0			
12月	1008.2	64.4	0.5	2.9	-1.8	6.0	西北西	15.4	2.9	0.1	74.4	25.9	0.0	0.2			
年	1006.9	1184.8	8.6	11.6	6.0	4.7	西北西	89.9	12.3	0.9	1725.2	123.6	39.9	8.4			

注:データは 1981年～2010年の30年間、最多風向データは1990年～2010年の21年間

※詳細な気象データは資料編に掲載

## 第2章 室蘭市の概況

(略)

### 第4節 気象

(略)

室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧 (hpa)	降水量 (mm)	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)					日照 時間	大気現象					
			平均	最高	最低	平均	最多 風向	各階級の日数				合計	雪 日数	霧 日数	雷 日数		
								≥ 10.0 m/s	≥ 15.0 m/s	≥ 20.0 m/s							
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.0	53.6	-1.8	0.6	-4.0	5.7	北西	14.7	2.3	0.1	88.3	28.6	0.0	0.1			
2月	1007.7	44.3	-1.6	1.0	-4.0	5.2	北西	11.5	0.8	0.0	123.6	25.1	0.4	0.0			
3月	1007.3	49.9	1.4	4.6	-1.3	4.9	北西	10.1	1.7	0.2	183.7	21.4	0.7	0.1			
4月	1006.5	70.0	6.1	10.1	3.0	4.4	北西	7.4	0.4	0.0	198.9	6.8	3.2	0.3			
5月	1005.2	108.3	10.7	14.9	7.6	4.1	東北東	5.3	0.1	0.1	194.9	0.1	6.9	0.6			
6月	1003.7	109.1	14.4	18.0	11.9	3.7	東北東	1.6	0.0	0.0	155.8	0.0	9.7	0.9			
7月	1003.1	159.2	18.5	21.6	16.4	3.6	東北東	1.3	0.0	0.0	133.2	0.0	9.3	0.8			
8月	1004.6	187.3	20.6	23.6	18.6	3.5	東北東	2.0	0.2	0.1	144.9	0.0	5.0	1.3			
9月	1007.6	156.6	18.4	21.5	15.7	3.9	北西	3.9	0.5	0.1	166.5	0.0	1.2	1.2			
10月	1010.0	101.8	12.9	16.1	9.8	4.7	北西	10.1	1.3	0.1	165.2	1.3	0.1	1.7			
11月	1010.0	83.2	6.4	9.3	3.5	5.6	北西	14.5	2.8	0.3	102.7	12.6	0.1	1.0			
12月	1008.1	68.8	0.5	2.9	-1.8	6.1	北西	16.8	3.4	0.2	71.1	26.8	0.0	0.3			
年	1006.7	1188.9	8.9	12.0	6.3	4.6	北西	99.3	13.7	1.2	1728.1	122.1	36.7	8.4			

注:データは 1991年～2020年の30年間である。なお、大気現象欄中の数値は、一部参考値も含まれる。

※詳細な気象データは資料編に掲載

気象庁公表の最新データへ変更

第5節 社会的現況

(略)

1 人 口

本市の人口は、昭和45年をピークに減少を続け、平成17年の国勢調査では10万人を割った。しかし65歳以上の人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は約3.4%と、高齢化が急速に進展している。

地域別では、蘭西で約2.3千人、蘭東約4.8千人、蘭北約1.8千人と蘭東周辺に約半数の人口が集中している。

(略)

2 生活環境の変化

(略)

表1 室蘭市の社会的情勢の推移

区 分	単位	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)
総 人 口	人	109,766	103,278	98,372	94,535	88,564
65才以上人口(内数)	人	18,475	22,088	25,272	27,699	30,118
構 成 率	%	16.8	21.3	25.7	29.3	34.1
世 帯 数	世帯	45,999	45,759	45,266	45,029	43,616
市街化区域面積	km <sup>2</sup>	35.88	35.95	35.95	35.95	35.96
人口集中地区面積	km <sup>2</sup>	28.4	27.9	28.0	27.9	26.7
人口集中地区内人口	人	93,720	85,251	80,623	77,222	69,665
給 水 人 口	人	109,109	103,191	98,724	94,388	87,784
水洗化世帯数	世帯	32,997	36,714	42,166	44,477	43,980
都市ガス需要家戸数	戸	38,41	39,926	38,551	36,212	34,584

(注) 総人口、世帯数、人口集中地区面積及び人口は、国勢調査(10月1日)の数値であり、その他は各年度末の数値である。

第5節 社会的現況

(略)

1 人 口

本市の人口は、昭和45年をピークに減少を続け、平成17年の国勢調査では10万人を割った。しかし65歳以上の人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は約3.7%と、高齢化が急速に進展している。

地域別では、蘭西で約1.3千人、蘭中で約1.0千人、蘭東で約4.4千人、蘭北で約1.5千人と蘭東周辺に約半数の人口が集中している。

(略)

2 生活環境の変化

(略)

表1 室蘭市の社会的情勢の推移

区 分	単位	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
総 人 口	人	103,278	98,372	94,535	88,564	82,383
65才以上人口(内数)	人	22,088	25,272	27,699	30,118	30,330
構 成 率	%	21.3	25.7	29.3	34.1	36.8
世 帯 数	世帯	45,759	45,266	45,029	43,616	41,766
市街化区域面積	km <sup>2</sup>	35.95	35.95	35.95	35.96	35.96
人口集中地区面積	km <sup>2</sup>	27.9	28.0	27.9	26.7	27.5
人口集中地区内人口	人	85,251	80,623	77,222	69,665	68,514
給 水 人 口	人	103,191	98,724	94,388	87,784	82,097
水洗化世帯数	世帯	36,714	42,166	44,477	43,980	42,858
都市ガス需要家戸数	戸	39,926	38,551	36,212	34,584	33,363

(注) 総人口、65歳以上人口(内数)、世帯数、人口集中地区面積及び人口集中地区人口は、国勢調査(10月1日)の数値であり、その他は室蘭市統計書に記載された直近年度の数値である。

数値の変更

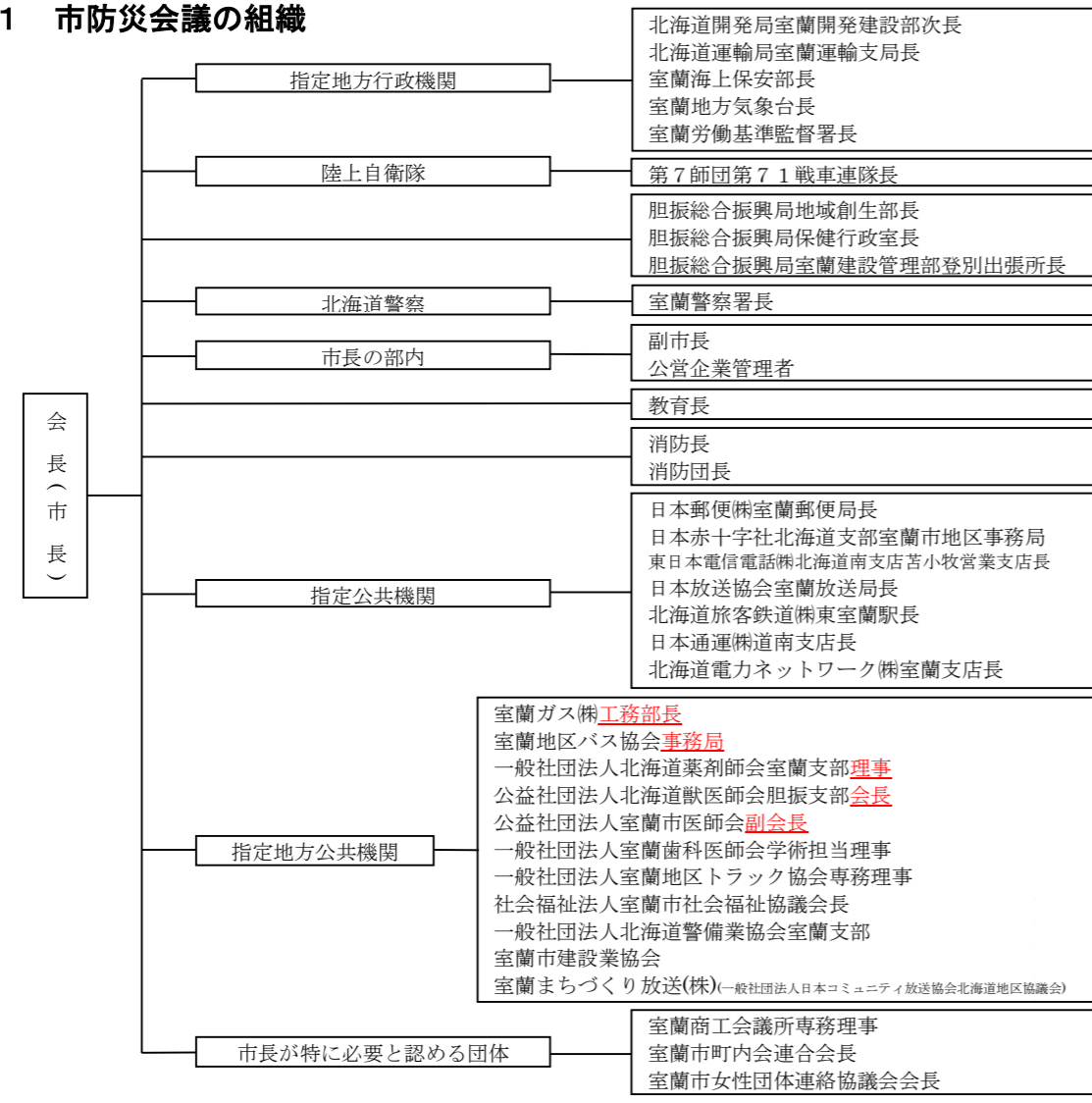
最新の国勢調査結果を反映した変更

### 第3章 防災組織

#### 第1節 市防災会議

(略)

##### 1 市防災会議の組織



##### 2 市防災会議の運営

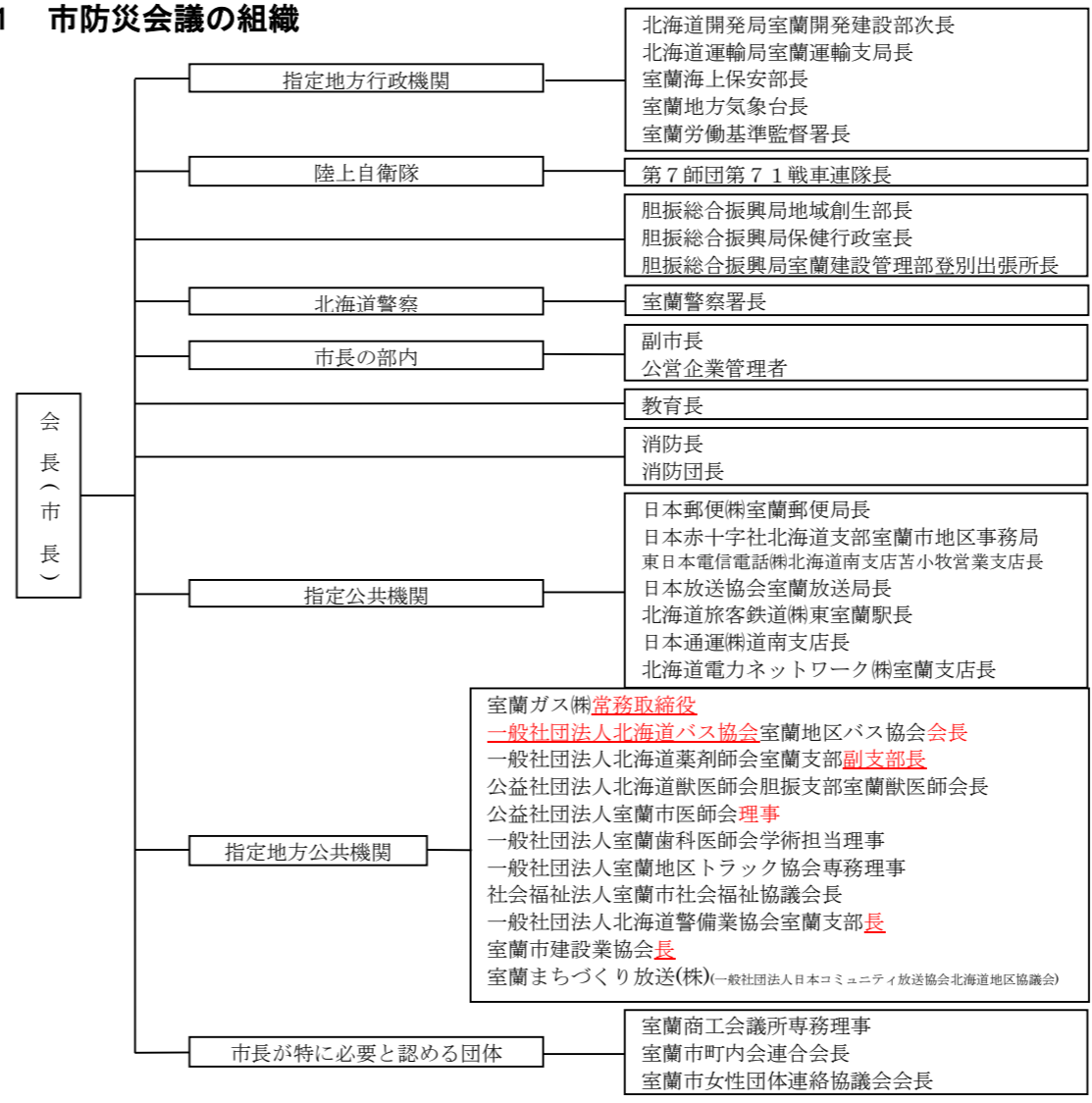
市防災会議の運営については、室蘭市防災会議条例及び室蘭市防災会議運営規程（昭和38年7月4日防災会議規程第1号）に定めるところによる。  
室蘭市防災会議委員名簿、防災会議条例及び防災会議運営規程を資料編に掲載。

### 第3章 防災組織

#### 第1節 市防災会議

(略)

##### 1 市防災会議の組織



##### 2 市防災会議の運営

市防災会議の運営については室蘭市防災会議条例及び室蘭市防災会議運営規程（昭和38年7月4日防災会議規程第1号）に定めるところによる。  
※ 室蘭市防災会議委員名簿、**室蘭市**防災会議条例及び**室蘭市**防災会議運営規程を資料編に掲載。

名称、役職の変更

記号の追加、名称の修正

## 第2節 災害対策本部

### 1 組織及び業務分担

(略)

#### 組織の主な業務分担

組織名	主な業務
共通事項	(略)
総務部	災害対策本部の設置及び運営 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめ 市民・報道機関への広報 資機材・燃料及び物資の調達 <u>罹災証明・被災確認証明</u> の発行
企画財政部	(略)
生活環境部	避難所開設の調整及び運営 町内会・自治会への連絡 災害による廃棄物・ <u>清掃処理及び消毒</u>
保健福祉部	(略)
経済部	(略)
都市建設部	(略)
港湾部	(略)
水道部	(略)
教育部	(略)
消防本部	(略)
市議会事務局	(略)
市立室蘭総合病院	(略)

## 第2節 災害対策本部

### 1 組織及び業務分担

(略)

#### 組織の主な業務分担

組織名	主な業務
共通事項	(略)
総務部	災害対策本部の設置及び運営 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめ 市民・報道機関への広報 資機材・燃料及び物資の調達 <u>り災(被災確認)証明書</u> の発行
企画財政部	(略)
生活環境部	避難所開設の調整及び運営 町内会・自治会への連絡 災害による廃棄物 <u>処理及び清掃・消毒</u>
保健福祉部	(略)
経済部	(略)
都市建設部	(略)
港湾部	(略)
水道部	(略)
教育部	(略)
消防本部	(略)
市議会事務局	(略)
市立室蘭総合病院	(略)

表現の修正

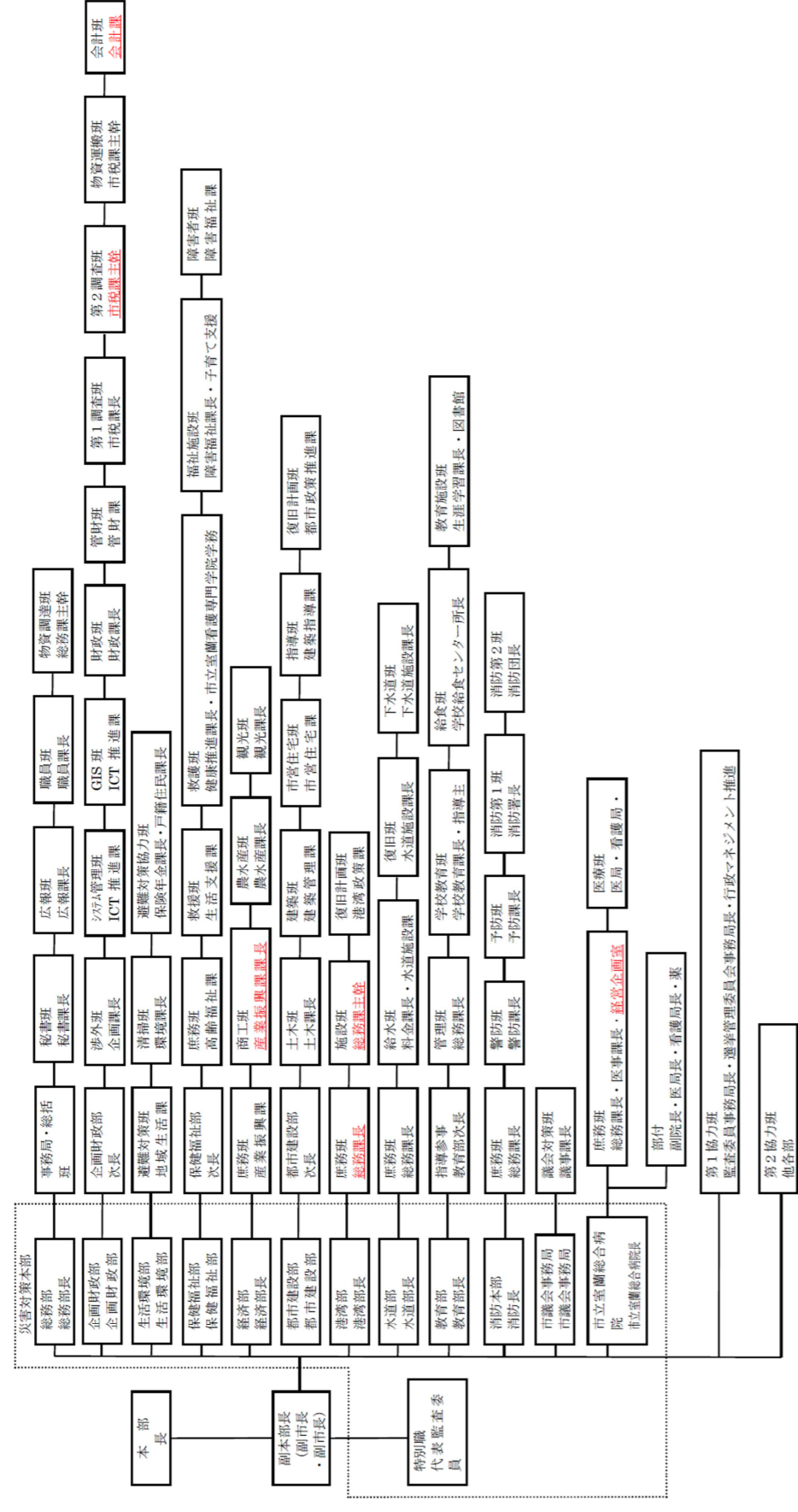


頁	現 行	改 定	備 考																
P. 16	<p><b>2 市災害対策本部の設置</b> (1) 設置基準</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市災害対策本部設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="192 304 1261 808"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>災害対策本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① (略) ② 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難勧告等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 協議事項</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所開設・<u>避難勧告</u>・避難指示(緊急)及びそれに関わる体制確保に関すること</p> <p>(略)</p> <p>※ 避難所開設に向けた流れ 防災対策課⇒災害対策本部(警戒本部)の設置及び開催⇒避難所(地区の学校施設か町内会館等を指定)の開設指示⇒各所管部署による開設準備⇒市民周知及び必要備品搬入並びに運営職員の配置⇒必要に応じて各部から避難所運営職員応援(災害対策本部からの指示)⇒避難所の開設状況等を把握(防災対策課)⇒災害対策本部から避難所閉鎖指示⇒市民周知及び閉鎖準備⇒避難所閉鎖及び搬入備品並びに職員撤収。(避難所の運営については、第2編 <u>風水害防災計画</u> 第4章 <u>災害応急対策計画</u> 第4節 <u>避難対策計画</u> (P91))</p> <p>(3) 設置場所 市本部は、室蘭市役所内(2階大会議室)に置く。ただし、災害の状況等から判断し応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、防災センター内(指揮本部室)又は、他の場所に置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市本部長の代理 市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、市本部長に事故あるとき、副本部長(副市長)がその職務を代理する。</p>	災害種別	災害対策本部設置基準	風水害	① (略) ② 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難勧告等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)	地震・津波	(略)	大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	<p><b>2 市災害対策本部の設置</b> (1) 設置基準</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市災害対策本部設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 304 2418 808"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>災害対策本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① (略) ② 多くの住家又は人的被害が発生し、<u>又は発生するおそれがあり</u>、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難指示等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 協議事項</p> <p>(略)</p> <p>② 避難所開設・避難指示・<u>緊急安全確保の発令</u>及びそれに関わる体制確保に関すること</p> <p>(略)</p> <p>※ 避難所開設から閉鎖までの流れ 防災対策課⇒災害対策本部(警戒本部)の設置及び開催⇒避難所(地区の学校施設か町内会館等を指定)の開設指示⇒各所管部署による開設準備⇒市民周知及び必要備品搬入並びに運営職員の配置⇒必要に応じて各部から避難所運営職員応援(災害対策本部からの指示)⇒避難所の開設状況等を把握(防災対策課)⇒災害対策本部から避難所閉鎖指示⇒市民周知及び閉鎖準備⇒避難所閉鎖及び搬入備品並びに職員撤収。(避難所の運営については、第2編 第4章第4節 <u>避難対策計画</u> (P98))</p> <p>(3) 設置場所 市本部は、室蘭市役所内(2階大会議室)に置く。ただし、災害の状況等から判断し応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、防災センター内(視聴覚研修室)又は、他の場所に置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市本部長の代理 市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、市本部長に事故あるときは、副本部長(副市長)がその職務を代理する。</p>	災害種別	災害対策本部設置基準	風水害	① (略) ② 多くの住家又は人的被害が発生し、 <u>又は発生するおそれがあり</u> 、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難指示等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)	地震・津波	(略)	大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p> <p>ページ数の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>表現の修正</p>
災害種別	災害対策本部設置基準																		
風水害	① (略) ② 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難勧告等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)																		
地震・津波	(略)																		
大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																		
災害種別	災害対策本部設置基準																		
風水害	① (略) ② 多くの住家又は人的被害が発生し、 <u>又は発生するおそれがあり</u> 、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難指示等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ (略)																		
地震・津波	(略)																		
大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																		
P. 17																			

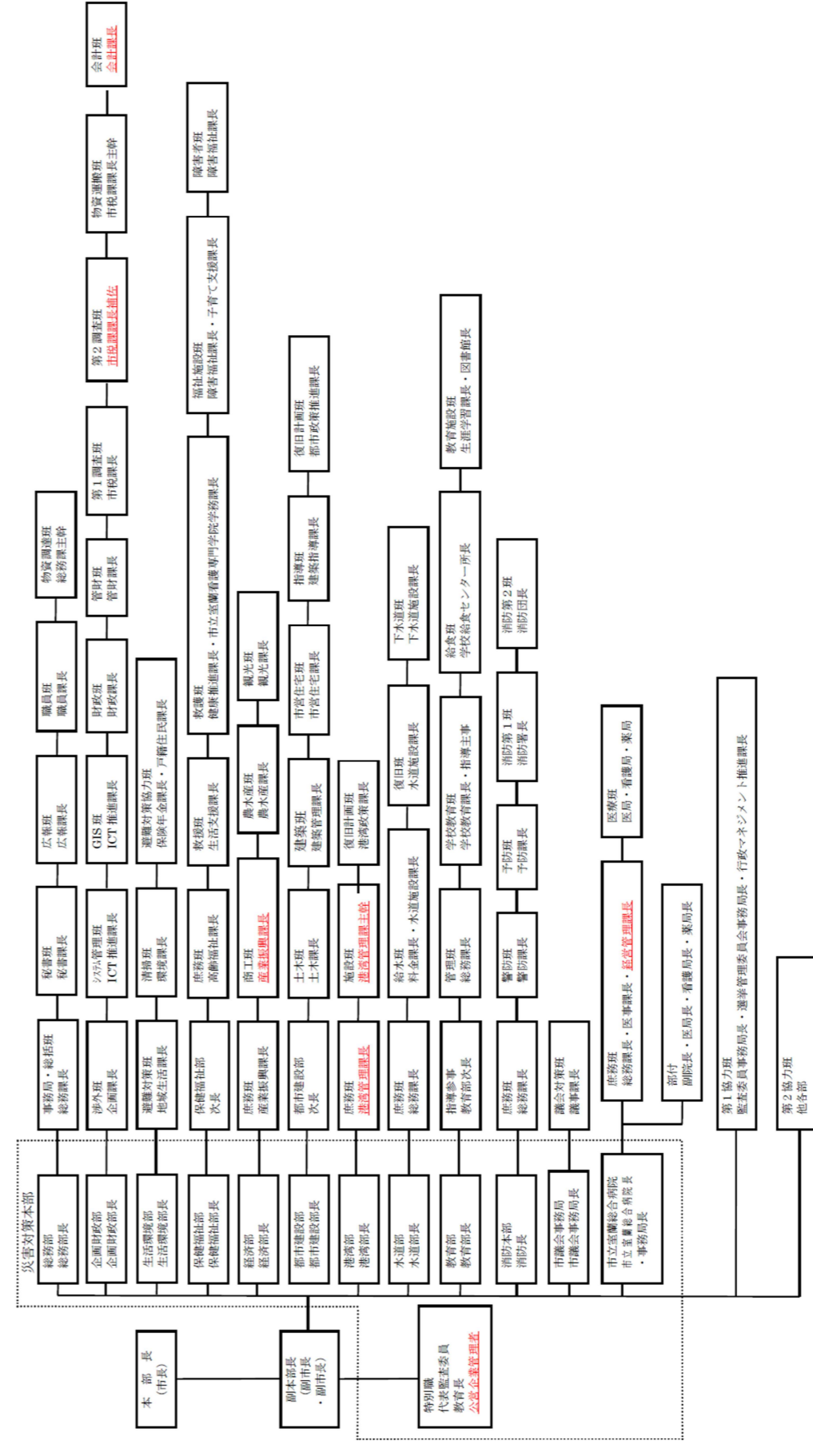
頁	現 行	改 定	備 考																																
P. 17	<p>(7) 市本部の廃止 市本部長は、災害の発生するおそれが<u>解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了した</u>ときは、市本部を廃止する。廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。</p> <p>(8) 災害対応執務室の設置  (略)</p> <p>① 設置場所 2階3号会議室 (ただし、災害の状況等から判断し他の場所に設置すること<u>もある</u>)  (略)</p>	<p>(7) 市本部の廃止 市本部長は、災害の発生するおそれが<u>なくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了した</u>ときは、市本部を廃止する。<u>なお</u>、廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。</p> <p>(8) 災害対応執務室の設置  (略)</p> <p>① 設置場所 2階3号会議室 (ただし、災害の状況等から判断し、<u>他の場所に設置することができる</u>)  (略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>表現の修正</p>																																
P. 18	<p><b>3 警戒本部の設置基準</b>  (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市警戒本部設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="231 787 1261 1270"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>警戒本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① 大型の<u>台風</u>の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、<u>さらに</u>被害の拡大が予想される時 ③ 避難<u>勧告</u>等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害、<u>生活</u>基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 非常配備体制</b> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがあり</u>、次の基準の一に該当する場合、市本部の設置の有無にかかわらず、関係各班は非常配備体制をとる。</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市非常配備体制基準</b></p> <table border="1" data-bbox="231 1512 1261 1785"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>非常配備体制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① 防災気象情報が発表され、住家<u>や</u>人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害種別	警戒本部設置基準	風水害	① 大型の <u>台風</u> の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、 <u>さらに</u> 被害の拡大が予想される時 ③ 避難 <u>勧告</u> 等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害、 <u>生活</u> 基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき	地震・津波	(略)	大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	災害種別	非常配備体制基準	風水害	① 防災気象情報が発表され、住家 <u>や</u> 人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき	地震・津波	(略)	大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	<p><b>3 警戒本部の設置基準</b>  (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市警戒本部設置基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1394 787 2418 1270"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>警戒本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、<u>又は発生するおそれがあり</u>、被害の拡大が予想される時 ③ 避難<u>指示</u>等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害<u>又は</u>生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 非常配備体制</b> <u>災害時</u>、次の基準の一に該当する場合、市本部の設置の有無にかかわらず、関係各班は非常配備体制をとる。</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市非常配備体制基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1394 1512 2418 1785"> <thead> <tr> <th>災害種別</th> <th>非常配備体制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td>① 防災気象情報が発表され、住家<u>又は</u>人的被害等の災害が発生し、<u>又は</u>発生のおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害種別	警戒本部設置基準	風水害	① 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、 <u>又は発生するおそれがあり</u> 、被害の拡大が予想される時 ③ 避難 <u>指示</u> 等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害 <u>又は</u> 生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき	地震・津波	(略)	大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	災害種別	非常配備体制基準	風水害	① 防災気象情報が発表され、住家 <u>又は</u> 人的被害等の災害が発生し、 <u>又は</u> 発生のおそれがあるとき	地震・津波	(略)	大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p>
災害種別	警戒本部設置基準																																		
風水害	① 大型の <u>台風</u> の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、 <u>さらに</u> 被害の拡大が予想される時 ③ 避難 <u>勧告</u> 等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害、 <u>生活</u> 基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき																																		
地震・津波	(略)																																		
大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																																		
災害種別	非常配備体制基準																																		
風水害	① 防災気象情報が発表され、住家 <u>や</u> 人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき																																		
地震・津波	(略)																																		
大事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																																		
災害種別	警戒本部設置基準																																		
風水害	① 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、 <u>又は発生するおそれがあり</u> 、被害の拡大が予想される時 ③ 避難 <u>指示</u> 等の応急対策が必要なとき ④ (略) ⑤ 交通機関の障害 <u>又は</u> 生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき																																		
地震・津波	(略)																																		
大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																																		
災害種別	非常配備体制基準																																		
風水害	① 防災気象情報が発表され、住家 <u>又は</u> 人的被害等の災害が発生し、 <u>又は</u> 発生のおそれがあるとき																																		
地震・津波	(略)																																		
大規模な事故災害 (大規模火災、海上、道路災害等)	(略)																																		



別表1 室蘭市災害対策本部組織図(現行)



別表1 室蘭市災害対策本部組織図(改正案)



機構改革による変更

頁	現 行	改 定	備 考																																						
P. 20	<p>別表2 市本部業務分担表</p> <p>※ 各班は、災害規模・対応過程において必要に応じ部内各班及び各部の応援を行う。</p> <p>総務部</p> <table border="1" data-bbox="192 235 1261 724"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)</td> <td>1～7 (略) 8 避難のための勧告又は指示の統制に関すること 9～18 (略)</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班 (広報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>職員班 (職員課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資調達班 (総務課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	業 務 分 担	事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	1～7 (略) 8 避難のための勧告又は指示の統制に関すること 9～18 (略)	秘書班 (秘書課)	(略)	広報班 (広報課)	(略)	職員班 (職員課)	(略)	物資調達班 (総務課)	(略)	<p>別表2 市本部業務分担表</p> <p>※ 各班は、災害規模・対応過程において必要に応じ部内各班及び各部の応援を行う。</p> <p>総務部</p> <table border="1" data-bbox="1359 235 2427 724"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)</td> <td>1～7 (略) 8 避難指示の統制に関すること 9～18 (略)</td> </tr> <tr> <td>秘書班 (秘書課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報班 (広報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>職員班 (職員課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資調達班 (総務課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	業 務 分 担	事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	1～7 (略) 8 避難指示の統制に関すること 9～18 (略)	秘書班 (秘書課)	(略)	広報班 (広報課)	(略)	職員班 (職員課)	(略)	物資調達班 (総務課)	(略)	北海道地域防災計画改定に基づく変更														
班 名	業 務 分 担																																								
事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	1～7 (略) 8 避難のための勧告又は指示の統制に関すること 9～18 (略)																																								
秘書班 (秘書課)	(略)																																								
広報班 (広報課)	(略)																																								
職員班 (職員課)	(略)																																								
物資調達班 (総務課)	(略)																																								
班 名	業 務 分 担																																								
事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	1～7 (略) 8 避難指示の統制に関すること 9～18 (略)																																								
秘書班 (秘書課)	(略)																																								
広報班 (広報課)	(略)																																								
職員班 (職員課)	(略)																																								
物資調達班 (総務課)	(略)																																								
P. 21	<p>企画財政部</p> <table border="1" data-bbox="192 823 1261 1537"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渉外班 (企画課) <u>(東京事務所)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム管理班 (ICT推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>G I S班 (ICT推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1調査班 (市税課)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2調査班 (市税課)</td> </tr> <tr> <td>物資運搬班 (市税課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>会計班 <u>(会計課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	渉外班 (企画課) <u>(東京事務所)</u>	(略)	システム管理班 (ICT推進課)	(略)	G I S班 (ICT推進課)	(略)	財政班 (財政課)	(略)	管財班 (管財課)	(略)	第1調査班 (市税課)	(略)	第2調査班 (市税課)	物資運搬班 (市税課)	(略)	会計班 <u>(会計課)</u>	(略)	<p>企画財政部</p> <table border="1" data-bbox="1359 823 2427 1537"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渉外班 (企画課) <u>(削除)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム管理班 (ICT推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>G I S班 (ICT推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1調査班 (市税課)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2調査班 (市税課)</td> </tr> <tr> <td>物資運搬班 (市税課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>会計班 <u>(会計課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	渉外班 (企画課) <u>(削除)</u>	(略)	システム管理班 (ICT推進課)	(略)	G I S班 (ICT推進課)	(略)	財政班 (財政課)	(略)	管財班 (管財課)	(略)	第1調査班 (市税課)	(略)	第2調査班 (市税課)	物資運搬班 (市税課)	(略)	会計班 <u>(会計課)</u>	(略)	機構改革による変更
班 名	業 務 分 担																																								
渉外班 (企画課) <u>(東京事務所)</u>	(略)																																								
システム管理班 (ICT推進課)	(略)																																								
G I S班 (ICT推進課)	(略)																																								
財政班 (財政課)	(略)																																								
管財班 (管財課)	(略)																																								
第1調査班 (市税課)	(略)																																								
第2調査班 (市税課)																																									
物資運搬班 (市税課)	(略)																																								
会計班 <u>(会計課)</u>	(略)																																								
班 名	業 務 分 担																																								
渉外班 (企画課) <u>(削除)</u>	(略)																																								
システム管理班 (ICT推進課)	(略)																																								
G I S班 (ICT推進課)	(略)																																								
財政班 (財政課)	(略)																																								
管財班 (管財課)	(略)																																								
第1調査班 (市税課)	(略)																																								
第2調査班 (市税課)																																									
物資運搬班 (市税課)	(略)																																								
会計班 <u>(会計課)</u>	(略)																																								
			体裁の修正																																						

頁	現 行	改 定	備 考																								
P. 24	<p>都市建設部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木班 (土木課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建築班 (建築管理課)</td> <td>1～3 (略) 4 <b>災害</b>救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること</td> </tr> <tr> <td>市営住宅班 (市営住宅課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導班 (建築指導課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>復旧計画班 (都市政策推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	業 務 分 担	土木班 (土木課)	(略)	建築班 (建築管理課)	1～3 (略) 4 <b>災害</b> 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること	市営住宅班 (市営住宅課)	(略)	指導班 (建築指導課)	(略)	復旧計画班 (都市政策推進課)	(略)	<p>都市建設部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木班 (土木課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建築班 (建築管理課)</td> <td>1～3 (略) 4 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること</td> </tr> <tr> <td>市営住宅班 (市営住宅課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導班 (建築指導課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>復旧計画班 (都市政策推進課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	業 務 分 担	土木班 (土木課)	(略)	建築班 (建築管理課)	1～3 (略) 4 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること	市営住宅班 (市営住宅課)	(略)	指導班 (建築指導課)	(略)	復旧計画班 (都市政策推進課)	(略)	定義付けによる修正
班 名	業 務 分 担																										
土木班 (土木課)	(略)																										
建築班 (建築管理課)	1～3 (略) 4 <b>災害</b> 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること																										
市営住宅班 (市営住宅課)	(略)																										
指導班 (建築指導課)	(略)																										
復旧計画班 (都市政策推進課)	(略)																										
班 名	業 務 分 担																										
土木班 (土木課)	(略)																										
建築班 (建築管理課)	1～3 (略) 4 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること																										
市営住宅班 (市営住宅課)	(略)																										
指導班 (建築指導課)	(略)																										
復旧計画班 (都市政策推進課)	(略)																										
P. 25	<p>港湾部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庶務班 (<b>総務</b>課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設班 (<b>総務</b>課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>復旧計画班 (港湾政策課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	庶務班 ( <b>総務</b> 課)	(略)	施設班 ( <b>総務</b> 課)	(略)	復旧計画班 (港湾政策課)	(略)	<p>港湾部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庶務班 (<b>港湾管理</b>課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設班 (<b>港湾管理</b>課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>復旧計画班 (港湾政策課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	庶務班 ( <b>港湾管理</b> 課)	(略)	施設班 ( <b>港湾管理</b> 課)	(略)	復旧計画班 (港湾政策課)	(略)	機構改革による変更								
班 名	業 務 分 担																										
庶務班 ( <b>総務</b> 課)	(略)																										
施設班 ( <b>総務</b> 課)	(略)																										
復旧計画班 (港湾政策課)	(略)																										
班 名	業 務 分 担																										
庶務班 ( <b>港湾管理</b> 課)	(略)																										
施設班 ( <b>港湾管理</b> 課)	(略)																										
復旧計画班 (港湾政策課)	(略)																										
P. 28	<p>市立室蘭総合病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庶務班 (総務課) (医事課) (経営<b>企画室</b>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療班 (医局) (看護局) (薬局)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	庶務班 (総務課) (医事課) (経営 <b>企画室</b> )	(略)	医療班 (医局) (看護局) (薬局)	(略)	<p>市立室蘭総合病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庶務班 (総務課) (医事課) (経営<b>管理課</b>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療班 (医局) (看護局) (薬局)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	班 名	業 務 分 担	庶務班 (総務課) (医事課) (経営 <b>管理課</b> )	(略)	医療班 (医局) (看護局) (薬局)	(略)	機構改革による変更												
班 名	業 務 分 担																										
庶務班 (総務課) (医事課) (経営 <b>企画室</b> )	(略)																										
医療班 (医局) (看護局) (薬局)	(略)																										
班 名	業 務 分 担																										
庶務班 (総務課) (医事課) (経営 <b>管理課</b> )	(略)																										
医療班 (医局) (看護局) (薬局)	(略)																										







## 第2編 風水害防災計画





# 第2編 風水害防災計画

## 第1章 風水害の想定

# 第2編 風水害防災計画

## 第1章 風水害の想定

P 3 6

### 第2節 計画で想定する風水害

#### 1 気象警報の種類別件数及び発表率

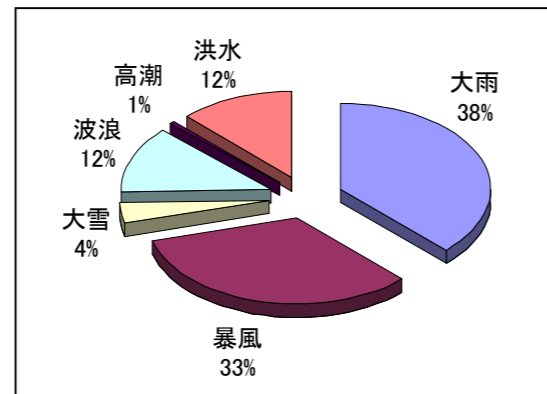
胆振地方における1947年(昭和22年)から2019年(令和元年)までの72年間に  
おける、気象警報総数410回の種類別発表率は次のとおりである。

(1) 気象警報発表件数

災害種類	発表件数
大雨	154
暴風	136
大雪	16
波浪	51
高潮	2
洪水	51
計	410

※大雨、暴風が全体の約71%を占める。

(2) 発表率



#### 2 風水害の想定

過去の観測値

室蘭地方気象台における、室蘭市の降水量及び風速の観測値の極値・順位は次のとおりである。

降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第1位	第2位	第3位	統計期間
日最大1時間降水量	51.3 mm	50.0 mm	49.0 mm	1940/1
日降水量	1949.9.23	1961.9.4	1943.7.30	~2020/4
月最大24時間降水量	170.0 mm	141.0 mm	140.5 mm	1923/1
日最大風速	1975.11.7	1998.8.16	1981.8.23	~2020/4
日最大瞬間風速	182.5 mm	178.5 mm	169.0 mm	1963/1
	2010.8.12	1975.11.7	1981.8.23	~2020/4
日最大風速	南 37.2m/s	西南西 30.0m/s	西 29.9m/s	1923/1
	1954.9.26	1958.1.2	2012.11.27	~2020/4
日最大瞬間風速	南 55.0m/s	南南西 45.7m/s	西 39.7m/s	1952/1
	1954.9.26	2004.9.8	2012.11.27	~2020/4

(注) 風速の、1954年(昭和29年)9月26日の記録は、台風第15号(洞爺丸台風)で観測している

### 第2節 計画で想定する風水害

#### 1 気象警報の発表割合

胆振地方における1947年(昭和22年)以降の気象警報の発表割合としては、大雨、暴風が全体の約7割を占め、内訳はそれぞれ5割程度となっている。

(削除)

#### 2 風水害の想定

過去の観測値

室蘭地方気象台における、室蘭市の降水量及び風速の観測値の極値・順位は次のとおりである。

降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第1位	第2位	第3位	統計期間
日最大1時間降水量	51.3 mm	50.0 mm	49.0 mm	1940/1
日降水量	1949.9.23	1961.9.4	1943.7.30	~2023/10
月最大24時間降水量	170.0 mm	141.5 mm	141.0 mm	1923/1
日最大風速	1975.11.7	2021.8.10	1998.8.16	~2023/10
日最大瞬間風速	182.5 mm	178.5 mm	170.0 mm	1963/1
	2010.8.12	1975.11.7	2021.8.10	~2023/10
日最大風速	南 37.2m/s	西南西 30.0m/s	西 29.9m/s	1923/1
	1954.9.26	1958.1.2	2012.11.27	~2023/10
日最大瞬間風速	南 55.0m/s	南南西 45.7m/s	西 39.7m/s	1952/1
	1954.9.26	2004.9.8	2012.11.27	~2023/10

(注) 風速の、1954年(昭和29年)9月26日の記録は、台風第15号(洞爺丸台風)で観測している

表現の変更

室蘭地方気象台による意見の反映

頁	現 行	改 定	備 考																																														
P 3 7	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害通信計画</b></p> <p><b>第 1 節 気象業務に関する計画</b></p> <p><b>1 気象等の予報区と担当官署</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 予報区  <u>予報及び注意報・警報・特別警報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。</u>北海道においては、<u>北海道地方予報区として札幌管区気象台が担当する。北海道地方予報区は</u>7つの府県予報区に分かれており、室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害通信計画</b></p> <p><b>第 1 節 気象業務に関する計画</b></p> <p><b>1 気象等の予報区と担当官署</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 予報区  <u>予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区であり、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区からなっている。</u>北海道においては<u>全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と</u>7つの府県予報区に分かれている。室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>																																														
P 3 8	<p>2) 地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時刻  気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時刻は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="231 793 1270 1312"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報・警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報)</td> <td>毎日3回(05. 11. 17時)</td> </tr> <tr> <td>地方週間天気予報</td> <td>毎日2回(11. 17時)</td> </tr> <tr> <td>地方季節予報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異常天候早期警戒情報</td> <td>原則毎週2回(月・木)</td> </tr> <tr> <td>1か月予報</td> <td>毎週1回(木)</td> </tr> <tr> <td>3か月予報</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td>暖候期予報 寒候期予報</td> <td>毎年1回(2月) 毎年1回(9月)</td> </tr> <tr> <td>地方気象情報</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報・警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05. 11. 17時)	地方週間天気予報	毎日2回(11. 17時)	地方季節予報		異常天候早期警戒情報	原則毎週2回(月・木)	1か月予報	毎週1回(木)	3か月予報	毎月1回	暖候期予報 寒候期予報	毎年1回(2月) 毎年1回(9月)	地方気象情報	随時	室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	(略)	(略)	<p>(2) 地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時刻  気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時刻は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1397 793 2436 1312"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報・警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報)</td> <td>毎日3回(05. 11. 17時)</td> </tr> <tr> <td>地方週間天気予報</td> <td>毎日2回(11. 17時)</td> </tr> <tr> <td>地方季節予報</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2週間気温予報</u></td> <td><u>毎日1回(14時30分)</u></td> </tr> <tr> <td>異常天候早期警戒情報</td> <td>原則毎週2回(月・木)</td> </tr> <tr> <td>1か月予報</td> <td>毎週1回(木)</td> </tr> <tr> <td>3か月予報 暖候期予報 寒候期予報</td> <td>毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月)</td> </tr> <tr> <td>地方気象情報</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報・警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05. 11. 17時)	地方週間天気予報	毎日2回(11. 17時)	地方季節予報		<u>2週間気温予報</u>	<u>毎日1回(14時30分)</u>	異常天候早期警戒情報	原則毎週2回(月・木)	1か月予報	毎週1回(木)	3か月予報 暖候期予報 寒候期予報	毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月)	地方気象情報	随時	室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	(略)	(略)	<p>室蘭地方気象台による意見の反映</p>
担 当 官 署	予報・警報等の種類	回 数																																															
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05. 11. 17時)																																															
	地方週間天気予報	毎日2回(11. 17時)																																															
	地方季節予報																																																
	異常天候早期警戒情報	原則毎週2回(月・木)																																															
	1か月予報	毎週1回(木)																																															
	3か月予報	毎月1回																																															
	暖候期予報 寒候期予報	毎年1回(2月) 毎年1回(9月)																																															
地方気象情報	随時																																																
室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	(略)	(略)																																															
担 当 官 署	予報・警報等の種類	回 数																																															
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05. 11. 17時)																																															
	地方週間天気予報	毎日2回(11. 17時)																																															
	地方季節予報																																																
	<u>2週間気温予報</u>	<u>毎日1回(14時30分)</u>																																															
	異常天候早期警戒情報	原則毎週2回(月・木)																																															
	1か月予報	毎週1回(木)																																															
	3か月予報 暖候期予報 寒候期予報	毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月)																																															
地方気象情報	随時																																																
室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	(略)	(略)																																															
P 3 9	<p><b>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達方法</b></p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法及び伝達方法等は次のとおりである。</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報  ① 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準  室蘭地方気象台が発表する室蘭市に関する基準は次のとおりである。（基準値はいずれも予想値）</p>	<p><b>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</b></p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報、<u>土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報</u>並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）<u>及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律（平成12年法律第57号）</u>の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法及び伝達方法等は次のとおりである。</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報  ① 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準  室蘭地方気象台が発表する室蘭市に関する基準は次のとおりである。（基準値はいずれも予想値）</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>																																														
P 4 0	<p>ア 特別警報 <u>(令和2年8月6日現在)</u>  <u>警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、</u>重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p>	<p>ア <u>気象等に関する</u>特別警報  <u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p>	<p>時点の削除  北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>																																														

頁	現 行		改 定		備 考	
P. 40	現象の種類	発表想定	種類	発表想定	北海道地域防災計画の改定に基づく変更	
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に注意すべき事項が記載される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
	洪水 (流域雨量指数)	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (流域雨量指数) 鷲別川流域12.1以上、知利別川流域9.7以上、 本輪西川流域9.5以上、ポロペケレオタ川流域7以上 チマイベツ川流域12以上、ペトル川流域7.8以上 コイカクシ川流域6.4以上	(削除)	(削除)		
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		
	高潮		高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
	波浪		波浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。		
	<b>警 報 (令和2年8月6日現在)</b>		<b>警 報</b>			北海道地域防災計画の改定に基づく変更  時点の削除  表現の修正  室蘭地方气象台による意見の反映  北海道地域防災計画の改定に基づく変更  室蘭地方气象台による意見の反映
	種類	発表基準	種類	発表基準		
暴風 (平均風速)	(略)	暴風 (平均風速)	(略)			
暴風雪 (平均風速)	(略)	暴風雪 (平均風速)	(略)			
波浪 (有義波高)	(略)	波浪 (有義波高)	(略)			
高潮 (潮位T・P上)	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 1.3m以上	高潮 (潮位T・P上)	台風等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。 1.3m以上			
大雨	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (浸水害) 表面雨量指数基準15以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準137以上	大雨	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (浸水害) 表面雨量指数基準15以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準147以上 <u>(土砂災害、浸水害) 両基準に到達すると予想される場合</u>			
洪水 (流域雨量指数)	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (流域雨量指数) 鷲別川流域8.9以上、知利別川流域8.1以上、 本輪西川流域7.9以上、ポロペケレオタ川流域5.8以上 チマイベツ川流域10以上、ペトル川流域6.5以上 コイカクシ川流域5.3以上	洪水 (流域雨量指数)	洪水により重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (流域雨量指数) 鷲別川流域9.9以上、知利別川流域7.9以上、 本輪西川流域7.7以上、ポロペケレオタ川流域5.8以上 チマイベツ川流域10以上、ペトル川流域6.5以上 コイカクシ川流域5以上			
大雪	(略)	大雪	(略)			
(略)		(略)				
P. 41						

頁	現 行	改 定	備 考																																																								
P. 4 1	<p style="text-align: center;"><u>注意報 (令和2年8月6日現在)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>風 雪 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>波 浪 (有義波高)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	強 風 (平均風速)	(略)	風 雪 (平均風速)	(略)	波 浪 (有義波高)	(略)	<p style="text-align: center;"><u>(イ) 気象注意報</u></p> <p style="text-align: center;">注意報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>風 雪 (平均風速)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>波 浪 (有義波高)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	強 風 (平均風速)	(略)	風 雪 (平均風速)	(略)	波 浪 (有義波高)	(略)	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更 時点の削除</p>																																								
種 類	発 表 基 準																																																										
強 風 (平均風速)	(略)																																																										
風 雪 (平均風速)	(略)																																																										
波 浪 (有義波高)	(略)																																																										
種 類	発 表 基 準																																																										
強 風 (平均風速)	(略)																																																										
風 雪 (平均風速)	(略)																																																										
波 浪 (有義波高)	(略)																																																										
P. 4 2	<p style="text-align: center;"><u>注意報 (令和2年4月1日現在)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 潮 (潮位T・P上)</td> <td>台風や低気圧等による<u>異常な海面</u>の上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準<u>6.9</u>以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水 (流域雨量指数、複合基準)</td> <td>水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域<u>7.1</u>以上、知利別川流域<u>6.4</u>以上 本輪西川流域<u>6.3</u>以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域<u>4.2</u>以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.4</u>) *</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>濃 霧 (視 程)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>霜 (最低気温)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>な だ れ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>低 温 (通 年)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>着 氷 (船 体)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融 雪 (融雪量・雨量)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>* 3 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p>	種 類	発 表 基 準	高 潮 (潮位T・P上)	台風や低気圧等による <u>異常な海面</u> の上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上	大 雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準 <u>6.9</u> 以上	洪 水 (流域雨量指数、複合基準)	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域 <u>7.1</u> 以上、知利別川流域 <u>6.4</u> 以上 本輪西川流域 <u>6.3</u> 以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域 <u>4.2</u> 以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.4</u> ) *	大 雪	(略)	雷	(略)	乾 燥	(略)	濃 霧 (視 程)	(略)	霜 (最低気温)	(略)	な だ れ	(略)	低 温 (通 年)	(略)	着 雪	(略)	着 氷 (船 体)	(略)	融 雪 (融雪量・雨量)	(略)	<p style="text-align: center;">注意報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 潮 (潮位T・P上)</td> <td>台風や低気圧等による<u>海面の異常な</u>上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準<u>7.9</u>以上</td> </tr> <tr> <td>洪 水 (流域雨量指数、複合基準)</td> <td>水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域<u>7.9</u>以上、知利別川流域<u>6.3</u>以上 本輪西川流域<u>6.1</u>以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域<u>4</u>以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.2</u>) * <u>3</u></td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>濃 霧 (視 程)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>霜 (最低気温)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>な だ れ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>低 温 (通 年)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>着 雪</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>着 氷 (船 体)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融 雪 (融雪量・雨量)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>* 3 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p>	種 類	発 表 基 準	高 潮 (潮位T・P上)	台風や低気圧等による <u>海面の異常な</u> 上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上	大 雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準 <u>7.9</u> 以上	洪 水 (流域雨量指数、複合基準)	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域 <u>7.9</u> 以上、知利別川流域 <u>6.3</u> 以上 本輪西川流域 <u>6.1</u> 以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域 <u>4</u> 以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.2</u> ) * <u>3</u>	大 雪	(略)	雷	(略)	乾 燥	(略)	濃 霧 (視 程)	(略)	霜 (最低気温)	(略)	な だ れ	(略)	低 温 (通 年)	(略)	着 雪	(略)	着 氷 (船 体)	(略)	融 雪 (融雪量・雨量)	(略)	<p>時点の削除 北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>室蘭地方気象台による意見の反映</p>
種 類	発 表 基 準																																																										
高 潮 (潮位T・P上)	台風や低気圧等による <u>異常な海面</u> の上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上																																																										
大 雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準 <u>6.9</u> 以上																																																										
洪 水 (流域雨量指数、複合基準)	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域 <u>7.1</u> 以上、知利別川流域 <u>6.4</u> 以上 本輪西川流域 <u>6.3</u> 以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域 <u>4.2</u> 以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.4</u> ) *																																																										
大 雪	(略)																																																										
雷	(略)																																																										
乾 燥	(略)																																																										
濃 霧 (視 程)	(略)																																																										
霜 (最低気温)	(略)																																																										
な だ れ	(略)																																																										
低 温 (通 年)	(略)																																																										
着 雪	(略)																																																										
着 氷 (船 体)	(略)																																																										
融 雪 (融雪量・雨量)	(略)																																																										
種 類	発 表 基 準																																																										
高 潮 (潮位T・P上)	台風や低気圧等による <u>海面の異常な</u> 上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合 1.0m以上																																																										
大 雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準 <u>7.9</u> 以上																																																										
洪 水 (流域雨量指数、複合基準)	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域 <u>7.9</u> 以上、知利別川流域 <u>6.3</u> 以上 本輪西川流域 <u>6.1</u> 以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域5.2以上 コイカクシ川流域 <u>4</u> 以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域 (8, <u>3.2</u> ) * <u>3</u>																																																										
大 雪	(略)																																																										
雷	(略)																																																										
乾 燥	(略)																																																										
濃 霧 (視 程)	(略)																																																										
霜 (最低気温)	(略)																																																										
な だ れ	(略)																																																										
低 温 (通 年)	(略)																																																										
着 雪	(略)																																																										
着 氷 (船 体)	(略)																																																										
融 雪 (融雪量・雨量)	(略)																																																										



頁	現 行	改 定	備 考										
P. 43	(新設)	<p><u>(ウ) キキクル (大雨警報・洪水警報) の危険度分布等</u></p> <table border="1" data-bbox="1347 191 2466 1524"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 197 1495 224">種類</th> <th data-bbox="2006 197 2065 224">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 386 1576 516"> <u>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</u> </td> <td data-bbox="1596 228 2457 667"> <p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 743 1576 842"> <u>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</u> </td> <td data-bbox="1596 674 2457 903"> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1083 1576 1182"> <u>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</u> </td> <td data-bbox="1596 909 2457 1348"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川経路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1404 1576 1472"> <u>流域雨量指数の予測値</u> </td> <td data-bbox="1596 1354 2457 1518"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</u>	<p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>	<u>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>	<u>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川経路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
種類	概要												
<u>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</u>	<p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>												
<u>浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>												
<u>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川経路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・ 「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・ 「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>												
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。</p>												
P. 44													

頁	現 行	改 定	備 考
P. 44	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>○ 顕著な大雨に関する気象情報</u>  <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。</u>  <u>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。</u>  <u>なお、これを補足する情報として、気象庁の「雨雲の動き」、「今後の雨」(1時間雨量又は3時間雨量)において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を確認することができる。</u></p> <p><u>※ 雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト) : <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></u>  <u>※ 今後の雨 : <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/">https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/</a></u></p>	<p>室蘭地方気象台による意見の反映</p>
P. 45	<p>○ 土砂災害警戒情報  大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市長が防災活動・避難勧告等の判断や住民の自主避難の判断の参考となるよう、胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で作成し発表する。  <u>なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報(<a href="https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/">https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/</a>)で実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u></p> <p>○ 記録的短時間大雨情報  数年に一度程度しか発生しないような<u>激しい短時間の大雨</u>を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、胆振・日高地方気象情報的一种として発表する。室蘭市を含む胆振地方の基準は、1時間雨量100mm以上である。  この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に再発生の危険度が高まっている場所については、<u>警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></p> <p><u>※大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報) : <a href="https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html">https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html</a></u>  <u>※大雨警報(浸水害)の危険度分布 : <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></u>  <u>※洪水警報の危険度分布 : <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</a></u></p> <p>○ 竜巻注意情報  積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。情報の有効時間は、発表から約1時間である。</p> <p><u>※高解像度降水ナウキャスト(竜巻発生確度ナウキャスト) : <a href="https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/">https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</a></u></p>	<p>○ 土砂災害警戒情報  大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。  <u>市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。<u>(<a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ements:land/">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ements:land/</a>)危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></u></p> <p>○ 記録的短時間大雨情報  <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、胆振・日高地方気象情報的一种として発表する。室蘭市を含む胆振地方の基準は、1時間雨量100mm以上である。</u>  この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>キキクル「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p><u>土砂キキクル(危険度分布) <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a></u>  <u>浸水キキクル(危険度分布) <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a></u>  <u>洪水キキクル(危険度分布) <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</a></u></p> <p>○ 竜巻注意情報  積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。<u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった場所を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効時間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p><u>※ 雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト) : <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/">https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/</a></u></p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>

頁	現 行	改 定	備 考																																																												
P. 46	<p>② 防災気象情報と警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">警戒 レベル</th> <th colspan="3">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報 がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒 レベル5</td> <td>氾濫 発生情報</td> <td><del>〔大雨特別警報（浸水害）〕</del></td> <td><del>〔大雨特別警報（土砂災害）〕</del></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル4</td> <td>氾濫 危険情報</td> <td>・ <del>洪水警報の危険度分布 （非常に危険）</del></td> <td>・ 土砂災害警戒情報 ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（非常に危険）</del> ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（極めて危険）</del></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル3</td> <td>氾濫 警戒情報</td> <td>・ 洪水警報 ・ <del>洪水警報の危険度分布 （警戒）</del></td> <td>・ 大雨警報（土砂災害） ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（警戒）</del></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル2</td> <td>氾濫 注意情報</td> <td>・ <del>洪水警報の危険度分布 （注意）</del></td> <td>・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（注意）</del></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル1</td> <td></td> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報 がある場合	水位情報がない場合		警戒 レベル5	氾濫 発生情報	<del>〔大雨特別警報（浸水害）〕</del>	<del>〔大雨特別警報（土砂災害）〕</del>	警戒 レベル4	氾濫 危険情報	・ <del>洪水警報の危険度分布 （非常に危険）</del>	・ 土砂災害警戒情報 ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（非常に危険）</del> ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（極めて危険）</del>	警戒 レベル3	氾濫 警戒情報	・ 洪水警報 ・ <del>洪水警報の危険度分布 （警戒）</del>	・ 大雨警報（土砂災害） ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（警戒）</del>	警戒 レベル2	氾濫 注意情報	・ <del>洪水警報の危険度分布 （注意）</del>	・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（注意）</del>	警戒 レベル1			（略）	<p>② 防災気象情報と警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">警戒 レベル</th> <th colspan="3">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報 がある場合</th> <th>水位情報がない場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒 レベル5</td> <td>氾濫 発生情報</td> <td>大雨特別警報（浸水害） <u>〔災害切迫〕</u></td> <td>大雨特別警報（土砂災害） <u>〔災害切迫〕</u></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル4</td> <td>氾濫 危険情報</td> <td><u>洪水キキクル（危険度分 布（危険））</u></td> <td>・ 土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（危 険））</u> <u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル3</td> <td>氾濫 警戒情報</td> <td>・ 洪水警報 ・ <u>洪水キキクル（危険度分 布（警戒））</u></td> <td>・ 大雨警報（土砂災害） ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（警 戒））</u></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル2</td> <td>氾濫 注意情報</td> <td><u>洪水キキクル（危険度分 布（注意））</u></td> <td><u>土砂キキクル（危険度分布（注 意））</u></td> </tr> <tr> <td>警戒 レベル1</td> <td></td> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報 がある場合	水位情報がない場合		警戒 レベル5	氾濫 発生情報	大雨特別警報（浸水害） <u>〔災害切迫〕</u>	大雨特別警報（土砂災害） <u>〔災害切迫〕</u>	警戒 レベル4	氾濫 危険情報	<u>洪水キキクル（危険度分 布（危険））</u>	・ 土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（危 険））</u> <u>（削除）</u>	警戒 レベル3	氾濫 警戒情報	・ 洪水警報 ・ <u>洪水キキクル（危険度分 布（警戒））</u>	・ 大雨警報（土砂災害） ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（警 戒））</u>	警戒 レベル2	氾濫 注意情報	<u>洪水キキクル（危険度分 布（注意））</u>	<u>土砂キキクル（危険度分布（注 意））</u>	警戒 レベル1			（略）	<p>室蘭地方気象台による意見の 反映</p> <p>区分の見直しによる変更 体裁の修正</p>
警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																																														
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																																												
	水位情報 がある場合	水位情報がない場合																																																													
警戒 レベル5	氾濫 発生情報	<del>〔大雨特別警報（浸水害）〕</del>	<del>〔大雨特別警報（土砂災害）〕</del>																																																												
警戒 レベル4	氾濫 危険情報	・ <del>洪水警報の危険度分布 （非常に危険）</del>	・ 土砂災害警戒情報 ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（非常に危険）</del> ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（極めて危険）</del>																																																												
警戒 レベル3	氾濫 警戒情報	・ 洪水警報 ・ <del>洪水警報の危険度分布 （警戒）</del>	・ 大雨警報（土砂災害） ・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（警戒）</del>																																																												
警戒 レベル2	氾濫 注意情報	・ <del>洪水警報の危険度分布 （注意）</del>	・ <del>土砂災害に関するメッシュ情 報（注意）</del>																																																												
警戒 レベル1			（略）																																																												
警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																																														
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																																												
	水位情報 がある場合	水位情報がない場合																																																													
警戒 レベル5	氾濫 発生情報	大雨特別警報（浸水害） <u>〔災害切迫〕</u>	大雨特別警報（土砂災害） <u>〔災害切迫〕</u>																																																												
警戒 レベル4	氾濫 危険情報	<u>洪水キキクル（危険度分 布（危険））</u>	・ 土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（危 険））</u> <u>（削除）</u>																																																												
警戒 レベル3	氾濫 警戒情報	・ 洪水警報 ・ <u>洪水キキクル（危険度分 布（警戒））</u>	・ 大雨警報（土砂災害） ・ <u>土砂キキクル（危険度分布（警 戒））</u>																																																												
警戒 レベル2	氾濫 注意情報	<u>洪水キキクル（危険度分 布（注意））</u>	<u>土砂キキクル（危険度分布（注 意））</u>																																																												
警戒 レベル1			（略）																																																												



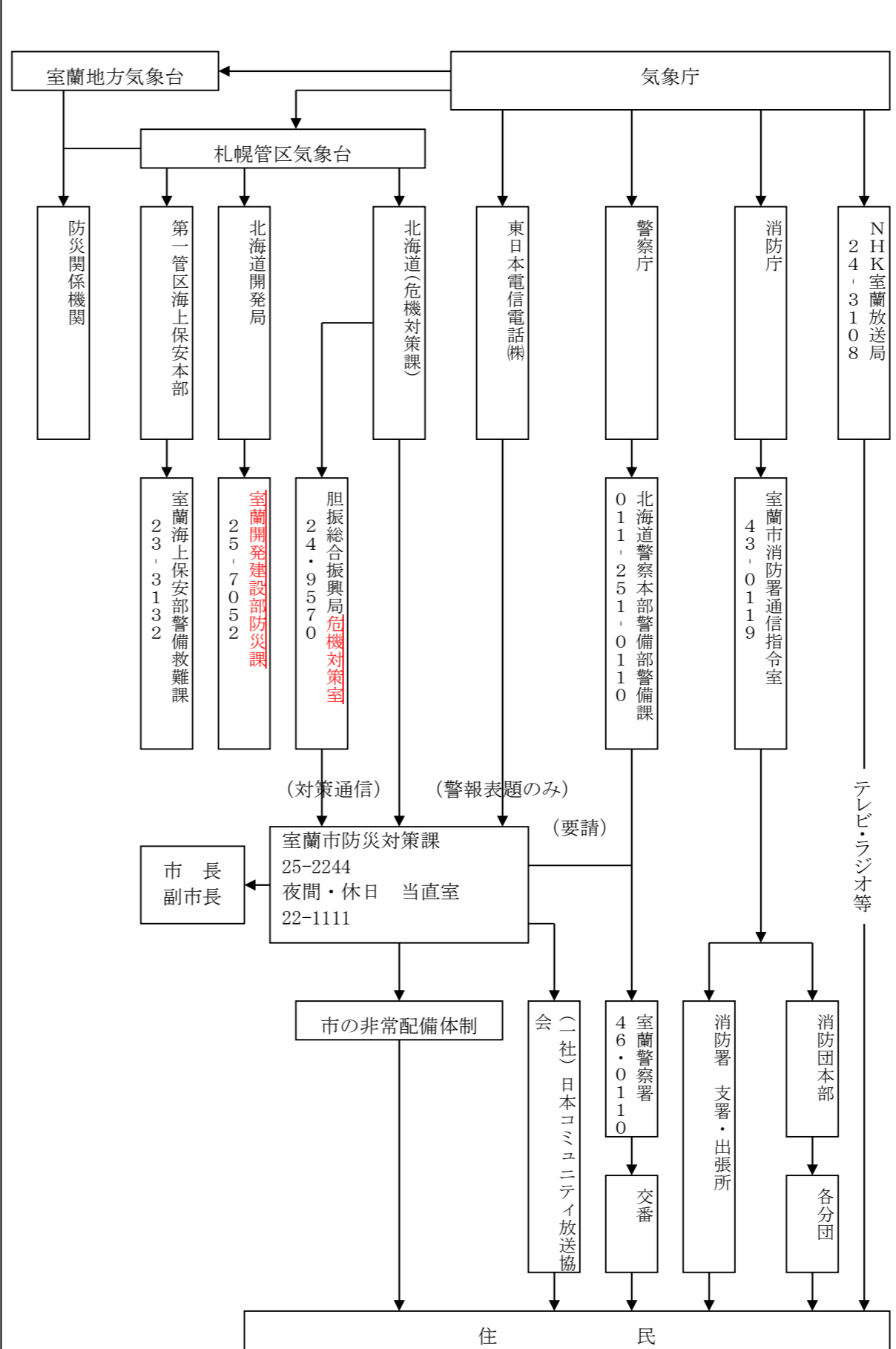
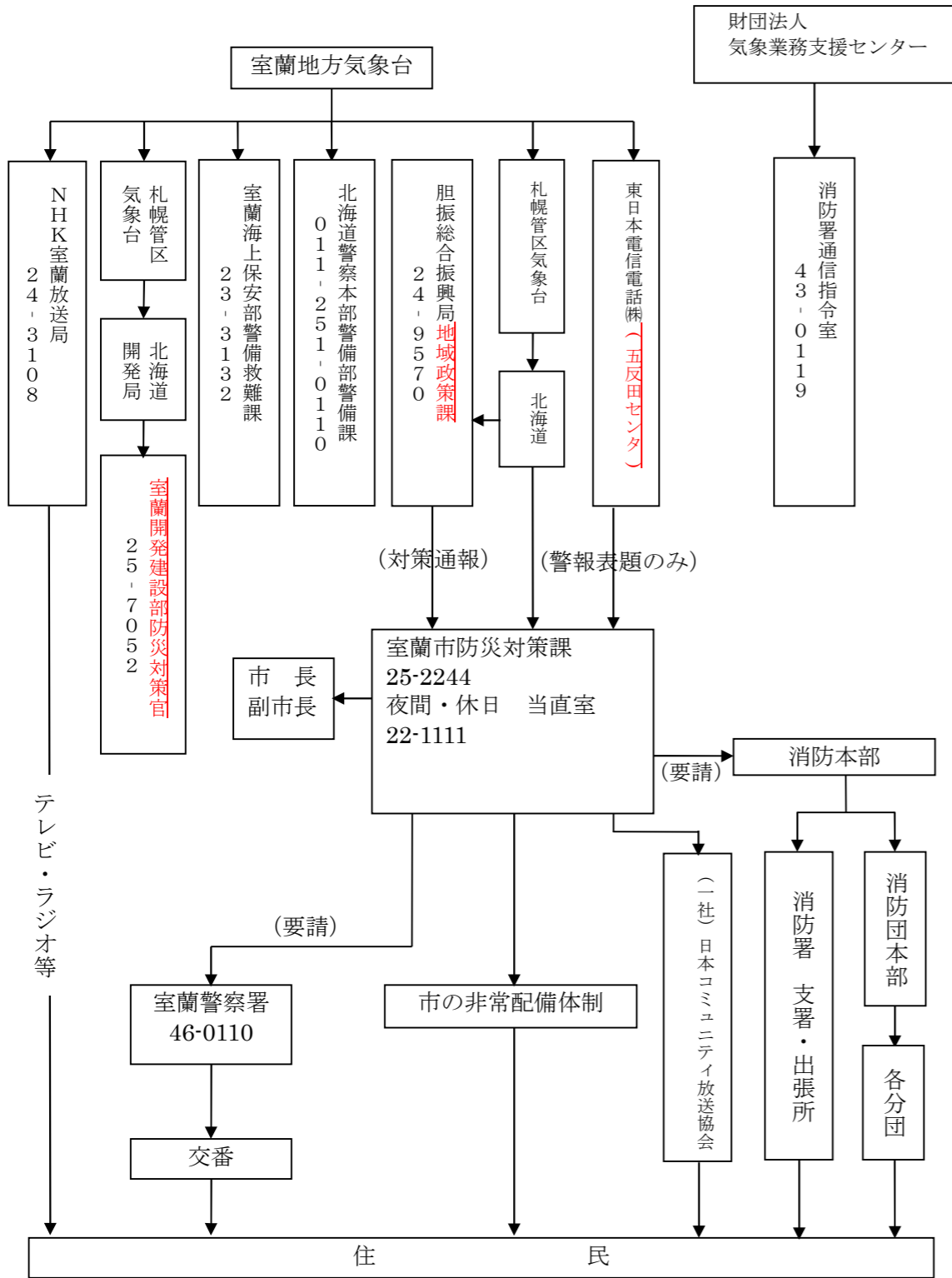
P. 47

③ 気象警報等は、次の系統図により伝達する

③ 気象警報等は、次の系統図により伝達する

気象警報等伝達系統図

気象警報等伝達系統図



機構改革による組織名変更等  
伝達系統の変更

(2) 船舶向けの警報  
① 警報の種類及び発表基準

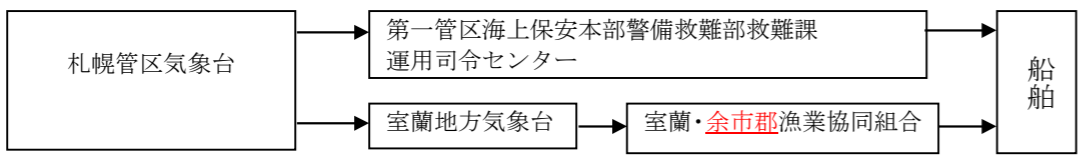
(略)

海上警報種別

種別	呼 称		
	英文	和文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	(略)
		海上濃霧警報	(略)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	(略)
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	<p><u>台風の場合は、海上で最大風速が48kt以上64kt未満(24.5%以上32.7%未満。風力階級は10～11)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合</u></p> <p><u>温帯低気圧の場合は、最大風速が48kt以上(24.5%以上。風力階級は10以上)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合</u></p>
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	<p>台風により、海上で最大風速が64kt以上(32.7%以上。風力階級は12)の<u>状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合</u></p>
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	(略)

(注意) この表に掲げるもののほか、風及び霧以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名に「海上」を付した警報を行うことがある。

② 海上警報は、次の系統図により伝達する



(2) 船舶向けの警報  
① 警報の種類及び発表基準

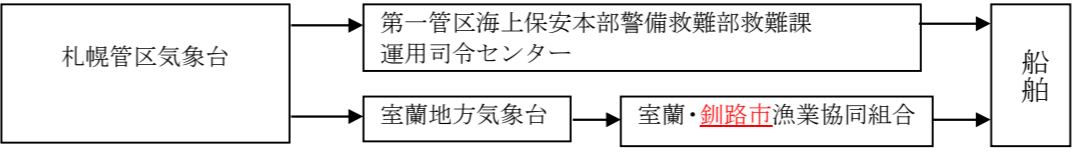
(略)

海上警報種別

種別	呼 称		
	英文	和文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	(略)
		海上濃霧警報	(略)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	(略)
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	<p><u>気象庁風力階級表の風力階級10以上48kt～)の場合(台風により風力階級12以上(64kt～)の場合を除く。)</u></p>
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	<p>台風により、海上で最大風速が64kt以上(32.7%以上。風力階級は12)の場合</p>
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	(略)

(注意) この表に掲げるもののほか、風及び霧以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名に「海上」を付した警報を行うことがある。

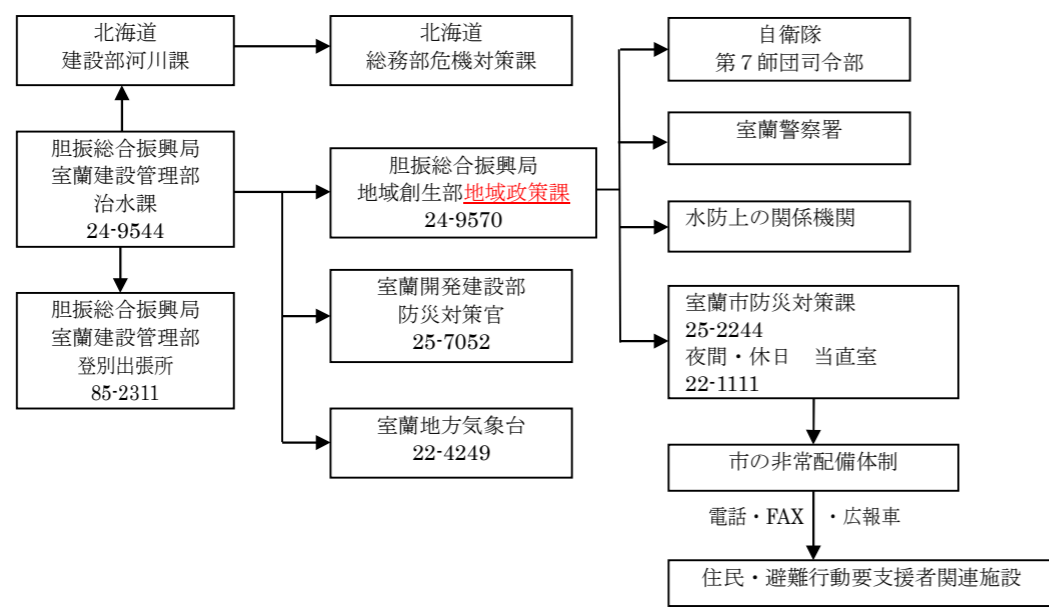
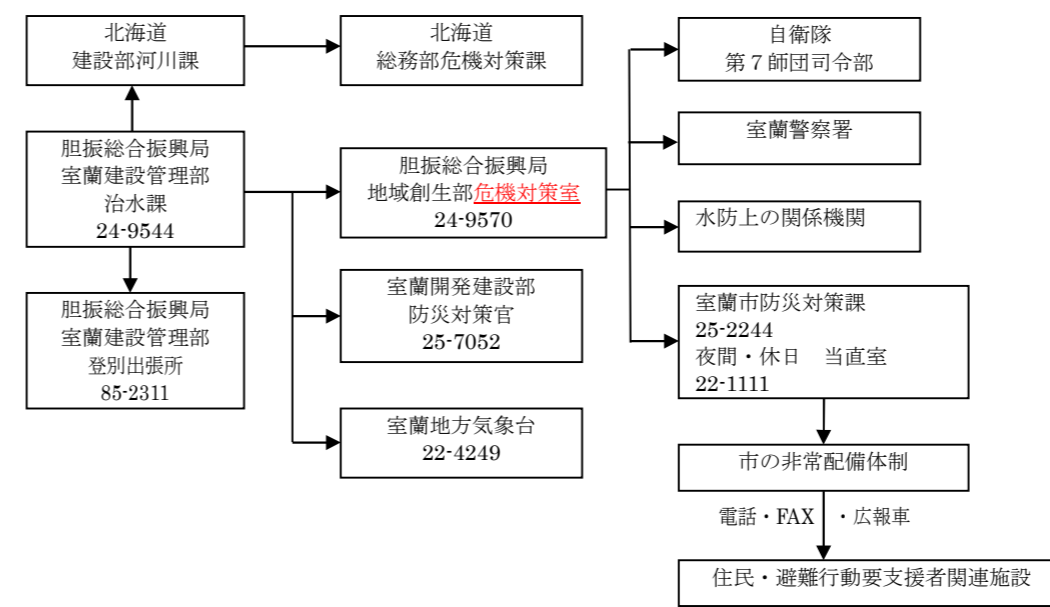
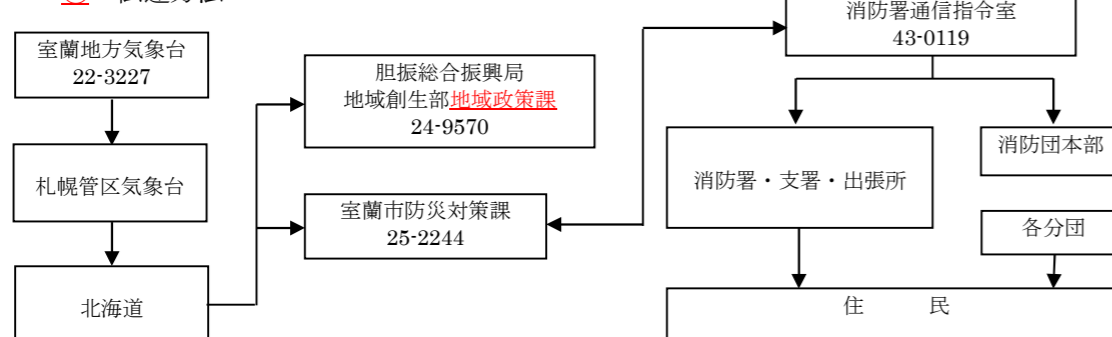
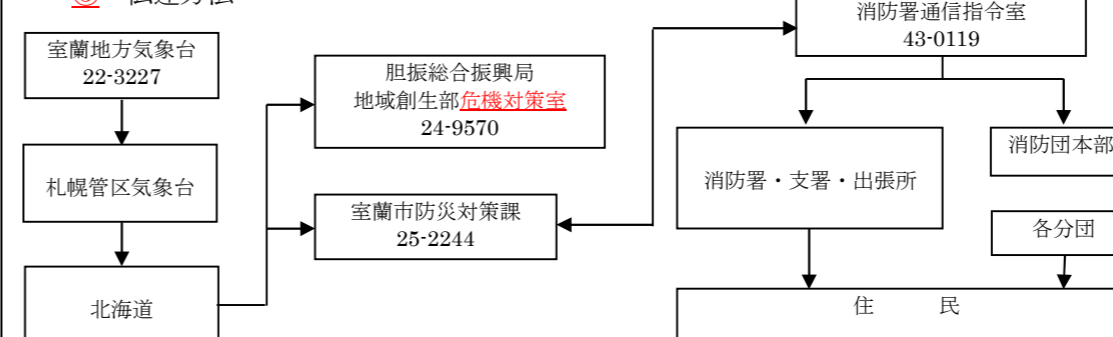
② 海上警報は、次の系統図により伝達する



北海道地域防災計画の改定に基づく変更

北海道地域防災計画との整合

室蘭地方気象台による意見の反映

頁	現 行	改 定	備 考
P. 50	<p>(3) 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>③ 水防警報の伝達</p> <p>(略)</p>  <p>(4) 火災気象通報</p> <p>室蘭地方気象台は、消防法第22条の規定に基づき、<u>気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに</u>北海道知事に対して通報し、北海道庁から室蘭市に<u>伝達される</u>。</p> <p>市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① 室蘭地方気象台の発表基準</p> <p><u>実効湿度が65%以下で最小湿度が35%以下、若しくは、平均風速が陸上で1.4m/s以上と予想される場合。</u></p> <p><u>なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。</u></p>	<p>(3) 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>③ 水防警報の伝達</p> <p>(略)</p>  <p>(4) 火災気象通報</p> <p>室蘭地方気象台が行う火災気象通報の発表又は終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、<u>札幌管区気象台が</u>北海道知事に対して通報し、北海道庁は室蘭市に<u>通報する</u>。</p> <p>市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。</p> <p><u>なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。</u></p> <p>① 定時に行う通報</p> <p><u>札幌管区気象台では、朝5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象概況を毎朝5時に北海道に通報する。</u></p> <p>② 通報基準</p> <p><u>北海道知事と札幌管区気象台長が取り交わしている「火災期初通報に関する申し合わせ(令和元年10月24日最終改正)」のとおりとする。</u></p>	<p>機構改革による組織名変更</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>室蘭地方気象台による意見の反映</p> <p>北海道地域防災計画との整合番号の繰り下げ</p>
P. 51	<p>② 伝達方法</p> 	<p>③ 伝達方法</p> 	<p>機構改革による組織名変更</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 51	<b>3 異常現象を発見した者の措置等</b> (1) 通報義務者及び通報先  (略)  ④ 室蘭 <b>市役所</b> 防災対策課（電話25-2244、夜間・休日（当直室22-1111）又は最寄りの市の施設  (略)  (3) 市長の措置  (略)  ② 胆振総合振興局（地域創生部 <b>地域政策課</b> ）へ報告すること。  (略)	<b>3 異常現象を発見した者の措置等</b> (1) 通報義務者及び通報先  (略)  ④ 室蘭 <b>市総務部</b> 防災対策課（電話25-2244、夜間・休日（当直室22-1111）又は最寄りの市の施設  (略)  (3) 市長の措置  (略)  ② 胆振総合振興局（地域創生部 <b>危機対策室</b> ）へ報告すること。  (略)	名称の修正           機構改革による組織名変更

頁	現 行	改 定	備 考																		
P. 54	<p><b>第2節 災害通信計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 災害時通信確保</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 災害通信計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 災害時の通信確保</b></p> <p>(略)</p>	表現の修正																		
P. 56	<p><b>第3節 災害情報等の収集・伝達計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 災害情報及び被害状況の報告</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 災害情報等の収集・伝達計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 災害情報及び被害状況の報告</b></p> <p>(略)</p>	機構改革による組織名変更																		
	<p>(1) 報告先</p> <table border="1" data-bbox="222 724 1261 966"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>報告基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>地域政策課</b>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>② 北海道 (危機対策局危機対策課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③ 国 (総務省消防庁)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告先	報告基準	① 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>地域政策課</b> )	(略)	② 北海道 (危機対策局危機対策課)	(略)	③ 国 (総務省消防庁)	(略)	<p>(1) 報告先</p> <table border="1" data-bbox="1394 724 2433 966"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>報告基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>危機対策室</b>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 北海道 (危機対策局危機対策課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 国 (総務省消防庁)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	報告先	報告基準	④ 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>危機対策室</b> )	(略)	⑤ 北海道 (危機対策局危機対策課)	(略)	⑥ 国 (総務省消防庁)	(略)			
報告先	報告基準																				
① 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>地域政策課</b> )	(略)																				
② 北海道 (危機対策局危機対策課)	(略)																				
③ 国 (総務省消防庁)	(略)																				
報告先	報告基準																				
④ 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>危機対策室</b> )	(略)																				
⑤ 北海道 (危機対策局危機対策課)	(略)																				
⑥ 国 (総務省消防庁)	(略)																				
	<p>(2) 胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段</p> <p>① 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>地域政策課</b>)</p> <table border="1" data-bbox="222 1071 1261 1239"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日</th> <th>休日・夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道総合行政情報ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平日	休日・夜間	NTT回線	(略)	(略)	道総合行政情報ネットワーク	(略)		<p>(2) 胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段</p> <p>① 胆振総合振興局 (地域創生部 <b>危機対策室</b>)</p> <table border="1" data-bbox="1394 1071 2433 1239"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日</th> <th>休日・夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT回線</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道総合行政情報ネットワーク</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平日	休日・夜間	NTT回線	(略)	(略)	道総合行政情報ネットワーク	(略)		
	平日	休日・夜間																			
NTT回線	(略)	(略)																			
道総合行政情報ネットワーク	(略)																				
	平日	休日・夜間																			
NTT回線	(略)	(略)																			
道総合行政情報ネットワーク	(略)																				

頁	現 行	改 定	備 考																								
	<b>第 3 章 災害予防計画</b>	<b>第 3 章 災害予防計画</b>																									
	(略)	(略)																									
	<b>第 2 節 水防計画</b>	<b>第 2 節 水防計画</b>																									
	<b>1 総則</b>	<b>1 総則</b>																									
P. 57	(2) 市の現況 本市の沿岸は、日の出町から絵鞆町にかけて太平洋に面した海岸と室蘭港からなり津波、高潮の危険性が想定されている。また、 <u>鷺別川、知利別川、チマイベツ川の 2 級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計 3 6 河川を有し、水防法第 1 4 条により知利別川が浸水想定区域に指定されている。</u>	(2) 市の現況 本市の沿岸は、日の出町から絵鞆町にかけて太平洋に面した海岸と室蘭港からなり津波、高潮の危険性が想定されている。また、 <u>河川では、水防法第 1 4 条により浸水想定区域が指定されている知利別川、鷺別川、チマイベツ川・ペトルル川の 2 級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計 3 6 河川を有している。</u>	新たに指定された 2 水系 3 河川の追加、表現の修正																								
	<b>2 水防組織</b>	<b>2 水防組織</b>																									
	(1) 市の水防組織 水防に係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は災害対策本部または警戒本部を設置する。設置の基準等については、第 1 編 <u>総則・防災組織</u> 第 3 章 <u>防災組織</u> 第 2 節災害対策本部 (P14) による。	(1) 市の水防組織 水防に係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は災害対策本部または警戒本部を設置する。設置の基準等については、第 1 編第 3 章第 2 節災害対策本部 (P15) による。	表現の修正 ページ数の修正																								
	<b>3 重要水防箇所</b>	<b>3 重要水防箇所</b>																									
P. 58	重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。市内においては、2 級河川の知利別川と準用河川の本輪西川 <u>及び準用河川</u> のコイカクシ川で洪水による浸水が想定されている。	重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。市内においては、 <u>重要水防区域として、知利別川 (左岸 0.09km、右岸 0.09km) 及び鷺別川 (右岸 2.54km) が位置づけられている。</u> <u>また、2 級河川の知利別川、鷺別川、チマイベツ川・ペトルル川及び準用河川の本輪西川、コイカクシ川で洪水による浸水が想定されている。</u>	区域の追加 表現の修正																								
	浸水想定区域 (水防法第 1 4 条指定)	浸水想定区域 (水防法第 1 4 条指定)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>地区名</th> <th>浸水想定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知利別川水系</td> <td>知利別川</td> <td>中島町 <u>1 丁目</u>、知利別町 1 ~ 4 丁目、天神町</td> <td>資料編に掲載</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	地区名	浸水想定区域	知利別川水系	知利別川	中島町 <u>1 丁目</u> 、知利別町 1 ~ 4 丁目、天神町	資料編に掲載	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>地区名</th> <th>浸水想定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知利別川水系</td> <td>知利別川</td> <td>天神町、知利別町 1 ~ 4 丁目、<u>宮の森町 4 丁目</u>、中島町 <u>1 ~ 4 丁目</u>、<u>中島本町 1 ~ 2 丁目</u>、<u>東町 1 ~ 2 丁目</u>、<u>仲町</u></td> <td>資料編に掲載</td> </tr> <tr> <td><u>鷺別川水系</u></td> <td><u>鷺別川</u></td> <td><u>水元町</u>、<u>高砂町 1 丁目 ~ 5 丁目</u>、<u>日の出町 2 丁目</u></td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td><u>チマイベツ川水系</u></td> <td><u>チマイベツ川</u> <u>ペトルル川</u></td> <td><u>石川町</u>、<u>香川町</u></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	地区名	浸水想定区域	知利別川水系	知利別川	天神町、知利別町 1 ~ 4 丁目、 <u>宮の森町 4 丁目</u> 、中島町 <u>1 ~ 4 丁目</u> 、 <u>中島本町 1 ~ 2 丁目</u> 、 <u>東町 1 ~ 2 丁目</u> 、 <u>仲町</u>	資料編に掲載	<u>鷺別川水系</u>	<u>鷺別川</u>	<u>水元町</u> 、 <u>高砂町 1 丁目 ~ 5 丁目</u> 、 <u>日の出町 2 丁目</u>	同上	<u>チマイベツ川水系</u>	<u>チマイベツ川</u> <u>ペトルル川</u>	<u>石川町</u> 、 <u>香川町</u>	同上	地区名の追加 新たに指定された 2 水系 3 河川の追加
水系名	河川名	地区名	浸水想定区域																								
知利別川水系	知利別川	中島町 <u>1 丁目</u> 、知利別町 1 ~ 4 丁目、天神町	資料編に掲載																								
水系名	河川名	地区名	浸水想定区域																								
知利別川水系	知利別川	天神町、知利別町 1 ~ 4 丁目、 <u>宮の森町 4 丁目</u> 、中島町 <u>1 ~ 4 丁目</u> 、 <u>中島本町 1 ~ 2 丁目</u> 、 <u>東町 1 ~ 2 丁目</u> 、 <u>仲町</u>	資料編に掲載																								
<u>鷺別川水系</u>	<u>鷺別川</u>	<u>水元町</u> 、 <u>高砂町 1 丁目 ~ 5 丁目</u> 、 <u>日の出町 2 丁目</u>	同上																								
<u>チマイベツ川水系</u>	<u>チマイベツ川</u> <u>ペトルル川</u>	<u>石川町</u> 、 <u>香川町</u>	同上																								
	(略)	(略)																									
	<b>4 予報及び警報</b>	<b>4 予報及び警報</b>																									
	水防に関する警報や、伝達方法については、 <u>第 2 編風水害防災計画</u> 第 2 章 <u>災害通信計画</u> 第 1 節気象業務に関する計画 (P36) によるものとする。	水防に関する警報や、伝達方法については、 <u>本編</u> 第 2 章第 1 節気象業務に関する計画 (P37) によるものとする。	表現の修正 ページ数の修正																								
	<b>5 水位等の観測、通報及び公表</b>	<b>5 水位等の観測、通報及び公表</b>																									
	(略)	(略)																									
P. 59	(4) 水位等の通報 知利別川 (水位情報周知河川) の警報等の基準については、 <u>第 2 編風水害防災計画</u> 第 2 章 <u>災害通信計画</u> 第 1 節気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (3) 水防警報 (P45) によるものとする。	(4) 水位等の通報 知利別川 (水位情報周知河川) の警報等の基準については、 <u>本編</u> 第 2 章第 1 節気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (3) 水防警報 (P49) によるものとする。	表現の修正 ページ数の修正																								



頁	現 行	改 定	備 考
P. 59	<p><b>6 気象予報等の情報収集</b>  気象予報等の情報収集及び伝達方法については、<a href="#">第2編風水害防災計画</a> 第2章<a href="#">災害通信計画</a> 第1節<a href="#">気象業務に関する計画</a> 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (<a href="#">P38</a>) によるものとする。  また、気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。</p>	<p><b>6 気象予報等の情報収集</b>  気象予報等の情報収集及び伝達方法については、<a href="#">本編</a>第2章第1節2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、<a href="#">土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</a> (<a href="#">P39</a>) によるものとする。  また、気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。</p>	表現の修正
P. 60	<p><b>8 通信連絡・啓発</b></p> <p>(1) 通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>② 知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位については、<a href="#">第2章災害通信計画</a> 第1節気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (3) 水防警報 (<a href="#">P45</a>) によるものとする。</p> <p>③ 災害発見者の通報義務等  河川の増水、氾濫、高潮等、異常な現象が発生しているのを発見した者は、延滞なくその状況を通報しなければならない。  なお、通報先及び関係機関の措置については、<a href="#">第2編</a> 第2章<a href="#">災害通信計画</a> 第1節気象業務に関する計画3 異常現象を発見した者の措置等 (<a href="#">P47</a>) による。</p> <p>(2) 普及・啓発  普及・啓発については、<a href="#">第2編</a> 第3章<a href="#">災害予防計画</a> 第1 2 節防災知識の普及・啓発計画 (<a href="#">P81</a>) によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 水防活動</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>8 通信連絡・啓発</b></p> <p>(1) 通信連絡</p> <p>(略)</p> <p>② 知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位については、<a href="#">本編</a>第2章第1節気象業務に関する計画2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (3) 水防警報 (<a href="#">P49</a>) によるものとする。</p> <p>③ 災害発見者の通報義務等  河川の増水、氾濫、高潮等、異常な現象が発生しているのを発見した者は、延滞なくその状況を通報しなければならない。  なお、通報先及び関係機関の措置については、<a href="#">本編</a>第2章第1節気象業務に関する計画3 異常現象を発見した者の措置等 (<a href="#">P51</a>) による。</p> <p>(2) 普及・啓発  普及・啓発については、<a href="#">本編</a>第3章第1 2 節防災知識の普及・啓発計画 (<a href="#">P88</a>) によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 水防活動</b></p> <p>(略)</p>	表現の修正 ページ数の修正  表現の修正 ページ数の修正  表現の修正
P. 61	<p>(1) 水防配備  市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務及び水防活動を行うこととする。  警戒本部の設置基準については、<a href="#">第1編総則・防災組織</a> 第3章<a href="#">防災組織</a> 第2節災害対策本部 (<a href="#">P14</a>) によるものとする。</p>	<p>(1) 水防配備  市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務及び水防活動を行うこととする。  警戒本部の設置基準については、<a href="#">第1編</a>第3章第2節災害対策本部 (<a href="#">P15</a>) によるものとする。</p>	表現の修正 ページ数の修正
P. 62	<p>(5) 避難対策  避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、<a href="#">本編</a>第4章<a href="#">災害応急対策計画</a> 第4節避難対策計画 (<a href="#">P91</a>) によるものとする。</p>	<p>(5) 避難対策  避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、<a href="#">本編</a>第4章第4節避難対策計画 (<a href="#">P98</a>) によるものとする。</p>	表現の修正 ページ数の修正



頁	現 行	改 定	備 考																																																																																																														
P. 6 2	<p>(6) 水防倉庫及び水防資機材 現在、市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、次のとおりとなり、今後も計画的に備蓄していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">水防資機材保有状況 <span style="color: red;">(令和2年5月1日現在)</span></p> <table border="1" data-bbox="222 325 1276 819"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>室蘭市</th> <th>消防団</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>のこぎり</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツルハシ</td> <td>丁</td> <td>1 1</td> <td>1 1</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>スコップ</td> <td>丁</td> <td>8 0</td> <td>6 1</td> <td>1 4 1</td> </tr> <tr> <td>ペンチ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td>鎌</td> <td>丁</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>おの</td> <td>丁</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ハンマー</td> <td>丁</td> <td>1</td> <td>1 3</td> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>はしご</td> <td>脚</td> <td></td> <td>1 3</td> <td>1 3</td> </tr> <tr> <td>照明器具</td> <td>台</td> <td></td> <td style="color: red;">3 1</td> <td style="color: red;">3 1</td> </tr> </tbody> </table>			室蘭市	消防団	合計	掛矢	丁		1 0	1 0	のこぎり	丁				ツルハシ	丁	1 1	1 1	2 2	スコップ	丁	8 0	6 1	1 4 1	ペンチ	丁		1 2	1 2	鎌	丁		3	3	おの	丁		5	5	ハンマー	丁	1	1 3	1 4	はしご	脚		1 3	1 3	照明器具	台		3 1	3 1	<p>(6) 水防倉庫及び水防資機材 現在、市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、次のとおりとなり、今後も計画的に備蓄していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">水防資機材保有状況 <span style="color: red;">(令和5年4月1日現在)</span></p> <table border="1" data-bbox="1389 325 2442 819"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>室蘭市</th> <th>消防団</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛矢</td> <td>丁</td> <td></td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>のこぎり</td> <td>丁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ツルハシ</td> <td>丁</td> <td>1 1</td> <td>1 1</td> <td>2 2</td> </tr> <tr> <td>スコップ</td> <td>丁</td> <td>8 0</td> <td>6 1</td> <td>1 4 1</td> </tr> <tr> <td>ペンチ</td> <td>丁</td> <td></td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td>鎌</td> <td>丁</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>おの</td> <td>丁</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ハンマー</td> <td>丁</td> <td>1</td> <td>1 3</td> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>はしご</td> <td>脚</td> <td></td> <td>1 3</td> <td>1 3</td> </tr> <tr> <td>照明器具</td> <td>台</td> <td></td> <td style="color: red;">3 6</td> <td style="color: red;">3 6</td> </tr> </tbody> </table>			室蘭市	消防団	合計	掛矢	丁		1 0	1 0	のこぎり	丁				ツルハシ	丁	1 1	1 1	2 2	スコップ	丁	8 0	6 1	1 4 1	ペンチ	丁		1 2	1 2	鎌	丁		3	3	おの	丁		5	5	ハンマー	丁	1	1 3	1 4	はしご	脚		1 3	1 3	照明器具	台		3 6	3 6	時点修正、数量の変更
		室蘭市	消防団	合計																																																																																																													
掛矢	丁		1 0	1 0																																																																																																													
のこぎり	丁																																																																																																																
ツルハシ	丁	1 1	1 1	2 2																																																																																																													
スコップ	丁	8 0	6 1	1 4 1																																																																																																													
ペンチ	丁		1 2	1 2																																																																																																													
鎌	丁		3	3																																																																																																													
おの	丁		5	5																																																																																																													
ハンマー	丁	1	1 3	1 4																																																																																																													
はしご	脚		1 3	1 3																																																																																																													
照明器具	台		3 1	3 1																																																																																																													
		室蘭市	消防団	合計																																																																																																													
掛矢	丁		1 0	1 0																																																																																																													
のこぎり	丁																																																																																																																
ツルハシ	丁	1 1	1 1	2 2																																																																																																													
スコップ	丁	8 0	6 1	1 4 1																																																																																																													
ペンチ	丁		1 2	1 2																																																																																																													
鎌	丁		3	3																																																																																																													
おの	丁		5	5																																																																																																													
ハンマー	丁	1	1 3	1 4																																																																																																													
はしご	脚		1 3	1 3																																																																																																													
照明器具	台		3 6	3 6																																																																																																													
P. 6 3	<p>(7) 水防配備の解除</p> <p>① 水防管理団体の非常配備の解除 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要なくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。 なお、配備を解除したときは、室蘭建設管理部を通じ水防本部に報告するものとする。警戒本部の設置基準については、第1編総則・防災組織 第3章防災組織 第2節災害対策本部 (P14) によるものとする。</p> <p>② 水防団及び消防団の非常配備の解除 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要なくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は、自らの判断等により勝手に部所を離れてはならない。 解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。</p>	<p>(7) 水防配備の解除</p> <p>① 水防管理団体の非常配備の解除 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要なくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。 なお、配備を解除したときは、室蘭建設管理部を通じ水防本部に報告するものとする。警戒本部の設置基準については、第1編第3章第2節災害対策本部 (P15) によるものとする。</p> <p>② 水防団及び消防団の非常配備の解除 水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要なくなり、水防団長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は、自らの判断等により安易に部所を離れてはならない。 また、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。なお、使用した資機材は、整備して所定の位置に設備する。</p>	<p>表現の修正 ページ数の修正</p> <p>表現の修正</p>																																																																																																														

頁	現 行	改 定	備 考																														
P. 64	<p><b>10 協力及び応援</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 自衛隊 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊に協力応援を求めることができる。協力応援に関する内容については、<u>第2編風水害防災計画</u> 第4章<u>災害応急対策計画</u> 第25節自衛隊災害派遣要請計画 (P135) によるものとする。</p> <p><b>11 水防報告</b> 水防管理者は、水防活動が<u>終結</u>したときは、その状況を次に示す様式により、水防活動実施後速やかに胆振総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>10 協力及び応援</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 自衛隊 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊に協力応援を求めることができる。協力応援に関する内容については、<u>本編</u>第4章第25節自衛隊災害派遣要請計画 (P143) によるものとする。</p> <p><b>11 水防報告</b> 水防管理者は、水防活動が<u>収束</u>したときは、その状況を次に示す様式により、水防活動実施後速やかに胆振総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の修正 ページ数の修正</p> <p>表現の修正</p>																														
P. 65	<p><b>第3節 雪害・融雪災害予防計画</b></p> <p>雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は道計画に定める「北海道雪災害対策実施要領」(資料編に掲載)及び「北海道融雪災害対策実施要領」(資料編に掲載)により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 雪害・融雪災害予防計画</b></p> <p>雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は道計画に定める「北海道雪災害対策実施要綱」(資料編に掲載)及び「北海道融雪災害対策実施要綱」(資料編に掲載)により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正</p>																														
P. 66	<p><b>第5節 土砂災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 現況</b></p> <p>(1) <u>土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)(平成12年法律第57号)</u>に基づく土砂崩れ(急傾斜地崩壊)、土石流(土石流危険溪流)の土砂災害危険箇所数は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和3年1月31日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>331</u></td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>73</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※土砂災害危険箇所を資料編に掲載</p> <p>その内、本市における、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「警戒区域等」という。)の指定箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和3年1月31日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内)特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>280</u></td> <td style="text-align: center;"><u>265</u></td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>62</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土砂災害警戒区域指定箇所を資料編に掲載</p> <p>(略)</p>	区 分	箇所数	急傾斜地崩壊危険箇所	<u>331</u>	土石流危険溪流箇所	<u>73</u>	区 分	土砂災害警戒区域	内)特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険箇所	<u>280</u>	<u>265</u>	土石流危険溪流箇所	<u>62</u>	<u>20</u>	<p><b>第5節 土砂災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 現況</b></p> <p>(1) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)</u>に基づく土砂崩れ(急傾斜地崩壊)、土石流(土石流危険溪流)の土砂災害危険箇所数は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和5年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>329</u></td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>71</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※土砂災害危険箇所を資料編に掲載</p> <p>その内、本市における、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「警戒区域等」という。)の指定箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和5年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内)特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>328</u></td> <td style="text-align: center;"><u>312</u></td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流箇所</td> <td style="text-align: center;"><u>68</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土砂災害警戒区域指定箇所を資料編に掲載</p> <p>(略)</p>	区 分	箇所数	急傾斜地崩壊危険箇所	<u>329</u>	土石流危険溪流箇所	<u>71</u>	区 分	土砂災害警戒区域	内)特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険箇所	<u>328</u>	<u>312</u>	土石流危険溪流箇所	<u>68</u>	<u>21</u>	<p>表現の変更</p> <p>時点の修正</p> <p>数値の変更</p> <p>時点の修正</p> <p>数値の変更</p>
区 分	箇所数																																
急傾斜地崩壊危険箇所	<u>331</u>																																
土石流危険溪流箇所	<u>73</u>																																
区 分	土砂災害警戒区域	内)特別警戒区域																															
急傾斜地崩壊危険箇所	<u>280</u>	<u>265</u>																															
土石流危険溪流箇所	<u>62</u>	<u>20</u>																															
区 分	箇所数																																
急傾斜地崩壊危険箇所	<u>329</u>																																
土石流危険溪流箇所	<u>71</u>																																
区 分	土砂災害警戒区域	内)特別警戒区域																															
急傾斜地崩壊危険箇所	<u>328</u>	<u>312</u>																															
土石流危険溪流箇所	<u>68</u>	<u>21</u>																															

頁	現 行	改 定	備 考																																								
P. 67	<p><b>2 予防対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害防止法第7条により警戒区域等の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、次の事項を定めるとともに、印刷物等で周知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 予防対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害防止法第7条の<b>規定</b>により警戒区域等の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、次の事項を定めるとともに、印刷物等で周知するものとする。</p> <p>(略)</p>	表現の修正																																								
P. 68	<p><b>第6節 建築物災害予防計画</b> 風水害、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 備蓄計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災備蓄庫</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 建築物災害予防計画</b> 風水害、<b>地震</b>、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 備蓄計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災備蓄庫</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合																																								
P. 72	<p>② 備蓄物資の輸送 物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。 例：公用車による輸送、協定に基づく<b>ヤマト運輸</b>への依頼、自衛隊への応援要請等</p> <p>(略)</p> <p>■備蓄物資供給拠点</p> <table border="1" data-bbox="195 1392 1243 1572"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th colspan="2">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蘭西地区</td> <td>蘭西地区防災備蓄庫</td> <td>みなと小学校敷地内</td> <td>港南町 2-10-1</td> </tr> <tr> <td>蘭中地区</td> <td>蘭中地区防災備蓄庫</td> <td><b>子ども発達支援センター内</b></td> <td><b>母恋南町 2-22-3</b></td> </tr> <tr> <td>蘭東地区</td> <td>蘭東地区防災備蓄庫</td> <td>市立室蘭看護専門学院体育館棟内</td> <td>高砂町 3-11-1</td> </tr> <tr> <td>蘭北地区</td> <td>蘭北地区防災備蓄庫</td> <td>旧蘭北児童センター</td> <td>白鳥台 2-9-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地区	施設名	所在地		蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1	蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	<b>子ども発達支援センター内</b>	<b>母恋南町 2-22-3</b>	蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1	蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3	<p>② 備蓄物資の輸送 物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。 例：公用車による輸送、協定に基づく<b>運送事業者</b>への依頼、自衛隊への応援要請等</p> <p>(略)</p> <p>■備蓄物資供給拠点</p> <table border="1" data-bbox="1362 1392 2410 1572"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th colspan="2">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蘭西地区</td> <td>蘭西地区防災備蓄庫</td> <td>みなと小学校敷地内</td> <td>港南町 2-10-1</td> </tr> <tr> <td>蘭中地区</td> <td>蘭中地区防災備蓄庫</td> <td><b>旧蘭中児童センター</b></td> <td><b>御前水町 1-2-10</b></td> </tr> <tr> <td>蘭東地区</td> <td>蘭東地区防災備蓄庫</td> <td>市立室蘭看護専門学院体育館棟内</td> <td>高砂町 3-11-1</td> </tr> <tr> <td>蘭北地区</td> <td>蘭北地区防災備蓄庫</td> <td>旧蘭北児童センター</td> <td>白鳥台 2-9-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地区	施設名	所在地		蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1	蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	<b>旧蘭中児童センター</b>	<b>御前水町 1-2-10</b>	蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1	蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3	表現の修正  備蓄庫施設の変更
地区	施設名	所在地																																									
蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1																																								
蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	<b>子ども発達支援センター内</b>	<b>母恋南町 2-22-3</b>																																								
蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1																																								
蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3																																								
地区	施設名	所在地																																									
蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1																																								
蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	<b>旧蘭中児童センター</b>	<b>御前水町 1-2-10</b>																																								
蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1																																								
蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3																																								

頁	現 行	改 定	備 考
P. 73	<p>(9) 流通備蓄について</p> <p>(略)</p> <p>① 現物備蓄とする物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生命維持や生活に最低限必要なもので、発災当初の混乱時に必要とされる物資 例) 長期保存食、長期保存可能な衛生用品 (生理用品、紙おむつ等)</li> </ul> <p>② 流通備蓄とする物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用期限が短い等の理由により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるものなど、自治体で全量を現物備蓄することが困難な物資 例) ・ 賞味期限の短い食料</li> <li>事業者が常時、ある程度の在庫が見込まれるもの (飲料水等)</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第9節 避難体制整備計画</b></p> <p>(略)</p>	<p>(9) 流通備蓄について</p> <p>(略)</p> <p>① 現物備蓄とする物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生命維持や生活に最低限必要なもので、発災当初の混乱時に必要とされる物資 例) 長期保存食、長期保存可能な衛生用品 (生理用品、紙おむつ等)</li> </ul> <p>② 流通備蓄とする物資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用期限が短い等の理由により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるものなど、自治体で全量を現物備蓄することが困難な物資 例) ・ 賞味期限の短い食料</li> <li>事業者が常時、ある程度の在庫が見込まれるもの (飲料水等)</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第9節 避難体制整備計画</b></p> <p>(略)</p>	<p>体裁の修正</p>
P. 76	<p><b>1 避難誘導体制の構築</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<b>広域一時滞在に係る</b>応援協定や、<b>被災者の運送</b>に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、学校等が保護者との間で、災害<b>発生</b>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害<b>発生</b>時における幼稚園・保育所等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 避難誘導体制の構築</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<b>及び広域一時滞在</b>が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、<b>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送</b>に関する運送事業者等との協定を締結するなど、<b>災害時の具体的な手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する</b>よう努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、<b>認定こども園</b>等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>



頁	現 行	改 定	備 考																																																																																										
P. 76	<p><b>2 指定緊急避難場所の確保等</b></p> <p>(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。</p> <p><u>エラー！参照先が見つかりません。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 指定緊急避難場所の確保等</b></p> <p>(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</p> <p>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>文言の削除</p>																																																																																										
P. 77	<p><b>指定緊急避難場所の指定内訳</b> <span style="float:right"><u>(令和2年5月1日現在)</u></span></p> <table border="1" data-bbox="178 577 1261 945"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>屋外避難場所</th> <th>一次避難所</th> <th>津波避難ビル</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設</td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td><u>21</u></td> <td><u>7</u></td> <td>3</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>地区会館</td> <td></td> <td><u>55</u></td> <td></td> <td><u>55</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td><u>3</u></td> <td>19</td> <td>13</td> <td><u>35</u></td> </tr> <tr> <td>民間施設</td> <td></td> <td><u>33</u></td> <td>4</td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td>公園等</td> <td>108</td> <td></td> <td></td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>132</u></td> <td><u>116</u></td> <td>20</td> <td><u>268</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。</p>	施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計	福祉施設		1		1	社会教育施設		<u>1</u>		<u>1</u>	学校施設	<u>21</u>	<u>7</u>	3	<u>31</u>	地区会館		<u>55</u>		<u>55</u>	その他の公共施設	<u>3</u>	19	13	<u>35</u>	民間施設		<u>33</u>	4	<u>37</u>	公園等	108			108	合計	<u>132</u>	<u>116</u>	20	<u>268</u>	<p><b>指定緊急避難場所の指定内訳</b> <span style="float:right"><u>(令和5年4月1日現在)</u></span></p> <table border="1" data-bbox="1350 577 2433 945"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>屋外避難場所</th> <th>一次避難所</th> <th>津波避難ビル</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td><u>18</u></td> <td><u>9</u></td> <td>3</td> <td><u>30</u></td> </tr> <tr> <td>地区会館</td> <td></td> <td><u>53</u></td> <td></td> <td><u>53</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td><u>1</u></td> <td>19</td> <td>13</td> <td><u>33</u></td> </tr> <tr> <td>民間施設</td> <td><u>3</u></td> <td><u>45</u></td> <td>4</td> <td><u>52</u></td> </tr> <tr> <td>公園等</td> <td>108</td> <td></td> <td></td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>130</u></td> <td><u>127</u></td> <td>20</td> <td><u>277</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。</p>	施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計	福祉施設		1		1	社会教育施設					学校施設	<u>18</u>	<u>9</u>	3	<u>30</u>	地区会館		<u>53</u>		<u>53</u>	その他の公共施設	<u>1</u>	19	13	<u>33</u>	民間施設	<u>3</u>	<u>45</u>	4	<u>52</u>	公園等	108			108	合計	<u>130</u>	<u>127</u>	20	<u>277</u>	<p>時点の修正</p> <p>数値の変更</p>
施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計																																																																																									
福祉施設		1		1																																																																																									
社会教育施設		<u>1</u>		<u>1</u>																																																																																									
学校施設	<u>21</u>	<u>7</u>	3	<u>31</u>																																																																																									
地区会館		<u>55</u>		<u>55</u>																																																																																									
その他の公共施設	<u>3</u>	19	13	<u>35</u>																																																																																									
民間施設		<u>33</u>	4	<u>37</u>																																																																																									
公園等	108			108																																																																																									
合計	<u>132</u>	<u>116</u>	20	<u>268</u>																																																																																									
施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計																																																																																									
福祉施設		1		1																																																																																									
社会教育施設																																																																																													
学校施設	<u>18</u>	<u>9</u>	3	<u>30</u>																																																																																									
地区会館		<u>53</u>		<u>53</u>																																																																																									
その他の公共施設	<u>1</u>	19	13	<u>33</u>																																																																																									
民間施設	<u>3</u>	<u>45</u>	4	<u>52</u>																																																																																									
公園等	108			108																																																																																									
合計	<u>130</u>	<u>127</u>	20	<u>277</u>																																																																																									
	<p><b>3 指定避難所の確保等</b></p> <p>(1) 市は、<u>災害が発生した場合</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で指定避難所として指定する。</p> <table border="1" data-bbox="222 1113 1231 1354"> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</p> <p><u>ア</u> 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p><u>イ</u> <u>災害が発生した場合</u>において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p><u>ウ</u> <u>災害が発生した場合</u>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>(略)</p>	規模	(略)	構造	(略)	立地	(略)	交通	(略)	<p><b>3 指定避難所の確保等</b></p> <p>(1) 市は、<u>災害時</u>に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で指定避難所として指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1394 1113 2404 1354"> <tbody> <tr> <td>規模</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を <u>指定福祉避難所として</u> 指定する。</p> <p><u>①</u> 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p><u>②</u> <u>災害時</u>において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p><u>③</u> <u>災害時</u>において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>(略)</p>	規模	(略)	構造	(略)	立地	(略)	交通	(略)	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更 符号の修正</p>																																																																										
規模	(略)																																																																																												
構造	(略)																																																																																												
立地	(略)																																																																																												
交通	(略)																																																																																												
規模	(略)																																																																																												
構造	(略)																																																																																												
立地	(略)																																																																																												
交通	(略)																																																																																												
P. 78	<p>(4) 市は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。</p> <p><u>ア</u> 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。</p>	<p>(4) 市は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。</p> <p><u>①</u> 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。</p>	<p>符号の修正</p>																																																																																										



頁	現 行	改 定	備 考																																																																																				
P. 78	<p><u>イ 障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p><u>ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p><u>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信施設の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>指定避難所の指定内訳 <span style="float: right;"><u>(令和2年5月1日現在)</u></span></p> <table border="1" data-bbox="178 724 1231 1018"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>蘭西地区</th> <th>蘭中地区</th> <th>蘭東地区</th> <th>蘭北地区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設</td> <td><u>2</u></td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td><u>3</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>11</u></td> <td>5</td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>2</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>民間施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>5</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>7</u></td> <td><u>26</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。</p> <p>(略)</p>	施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計	福祉施設		1			1	社会教育施設	<u>2</u>		<u>1</u>		<u>3</u>	学校施設	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	5	<u>20</u>	その他の公共施設				<u>2</u>	<u>2</u>	民間施設						合計	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>26</u>	<p><u>② 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<u>特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></u></p> <p><u>③ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p><u>④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信施設の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>⑤ 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>指定避難所の指定内訳 <span style="float: right;"><u>(令5年4月1日現在)</u></span></p> <table border="1" data-bbox="1350 724 2404 1018"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>蘭西地区</th> <th>蘭中地区</th> <th>蘭東地区</th> <th>蘭北地区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設</td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>学校施設</td> <td><u>2</u></td> <td></td> <td><u>10</u></td> <td>5</td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>民間施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>3</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>20</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。</p> <p>(略)</p>	施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計	福祉施設		1			1	社会教育施設	<u>1</u>				<u>1</u>	学校施設	<u>2</u>		<u>10</u>	5	<u>17</u>	その他の公共施設				<u>1</u>	<u>1</u>	民間施設						合計	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>20</u>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更 符号の修正</p> <p>符号の修正</p> <p>符号の修正</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>時点の修正</p> <p>数値の変更</p>
施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計																																																																																		
福祉施設		1			1																																																																																		
社会教育施設	<u>2</u>		<u>1</u>		<u>3</u>																																																																																		
学校施設	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	5	<u>20</u>																																																																																		
その他の公共施設				<u>2</u>	<u>2</u>																																																																																		
民間施設																																																																																							
合計	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>26</u>																																																																																		
施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計																																																																																		
福祉施設		1			1																																																																																		
社会教育施設	<u>1</u>				<u>1</u>																																																																																		
学校施設	<u>2</u>		<u>10</u>	5	<u>17</u>																																																																																		
その他の公共施設				<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																		
民間施設																																																																																							
合計	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>20</u>																																																																																		
P. 79	<p><b>4 市民に対する周知</b></p> <p>(略)</p> <p><u>① 全世帯及び転入者に災害危険区域予測図（ハザードマップ）の配布</u></p> <p><u>② 建物に指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）の表示プレートの設置</u></p> <p><u>③ 避難所等の誘導標識の設置</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 被災者の把握</b></p> <p><u>避難所等における入居者登録等による被災者の把握を避難所等の担当職員や避難所等の管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の被災者支援システム（データベース）などにより避難状況の把握に努める。</u></p> <p>なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p>	<p><b>4 市民に対する周知</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1) 全世帯及び転入者に災害危険区域予測図（ハザードマップ）の配布</u></p> <p><u>(2) 建物に指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）の表示プレートの設置</u></p> <p><u>(3) 避難所等の誘導標識の設置</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 被災者の把握</b></p> <p><u>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障が生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u></p> <p>なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。</p>	<p>符号の修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>																																																																																				

頁	現 行	改 定	備 考
P. 80	<p><b>第10節 避難行動要支援者対策計画</b>  災害発生時における<u>避難行動要支援者</u>の安全に関する計画については、次のとおりであり、<u>別に定める「避難行動要支援者プラン」により</u>、その支援体制の整備を図る。</p> <p><b>1 安全対策</b>  災害発生時には、<u>要介護者や障がい者など自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）</u>が被害を受ける場合が多い。このため、市及び社会福祉施設の管理者は、<u>避難行動要支援者の安全を確保するため</u>、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p><b>2 市の対策</b>  市は、<u>「避難行動要支援者プラン」に基づき、防災担当部局、福祉担当部局及び地域生活担当部局が連携し、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して避難行動要支援者の支援体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。</u></p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者  市は、避難支援等関係者に対し、名簿を提供するものとする。  ただし、<u>本人の同意が得られていない場合は、提供しないものとする。</u>  <u>なお、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合</u>には、本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。避難支援等関係者となる者は次の者とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 名簿に掲載する者の範囲  名簿に掲載する者の範囲は次の要件に該当する者とする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院しているものを含む）とする。</u></p> <p>(3) 名簿作成に必要な個人情報  市は、<u>名簿に</u>避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 名簿の更新</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ <u>また</u>、避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>第10節 避難行動要支援者対策計画</b>  災害時における<u>要配慮者</u>の安全に関する計画については、次のとおりであり、その支援体制の整備を図る。</p> <p><b>1 安全対策</b>  災害時には、<u>特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等</u>が被害を受け<u>やすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから</u>、市及び社会福祉施設等の管理者は、<u>これら要配慮者の安全の確保等を図るため</u>、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から<u>要配慮者の</u>実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。</p> <p><b>2 市の対策</b>  市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から<u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うものとする。</u></p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者  市は、避難支援等関係者に対し、<u>本人の同意が得られた避難行動要支援者を掲載した</u>名簿を提供するものとする。ただし、<u>災害時には</u>本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。  <u>なお</u>、避難支援等関係者となる者は次の者とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 名簿に掲載する者の範囲  名簿に掲載する者の範囲は次の要件に該当する者とする。<u>ただし、施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院しているものを含む）とする。</u></p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(3) 名簿作成に必要な個人情報  市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を<u>名簿に</u>記載し、又は記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 名簿の更新</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>表現の修正 北海道地域防災計画との整合</p> <p>記載場所の変更</p>
P. 81	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報  市は、<u>名簿に</u>避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 名簿の更新</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ <u>また</u>、避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報  市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を<u>名簿に</u>記載し、又は記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 名簿の更新</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 8 1	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 個別避難計画の作成</u> 市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援関係者と連携しながら作成に取り組む。</p> <p><u>(7) 避難支援等への事前の個別避難計画の提供</u> 市は、個別支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、情報の提供に同意を得られた要支援者について、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
P. 8 2	<p><u>(6)</u> 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 名簿の保管</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 円滑な避難のための情報伝達に係る配慮 市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報</u>など、災害時において適時適切に発令する。 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 避難支援等関係者の安全確保の措置 避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。 市は避難行動要支援者に対し避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。</p>	<p><u>(8)</u> 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 名簿の保管</p> <p>(略)</p> <p><u>(10)</u> 円滑な避難のための情報伝達に係る配慮 市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>など、災害時において適時適切に発令する。 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(11)</u> 避難支援等関係者の安全確保の措置 避難支援については、<u>避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。</u> <u>また、市は避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。</u></p>	<p>番号の繰り下げ</p> <p>番号の繰り下げ</p> <p>番号の繰り下げ 北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>番号の繰り下げ</p>
P. 8 3	<p><u>(10)</u> 福祉避難所の指定 市は、<u>障害福祉施設や特別支援学校等の施設</u>を活用し、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、<u>指定</u>避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p><b>3 社会福祉施設の対策</b></p> <p>(1) 防災設備等の整備 施設管理者は、社会福祉施設の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者<u>などのいわゆる要支援者</u>であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。 また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。 特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p>	<p><u>(12)</u> 福祉避難所の指定 市は、<u>老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の施設</u>を活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。<u>特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 社会福祉施設の対策</b></p> <p>(1) 防災設備等の整備 施設管理者は、社会福祉施設の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者<u>等の要配慮者</u>であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。 また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。 特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>表現の修正</p> <p>番号の繰り下げ 北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>



頁	現 行	改 定	備 考																
P. 84	<p>(2) 組織体制の整備 施設管理者は、災害時等において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。 特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。 また、平常時から<u>施設入所者、通所者及び職員と地域住民や福祉ボランティア等との交流に努め、災害時に支援</u>協力が得られるような体制<u>づくりを進める。</u></p> <p>(3) 緊急連絡体制の整備 施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達的手段及び方法を確立するとともに、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、<u>各施設</u>の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。 特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。 市及び消防本部は、施設の実施する防災教育・防災訓練に対して、講師の派遣や教育・訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。</p> <p><b>4 外国人に対する対策</b> 市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人<u>について</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努める。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第11節 自主防災組織育成等に関する計画</b> (略)</p> <p><b>2 自主防災組織の活動内容</b> (1) 平常時の活動</p> <table border="1" data-bbox="210 1451 1258 1772"> <tr> <td>① 防災資機材等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>② 地域の危険箇所の把握</td> <td>・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別<u>支援プラン</u>の作成)</td> </tr> <tr> <td>③ 災害時の活動習得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ 普及啓発活動・広報誌の発行</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	① 防災資機材等の整備	(略)	② 地域の危険箇所の把握	・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別 <u>支援プラン</u> の作成)	③ 災害時の活動習得	(略)	④ 普及啓発活動・広報誌の発行	(略)	<p>(2) 組織体制の整備 施設管理者は、災害時等において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。 特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。 また、平常時から<u>市と連携の下に、施設間相互並びに他の施設、地域住民及び福祉ボランティア組織と入所者の実態に応じた</u>協力が得られるような体制の整備に努める。</p> <p>(3) 緊急連絡体制の整備 施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達的手段及び方法を確立するとともに、<u>施設相互の連携協力の強化に資するため</u>、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の充実 施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、<u>施設管理者は、</u>施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、<u>各々</u>の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。 特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。<u>このため</u>、市及び消防本部は、施設の実施する防災教育・防災訓練に対して、講師の派遣や教育・訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。</p> <p><b>4 外国人に対する対策</b> 市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人<u>を要配慮者として位置づけ</u>、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努める<u>とともに在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</u> <u>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第11節 自主防災組織育成等に関する計画</b> (略)</p> <p><b>2 自主防災組織の活動内容</b> (1) 平常時の活動</p> <table border="1" data-bbox="1377 1457 2424 1778"> <tr> <td>① 防災資機材等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>② 地域の危険箇所の把握</td> <td>・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別<u>避難計画</u>の作成)</td> </tr> <tr> <td>③ 災害時の活動習得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④ 普及啓発活動・広報誌の発行</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	① 防災資機材等の整備	(略)	② 地域の危険箇所の把握	・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別 <u>避難計画</u> の作成)	③ 災害時の活動習得	(略)	④ 普及啓発活動・広報誌の発行	(略)	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>
① 防災資機材等の整備	(略)																		
② 地域の危険箇所の把握	・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別 <u>支援プラン</u> の作成)																		
③ 災害時の活動習得	(略)																		
④ 普及啓発活動・広報誌の発行	(略)																		
① 防災資機材等の整備	(略)																		
② 地域の危険箇所の把握	・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策(個別 <u>避難計画</u> の作成)																		
③ 災害時の活動習得	(略)																		
④ 普及啓発活動・広報誌の発行	(略)																		
P. 86			表現の修正																

頁	現 行	改 定	備 考																								
P. 86	<p>(2) 非常時及び災害時の活動</p> <table border="1" data-bbox="213 163 1258 695"> <tr> <td data-bbox="213 163 629 233">① 情報収集・伝達活動</td> <td data-bbox="629 163 1258 233">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 233 629 302">② 初期消火活動</td> <td data-bbox="629 233 1258 302">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 302 629 478">③ 避難誘導活動</td> <td data-bbox="629 302 1258 478"> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 478 629 548">④ 救出救護活動</td> <td data-bbox="629 478 1258 548">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 548 629 617">⑤ 給食給水活動</td> <td data-bbox="629 548 1258 617">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 617 629 695"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="629 617 1258 695"></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	① 情報収集・伝達活動	(略)	② 初期消火活動	(略)	③ 避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul>	④ 救出救護活動	(略)	⑤ 給食給水活動	(略)	<u>(新設)</u>		<p>(2) 非常時及び災害時の活動</p> <table border="1" data-bbox="1394 163 2439 695"> <tr> <td data-bbox="1394 163 1810 233">① 情報収集・伝達活動</td> <td data-bbox="1810 163 2439 233">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1394 233 1810 302">② 初期消火活動</td> <td data-bbox="1810 233 2439 302">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1394 302 1810 478">③ 避難誘導活動</td> <td data-bbox="1810 302 2439 478"> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>高齢者等避難</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1394 478 1810 548">④ 救出救護活動</td> <td data-bbox="1810 478 2439 548">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1394 548 1810 617">⑤ 給食給水活動</td> <td data-bbox="1810 548 2439 617">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1394 617 1810 695"><u>⑥ 避難所の運営</u></td> <td data-bbox="1810 617 2439 695"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域で開設された避難所の自主的な運営</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	① 情報収集・伝達活動	(略)	② 初期消火活動	(略)	③ 避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>高齢者等避難</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul>	④ 救出救護活動	(略)	⑤ 給食給水活動	(略)	<u>⑥ 避難所の運営</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域で開設された避難所の自主的な運営</u></li> </ul>	北海道地域防災計画の改定に基づく変更
① 情報収集・伝達活動	(略)																										
② 初期消火活動	(略)																										
③ 避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul>																										
④ 救出救護活動	(略)																										
⑤ 給食給水活動	(略)																										
<u>(新設)</u>																											
① 情報収集・伝達活動	(略)																										
② 初期消火活動	(略)																										
③ 避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民を避難場所へ誘導</li> <li>住民の安否確認</li> <li><u>高齢者等避難</u>が出された場合の周知徹底、誘導</li> <li>避難行動要支援者の誘導、避難協力</li> </ul>																										
④ 救出救護活動	(略)																										
⑤ 給食給水活動	(略)																										
<u>⑥ 避難所の運営</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>地域で開設された避難所の自主的な運営</u></li> </ul>																										
P. 87	<p><b>4 地区防災計画の推進</b></p> <p>(1) 地区防災計画の目的 地区防災計画は、<u>災害対策基本法</u>に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が、自発的に行う防災活動に関する計画として、<u>室蘭市地域防災計画</u>に規定することができ、<u>地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とを連携し</u>、互助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。</p> <p>(2) 地区防災計画の位置付 <u>室蘭市防災会議</u>は、<u>災害対策基本法</u>第42条第3項及び第42条の2に基づき、室蘭市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を<u>室蘭市地域防災計画</u>に定める。 <u>室蘭市地域防災計画</u>に定める地区防災計画は以下のとおり。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>4 地区防災計画の推進</b></p> <p>(1) 地区防災計画の目的 地区防災計画は、<u>基本法</u>に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が、自発的に行う防災活動に関する計画として、<u>市計画</u>に規定することができ、<u>双方の計画</u>に基づく防災活動と連携し、互助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。</p> <p>(2) 地区防災計画の位置付 <u>市防災会議</u>は、<u>基本法</u>第42条第3項及び第42条の2の<u>規定</u>に基づき、室蘭市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を<u>市計画</u>に定める。 <u>市計画</u>に定める地区防災計画は以下のとおり。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>(略)</p>	定義に基づく修正表現の修正																								
P. 88	<p><b>1 市職員に対する防災教育</b></p> <p>市職員は、災害発生時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。</p> <p>このような状況下においては、各職員は、所属する<u>災害対策本部</u>の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市職員に対する防災教育</b></p> <p>市職員は、災害時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。</p> <p>このような状況下においては、各職員は、所属する<u>市本部</u>の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合																								
			定義に基づく修正																								



頁	現 行	改 定	備 考
P. 89	<p><b>3 児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進</b></p> <p>(1) 小・中学校、高等学校の対応</p> <p>① 児童・生徒に対し、<b>予防対策</b>等の知識の向上及び防災の実践<b>活動</b>（災害時における避難、<b>身を守る措置</b>等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>② 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒の発達段階<b>など</b>の実態に応じた内容のものとして実施する。</p> <p>(2) 市及び教育委員会の対応</p> <p>(略)</p> <p>② 教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。</p>	<p><b>3 児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進</b></p> <p>(1) 小・中学校、高等学校の対応</p> <p>① 児童・生徒<b>等</b>に対し、<b>災害の現象や災害の予防</b>等の知識の向上及び防災の実践<b>的な対応方法</b>（災害時における避難、<b>保護</b>の措置等）の習得を積極的に推進する。</p> <p>② 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒<b>等</b>の発達段階<b>等</b>の実態に応じた内容のものとして実施する。</p> <p>(2) 市及び教育委員会の対応</p> <p>(略)</p> <p>② 教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員<b>等</b>に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>

頁	現 行	改 定	備 考																
P. 9 1	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 応急活動計画</b></p> <p>気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の<b>災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合</b>の、市本部等の応急活動については、本計画の定めるところによる。</p> <p>室蘭市災害対策本部等の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="181 348 1258 1037"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編 <u>総則・防災組織</u> 第 3 章 <u>防災組織</u> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <u>P19～27</u>）による。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難のための勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示</b>を発令した場合は速やかに次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 2 節 職員動員計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 防災気象情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）</b></p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 職員非常招集方法（勤務時間外）</b></p> <p>夜間・休日の職員非常招集については、風水害は事前に予測されることが多いことから、極力勤務時間中に配備体制を決定し、上記 1 により伝達を行うものとする。なお、突発的な気象情報や災害等に対しては次のとおり定める。招集については、非常配備連絡網や情報共有アプリ <b>及び職員非常招集メール</b>を活用し伝達するものとする。（(4) 自主参集 に該当する項目を除く）</p> <p>(略)</p>	組織区分	活動内容	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編 <u>総則・防災組織</u> 第 3 章 <u>防災組織</u> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <u>P19～27</u>）による。</li> </ul>	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難のための勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示</b>を発令した場合は速やかに次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul>	非常配備体制	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 応急活動計画</b></p> <p>気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の<b>災害時</b>の、市本部等の応急活動については、本計画の定めるところによる。</p> <p>室蘭市災害対策本部等の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1347 348 2424 1037"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編第 3 章第 2 節災害対策本部（別表 2 <u>P20～28</u>）による。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難指示又は高齢者等避難</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合は、<u>速やかに</u>次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第 2 節 職員動員計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 防災気象情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>2 職員非常招集方法（勤務時間外）</b></p> <p>夜間・休日の職員非常招集については、風水害は事前に予測されることが多いことから、極力勤務時間中に配備体制を決定し、上記 1 により伝達を行うものとする。なお、突発的な気象情報や災害等に対しては次のとおり定める。招集については、非常配備連絡網や情報共有アプリ <b>等</b>を活用し伝達するものとする。（(4) 自主参集 に該当する項目を除く）</p> <p>(略)</p>	組織区分	活動内容	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編第 3 章第 2 節災害対策本部（別表 2 <u>P20～28</u>）による。</li> </ul>	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難指示又は高齢者等避難</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合は、<u>速やかに</u>次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul>	非常配備体制	(略)	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>表現の修正 ページ数の修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>符号の修正</p> <p>実態に合わせて変更</p>
組織区分	活動内容																		
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編 <u>総則・防災組織</u> 第 3 章 <u>防災組織</u> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <u>P19～27</u>）による。</li> </ul>																		
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難のための勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示</b>を発令した場合は速やかに次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul>																		
非常配備体制	(略)																		
組織区分	活動内容																		
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 編第 3 章第 2 節災害対策本部（別表 2 <u>P20～28</u>）による。</li> </ul>																		
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する<b>避難指示又は高齢者等避難</b>の必要性を判断し発令を決定する。</li> <li>情報の収集</li> <li>住民等に対する情報の伝達</li> <li>住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動</li> <li><b>高齢者等避難、避難指示</b>を発令した場合は、<u>速やかに</u>次の措置を行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象地区住民に伝達する広報活動</li> <li>必要に応じて避難所の開設</li> <li>胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼</li> </ol> </li> </ul>																		
非常配備体制	(略)																		
P. 9 2																			

頁	現 行	改 定	備 考
P. 93	<p>(4) 自主参集 職員は、防災関連情報を入手するため、<u>北海道防災対策支援システム</u>へ積極的に登録するほか、<u>職員非常招集メール</u>やテレビ・ラジオ等で次のことを知ったときは、非常招集の連絡を待たずに参集するものとする。</p>	<p>(4) 自主参集 職員は、防災関連情報を入手するため、<u>北海道防災情報システムのメールサービス</u>へ積極的に登録するほか、テレビ・ラジオ等で次のことを知ったときは、非常招集の連絡を待たずに参集するものとする。</p>	実態に合わせて変更
	(略)	(略)	
P. 94	<p>(第2種配備の職員) ④ <u>災害対策本部</u>、警戒本部が設置されたことを知ったとき。(第2種配備の職員)</p>	<p>(第2種配備の職員) ④ <u>市本部又は</u>警戒本部が設置されたことを知ったとき。(第2種配備の職員)</p>	定義付けによる修正等
	(略)	(略)	
	<b>第3節 広報計画</b>	<b>第3節 広報計画</b>	
	(略)	(略)	
P. 95	<p><b>1 広報事項</b> ① 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等の内容 ② 警戒レベル<u>及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>、避難所等の避難情報並びに避難の際の注意事項 ③ 市の実施している応急対策の内容 ④ その他被害の防止のため必要な事項</p>	<p><b>1 広報事項</b> <u>(1)</u> 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等の内容 <u>(2)</u> 警戒レベル<u>や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の避難情報及び</u>避難所等の避難情報並びに避難の際の注意事項 <u>(3)</u> 市の実施している応急対策の内容 <u>(4)</u> その他被害の防止のため必要な事項</p>	符号の修正 北海道地域防災計画の改定に基づく変更
	<b>2 広報活動の方法</b>	<b>2 広報活動の方法</b>	
	(略)	(略)	
P. 96	<p>(6) IT機器による広報 インターネットを活用した広報の実施や、スマートフォン・携帯電話等で緊急速報メール、<u>登録制メール</u>を用いた防災関連情報の広報を実施する。</p>	<p>(6) IT機器による広報 インターネットを活用した広報の実施や、スマートフォン・携帯電話等で緊急速報メールを用いた防災関連情報の広報を実施する。</p>	登録制メールの廃止による変更
	(略)	(略)	
	<b>5 安否情報の提供</b>	<b>5 安否情報の提供</b>	
P. 97	<p>(1) 安否情報の照会手続 ① 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかに<u>して</u>行うものとする。</p>	<p>(1) 安否情報の照会手続 ① 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所、<u>(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u>や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかに<u>させて</u>行うものとする。</p>	北海道地域防災計画との整合
	(略)	(略)	
	<p>③ 市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、<u>適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。</u></p>	<p>③ 市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等<u>一定</u>の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、<u>適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。</u></p>	北海道地域防災計画との整合
	(略)	(略)	

頁	現 行	改 定	備 考
P. 98	<p><u>(新設)</u></p> <p><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難の勧告・指示の発令者</b></p> <p>(1) 市長又は市長の命を受けた市の職員</p> <p>① 市長は、住民（居住者、滞在者、その他現場にいる者をいう。以下本節において同じ。）に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときは、基本法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対して次の<b>勧告又は指示</b>を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの<b>勧告又は指示</b></p> <p>(略)</p> <p>③ 市長は、上記の<b>勧告又は指示</b>を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自衛官</p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 災害時の氏名等の公表</u></p> <p>① 知事は、住人の安全・安心の確保に視するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、道が定める「災害時の氏名等の公表方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。</p> <p>② 市長は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難指示の発令者</b></p> <p>(1) 市長又は市長の命を受けた市の職員</p> <p>① 市長は、住民（居住者、滞在者、その他現場にいる者をいう。以下本節において同じ。）に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときは、基本法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対して次の指示を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの指示</p> <p>(略)</p> <p>③ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自衛官</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
P. 99	<p>① 住民等の避難等の措置</p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難の勧告・指示の基準</b></p> <p><u>避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>の発令基準は、原則として次の場合とする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。</p> <p>なお、土砂災害に関する避難指示 <u>(緊急)</u> の発令基準は、原則として <u>次の</u> 場合とする。</p> <p><u>(6) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。</u></p> <p><u>(7) 土砂災害が発生したとき、災害発生情報を発表する。</u></p> <p><b>3 事前避難</b></p> <p>市長は、大型台風の接近、気象警報の発表及び大雨による浸水・崖崩れ等が発生して被害が拡大するおそれがあるときは、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。</p> <p>なお、大雨による土砂災害のおそれがあるときの<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発表基準は、資料編の「避難<b>勧告</b>等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。</p>	<p>① 住民等の避難等の措置<b>等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 避難指示等の基準</b></p> <p><u>避難指示及び緊急安全確保</u>の発令基準は、原則として次の場合とする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。</p> <p>なお、土砂災害に関する避難指示の発令基準は、原則として、<u>土砂災害警戒情報が発表されており、さらに、記録的短時間大雨情報が発表</u>された場合とする。</p> <p><u>(6) 土砂災害が発生したとき、緊急安全確保</u>を発表する。</p> <p><b>3 事前避難</b></p> <p>市長は、大型台風の接近、気象警報の発表及び大雨による浸水・崖崩れ等が発生して被害が拡大するおそれがあるときは、<u>高齢者等避難</u>を発令し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。</p> <p>なお、大雨による土砂災害のおそれがあるときの<u>高齢者等避難</u>の発表基準は、資料編の「避難<b>情報</b>等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>条文の修正</p> <p>番号の繰り上げ</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>マニュアル改正による変更</p>



頁	現 行	改 定	備 考																																						
P. 100	<p><b>4 避難の勧告・指示又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法等</b></p> <p>市長は、<u>避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 伝達方法 <u>前第3節2「広報活動の方法」</u>の規定による。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="181 405 1270 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民がとるべき行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></td> <td><u>災害発生情報※1</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td><u>(危険な場所から) 全員避難</u> ・ <u>速やかに立ち退き避難する。</u> <u>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。</u></td> <td>・ <u>避難勧告</u> ・ <u>避難指示(緊急)※2</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td><u>(危険な場所から) 高齢者等避難</u> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</u> ・ <u>その他の者は立ち退き避難の準備をし、気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</u></td> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>(略)</td> <td><u>洪水注意報</u> <u>大雨注意報</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>(略)</td> <td>早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>可能な範囲で発令</u> ※2 <u>緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</u></p> <p>(3) 知事への報告 市長は、<u>避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令したとき、及び警察官、海上保安官から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を知事(胆振総合振興局長)に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>② 発令の理由及び<u>勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の別</p> <p>(略)</p>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報※1</u>	警戒レベル4	<u>(危険な場所から) 全員避難</u> ・ <u>速やかに立ち退き避難する。</u> <u>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。</u>	・ <u>避難勧告</u> ・ <u>避難指示(緊急)※2</u>	警戒レベル3	<u>(危険な場所から) 高齢者等避難</u> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</u> ・ <u>その他の者は立ち退き避難の準備をし、気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル2	(略)	<u>洪水注意報</u> <u>大雨注意報</u>	警戒レベル1	(略)	早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u>	<p><b>4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等</b></p> <p>市長は、<u>避難指示又は高齢者等避難</u>を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 伝達方法 <u>本編第4章第3節2 広報活動の方法 (P95)</u>の規定による。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1347 405 2436 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">住民がとるべき行動</th> <th>住民に行動を促す情報</th> </tr> <tr> <th>避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td><u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u></td> <td><u>緊急安全確保</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td><u>危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保する。)</u></td> <td><u>避難指示</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>・ <u>高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)</u> ・ <u>高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u></td> <td><u>高齢者等避難</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>(略)</td> <td><u>大雨・洪水・高潮注意報</u></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>(略)</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) (削除)</p> <p>(3) 知事への報告 市長は、<u>避難指示又は高齢者等避難</u>を発令したとき、及び警察官、海上保安官から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を知事(胆振総合振興局長)に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>② 発令の理由及び<u>指示又は高齢者等避難</u>の別</p> <p>(略)</p>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	避難情報等	警戒レベル5	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>	<u>緊急安全確保</u>	警戒レベル4	<u>危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保する。)</u>	<u>避難指示</u>	警戒レベル3	・ <u>高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)</u> ・ <u>高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u>	<u>高齢者等避難</u>	警戒レベル2	(略)	<u>大雨・洪水・高潮注意報</u>	警戒レベル1	(略)	早期注意情報	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
警戒レベル	住民がとるべき行動			住民に行動を促す情報																																					
		避難情報等																																							
警戒レベル5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報※1</u>																																							
警戒レベル4	<u>(危険な場所から) 全員避難</u> ・ <u>速やかに立ち退き避難する。</u> <u>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。</u>	・ <u>避難勧告</u> ・ <u>避難指示(緊急)※2</u>																																							
警戒レベル3	<u>(危険な場所から) 高齢者等避難</u> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</u> ・ <u>その他の者は立ち退き避難の準備をし、気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>																																							
警戒レベル2	(略)	<u>洪水注意報</u> <u>大雨注意報</u>																																							
警戒レベル1	(略)	早期注意情報 <u>(警報級の可能性)</u>																																							
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報																																							
		避難情報等																																							
警戒レベル5	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>	<u>緊急安全確保</u>																																							
警戒レベル4	<u>危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保する。)</u>	<u>避難指示</u>																																							
警戒レベル3	・ <u>高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)</u> ・ <u>高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u>	<u>高齢者等避難</u>																																							
警戒レベル2	(略)	<u>大雨・洪水・高潮注意報</u>																																							
警戒レベル1	(略)	早期注意情報																																							



頁	現 行	改 定	備 考
P. 101	<p><b>5 避難の方法</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>① 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>市長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、<b>名簿情報</b>に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<b>名簿情報</b>を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>③ <b>避難所</b>以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた<b>全体計画</b>等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、<b>全体計画</b>等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p>ア <b>避難所</b>（必要に応じて福祉避難所）への移動</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 避難の方法</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>① 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>市長は、平常時から避難行動要支援者名簿<b>や個別避難計画</b>の情報を提供することに同意した者については、<b>個別避難計画</b>に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から<b>避難行動要支援者名簿や個別避難計画</b>を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報<b>や個別避難計画</b>の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>③ <b>避難場所</b>以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた<b>市計画</b>等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、<b>市計画</b>等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p>ア <b>指定避難所</b>（必要に応じて福祉避難所）への移動</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画の改定に基づく変更
P. 102	<p><b>7 避難所の開設及び運営管理等</b></p> <p>(1) 開設</p> <p>(略)</p> <p>② 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当<b>部署</b>と保健福祉担当<b>部署</b>が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するように努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>① <b>避難所</b>における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>7 避難所の開設及び運営管理等</b></p> <p>(1) 開設</p> <p>(略)</p> <p>② 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。<b>また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等へ避難を促す。</b></p> <p>(略)</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当<b>部署</b>と保健福祉担当<b>部署</b>が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するように努めるものとする。</p> <p><u>⑦ 避難所において、収容人数を超過することがないように、平時からホームページやSNS等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</u></p> <p><u>⑧ 市長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に胆振総合振興局長を通じて知事へ報告する。</u></p> <p>(2) 運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>① <b>指定避難所</b>における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画の改定に基づく変更
			北海道地域防災計画の改定に基づく変更
			北海道地域防災計画との整合

頁	現 行	改 定	備 考
P. 103	<p>④ <u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましく、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>④ <u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう <u>実態とニーズ把握</u>に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましく、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力、DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
P. 104	<p>⑥～⑫ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑦～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>⑮ <u>避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用のスペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</u></p>	<p>番号の繰り下げ</p> <p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 104	<u>(新設)</u>	<p><b>8 広域避難</b></p> <p><u>(1) 広域避難の協議等</u> 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行うことができる。</p> <p><u>(2) 道内における広域避難</u> 市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。</p> <p><u>(3) 道外への広域避難</u> ① 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道へ当該他府県との協議を求めるものとする。 ② 市は、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議できるものとする。</p> <p><u>(4) 避難者の受入</u> 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(5) 関係機関との連携</u> 市、道、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の改定に基づく変更
P. 105	<b>8 広域一時滞在</b>	<p><b>9 広域一時滞在</b></p> <p>(1) 道内における広域一時滞在 ① 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長に被災住民受け入れについて、協議を行うものとする。 なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道外への広域一時滞在 (略)</p> <p>② 市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、<u>指定避難所</u>の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	番号の繰り下げ 定義付けを追加 表現の修正 北海道地域防災計画との整合
P. 106	<b>第5節 救助救出計画</b>	<p><b>第5節 救助救出計画</b></p> <p>災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出については、本計画の定めるところによる。 市をはじめ救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の<u>役割</u>など円滑な連携のもとに実施する。また、被災地の住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合

頁	現 行	改 定	備 考
P. 107	<p><b>第6節 食料供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 食料供給の対象者</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 住家の被害が、全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者</p> <p>(略)</p> <p><b>4 供給食料の調達先</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗（本編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P64）参照）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 食料供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 食料供給の対象者</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 住家の被害が、全壊（焼）、<u>流出</u>、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者</p> <p>(略)</p> <p><b>4 供給食料の調達先</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗（本編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）参照）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	他の条文に合わせた修正
P. 109	<p><b>第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画</b></p> <p>災害時における被災者に対する寝具、<u>衣料及び</u>生活必需品の給与<u>又は貸与</u>については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 給（貸）与の対象者</b></p> <p>給（貸）与の対象となる者は、災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）<u>及び</u>床上浸水した者、かつ被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者で、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。〔給（貸）与は、世帯単位で行う。〕</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画</b></p> <p>災害時における被災者に対する<del>被服</del>、寝具、<u>その他の</u>生活必需品の給与<u>並びに物資の供給</u>については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 給（貸）与の対象者</b></p> <p>給（貸）与の対象となる者は、災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）<u>又は</u>床上浸水した者<u>で</u>、かつ、被服、寝具、<u>その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。</u>〔給（貸）与<u>等</u>は、世帯単位で行う。〕</p> <p>(略)</p>	表現の修正
P. 110	<p><b>第8節 石油類燃料供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 また、都市ガスの供給が停止された場合<u>に</u>LPGの供給を確保<u>し使用する場合は機器の違いなどに注意し</u>弾力的な運用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第8節 石油類燃料供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 また、都市ガスの供給が停止された場合<u>は</u>、LPGの供給を確保<u>する必要があるので取扱</u><u>いについては</u>弾力的な運用を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合



頁	現 行	改 定	備 考																																								
P. 114	<p><b>第 1 1 節 医療救護計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 医療救護活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 負傷者の搬送 負傷者及び妊産婦の搬送に当たっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。 また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣(北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載)又はドクターヘリの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>災害時拠点病院</b></p> <table border="1" data-bbox="181 798 1255 1087"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立室蘭総合病院</td> <td>山手町 3-8-1</td> <td>25-3111</td> <td>専用施設有</td> </tr> <tr> <td>日鋼記念病院</td> <td>新富町 1-5-13</td> <td>24-1331</td> <td>専用施設有</td> </tr> <tr> <td>製鉄記念室蘭病院</td> <td>知利別町 1-45</td> <td>44-4650</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>大川原脳神経外科病院</td> <td>寿町 1-10-1</td> <td>44-1519</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院は、道の災害拠点病院(地域災害医療センター)の指定を受けている。 (注2) 離着陸場のAは、北海道防災航空室に登録している指定離着陸場を使用する場合の区分A <u>室蘭岳山麓総合公園運動広場</u>、中島公園野球場</p> <p>(略)</p> <p><b>8 北海道薬剤師会室蘭支部の協力</b></p> <p>(略)</p> <p>① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)</p> <p>(略)</p>	病 院 名	住 所	電話番号	離着陸場	市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有	日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有	製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A	大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A	<p><b>第 1 1 節 医療救護計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 医療救護活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 負傷者の搬送 負傷者又は妊産婦等の搬送に当たっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。 また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者等については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣(北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載)又はドクターヘリの派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>災害時拠点病院</b></p> <table border="1" data-bbox="1347 798 2421 1087"> <thead> <tr> <th>病 院 名</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> <th>離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立室蘭総合病院</td> <td>山手町 3-8-1</td> <td>25-3111</td> <td>専用施設有</td> </tr> <tr> <td>日鋼記念病院</td> <td>新富町 1-5-13</td> <td>24-1331</td> <td>専用施設有</td> </tr> <tr> <td>製鉄記念室蘭病院</td> <td>知利別町 1-45</td> <td>44-4650</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>大川原脳神経外科病院</td> <td>寿町 1-10-1</td> <td>44-1519</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院は、道の災害拠点病院(地域災害医療センター)の指定を受けている。 (注2) 離着陸場のAは、北海道防災航空室に登録している指定離着陸場を使用する場合の区分A <u>(削除)</u> 中島公園野球場</p> <p>(略)</p> <p><b>8 北海道薬剤師会室蘭支部の協力</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)</p> <p>(略)</p>	病 院 名	住 所	電話番号	離着陸場	市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有	日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有	製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A	大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A	<p>表現の修正</p> <p>指定離着陸場の変更</p> <p>符号の修正</p>
病 院 名	住 所	電話番号	離着陸場																																								
市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有																																								
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有																																								
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A																																								
大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A																																								
病 院 名	住 所	電話番号	離着陸場																																								
市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有																																								
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有																																								
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A																																								
大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A																																								
P. 115	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																								



頁	現 行	改 定	備 考
P. 117	<p><b>第 1 2 節 防疫計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という。))に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 1 2 節 防疫計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 実施責任者</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という。))に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合
P. 118	<p><b>4 避難所等の防疫指導</b></p> <p>市長は、<u>避難所</u>等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。</p> <p>(1) 健康調査等 <u>避難所</u>等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、<u>避難者に対し検病調査を実施する等</u>、<u>避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等</u>を実施する。</p> <p>(2) 清潔方法、消毒方法等の実施 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、<u>避難所等に石鹼及びアルコール消毒液を配置し手洗いを励行する等、避難所等</u>での清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場及び洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>(3) 集団給食 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を持ってあて、できるだけ専従するものとする。 また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても指導を徹底させるものとする。</p> <p>(4) 飲料水等の管理 飲料水の水質検査及び消毒については、指導を徹底させるものとする。</p>	<p><b>4 避難所等の防疫指導</b></p> <p>市長は、<u>指定避難所</u>等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。</p> <p>(1) 健康調査等 <u>指定避難所</u>等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。</p> <p>(2) 清潔方法、消毒方法等の実施 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、<u>指定避難所等</u>での清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場及び洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>(3) 集団給食 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を持ってあて、できるだけ専従するものとする。 また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても<u>十分</u>指導徹底させるものとする。</p> <p>(4) 飲料水等の管理 飲料水の水質検査及び消毒については、<u>十分</u>指導徹底させるものとする。</p>	北海道地域防災計画との整合  北海道地域防災計画との整合  北海道地域防災計画との整合  北海道地域防災計画との整合

頁	現 行	改 定	備 考
P. 121	<p><b>第 1 3 節 廃棄物等処理及び清掃計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>6 死亡獣畜処理方法</b></p> <p>(略)</p> <p>① 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却の方法で処理すること。  ② 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。  ③ ①及び②において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 1 3 節 廃棄物等処理及び清掃計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>6 死亡獣畜処理方法</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。  <u>(2)</u> 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。  <u>(3)</u> <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>符号の修正  北海道地域防災計画との整合</p>
P. 122	<p><b>第 1 4 節 家庭動物等対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 家庭動物等の取扱い</b></p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 1 4 節 家庭動物等対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 家庭動物等の取扱い</b></p> <p>(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、<u>以下この節において「条例」という。</u>）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の修正</p>
P. 124	<p><b>第 1 5 節 交通対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急輸送のための交通規制</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続き等</p> <p>(略)</p> <p>③ 緊急通行車両の範囲</p> <p>(略)</p> <p>ア 特別警報・警報の発令及び伝達並びに<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 規制除外車両  北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両<u>については、</u>通行を認めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 1 5 節 交通対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急輸送のための交通規制</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続き等</p> <p>(略)</p> <p>③ 緊急通行車両の範囲</p> <p>(略)</p> <p>ア 特別警報・警報の発令及び伝達並びに<u>避難指示等</u>に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 規制除外車両  北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両<u>であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として</u>通行を認めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
			<p>北海道地域防災計画との整合</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 126	<b>第 1 6 節 災害警備計画</b>  (略)	<b>第 1 6 節 災害警備計画</b>  (略)	北海道地域防災計画との整合  北海道地域防災計画との整合 符号の修正 北海道地域防災計画との整合
	<b>2 室蘭警察署の措置</b> 室蘭警察署は、 <u>北海道警察本部及び</u> 関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、 <u>大雨、暴風等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> は、早期に警戒体制を確立して、災害情報の収集 <u>並びに</u> 住民の生命、身体及び財産を保護し、地域における社会と秩序の維持に当たるものとする。 (1) 災害警備体制の確立 <u>災害が発生した場合</u> 、その災害の規模、態様に応じて別に定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。 (2) 応急対策の実施 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> <u>各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</u> は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。 <u>エ</u> (略) (略)	<b>2 室蘭警察署の措置</b> 室蘭警察署は、関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、 <u>風水害等各種災害時には</u> 、早期に警戒体制を確立して、災害情報の収集 <u>及び</u> 住民の生命、身体及び財産を保護し、 <u>被災</u> 地域における社会秩序の維持に当たるものとする。 (1) 災害警備体制の確立 <u>風水害等各種災害時には</u> 、その災害の規模、態様に応じて別に定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。 (2) 応急対策の実施 <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) <u>③</u> <u>風水害等各種災害時には</u> 、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。 <u>④</u> (略) (略)	

頁	現 行	改 定	備 考																																																								
P. 127	<p><b>第 17 節 輸送計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 輸送の方法・手段</b></p> <p>(1) 道路輸送</p> <p>① 輸送路の決定</p> <p>(略)</p> <p>イ 交通規制及び啓開 各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、<b>本章</b>第 15 節交通対策計画 (P115) に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。</p> <p>② 輸送車両の確保等</p> <p>(略)</p> <p>イ 他の機関及び民間車両の調達、輸送等の応援</p> <p>(略)</p> <p>(オ) ヤマト運輸株式会社室蘭支店との間で締結している「災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定」による緊急・救援輸送等の応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航空輸送</p> <p>(略)</p> <p><b>指定離着陸場</b></p> <table border="1" data-bbox="181 1289 1314 1465"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>道指定</th> <th>陸上自衛隊指定</th> <th>道警察指定</th> <th>海上保安部指定</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭岳山麓総合公園運動広場</td> <td>香川町 224-7</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>芝生</td> </tr> <tr> <td>祝津グラウンド</td> <td>祝津町 3-4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>中島公園野球場</td> <td>宮の森町 4-1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>土/芝生</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設（広域防災フロート）及びフェリー埠頭第 1 バースも、ヘリコプターの離着陸場として利用できる。</p> <p>(略)</p>	名 称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況	室蘭岳山麓総合公園運動広場	香川町 224-7	○	○			芝生	祝津グラウンド	祝津町 3-4		○		○	土	中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生	<p><b>第 17 節 輸送計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 輸送の方法・手段</b></p> <p>(1) 道路輸送</p> <p>① 輸送路の決定</p> <p>(略)</p> <p>イ 交通規制及び啓開 各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、<b>本編第 4 章</b>第 15 節交通対策計画 (P123) に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。</p> <p>② 輸送車両の確保等</p> <p>(略)</p> <p>イ 他の機関及び民間車両の調達、輸送等の応援</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 運送事業者との間で締結している「災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定」による緊急・救援輸送等の応援要請</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航空輸送</p> <p>(略)</p> <p><b>指定離着陸場</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 1289 2484 1465"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>道指定</th> <th>陸上自衛隊指定</th> <th>道警察指定</th> <th>海上保安部指定</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中島公園野球場</td> <td>宮の森町 4-1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>土/芝生</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設（広域防災フロート）及びフェリー埠頭第 1 バースも、ヘリコプターの離着陸場として利用できる。</p> <p>(略)</p>	名 称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況	<del>(削除)</del>							<del>(削除)</del>							中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生	<p>表現の修正 ページ数の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>指定離着陸場の変更</p>
名 称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況																																																					
室蘭岳山麓総合公園運動広場	香川町 224-7	○	○			芝生																																																					
祝津グラウンド	祝津町 3-4		○		○	土																																																					
中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生																																																					
名 称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況																																																					
<del>(削除)</del>																																																											
<del>(削除)</del>																																																											
中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生																																																					
P. 128	<p><b>3 緊急輸送業務に従事する車両の確認</b></p> <p>緊急輸送業務に従事する車両については、<b>本章</b>の第 15 節交通対策計画 (P115) に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）または室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。</p>	<p><b>3 緊急輸送業務に従事する車両の確認</b></p> <p>緊急輸送業務に従事する車両については、<b>本編第 4 章</b>第 15 節交通対策計画 (P123) に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）または室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。</p>	<p>表現の修正 ページ数の修正</p>																																																								
P. 129																																																											

頁	現 行	改 定	備 考
P. 132	<p><b>第 19 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</b>  災害により行方不明の<u>状態にある</u>者の捜索、遺体の<u>処理及び埋葬</u>の実施については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任者</b>  (略)</p> <p><u>(2) 捜索、収容、検視等</u>  <u>室蘭警察署、室蘭海上保安部</u></p> <p><b>2 行方不明者の捜索</b>  (1) 捜索の対象  行方不明の状態<u>にある者</u>  (略)</p> <p><b>3 遺体の処理</b>  (1) 趣旨  災害の際死亡した者<u>及び</u>災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。  (略)</p>	<p><b>第 19 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</b>  災害により行方不明<u>になった</u>者の捜索、遺体の<u>収容処理埋葬</u>の実施については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 実施責任者</b>  (略)</p> <p><u>(2) 室蘭警察署</u>  <u>捜索、収容、検視等</u></p> <p><u>(3) 室蘭海上保安部</u>  <u>捜索、収容、検視等</u></p> <p><b>2 行方不明者の捜索</b>  (1) 捜索の対象  <u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。</u>  (略)</p> <p><b>3 遺体の処理</b>  (1) 趣旨  災害の際に死亡した者<u>で</u>災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。  (略)</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>実施機関ごとに修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>表現の修正</p>
P. 135	<p><b>第 20 節 文教対策計画</b>  (略)</p> <p><b>2 応急教育の実施</b>  (略)</p>	<p><b>第 20 節 文教対策計画</b>  (略)</p> <p><b>2 応急教育の実施</b>  (略)</p>	<p>ページ数の修正</p>
P. 136	<p>(1) 学校施設の応急修理  教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。  なお、復旧については、本編第 5 章災害復旧・被災者援護計画 (P144) に定める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急教育の要領  (略)</p> <p>② 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項  (略)</p> <p>工 学校が<u>避難場所に充当</u>された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、<u>避難者</u>収容が授業の支障とならないよう配慮する。</p>	<p>(1) 学校施設の応急修理  教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。  なお、復旧については、本編第 5 章災害復旧・被災者援護計画 (P152) に定める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急教育の要領  (略)</p> <p>② 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項  (略)</p> <p>工 学校に<u>避難所が開設</u>された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、<u>避難の受入れ</u>収容が授業の支障とならないよう配慮する。</p>	<p>ページ数の修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>



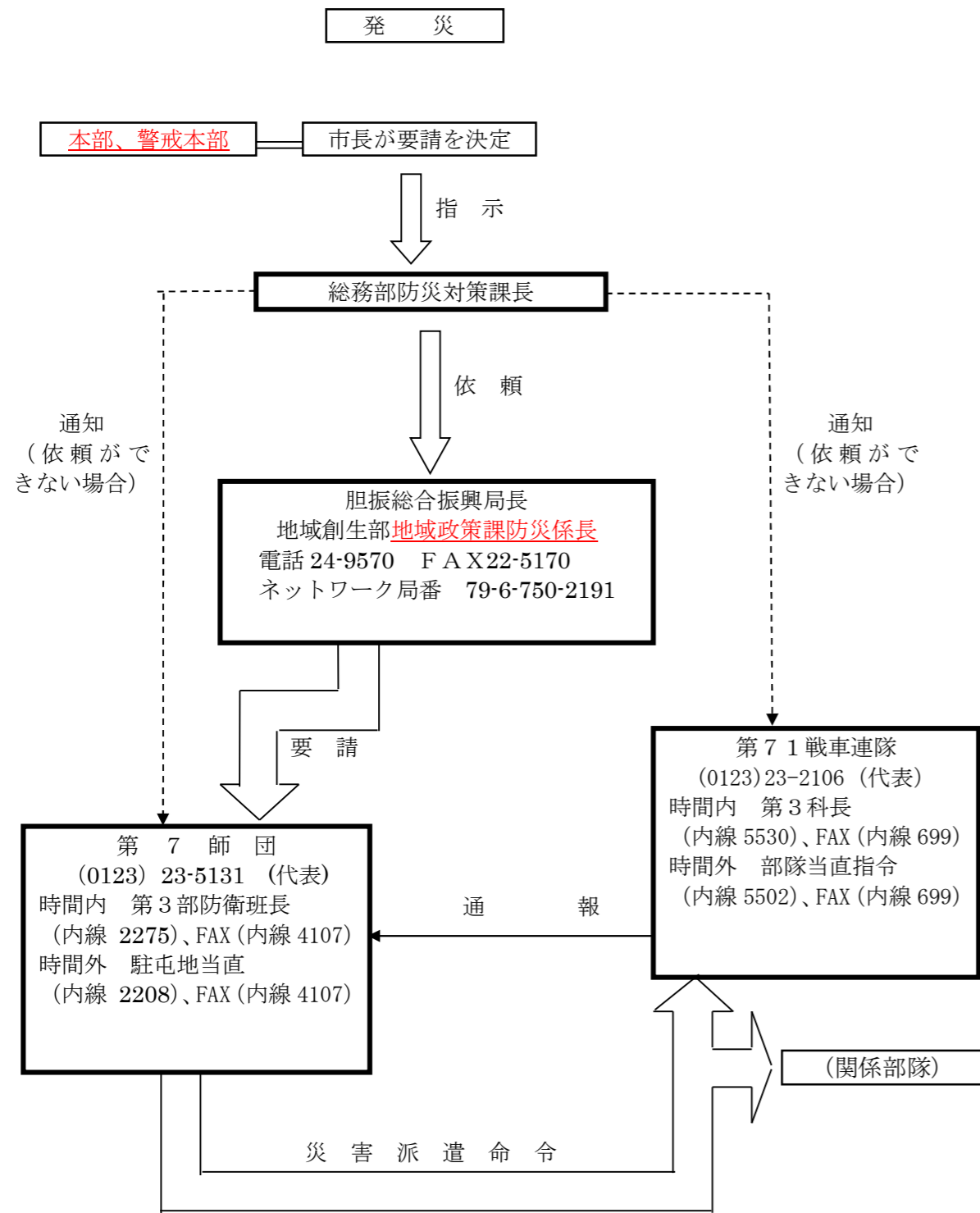
頁	現 行	改 定	備 考
P. 137	<p><b>4 衛生管理対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 校舎の一部に<b>避難者を収容</b>して授業を継続する場合、<b>収容</b>場所との間をできるだけ隔絶すること。</p> <p>(3) <b>収容</b>施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行うものとする。</p>	<p><b>4 衛生管理対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 校舎の一部に<b>被災者を受け入れて</b>授業を継続する場合、<b>受入</b>場所との間をできるだけ隔絶すること。</p> <p>(3) <b>受入</b>施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行うものとする。</p>	北海道地域防災計画との整合
P. 138	<p><b>第21節 労務供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 室蘭公共職業安定所への要請</b></p> <p>(略)</p> <p>① 職種別、所要<b>労務員</b>数</p>	<p><b>第21節 労務供給計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 室蘭公共職業安定所への要請</b></p> <p>(略)</p> <p>① 職種別、所要<b>労務者</b>数</p>	北海道地域防災計画との整合
P. 139	<p><b>第22節 住宅対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>市長（担当－生活環境部）は、災害により<b>住家</b>が被害を受け居住の場所を失った者を<b>収容</b>保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p>	<p><b>第22節 住宅対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>市長（担当－生活環境部）は、災害により<b>住宅</b>が被害を受け居住の場所を失った者を<b>受入</b>保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p>	北海道地域防災計画の改定に基づく変更
P. 140	<p><b>4 応急仮設住宅の供与</b></p> <p>(略)</p> <p>(7) 資材等の調達</p> <p>応急仮設住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達する。調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。</p>	<p><b>4 応急仮設住宅の供与</b></p> <p>(略)</p> <p>(7) 資材等の調達</p> <p>応急仮設住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達する<b>が</b>、調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。</p>	表現の修正

頁	現 行	改 定	備 考
P. 140	<p><b>5 被災住宅に対する対策</b></p> <p>(1) 住宅の応急修理 半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、あるいは、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者、<u>に</u>対し救助法を適用して、居室、炊事場、トイレ等必要最小限の応急修理を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 被災住宅に対する対策</b></p> <p>(1) 住宅の応急修理 半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、あるいは、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し救助法を適用して、居室、炊事場、トイレ等 <u>日常生活に欠くことのできない部分</u>で必要最小限の応急修理を実施する。</p> <p>(略)</p>	北海道地域防災計画との整合
	<p><b>第25節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第25節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>(略)</p>	
P. 143	<p><b>2 災害派遣要請手続き</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>① 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする <u>理由</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(※ 災害派遣手続フローは、別図 (P137) のとおり)</p>	<p><b>2 災害派遣要請手続き</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>① 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする <u>事由</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(※ 災害派遣手続フローは、別図 (P145) のとおり)</p>	北海道地域防災計画との整合
			ページ数の修正

P. 145

別図

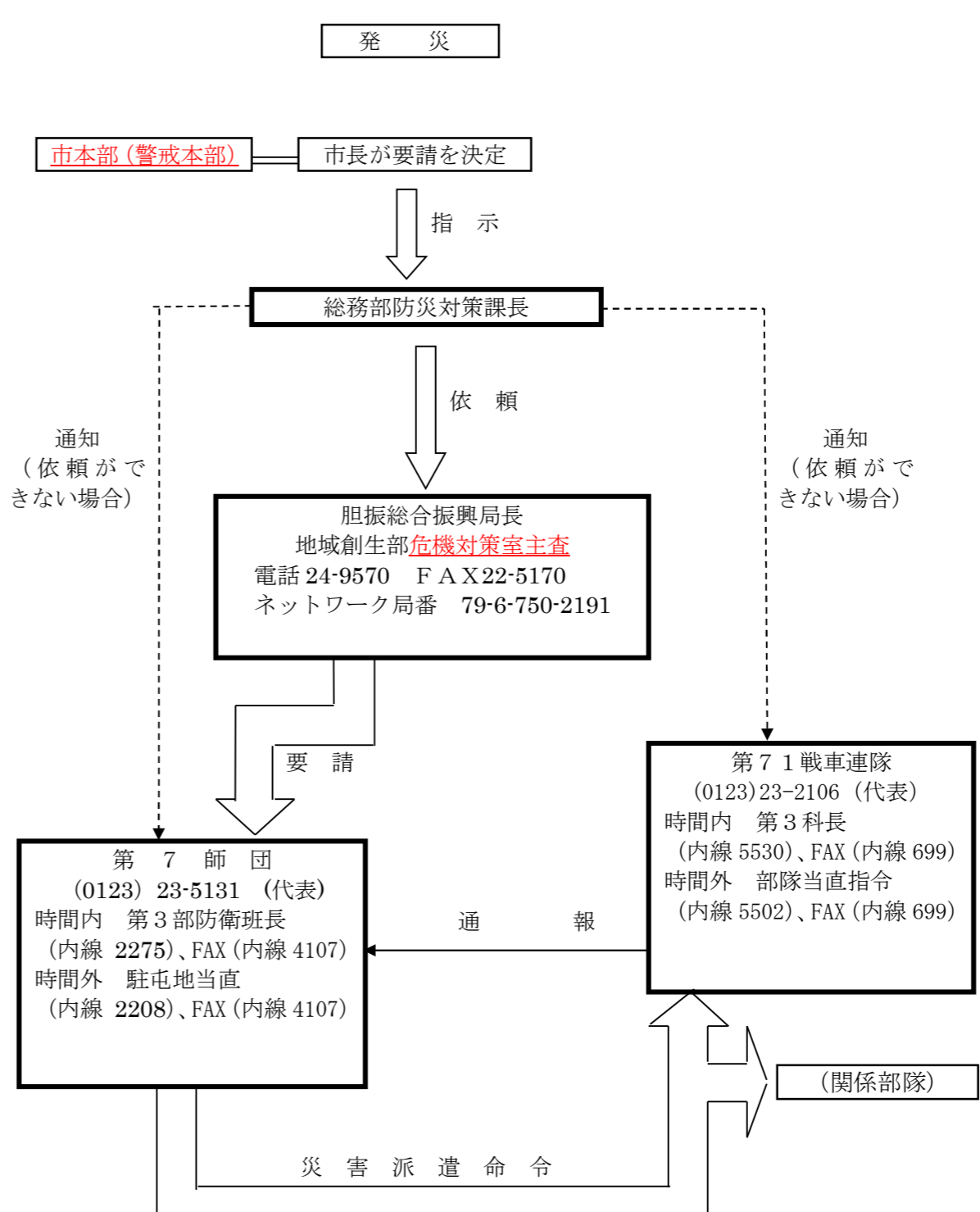
自衛隊災害派遣手続フロー



※ 市長は、緊急時は直接第7師団、又は、第71戦車連隊に通知できる。

別図

自衛隊災害派遣手続フロー



※ 市長は、緊急時は直接第7師団、又は、第71戦車連隊に通知できる。

定義付けによる修正

機構改革による組織名変更

頁	現 行	改 定	備 考																																																												
P. 148	<p><b>第27節 災害救助法適用計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 救助法の適用基準</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>4 救助の実施</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第27節 災害救助法適用計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 救助法の適用基準</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u> <u>次に掲げる程度の災害において適用される。</u></p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示し、本市が対象となった場合において適用される。</u></p> <p><b>4 救助の実施</b></p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更 項目の追加、符号の修正</p>																																																												
P. 149	<p>(1) <u>救助の種類と実施期間</u></p> <table border="1" data-bbox="222 987 1270 1638"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の設置</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>医療</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分<u>娩</u>の日から7日以内</td></tr> <tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td><u>1</u>か月以内</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の搜索</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の処理</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	避難所の設置	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	飲料水の供給	(略)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	医療	(略)	助産	分 <u>娩</u> の日から7日以内	災害にかかった者の救出	(略)	住宅の応急修理	<u>1</u> か月以内	学用品の給与	(略)	埋葬	(略)	遺体の搜索	(略)	遺体の処理	(略)	障害物の除去	(略)	<p>(1) <u>災害が発生した場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 987 2436 1654"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の設置</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>医療</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分<u>べん</u>の日から7日以内</td></tr> <tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td><u>3</u>か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u></td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の搜索</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>遺体の処理</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	避難所の設置	(略)	応急仮設住宅の供与	(略)	炊き出しその他による食品の給与	(略)	飲料水の供給	(略)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)	医療	(略)	助産	分 <u>べん</u> の日から7日以内	災害にかかった者の救出	(略)	住宅の応急修理	<u>3</u> か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>	学用品の給与	(略)	埋葬	(略)	遺体の搜索	(略)	遺体の処理	(略)	障害物の除去	(略)	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p>
救助の種類	実施期間																																																														
避難所の設置	(略)																																																														
応急仮設住宅の供与	(略)																																																														
炊き出しその他による食品の給与	(略)																																																														
飲料水の供給	(略)																																																														
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)																																																														
医療	(略)																																																														
助産	分 <u>娩</u> の日から7日以内																																																														
災害にかかった者の救出	(略)																																																														
住宅の応急修理	<u>1</u> か月以内																																																														
学用品の給与	(略)																																																														
埋葬	(略)																																																														
遺体の搜索	(略)																																																														
遺体の処理	(略)																																																														
障害物の除去	(略)																																																														
救助の種類	実施期間																																																														
避難所の設置	(略)																																																														
応急仮設住宅の供与	(略)																																																														
炊き出しその他による食品の給与	(略)																																																														
飲料水の供給	(略)																																																														
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(略)																																																														
医療	(略)																																																														
助産	分 <u>べん</u> の日から7日以内																																																														
災害にかかった者の救出	(略)																																																														
住宅の応急修理	<u>3</u> か月以内 <u>(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)</u>																																																														
学用品の給与	(略)																																																														
埋葬	(略)																																																														
遺体の搜索	(略)																																																														
遺体の処理	(略)																																																														
障害物の除去	(略)																																																														

頁	現 行	改 定	備 考				
P. 149	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> 胆振総合振興局長への報告 市長（担当－総務部）は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。</p> <p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第5章 災害復旧・被災者援護計画</h2> <p>(略)</p> <h3>第3節 被災者援護計画</h3> <p>(略)</p>	<p><u>(2)</u> <u>災害が発生するおそれがある場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 163 2436 268"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>救助の種類</u></td> <td style="text-align: center;"><u>実施期間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>避難所の設置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u></td> </tr> </table> <p><u>(3)</u> 胆振総合振興局長への報告 市長（担当－総務部）は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。</p> <p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第5章 災害復旧・被災者援護計画</h2> <p>(略)</p> <h3>第3節 被災者援護計画</h3> <p>(略)</p>	<u>救助の種類</u>	<u>実施期間</u>	<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>	<p>北海道地域防災計画の改定に基づく変更</p> <p>番号の繰り下げ</p>
<u>救助の種類</u>	<u>実施期間</u>						
<u>避難所の設置</u>	<u>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</u>						
P. 154	<h2>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</h2> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>① 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>② <u>被災者台帳</u>には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ス <u>被災者台帳</u>の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</p> <p>(略)</p>	<h2>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</h2> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p>① 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（以下「<u>台帳</u>」という。）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>② <u>台帳</u>には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ス <u>台帳</u>の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</p> <p>(略)</p>	<p>定義付けを追加</p> <p>定義付けによる変更</p> <p>定義付けによる変更</p>				
P. 155	<p>④ 市長は、必要に応じて、<u>被災者台帳（以下、この節において「台帳」という。）</u>の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>④ 市長は、必要に応じて、<u>台帳</u>の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>定義付けによる変更</p>				



# 第3編 地震・津波防災計画



## 第3編 地震・津波防災計画

### 第1章 地震・津波の想定

P.156

#### 第1節 過去の地震・津波

##### 1 地震

室蘭市の震度1以上の地震の発生件数は、年平均8回程度（1923年～2019年平均）であり、太平洋沿岸の地域（釧路・年平均48回、根室・年平均44回、浦河・年平均42回、函館・年平均22回）と比較して少ない地域といえる。  
 また、1923年から2019年の期間では震度5弱を最大とし、震度4は7回、震度3が53回（2年に1回の割合）記録されている。このうち、1968年以降の主な被害状況は、次のとおりである。

P.158

#### 第2節 計画で想定する地震と津波

##### 1 地震

###### (1) 想定する地震

本計画において想定する地震は、中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査部会」で予測した、海溝型地震のうち、市に最も影響のある三陸沖北部の地震を想定した。

###### (2) 地震による被害想定

北海道防災会議「地震火山対策部会地震専門委員会」において公表（平成30年2月）された被害想定結果を採用した。

###### ① 地震の設定

- ・ 震源域 三陸沖北部
- ・ 震源位置 北緯41度23分 東経141度56分
- ・ 地震の規模 マグニチュード 8.3
- ・ 震源の深さ 57.9km

###### ② 想定される被害

- ・ 最高震度 6弱
- ・ 建物被害 建物全壊数 44棟、建物半壊数 166棟

- ・ 人的被害 死者数 6人、重傷者数 12人、軽傷者数 50人

- ・ 避難者 避難者数 1720人

## 第3編 地震・津波防災計画

### 第1章 地震・津波の想定

#### 第1節 過去の地震・津波

##### 1 地震

室蘭市の震度1以上の地震の発生件数は、年平均9回程度（1923年～2022年平均）であり、太平洋沿岸の地域（釧路・年平均48回、根室・年平均44回、浦河・年平均42回、函館・年平均22回）と比較して少ない地域といえる。  
 また、1923年から2022年の期間では震度5弱を最大とし、震度4は7回、震度3が55回（およそ2年に1回の割合）記録されている。このうち、1968年以降の主な被害状況は、次のとおりである。

#### 第2節 計画で想定する地震と津波

##### 1 地震

###### (1) 想定する地震

本計画において想定する地震は、平成27年（2015年）2月に内閣府に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会（以下「巨大地震モデル検討会」という。）において分析・整理され、令和2年（2020年）4月に公表された海溝型地震のうち、市に最も影響のある日本海溝（三陸・日高沖）モデルの地震を想定した。

###### (2) 地震による被害想定

国の「巨大地震モデル検討会」を基に、「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会」において検討され、令和4年（2022年）7月及び12月に公表された被害想定結果を採用した。

###### ① 地震の設定

- ・ 震源域 三陸・日高沖
- ・ (削除)
- ・ 地震の規模 マグニチュード (Mw) 9.1
- ・ (削除)

###### ② 想定される被害

- ア 最大震度 5強

###### イ 建物被害（全壊棟数）

区分	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災による消失
全壊棟数（棟）	—（※）	約540	—（※）	—（※）

※揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害（5未満）とされている。

###### ウ 人的被害（死者数）

区分	建物倒壊	急傾斜地崩壊	地震火災
死者数（人）	—（※）	—（※）	想定なし

※建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う人的被害は、わずかな被害（5未満）とされている。

(削除)

室蘭地方気象台による意見の反映

国、北海道より公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルへの想定見直し

北海道より公表された被害想定に基づく変更

P.158  
P.159

**2 津波**  
(略)  
(2) 津波による想定被害  
① 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
北海道防災会議地震専門委員会の「北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループ(H24.6報告)」で予測した過去の津波堆積物等の最新調査データを基に、北海道海域での海溝型地震で根室沖から三陸沖北部に至る断層を震源域とした地震による津波を想定した。  
北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」の結果、次のように想定される。

ア 津波の設定  
・ 想定津波 根室沖から三陸沖北部に至る幅 140 km 長さ 420 km の矩形断層  
・ 構造物 効果なし(防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て無効)

・ 潮位 (TP) 0.6 m (朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均して潮位)

イ 想定される津波の沿岸最大水位

地点	沿岸最大水位 (沿岸部に達した時の津波水位の最大値)	沿岸水深 1.0 m 地点で予測される最大水位・影響開始時間及び第 1 波到達時間		
		最大水位	影響開始時間	第 1 波到達時間
室蘭港	5.3メートル	2.3メートル	43分	86分
絵鞆町	5.4メートル	4.6メートル	20分	54分
舟見町	5.5メートル	5.1メートル	24分	51分
東町	8.8メートル	7.4メートル	21分	48分

※北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」を資料編に掲載。

P.160

(新規)

**2 津波**  
(略)  
(2) 津波による想定被害  
① 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
地震による被害想定と同様、令和 4 年(2022 年) 7 月及び 12 月に公表された北海道太平洋沿岸における被害想定結果を採用した。

ア 津波の設定  
・ 想定津波 北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅耐震や液状化に対する技術的評価結果が無い場合  
・ 構造物 護岸 構造物なし  
堤防 堤防高を地震前の 25% の高さとする  
防波堤 構造物なし  
として取り扱う。また、  
道路 地形として取り扱う  
建築物 津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定とする。  
・ 潮位 (TP) 0.6 m (朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均して潮位)

イ 想定される津波の沿岸最大水位

地点	最大津波水位 (最大津波高) (海岸線における津波水位の最大値)	影響開始時間		到達時間	
		±20cm ※1	+20cm ※2	第1波	最大波
陣屋町 臨港駅	4.3メートル	29分	45分	66分	66分
舟見町	4.9メートル	15分	36分	44分	44分
絵鞆町	4.9メートル	16分	40分	47分	113分
中島町	5.3メートル	32分	53分	72分	72分
海岸町	5.4メートル	34分	53分	61分	127分
みゆき町	8.8メートル	4分	34分	41分	41分
寿町	9.2メートル	8分	33分	41分	41分
日の出町	9.4メートル	二	二	40分	40分

※1：地震発生から海岸、海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化が生じるまでの時間

※2：津波による水位変化が初期水位に対して+20cm となるまでの時間

※：北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」を資料編に掲載

ウ 建物被害(全壊棟数)  
建物被害(全壊棟数)は、液状化による被害よりも甚大である。

区分	津波
全壊棟数(棟)	約 5,900

国、北海道より公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルへの想定見直し

北海道より公表された被害想定に基づく変更、追加

誤字の修正

北海道より公表された被害想定に基づく変更、追加



頁	現 行	改 定	備 考																																													
P.160	<u>(新規)</u>	<p><u>エ 人的被害（死者数）</u> 津波による死者数は、夏の昼のケースが最も多くなると想定されているが、津波情報の伝達・避難の呼びかけに加え、地震発生後に直ちに避難行動をとることで、被害を大きく軽減させることができると推計されている。</p> <table border="1" data-bbox="1427 262 2487 552"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">津波による死者数（人）</th> </tr> <tr> <th>早期避難率高+呼びかけ</th> <th>早期避難率低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏・昼</td> <td>約 60</td> <td>約 11,000</td> </tr> <tr> <td>冬・夕</td> <td>約 260</td> <td>約 8,500</td> </tr> <tr> <td>冬・深夜</td> <td>約 50</td> <td>約 4,800</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>オ 人的被害（低体温症要対処者数）</u> 津波から逃れた後、屋外で長時間寒冷状況にさらされた場合の低体温症要対処者数は、冬の深夜の場合約 3,900人と想定されている。</p> <p><u>カ 避難者数（早期避難率低）</u> 本市においては昼間人口が多いことから、夏・昼における避難者数が多くなると想定される。</p> <table border="1" data-bbox="1427 825 2487 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>避難者数（人）</th> </tr> <tr> <th>夏・昼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者（浸水域内人口－（死者数＋重傷者数）※</td> <td>約 35,000</td> </tr> <tr> <td>避難者総数（浸水域内人口全員が避難）</td> <td>約 46,000</td> </tr> <tr> <td>避難所避難者数</td> <td>約 31,000</td> </tr> <tr> <td>避難所外避難者数</td> <td>約 15,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 夏・昼の浸水域内人口約 46,000 人、死者数約 11,000 人、重傷者数約 260 人</p> <p><u>キ 断水人口（津波浸水や停電・揺れ等による被害）</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 1272 2487 1388"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被災直後</th> <th>被災 1 日後</th> <th>被災 2 日後</th> <th>復旧予測日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水人口（人）</td> <td>約 510</td> <td>約 470</td> <td>約 460</td> <td>冬 3 日、冬以外 1 日程度</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ク 停電軒数（津波や火災・揺れ等による被害）</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 1461 2487 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>被災直後</th> <th>被災 1 日後</th> <th>被災 2 日後</th> <th>被災 1 週間後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停電軒数（棟）</td> <td colspan="4">約 11,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	津波による死者数（人）		早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低	夏・昼	約 60	約 11,000	冬・夕	約 260	約 8,500	冬・深夜	約 50	約 4,800	区 分	避難者数（人）	夏・昼	避難者（浸水域内人口－（死者数＋重傷者数）※	約 35,000	避難者総数（浸水域内人口全員が避難）	約 46,000	避難所避難者数	約 31,000	避難所外避難者数	約 15,000	区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	復旧予測日数	断水人口（人）	約 510	約 470	約 460	冬 3 日、冬以外 1 日程度	区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	被災 1 週間後	停電軒数（棟）	約 11,000				北海道より公表された被害想定に基づく追加
区 分	津波による死者数（人）																																															
	早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低																																														
夏・昼	約 60	約 11,000																																														
冬・夕	約 260	約 8,500																																														
冬・深夜	約 50	約 4,800																																														
区 分	避難者数（人）																																															
	夏・昼																																															
避難者（浸水域内人口－（死者数＋重傷者数）※	約 35,000																																															
避難者総数（浸水域内人口全員が避難）	約 46,000																																															
避難所避難者数	約 31,000																																															
避難所外避難者数	約 15,000																																															
区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	復旧予測日数																																												
断水人口（人）	約 510	約 470	約 460	冬 3 日、冬以外 1 日程度																																												
区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	被災 1 週間後																																												
停電軒数（棟）	約 11,000																																															
P.161																																																

頁	現 行	改 定	備 考																																																						
P.162	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害通信計画</b></p> <p><b>第 1 節 地震・津波情報等の伝達計画</b></p> <p><b>1 地震情報及び伝達</b></p> <p>(1) 緊急地震速報等</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（<u>警報</u>）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>なお、震度が 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（<u>警報</u>）は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。</p> <p>注）緊急地震速報（<u>警報</u>）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</u></p> <p>(略)</p> <p>② 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="181 856 1317 1953"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・<u>大津波警報・津波警報または津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（<u>警報</u>）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度 1 以上</td> <td>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・ <u>大津波警報・津波警報または津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（ <u>警報</u> ）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	<u>(新設)</u>			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	その他の情報	(略)	(略)	推計震度分布図	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 災害通信計画</b></p> <p><b>第 1 節 地震・津波情報等の伝達計画</b></p> <p><b>1 地震情報及び伝達</b></p> <p>(1) 緊急地震速報等</p> <p>① 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、<u>最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上</u>の揺れが予想された場合に、震度 4 以上<u>または長周期地震動階級 3 以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>なお、震度が 6 弱以上<u>または長周期地震動階級 4 以上</u>の揺れが予想される緊急地震速報は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。</p> <p>注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p> <p>(略)</p> <p>② 地震情報の種類、発表基準と内容</p> <table border="1" data-bbox="1347 856 2484 1953"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表<u>または</u>若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度</u>を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点名</u>を発表。</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する情報</td> <td>震度 1 以上を観測した地震のうち、<u>長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u></td> <td>地域毎の震度の最大値・<u>長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u></td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表* 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</u></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	(略)	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表 <u>または</u> 若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度</u> を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。	<u>(削除)</u>			長周期地震動に関する情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、 <u>長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	地域毎の震度の最大値・ <u>長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表* 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</u>	その他の情報	(略)	(略)	推計震度分布図	(略)	(略)	<p>室蘭地方気象台による意見の反映</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>室蘭地方気象台による意見の反映</p>
種 類	発 表 基 準	内 容																																																							
震度速報	(略)	(略)																																																							
震源に関する情報	(略)	(略)																																																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・ <u>大津波警報・津波警報または津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（ <u>警報</u> ）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																																							
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表																																																							
<u>(新設)</u>																																																									
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表																																																							
その他の情報	(略)	(略)																																																							
推計震度分布図	(略)	(略)																																																							
種 類	発 表 基 準	内 容																																																							
震度速報	(略)	(略)																																																							
震源に関する情報	(略)	(略)																																																							
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表 <u>または</u> 若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度</u> を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。																																																							
<u>(削除)</u>																																																									
長周期地震動に関する情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、 <u>長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	地域毎の震度の最大値・ <u>長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>																																																							
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表* 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</u>																																																							
その他の情報	(略)	(略)																																																							
推計震度分布図	(略)	(略)																																																							
P.163																																																									

頁	現 行	改 定	備 考															
P.163	③ 地震活動に関する解説 <u>情報</u> 等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、 <u>ホームページなどでも発表</u> している資料。	③ 地震活動に関する解説 <u>資料</u> 等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。	室蘭地方気象台による意見の反映															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地震解説資料</u>                担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</li> <li>・<u>管内地震活動図及び週間地震概況</u>                地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 262 1498 304">種 類</th> <th data-bbox="1647 262 1795 304">発 表 基 準</th> <th data-bbox="2151 262 2270 304">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 304 1498 682"><u>地震解説資料（全国速報版・地域速報版）</u></td> <td data-bbox="1513 304 1929 682">               以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表                ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）                ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）             </td> <td data-bbox="1944 304 2478 682">               地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図状況を取りまとめた資料。                ・全国速報版                上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。                ・地域速報版                上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 682 1498 1134"><u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u></td> <td data-bbox="1513 682 1929 1134">               以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表                ・津波警報・注意報発表時                ・（担当地域で）震度5弱以上を観測                ・社会的に関心の高い地震が発生             </td> <td data-bbox="1944 682 2478 1134">               地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。                ・全国詳細版                地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。                ・地域詳細版                全国詳細版発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1134 1498 1281"><u>地震活動図</u></td> <td data-bbox="1513 1134 1929 1281">               ・定期（毎月初旬）             </td> <td data-bbox="1944 1134 2478 1281">               地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1281 1498 1428"><u>週間地震概況</u></td> <td data-bbox="1513 1281 1929 1428">               ・定期（毎週金曜）             </td> <td data-bbox="1944 1281 2478 1428">               防災に係る活動を支援するため、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。             </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	内 容	<u>地震解説資料（全国速報版・地域速報版）</u>	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図状況を取りまとめた資料。 ・全国速報版 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地域速報版 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	<u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u>	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・全国詳細版 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地域詳細版 全国詳細版発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。	<u>地震活動図</u>	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	<u>週間地震概況</u>	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するため、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。	
種 類	発 表 基 準	内 容																
<u>地震解説資料（全国速報版・地域速報版）</u>	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図状況を取りまとめた資料。 ・全国速報版 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地域速報版 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。																
<u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u>	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・全国詳細版 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地域詳細版 全国詳細版発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。																
<u>地震活動図</u>	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																
<u>週間地震概況</u>	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するため、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。																
P.164																		
P.165	(3) 震度速報、震源・震度に関する情報の発表に用いる地域名と市町村名	(3) 震度速報、震源・震度情報の発表に用いる地域名と市町村名																

頁	現 行	改 定	備 考																																																												
P.167	<p><b>2 津波情報及び伝達</b>  (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報  ① 大津波警報・津波警報・津波注意報  (略)</p> <p>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準</p>	<p><b>2 津波情報及び伝達</b>  (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報  ① 大津波警報・津波警報・津波注意報  (略)</p> <p>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準</p>	室蘭地方気象台による意見の反映																																																												
P.168	<table border="1" data-bbox="178 331 1320 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類		発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表 ※	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<table border="1" data-bbox="1350 331 2493 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表 ※	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報等の種類	発表基準					津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動																																																						
		数値での発表		定性的表現での発表 ※																																																											
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ		10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																									
		5m<高さ≤10m		10m																																																											
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動																																																										
			数値での発表	定性的表現での発表 ※																																																											
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
		5m<高さ≤10m	10m																																																												
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所な場所から離れない。																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										



P.169	<p>② 津波情報 気象庁は津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">発表内容</th> </tr> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）	津波に関するその他の情報	(略)		
情報の種類	発表内容														
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)														
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)														
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）														
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）														
津波に関するその他の情報	(略)														

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。

**最大波の観測値を数値で発表する基準**

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報（特別警報）	<u>観測値&gt;1 m（基準に達しない場合、「観測中」と発表する）</u>
津波警報	<u>観測値≥0.2 m（基準に達しない場合、「観測中」と発表する）</u>
津波注意報	<u>すべて数値で発表（ごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>

P.170	<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p><u>第1波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた沖合での最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻も併せて発表する（沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ）。</u></p> <p><u>これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。</u></p>		
-------	--	--	--

	<p>② 津波情報 気象庁は津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">発表内容</th> </tr> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）	津波に関するその他の情報	(略)		
情報の種類	発表内容														
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)														
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	(略)														
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）														
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）														
津波に関するその他の情報	(略)														

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**沿岸で観測された津波の最大波の発表内容**

警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報（特別警報）	<u>1 m超</u>	<u>数値で発表</u>
	<u>1 m以下</u>	<u>「観測中」と発表</u>
津波警報	<u>0.2m以上</u>	<u>数値で発表</u>
	<u>0.2m未満</u>	<u>「観測中」と発表</u>
津波注意報	<u>（すべての場合）</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予想区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同様に避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の予報区において、沿岸で推定される津波高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。



P.170

最大波の観測値及び推定値を数値で発表する基準

発表中の警報等	観測値及び推定値を数値で発表する基準
大津波警報	<u>沿岸の推定値 &gt; 3 m</u> <u>(基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」と発表する)</u>
津波警報	<u>沿岸の推定値 &gt; 1 m</u> <u>(基準に達しない場合、沖合の観測値：「観測中」、沿岸の推定値：「推定中」と発表する)</u>
津波注意報	<u>すべて数値で発表</u>

P.171

③ 津波予報  
気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	(略)
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)

沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値) の発表内容

警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報 (特別警報)	<u>3 m超</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>
	<u>3 m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>
津波警報	<u>1 m超</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>
	<u>1 m以下</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>

③ 津波予報  
気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

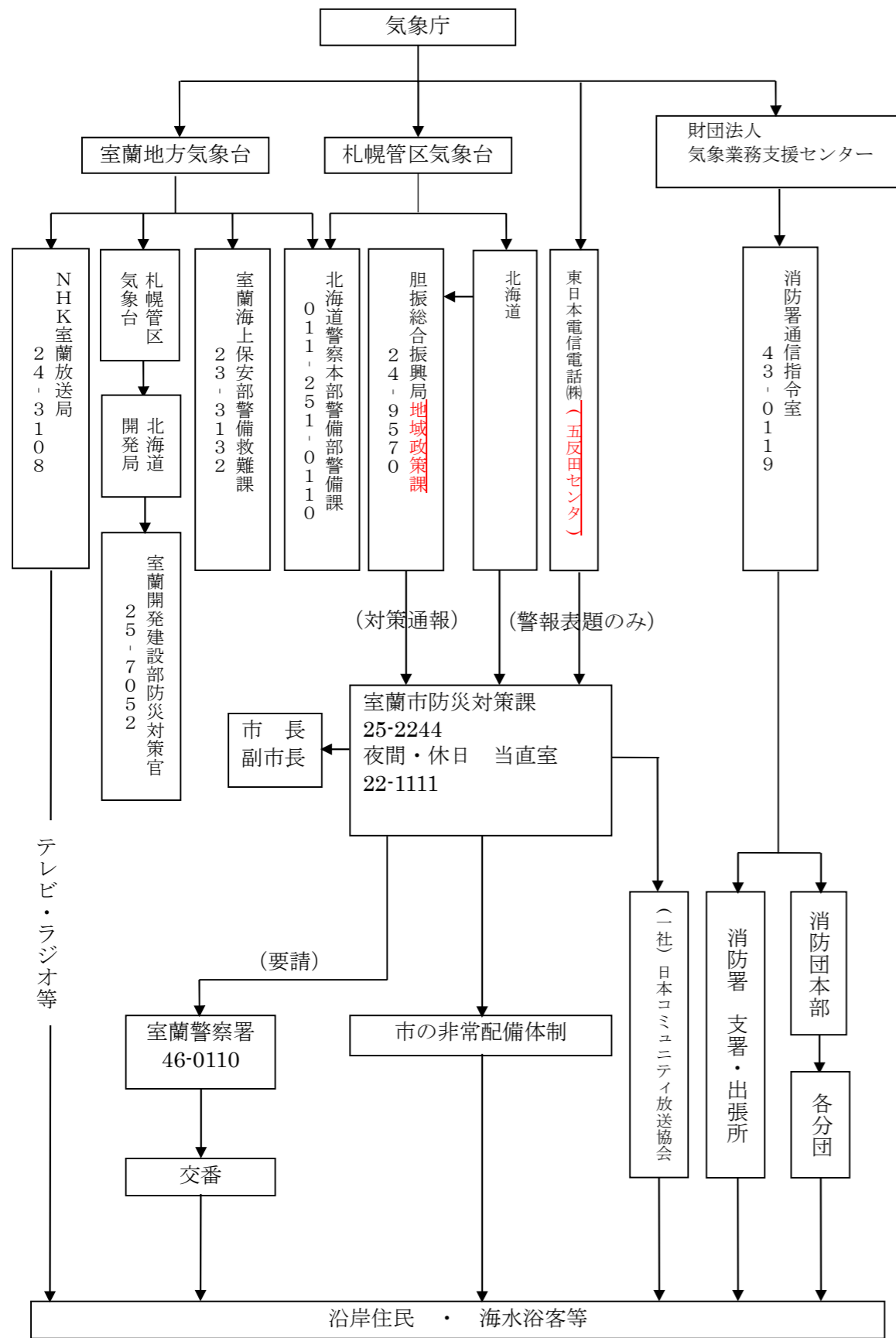
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	(略)
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)

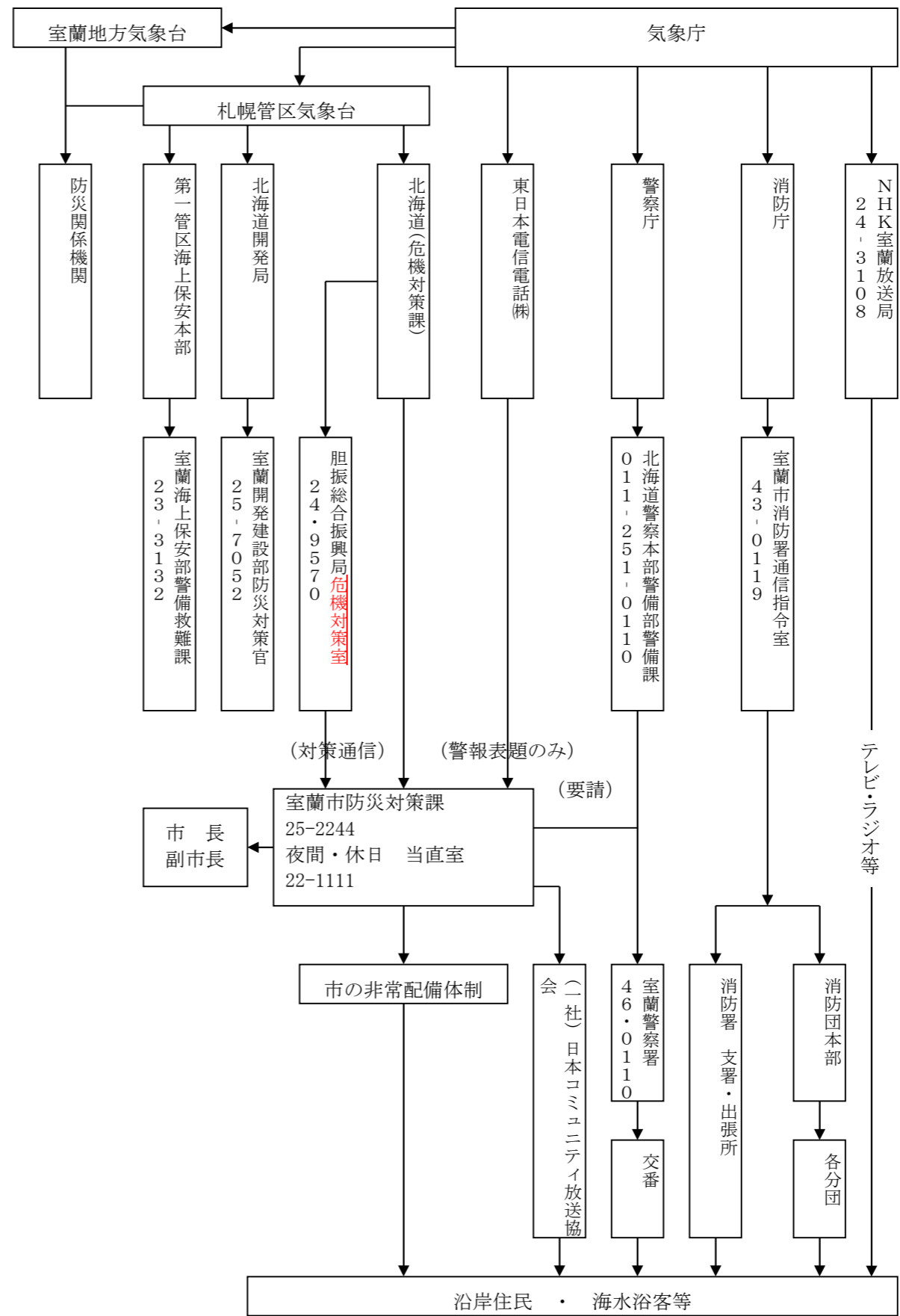
室蘭地方気象台による意見の反映

表題の追加

(4) 住民等への警報・注意報伝達は、次のとおりである。



(4) 住民等への警報・注意報伝達は、次のとおりである。



機構改革による組織名変更等  
伝達系統の変更

頁	現 行	改 定	備 考
P.174	<p><b>3 災害発見者の通報義務等</b>  (1) 通報義務者及び通報先  地震が発生し、または津波警報等が発表されている場合等において、家屋の倒壊、火災、崖崩れ等の災害を発見し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は延滞なく、その状況を通報しなければならない。  なお、通報先及び関係機関の措置については第2編第2章災害通信計画第1節気象業務に関する計画 3 異常現象を発見した者の措置等 (P47) による。</p> <p><b>第2節 災害通信計画</b>  地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編風水害防災計画第2章災害通信計画第2節災害通信計画 (P48) の規定に準じる。</p> <p><b>第3節 災害情報等の収集・伝達計画</b>  地震・津波災害における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編風水害防災計画第2章災害通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画 (P50) の規定に準じる。</p>	<p><b>3 災害発見者の通報義務等</b>  (1) 通報義務者及び通報先  地震が発生し、または津波警報等が発表されている場合等において、家屋の倒壊、火災、崖崩れ等の災害を発見し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は延滞なく、その状況を通報しなければならない。  なお、通報先及び関係機関の措置については第2編第2章第1節気象業務に関する計画 3 異常現象を発見した者の措置等 (P51) による。</p> <p><b>第2節 災害通信計画</b>  地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編第2章第2節災害通信計画 (P53) の規定に準じる。</p> <p><b>第3節 災害情報等の収集・伝達計画</b>  地震・津波災害における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画 (P55) の規定に準じる。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P.175	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 地震に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数のものが利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 地震に強いまちづくり</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数のものが利用する都市の施設等の地震災害時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。</p>	北海道地域防災計画改定に基づく変更
P.178	<p><b>第2節 津波災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「平成24年度太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」「平成18年度津波浸水予測図」の成果を踏まえて、一次避難場所や防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定やハザードマップ（災害危険区域予測図）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。</p>	<p><b>第2節 津波災害予防計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「令和3年度北海道太平洋沿岸における津波浸水想定区域図」の成果を踏まえて、一次避難場所や防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定やハザードマップ（災害危険区域予測図）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。</p>	北海道より新たに公表された浸水想定への変更
P.179	<p><b>第3節 土砂災害予防計画</b></p> <p>地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編風水害防災計画 第3章災害予防計画 第5節土砂災害予防計画（P60）の規定に準じる。</p> <p><b>第4節 消防計画</b></p> <p>地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編風水害防災計画 第3章災害予防計画 第7節消防計画（P63）の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。</p> <p><b>第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画</b></p> <p>地震・津波災害時において、食糧、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編風水害防災計画 第3章災害予防計画 第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P64）の規定に準じるものとし、市は、市としての最小限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第3節 土砂災害予防計画</b></p> <p>地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）の規定に準じる。</p> <p><b>第4節 消防計画</b></p> <p>地震・津波による災害時において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編第3章第7節消防計画（P69）の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。</p> <p><b>第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画</b></p> <p>地震・津波災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）の規定に準じるものとし、市は、市としての最小限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。</p>	表現の修正  北海道地域防災計画改定に基づく変更 表現の修正  文言の修正 表現の修正



頁	現 行	改 定	備 考
P.179	<p><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p>地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所等を確保することが重要である。避難所等に関する計画は、第2編<u>風水害防災計画</u> 第3章<u>災害予防計画</u> 第9節避難体制整備計画 (P70) の規定に準じるほか、地震・津波の災害時において次に掲げる避難体制整備等を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 指定緊急避難場所の指定方針</b></p> <p>(1) 津波に対する構造安全性</p> <p>原則としてRCまたはSRC構造とし、想定浸水深に応じて、<u>階数(想定浸水深2mの場合は3階建て以上(想定浸水深1m以下であれば2階建てでも可)、3mの場合は4階建て以上)や津波の進行方向の奥行き</u>を考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 避難体制整備計画</b></p> <p>地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所等を確保することが重要である。避難所等に関する計画は、第2編第3章第9節避難体制整備計画 (P76) の規定に準じるほか、地震・津波の災害時において次に掲げる避難体制整備等を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 指定緊急避難場所の指定方針</b></p> <p>(1) 津波に対する構造安全性</p> <p>原則としてRCまたはSRC構造とし、想定浸水深に<u>津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた「基準水位」</u>を考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の修正</p> <p>津波災害警戒区域の指定に伴い、「基準水位」が示されたことによる変更</p>
P.180	<p><b>第7節 避難行動要支援者対策計画</b></p> <p>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速且つ的確に把握し、地震・津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全確保に関する計画は、第2編<u>風水害防災計画</u> 第3章<u>災害予防計画</u> 第10節避難行動要支援者対策計画 (P75) の規定に準じる。</p> <p><b>第8節 自主防災組織育成等に関する計画</b></p> <p>大規模な地震・津波<u>発生</u>時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。</p> <p>このため市は、第2編<u>風水害防災計画</u> 第3章<u>災害予防計画</u> 第11節自主防災組織育成等に関する計画 (P79) の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。</p> <p>また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。</p>	<p><b>第7節 避難行動要支援者対策計画</b></p> <p>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速且つ的確に把握し、地震・津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全確保に関する計画は、第2編第3章第10節避難行動要支援者対策計画 (P80) の規定に準じる。</p> <p><b>第8節 自主防災組織育成等に関する計画</b></p> <p>大規模な地震・津波<u>災害</u>時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。</p> <p>このため市は、第2編第3章第11節自主防災組織育成等に関する計画 (P85) の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。</p> <p>また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。</p>	<p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p>
P.181	<p><b>第9節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらし、又、<u>発生</u>時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。</p> <p>このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、風水害等による災害も含め、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分に理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることに係る計画は、第2編<u>風水害防災計画</u> 第3章<u>災害予防計画</u> 第12節防災知識の普及・啓発計画 (P81) の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第9節 防災知識の普及・啓発計画</b></p> <p>地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらし、又、<u>災害</u>時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。</p> <p>このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、風水害等による災害も含め、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分に理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることに係る計画は、第2編第3章第12節防災知識の普及・啓発計画 (P88) の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p>



頁	現 行	改 定	備 考
P.181	<p><b>第 1 0 節 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第 2 編 <u>風水害防災計画</u> 第 3 章 <u>災害予防計画</u> 第 1 3 節防災訓練計画 (P83) の規定に準じるほか、次に掲げる訓練について追加するよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 1 0 節 防災訓練計画</b></p> <p>災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第 2 編第 3 章第 1 3 節防災訓練計画 (P90) の規定に準じるほか、次に掲げる訓練について追加するよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>	表現の修正
P.182	<p><b>第 1 1 節 業務継続計画の策定</b></p> <p><b>1 市の業務継続計画</b></p> <p>大規模地震の発生時に、市の業務継続を図る体制を確保するため、事前に行うべき資源（職員、資機材及び情報等）の確保・配分や必要な対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被害想定</p> <p>※第 3 編 <u>地震・津波防災計画</u> 第 1 章 <u>地震・津波の想定</u> 第 2 節 計画で想定する地震と津波 1 地震 (P147) による。</p> <p>(1) 地震の設定及び想定される被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定する地震 : <u>三陸沖地震</u></li> <li>・ マグニチュード : <u>8. 3</u></li> <li>・ <u>震源の深さ : 5 7. 9 k m</u></li> <li>・ <u>最高震度 : 震度 6 弱</u></li> <li>・ 人的被害 : <u>死者数 6 人、重傷者数 1 2 人、軽傷者数 5 0 人</u></li> <li>・ 建物被害 : <u>全壊 4 4 棟、半壊 1 6 6 棟</u></li> </ul> <p>・ <u>避難者数 : 1, 7 2 0 人</u></p>	<p><b>第 1 1 節 業務継続計画の策定</b></p> <p><b>1 市の業務継続計画</b></p> <p>大規模地震災害時に、市の業務継続を図る体制を確保するため、事前に行うべき資源（職員、資機材及び情報等）の確保・配分や必要な対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被害想定</p> <p>※本編第 1 章第 2 節 計画で想定する地震と津波 1 地震 (P158) による。</p> <p>① 地震の設定及び想定される被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定する地震 : <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (三陸・日高沖)</u></li> <li>・ マグニチュード (Mw) : <u>9. 1</u></li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最大震度 : 震度 5 強</u></li> <li>・ 人的被害 : <u>建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う死者数は、わずかな被害 (5 未満)</u></li> <li>・ 建物被害 : <u>液状化 約 5 4 0 棟</u> <u>揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害 (5 未満)</u></li> </ul> <p><u>(削除)</u></p>	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p> <p>表現の修正</p> <p>国、北海道より公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルへの想定見直し</p>
P.185	<p>(5) 非常時優先業務の執行体制の確保</p> <p>①職員の配備体制</p> <p>職員の非常配備体制については、第 1 編 <u>総則・防災組織</u> 第 2 節 <u>災害対策本部</u> 4 非常配備体制 (P17) による。</p> <p>(略)</p> <p>③職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の参集</li> </ul> <p>職員の参集については、第 3 編 <u>地震・津波防災計画</u> 第 4 章 <u>災害応急対策計画</u> 第 2 節職員動員計画 (P181) による。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 非常時優先業務の執行体制の確保</p> <p>①職員の配備体制</p> <p>職員の非常配備体制については、第 1 編第 2 節 4 非常配備体制 (P18) による。</p> <p>(略)</p> <p>③職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の参集</li> </ul> <p>職員の参集については、<u>本編</u>第 4 章第 2 節職員動員計画 (P192) による。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P.188	<p>(6) 業務執行環境の整備</p> <p>④通信手段等の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> </ul> <p>※初動期の情報収集体制の確立  災害情報の収集については、<a href="#">第3編地震・津波防災計画</a> 第2章<a href="#">災害通信計画</a> 第3節災害情報等の収集・伝達計画 (P162) による他、初動期の情報不足を補完するため、市は、職員が登庁する際に重要な施設や主要幹線道路、鉄道網、橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集するなどの仕組みを検討するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 業務執行環境の整備</p> <p>④通信手段等の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の確立</li> </ul> <p>※初動期の情報収集体制の確立  災害情報の収集については、<a href="#">本編</a>第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画 (P174) による他、初動期の情報不足を補完するため、市は、職員が登庁する際に重要な施設や主要幹線道路、鉄道網、橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集するなどの仕組みを検討するものとする。</p> <p>(略)</p>	表現の修正
P.189	<p><b>3 室蘭港港湾BCP</b></p> <p>大規模地震等による災害発生時において、室蘭港内における二次災害発生の抑止、機能の低下を抑制、及び港湾機能の早期復旧活動等については、室蘭港港湾BCP協議会が定める「室蘭港港湾BCP」に基づくものとする。</p>	<p><b>3 室蘭港港湾BCP</b></p> <p>大規模地震等による災害時において、室蘭港内における二次災害発生の抑止、機能の低下を抑制、及び港湾機能の早期復旧活動等については、室蘭港港湾BCP協議会が定める「室蘭港港湾BCP」に基づくものとする。</p>	北海道地域防災計画との整合
P.190	<p><b>6 ICT-BCP</b></p> <p>業務のICTへの依存度が高い今日においては、ICTの利活用の有無が初動業務の迅速性に大きな影響を与えることが想定されるため、大規模災害が発生した場合における住民の安全確保や平常時の重要業務の早期復旧活動等については、「ICT-BCP」に基づくものとする。</p> <p><b>8 室蘭市議会業務継続計画 (BCP)</b></p> <p>大規模災害が発生した場合、市議会における迅速な議会機能回復とその維持のための各役割や対応等については「室蘭市議会BCP」に基づくものとする。</p>	<p><b>6 ICT-BCP</b></p> <p>業務のICTへの依存度が高い今日においては、ICTの利活用の有無が初動業務の迅速性に大きな影響を与えることが想定されるため、大規模災害時における住民の安全確保や平常時の重要業務の早期復旧活動等については、「ICT-BCP」に基づくものとする。</p> <p><b>8 室蘭市議会業務継続計画 (BCP)</b></p> <p>大規模災害時、市議会における迅速な議会機能回復とその維持のための各役割や対応等については「室蘭市議会BCP」に基づくものとする。</p>	北海道地域防災計画との整合
			北海道地域防災計画との整合

頁	現 行	改 定	備 考																
P.191	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 応急活動計画</b> 地震・津波が発生し、大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表された場合の、<a href="#">市災害対策本部</a>等の応急活動計画は次のとおりとする。</p> <p>室蘭市災害対策本部等の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="181 407 1258 774"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>①第 1 編 <a href="#">総則・防災組織</a> 第 3 章 <a href="#">防災組織</a> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P19～27</a>）による。</td> </tr> <tr> <td>警戒本部設置</td> <td>①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて<a href="#">避難勧告又は指示</a>の発令  ⑧ （略）</td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	活動内容	災害対策本部設置	①第 1 編 <a href="#">総則・防災組織</a> 第 3 章 <a href="#">防災組織</a> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P19～27</a> ）による。	警戒本部設置	①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて <a href="#">避難勧告又は指示</a> の発令  ⑧ （略）	非常配備体制	（略）	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第 1 節 応急活動計画</b> 地震・津波が発生し、大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表された場合の、<a href="#">市本部</a>等の応急活動計画は次のとおりとする。</p> <p>室蘭市災害対策本部等の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1347 407 2424 774"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>①第 1 編第 3 章第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P20～28</a>）による。</td> </tr> <tr> <td>警戒本部設置</td> <td>①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて<a href="#">避難指示</a>の発令  ⑧ （略）</td> </tr> <tr> <td>非常配備体制</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	活動内容	災害対策本部設置	①第 1 編第 3 章第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P20～28</a> ）による。	警戒本部設置	①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて <a href="#">避難指示</a> の発令  ⑧ （略）	非常配備体制	（略）	<p>定義に基づく修正</p> <p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>
組織区分	活動内容																		
災害対策本部設置	①第 1 編 <a href="#">総則・防災組織</a> 第 3 章 <a href="#">防災組織</a> 第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P19～27</a> ）による。																		
警戒本部設置	①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて <a href="#">避難勧告又は指示</a> の発令  ⑧ （略）																		
非常配備体制	（略）																		
組織区分	活動内容																		
災害対策本部設置	①第 1 編第 3 章第 2 節 災害対策本部（別表 2 <a href="#">P20～28</a> ）による。																		
警戒本部設置	①～⑥ （略）  ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣り人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて <a href="#">避難指示</a> の発令  ⑧ （略）																		
非常配備体制	（略）																		
P.192	<p><b>第 2 節 職員動員計画</b> （略）</p> <p><b>2 職員非常招集方法（勤務時間外）</b> 夜間、休日の職員非常招集について、以下のとおり定める。 （1） 自主参集 職員は、地震・津波関連情報を入手するため、<a href="#">北海道防災対策支援システム・職員非常招集メール</a>へ積極的に登録するほか、地震を覚知したときは、ただちにテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに自主参集するものとする。</p> <p><b>4 第 3 種配備の場合（震度 5 強以上、大津波警報）の参集場所</b> （略）</p>	<p><b>第 2 節 職員動員計画</b> （略）</p> <p><b>2 職員非常招集方法（勤務時間外）</b> 夜間、休日の職員非常招集について、以下のとおり定める。 （1） 自主参集 職員は、地震・津波関連情報を入手するため、<a href="#">北海道防災情報システムのメールサービス</a>へ積極的に登録するほか、地震を覚知したときは、ただちにテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに自主参集するものとする。</p> <p><b>4 第 3 種配備の場合（震度 5 強以上、大津波警報）の参集場所</b> （略）</p>	<p>実態に合わせ変更</p>																
P.193	<p>（2） 参集場所において実施すべき応急活動の内容 ① （略） ② 必要に応じて、避難準備の呼び掛け、<a href="#">避難の勧告または</a>避難の指示を行うこと。 （略）</p>	<p>（2） 参集場所において実施すべき応急活動の内容 ① （略） ② 必要に応じて、避難準備の呼び掛け、避難の指示を行うこと。 （略）</p>	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>																

頁	現 行	改 定	備 考
P.195	<p><b>第3節 広報計画</b> (略)</p> <p><b>1 広報事項</b> (1) 地震発生直後の広報 ① (略) ② <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>、避難場所等の避難に関する情報 (略)</p>	<p><b>第3節 広報計画</b> (略)</p> <p><b>1 広報事項</b> (1) 地震発生直後の広報 ① (略) ② <u>緊急安全確保、避難指示</u>、避難場所等の避難に関する情報 (略)</p>	北海道地域防災計画改定に基づく変更
P.196	<p><b>3 一般住民、被災者からの広聴活動</b> 市は、被災者の不安を解消するため、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第3節広報計画 4一般住民、被災者からの広聴活動(P88)の規定による。</p>	<p><b>3 一般住民、被災者からの広聴活動</b> 市は、被災者の不安を解消するため、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編第4章第3節広報計画 4一般住民、被災者からの広聴活動(P96)の規定による。</p>	表現の修正
P.198	<p><b>第4節 避難対策計画</b> (略)</p> <p><b>1 避難の勧告・指示の発令者</b> 火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第4節避難対策計画 1避難の<u>勧告・指示</u>の発令者(P91)の規定に準じ、市長等が発令する。 なお、地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、避難<u>勧告等</u>の発令の権限を副市長又は市本部員に委任する。</p> <p><b>2 避難の勧告・指示の基準</b> 避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>の発令基準は、原則として次のような場合とする。  (略)</p> <p><b>3 事前避難</b> <u>大津波警報、津波警報、津波注意報</u>又は地震による火災等が発生して被害の拡大するおそれがあるときは、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を公表し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会・自治会、民生委員等の協力を得るものとする。</p> <p><b>4 避難の勧告・指示又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法等</b> 市長は、<u>避難の勧告または指示</u>を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。 (1) 伝達方法 第3節広報計画 2広報活動の方法(P184)の規定による。</p>	<p><b>第4節 避難対策計画</b> (略)</p> <p><b>1 避難指示の発令者</b> 火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編第4章第4節避難対策計画 1避難指示の発令者(P98)の規定に準じ、市長等が発令する。 なお、地震災害時に市長と連絡が取れない場合は、避難<u>指示等</u>の発令の権限を副市長又は市本部員に委任する。</p> <p><b>2 避難指示等の基準</b> 避難のための立ち退きの指示<u>及び緊急安全確保</u>の発令基準は、原則として次のような場合とする。 <u>また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u> (略)</p> <p><b>3 事前避難</b> <u>遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報が発表され、内容により必要がある</u>と認められるとき又は地震による火災等が発生して被害の拡大するおそれがあるときは、<u>高齢者等避難</u>を公表し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会・自治会、民生委員等の協力を得るものとする。</p> <p><b>4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等</b> 市長は、<u>避難指示等</u>を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。 (1) 伝達方法 <u>本編第4章</u>第3節広報計画 2広報活動の方法(P195)の規定による。</p>	北海道地域防災計画改定に基づく変更 表現の修正
			北海道地域防災計画改定に基づく変更
			事前避難の対象となる情報を変更 北海道地域防災計画改定に基づく変更
			北海道地域防災計画改定に基づく変更
			表現の修正



頁	現 行	改 定	備 考
P.198	<p>(2) 伝達内容、知事への報告等  住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第4節避難対策計画 4 <u>避難の勧告・指示</u>又は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達方法等(2)伝達内容(P93)以下の規定による。  なお、市長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに高台などの安全な場所に避難するよう<u>勧告</u>又は指示を行う。</p>	<p>(2) 伝達内容、知事への報告等  住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編第4章第4節避難対策計画 4 <u>避難指示</u>又は<u>高齢者等避難</u>の伝達方法等(2)伝達内容(P100)以下の規定による。  なお、市長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに高台などの安全な場所に避難するよう指示を行う。</p>	<p>表現の修正  北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>
P.199	<p><b>5 避難の方法</b>  住民の避難は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第4節避難対策計画 5 避難の方法(P94)の規定に準じて実施する。</p> <p><b>6 福祉施設、病院、学校等の措置</b>  (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数のものが出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難計画等を定め、日頃からの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。  特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害<u>発生</u>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。  また、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難するため、災害<u>発生</u>時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>5 避難の方法</b>  住民の避難は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第4節避難対策計画 5 避難の方法(P101)の規定に準じて実施する。</p> <p><b>6 福祉施設、病院、学校等の措置</b>  (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数のものが出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難計画等を定め、日頃からの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。  特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。  また、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難するため、災害時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>表現の修正</p>
P.200	<p>(1) 開設  避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示又は<b>本章</b>第2節職員動員計画 4第3種配備の場合の参集場所(2)参集場所において実施すべき応急活動の内容(P182)の規定により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。</p> <p>(2) 運営  避難所の運営は、町内会・自治会や自主防災組織<u>など</u>関係機関の協力のもと、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第4節避難対策計画 7 避難所の開設及び運営管理等(P95)の規定に準じて、市が適切に実施する。</p> <p><b>第5節 救助救出計画</b>  地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第5節救助救出計画(P98)の規定に準じる。</p> <p><b>第6節 食糧供給計画</b>  地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する<u>食糧</u>の供給に関する計画は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章<u>災害応急対策計画</u>第6節<u>食糧</u>供給計画(P99)の規定に準じる。</p>	<p>(1) 開設  避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示又は<b>本編第4章</b>第2節職員動員計画 4第3種配備の場合の参集場所(2)参集場所において実施すべき応急活動の内容(P193)の規定により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。  <u>また、市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。</u></p> <p>(2) 運営  避難所の運営は、町内会・自治会や自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等</u>関係機関の協力のもと、第2編第4章第4節避難対策計画 7 避難所の開設及び運営管理等(P102)の規定に準じて、市が適切に実施する。</p> <p><b>第5節 救助救出計画</b>  地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編第4章第5節救助救出計画(P106)の規定に準じる。</p> <p><b>第6節 食料供給計画</b>  地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する<u>食料</u>の供給に関する計画は、第2編第4章第6節<u>食料</u>供給計画(P107)の規定に準じる。</p>	<p>表現の修正</p>
			<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>
			<p>表現の修正</p>
			<p>表現の修正</p>
			<p>文言の修正  表現の修正</p>



頁	現 行	改 定	備 考
P.200	<p><b>第 7 節 衣料・生活必需品等物資供給計画</b> 地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与又は貸与の計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 7 節衣料・生活必需品等物資供給計画 (P101) の規定に準じる。</p> <p><b>第 8 節 石油類燃料供給計画</b> 地震・津波災害時における石油類燃料 (LPG を含む) の供給についての計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 8 節石油類燃料供給計画 (P102) の規定に準じる。</p> <p><b>第 9 節 給水計画</b> 地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 9 節給水計画 (P103) の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。</p>	<p><b>第 7 節 衣料・生活必需品等物資供給計画</b> 地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与又は貸与の計画は、第 2 編第 4 章第 7 節衣料・生活必需品等物資供給計画 (P109) の規定に準じる。</p> <p><b>第 8 節 石油類燃料供給計画</b> 地震・津波災害時における石油類燃料 (LPG を含む) の供給についての計画は、第 2 編第 4 章第 8 節石油類燃料供給計画 (P110) の規定に準じる。</p> <p><b>第 9 節 給水計画</b> 地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第 2 編第 4 章第 9 節給水計画 (P111) の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。</p>	表現の修正
P.201	<p><b>第 1 0 節 下水道施設対策計画</b> 地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 0 節下水道施設対策計画 (P104) の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。</p> <p><b>第 1 1 節 医療救護計画</b> 地震・津波災害時における、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療 (助産を含む) 及び歯科医療を実施するための計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 1 節医療救護計画 (P105) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 2 節 防疫計画</b> 地震・津波災害時における、被災地の防疫対策に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 2 節防疫計画 (P109) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 3 節 廃棄物等処理及び清掃計画</b> 地震・津波災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 3 節廃棄物等処理及び清掃計画 (P111) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 4 節 家庭動物等対策計画</b> 地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 4 節家庭動物等対策計画 (P114) の規定に準じる。</p>	<p><b>第 1 0 節 下水道施設対策計画</b> 地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第 2 編第 4 章第 1 0 節下水道施設対策計画 (P112) の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。</p> <p><b>第 1 1 節 医療救護計画</b> 地震・津波災害時における、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療 (助産を含む) 及び歯科医療を実施するための計画は、第 2 編第 4 章第 1 1 節医療救護計画 (P113) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 2 節 防疫計画</b> 地震・津波災害時における、被災地の防疫対策に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 2 節防疫計画 (P117) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 3 節 廃棄物等処理及び清掃計画</b> 地震・津波災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 3 節廃棄物等処理及び清掃計画 (P119) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 4 節 家庭動物等対策計画</b> 地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 4 節家庭動物等対策計画 (P122) の規定に準じる。</p>	表現の修正
			表現の修正
			表現の修正
			表現の修正
			表現の修正

頁	現 行	改 定	備 考
P.202	<p><b>第 1 5 節 交通対策計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 5 節交通対策計画 (P115) の規定に準じるほか、津波災害が発生した場合には次の対策を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進</b></p> <p>緊急輸送道路は、<u>地震</u>直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、<u>地震</u>時にネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため道路管理者は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする。</p> <p>※緊急輸送道路一覧は、資料編に掲載。</p>	<p><b>第 1 5 節 交通対策計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第 2 編第 4 章第 1 5 節交通対策計画 (P123) の規定に準じるほか、津波災害時には次の対策を追加して実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進</b></p> <p>緊急輸送道路は、<u>災害</u>直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、<u>災害</u>時にネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため道路管理者は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする。</p> <p>※緊急輸送道路一覧は、資料編に掲載。</p>	<p>北海道地域防災計画改定に基づく変更 表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画改定に基づく変更</p>
P.203	<p><b>第 1 6 節 災害警備計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するための必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 6 節災害警備計画 (P118) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 7 節 輸送計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 7 節輸送計画 (P120) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 8 節 障害物除去計画</b></p> <p>地震・津波災害の発生により、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合においては、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になるため、これらの障害物の除去に努め各種の緊急輸送又は住民の安全避難の円滑化を図ることに関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 8 節障害物除去計画 (P122) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 9 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 1 9 節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 (P124) の規定に準じる。</p>	<p><b>第 1 6 節 災害警備計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するための必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 6 節災害警備計画 (P126) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 7 節 輸送計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 7 節輸送計画 (P127) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 8 節 障害物除去計画</b></p> <p>地震・津波災害の発生により、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合においては、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になるため、これらの障害物の除去に努め各種の緊急輸送又は住民の安全避難の円滑化を図ることに関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 8 節障害物除去計画 (P130) の規定に準じる。</p> <p><b>第 1 9 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第 2 編第 4 章第 1 9 節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 (P132) の規定に準じる。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考																																								
P.204	<p><b>第20節 文教対策計画</b> (略)</p> <p><b>1 学校教育の事前措置</b> (1) 学校防災計画の策定 (略)</p> <p>学校防災計画の概要</p> <table border="1" data-bbox="181 422 1320 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">予防対策</td> <td>学校防災組織の編成</td> <td>地震・津波発生時の応急措置に対応した、教職員の役割分担</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の点検整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難誘導経路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医薬品の点検</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名簿の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教職員の緊急出動体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家族との連絡・引き渡し方法</td> <td>教職員と保護者双方で地震・津波災害発生時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認</td> </tr> <tr> <td>防災教育、避難訓練</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	項 目	内 容	予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波発生時の応急措置に対応した、教職員の役割分担	施設・設備の点検整備	(略)	避難誘導経路	(略)	医薬品の点検	(略)	児童・生徒名簿の整備	(略)	教職員の緊急出動体制	(略)	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害発生時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認	防災教育、避難訓練	(略)	<p><b>第20節 文教対策計画</b> (略)</p> <p><b>1 学校教育の事前措置</b> (1) 学校防災計画の策定 (略)</p> <p>学校防災計画の概要</p> <table border="1" data-bbox="1350 422 2490 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">予防対策</td> <td>学校防災組織の編成</td> <td>地震・津波災害時の応急措置に対応した、教職員の役割分担</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の点検整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難誘導経路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医薬品の点検</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名簿の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教職員の緊急出動体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家族との連絡・引き渡し方法</td> <td>教職員と保護者双方で地震・津波災害時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認</td> </tr> <tr> <td>防災教育、避難訓練</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	項 目	内 容	予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波災害時の応急措置に対応した、教職員の役割分担	施設・設備の点検整備	(略)	避難誘導経路	(略)	医薬品の点検	(略)	児童・生徒名簿の整備	(略)	教職員の緊急出動体制	(略)	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認	防災教育、避難訓練	(略)	北海道地域防災計画改定に基づく変更
区 分	項 目	内 容																																									
予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波発生時の応急措置に対応した、教職員の役割分担																																									
	施設・設備の点検整備	(略)																																									
	避難誘導経路	(略)																																									
	医薬品の点検	(略)																																									
	児童・生徒名簿の整備	(略)																																									
	教職員の緊急出動体制	(略)																																									
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害発生時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認																																									
	防災教育、避難訓練	(略)																																									
区 分	項 目	内 容																																									
予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波災害時の応急措置に対応した、教職員の役割分担																																									
	施設・設備の点検整備	(略)																																									
	避難誘導経路	(略)																																									
	医薬品の点検	(略)																																									
	児童・生徒名簿の整備	(略)																																									
	教職員の緊急出動体制	(略)																																									
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認																																									
	防災教育、避難訓練	(略)																																									
P.206	<p><b>3 応急教育の実施</b> 教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 第20節文教対策計画 (P127) 2 応急教育の実施の規定に準じるほか次に定めるところによる。</p>	<p><b>3 応急教育の実施</b> 教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編第4章第20節文教対策計画 (P135) 2 応急教育の実施の規定に準じるほか次に定めるところによる。</p>	表現の修正																																								
P.207	<p><b>5 衛生管理対策</b> 学校が避難所として使用される場合は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 第20節文教対策計画 4 衛生管理対策 (P129) の規定に準じる。</p>	<p><b>5 衛生管理対策</b> 学校が避難所として使用される場合は、第2編第4章第20節文教対策計画 4 衛生管理対策 (P137) の規定に準じる。</p>	表現の修正																																								
P.208	<p><b>第21節 労務供給計画</b> 地震・津波災害時における、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 第21節労務供給計画 (P130) の規定に準じる。</p>	<p><b>第21節 労務供給計画</b> 地震・津波災害時における、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編第4章第21節労務供給計画 (P138) の規定に準じる。</p>	表現の修正																																								



頁	現 行	改 定	備 考
P.208	<p><b>第 2 2 節 住宅対策計画</b></p> <p>地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 2 節住宅対策計画 (P131) の規定に準じる。</p>	<p><b>第 2 2 節 住宅対策計画</b></p> <p>地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第 2 編第 4 章第 2 2 節住宅対策計画 (P139) の規定に準じる。</p>	表現の修正
P.211	<p><b>第 2 4 節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 3 節ライフライン施設応急対策計画 (P133) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 5 節 広域応援要請計画</b></p> <p>市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害時における、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 4 節広域応援要請計画 (P134) の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。</p> <p><b>第 2 6 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、自衛隊派遣要請に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 5 節自衛隊災害派遣要請計画 (P135) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 7 節 災害ボランティアとの連携計画</b></p> <p>大規模な地震・津波災害時には、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。</p> <p>不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 6 節災害ボランティアとの連携計画 (P138) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 8 節 災害救助法適用計画</b></p> <p>地震・津波災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 7 節災害救助法適用計画 (P140) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 9 節 義援金、義援品募集・配分計画</b></p> <p>大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第 2 編<u>風水害防災計画</u> 第 4 章<u>災害応急対策計画</u> 第 2 8 節義援金、義援品募集・配分計画 (P142) の規定に準じる。</p>	<p><b>第 2 4 節 ライフライン施設応急対策計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための計画は、第 2 編第 4 章第 2 3 節ライフライン施設応急対策計画 (P141) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 5 節 広域応援要請計画</b></p> <p>市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害時における、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第 2 編第 4 章第 2 4 節広域応援要請計画 (P142) の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。</p> <p><b>第 2 6 節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>地震・津波災害時における、自衛隊派遣要請に関する計画は、第 2 編第 4 章第 2 5 節自衛隊災害派遣要請計画 (P143) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 7 節 災害ボランティアとの連携計画</b></p> <p>大規模な地震・津波災害時には、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。</p> <p>不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第 2 編第 4 章第 2 6 節災害ボランティアとの連携計画 (P146) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 8 節 災害救助法適用計画</b></p> <p>地震・津波災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第 2 編第 4 章第 2 7 節災害救助法適用計画 (P148) の規定に準じる。</p> <p><b>第 2 9 節 義援金、義援品募集・配分計画</b></p> <p>大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第 2 編第 4 章第 2 8 節義援金、義援品募集・配分計画 (P150) の規定に準じる。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P.212	<p style="text-align: center;"><b>第5章 災害復旧・被災者援護計画</b></p> <p>災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編<u>風水害防災計画</u>第5章災害復旧・被災者援護計画(P144)の規定に準じる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 災害復旧・被災者援護計画</b></p> <p>災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編第5章災害復旧・被災者援護計画(P152)の規定に準じる。</p>	表現の修正



# 第4編 事故災害防災計画



P. 214

## 第 4 編 事故災害防災計画

(略)

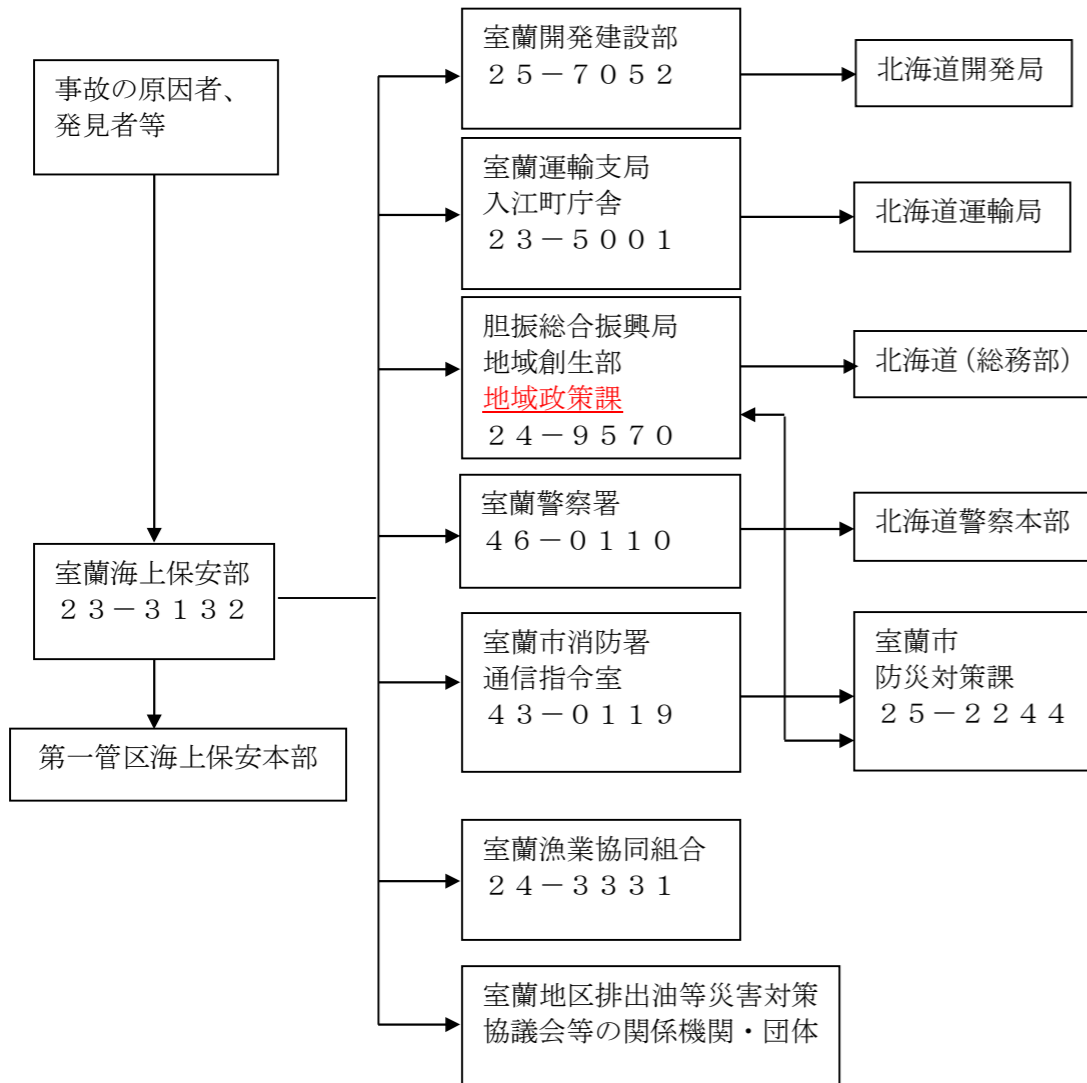
### 第 1 章 海上災害対策計画

#### 第 1 節 海難対策計画

(略)

##### 1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



## 第 4 編 事故災害防災計画

(略)

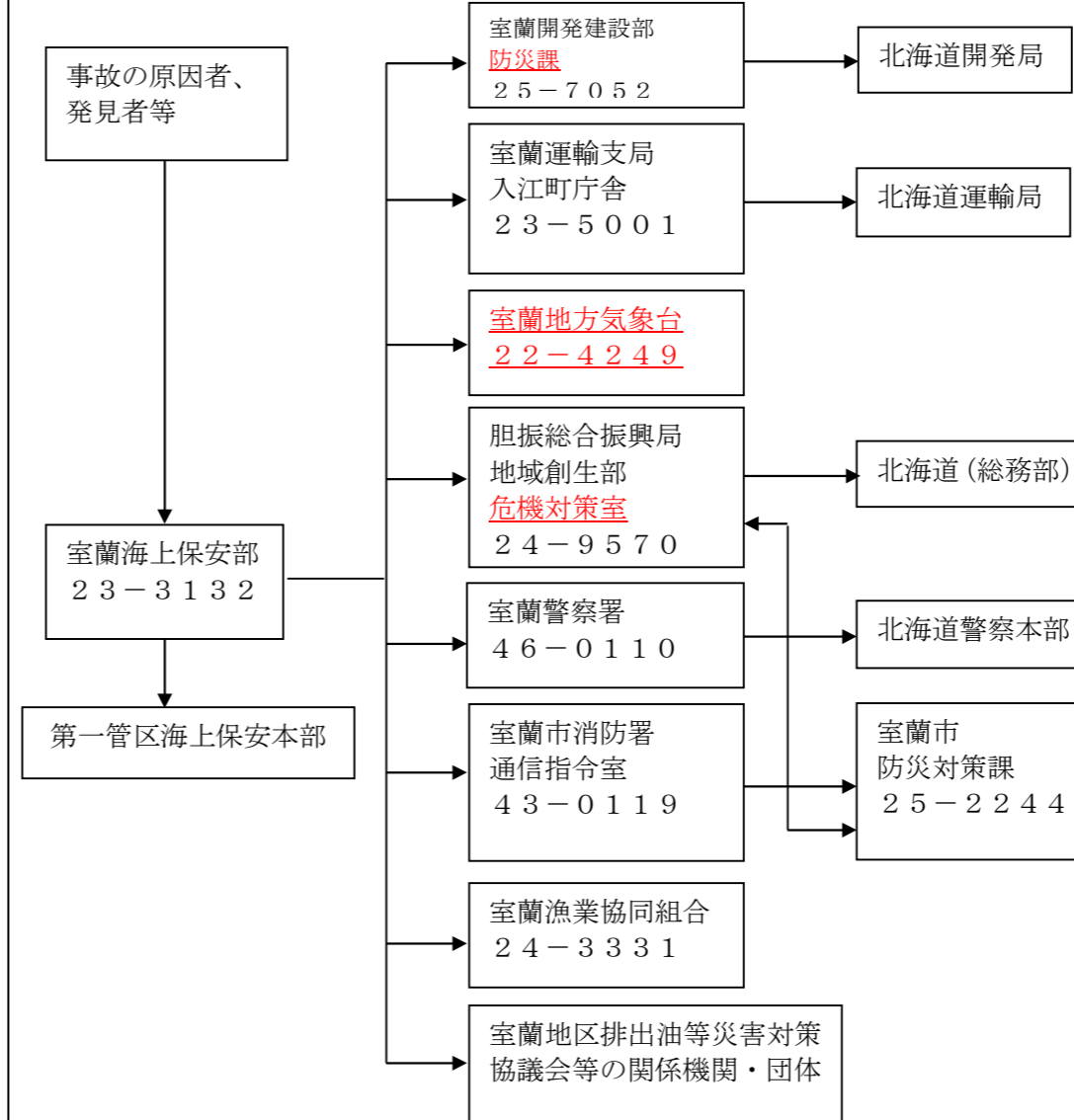
### 第 1 章 海上災害対策計画

#### 第 1 節 海難対策計画

(略)

##### 1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



室蘭地方气象台による意見を反映

機構改革による組織名の変更

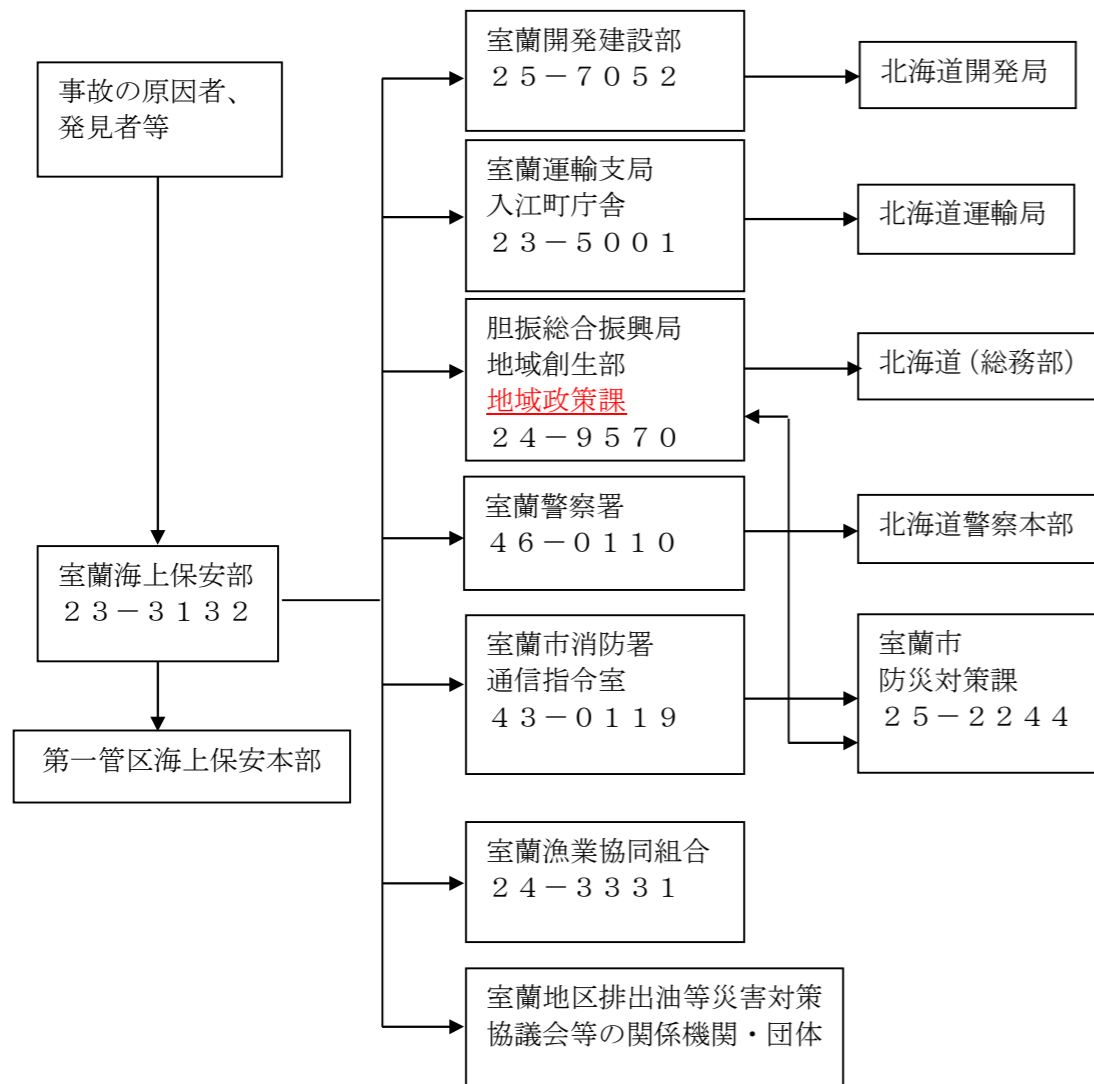
頁	現 行	改 定	備 考
P. 215	<p><b>2 災害予防計画</b>  (1) 市の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>③ 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営<b>規定</b>を準用する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b>  海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編<b>風</b><b>水害防災計画編</b>第4章災害応急対策計画 (P84) に準じて、実施するものとする。</p>	<p><b>2 災害予防計画</b>  (1) 市の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>③ 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営<b>規程</b>を準用する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b>  海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画 (P91) に準じて、実施するものとする。</p>	<p>誤字の修正</p> <p>表現の修正  ページ数の修正</p>
P. 216	<p><b>第2節 流出油等対策計画</b>  船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、臨港地区における危険物等の流出等による災害対策については、<b>第4編事故災害防災計画</b>第4章「危険物等災害対策計画 (P213)」、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。</p>	<p><b>第2節 流出油等対策計画</b>  船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、臨港地区における危険物等の流出等による災害対策については、<b>本編</b>第4章危険物等災害対策計画 (P224)、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。</p>	<p>表現の修正  ページ数の修正</p>



P. 216

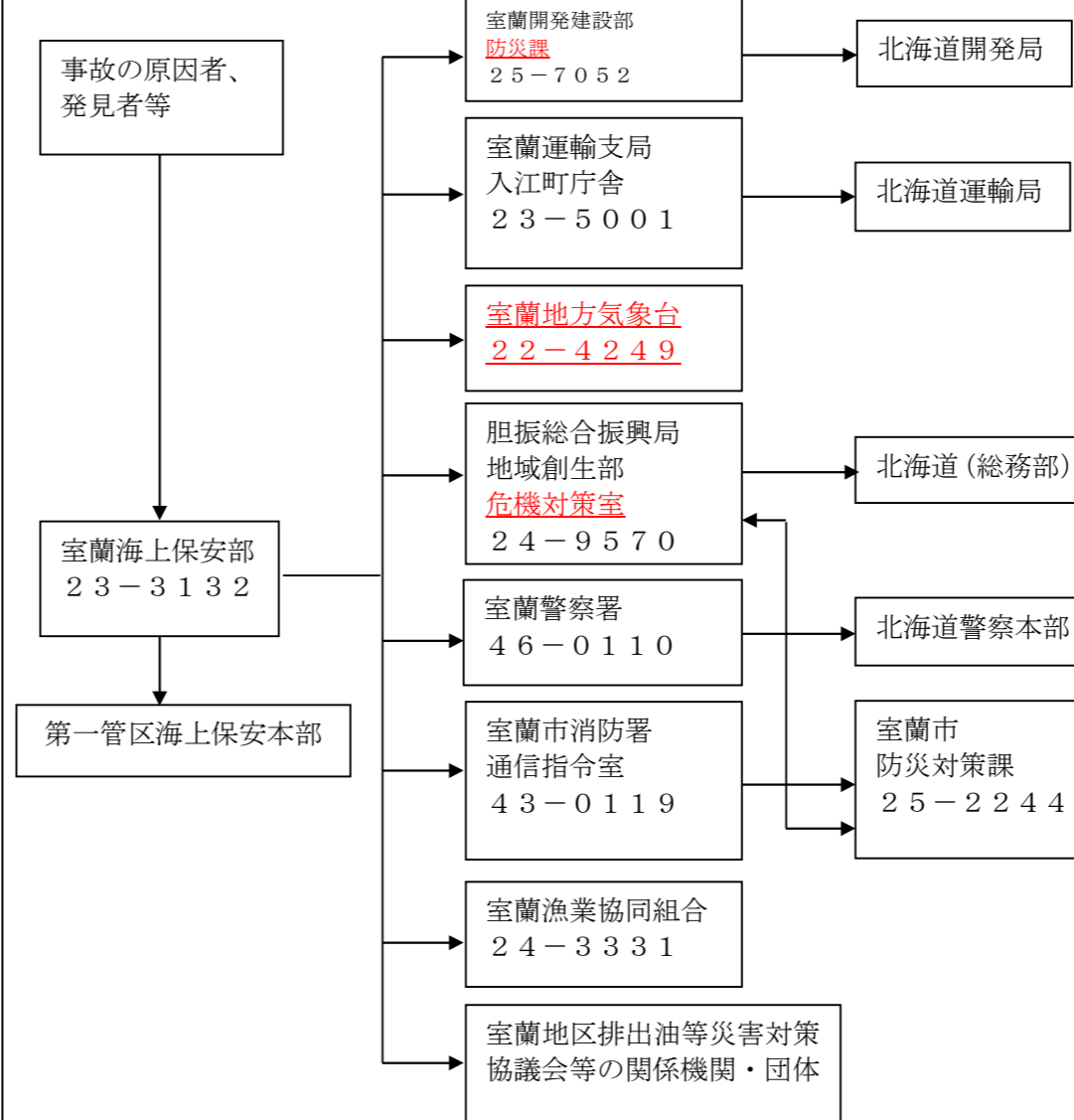
1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



室蘭地方気象台による意見を反映

機構改革による組織名の変更

頁	現 行	改 定	備 考
P. 217	<p><b>2 災害予防計画</b>  (1) 市の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>② 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営<u>規定</u>を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b>  油等大量流出事故が発生した場合、関係機関の応急対策は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章災害応急対策計画 (<u>P84</u>) に準じるほか、道計画、道・平成12年作成の「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 災害予防計画</b>  (1) 市の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>② 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営<u>規程</u>を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気<u>の使用</u>及び立入<u>の</u>禁止の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b>  油等大量流出事故が発生した場合、関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画 (<u>P91</u>) に準じるほか、道計画、道・平成12年作成の「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正  ページ数の修正</p>

### 第2章 鉄道災害対策計画

### 第2章 鉄道災害対策計画

(略)

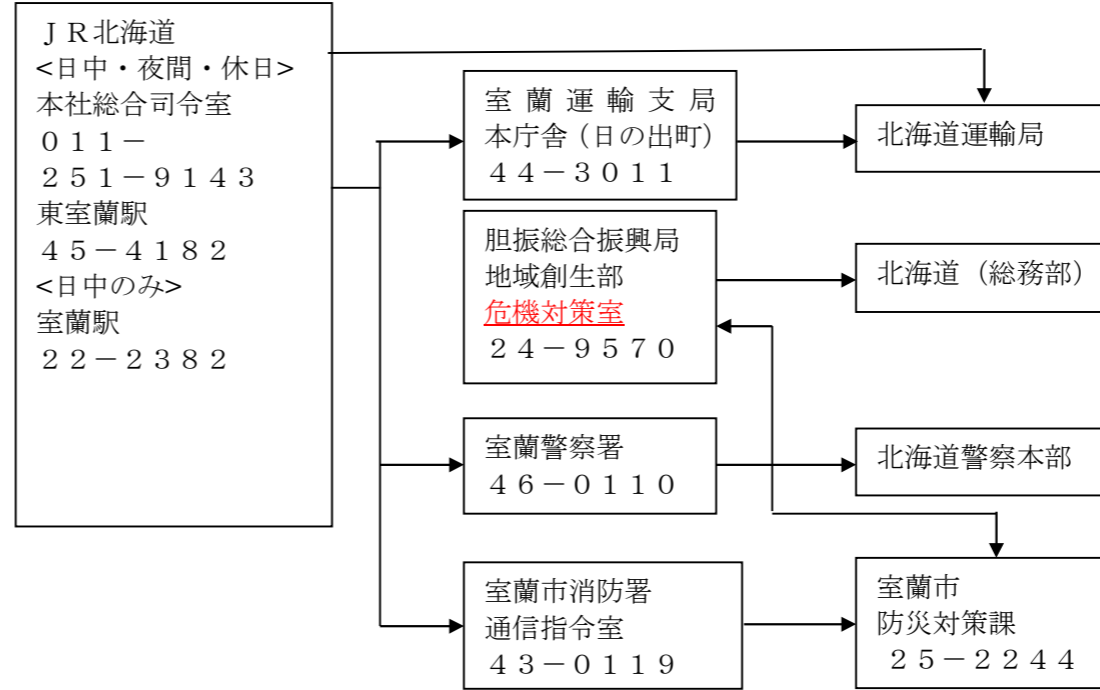
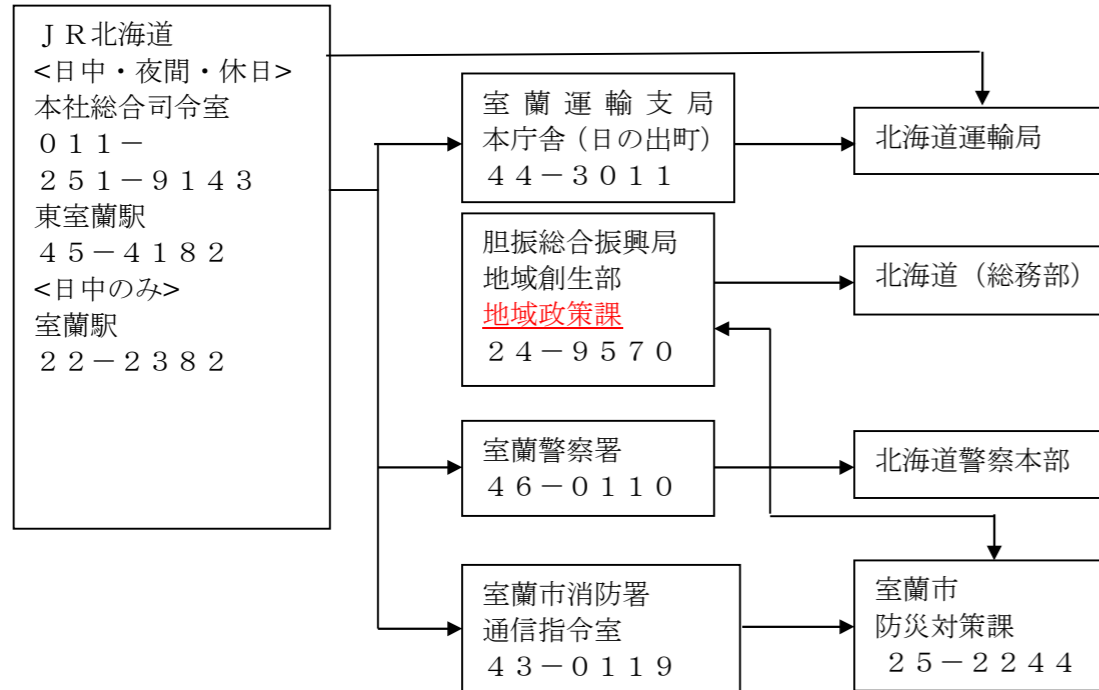
(略)

#### 1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおりとする。

#### 1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおりとする。



※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道(東室蘭駅)に伝達するものとする。

※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道(東室蘭駅)に伝達するものとする。

#### 2 災害予防計画

##### (1) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

#### 2 災害予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

#### 3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画(P84)に準じて実施するものとする。

#### 3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画(P91)に準じて実施するものとする。

機構改革による組織名の変更

項目表題の削除

表現の修正

### 第3章 道路災害対策計画

### 第3章 道路災害対策計画

(略)

(略)

#### 1 災害通信計画

#### 1 災害通信計画

道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

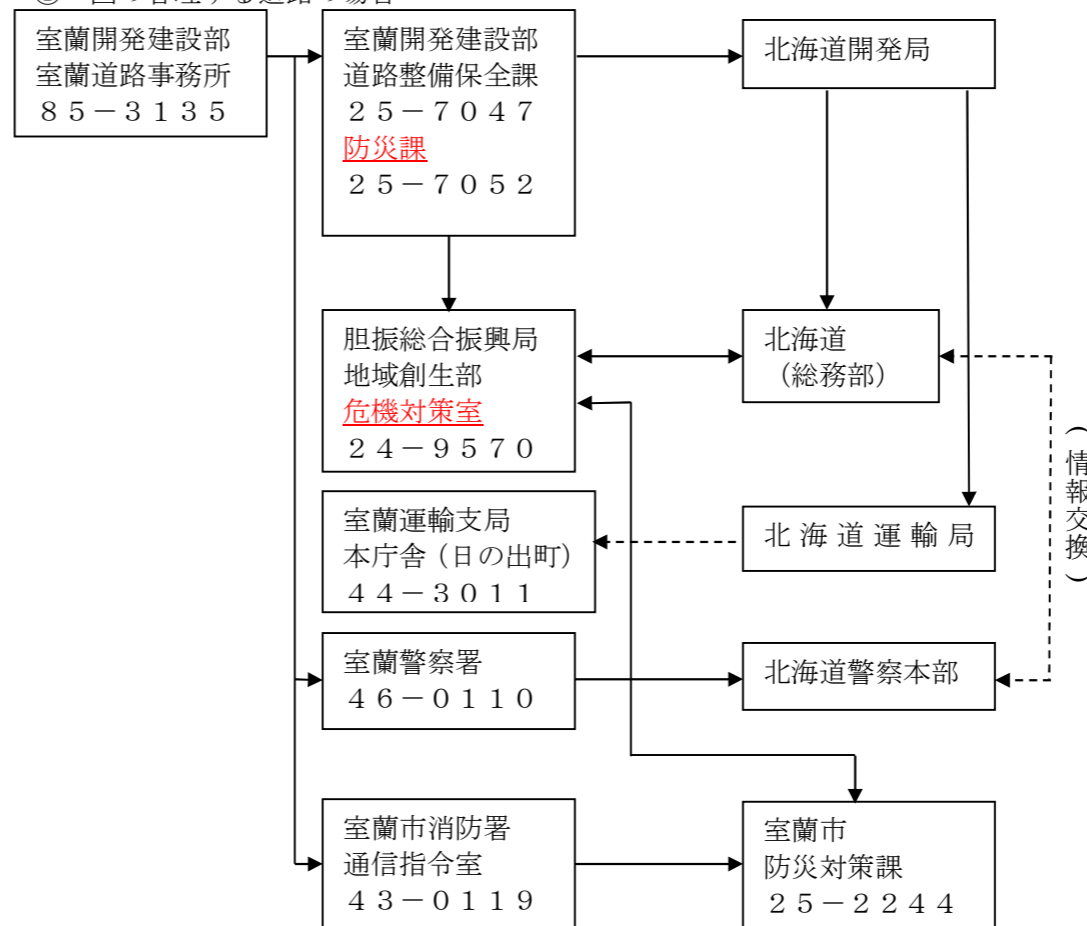
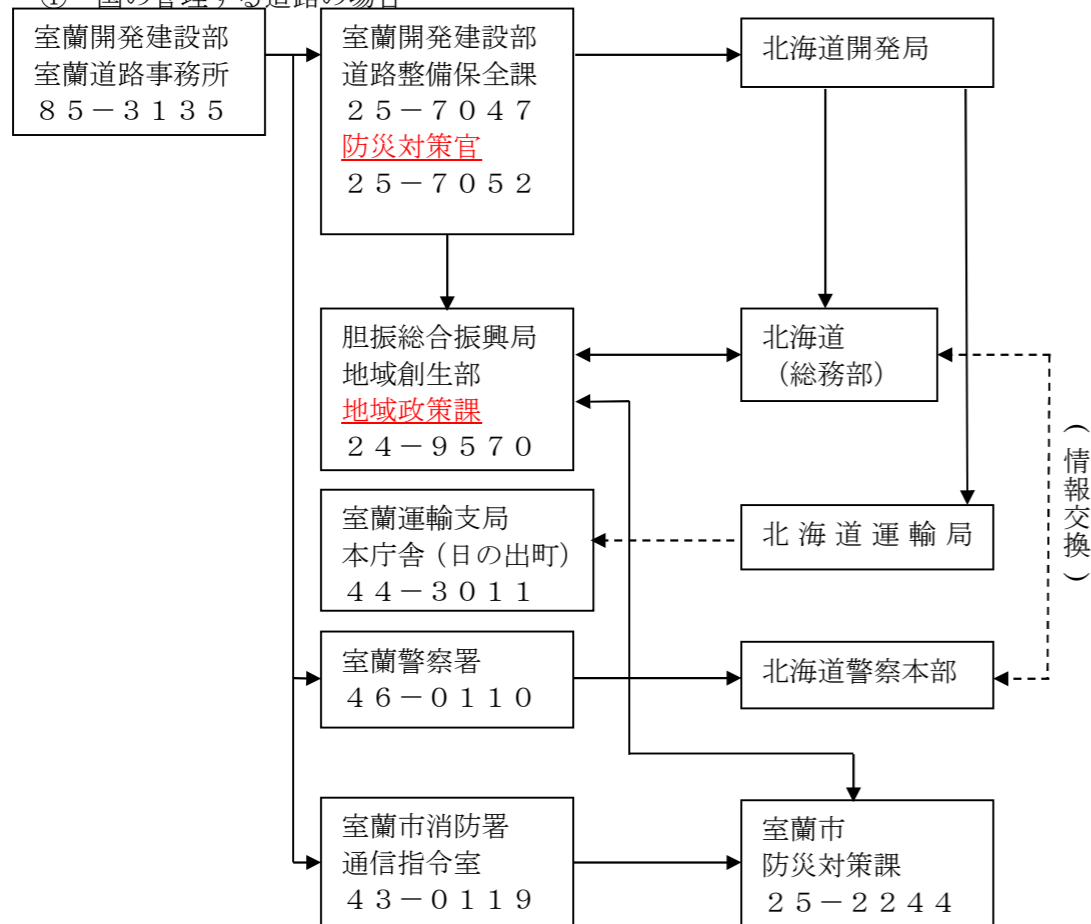
道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

① 国の管理する道路の場合

① 国の管理する道路の場合



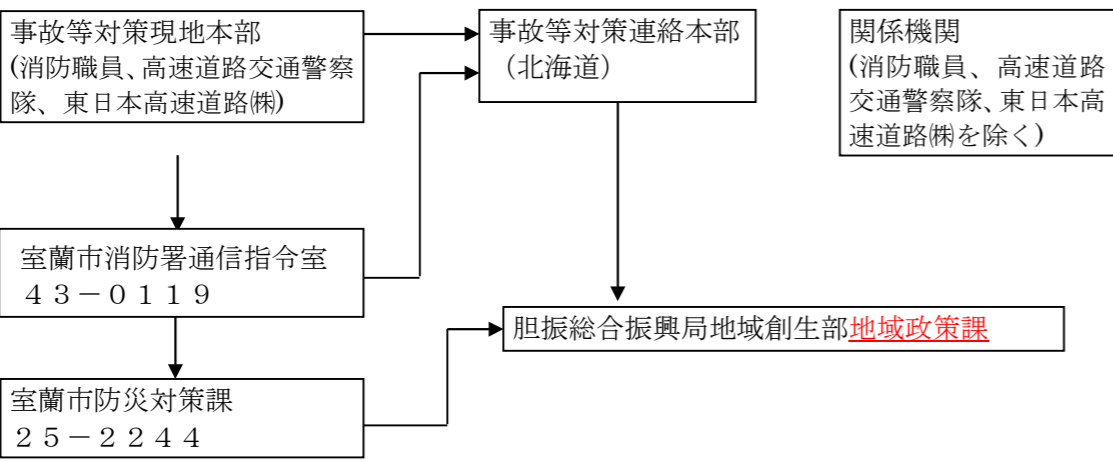
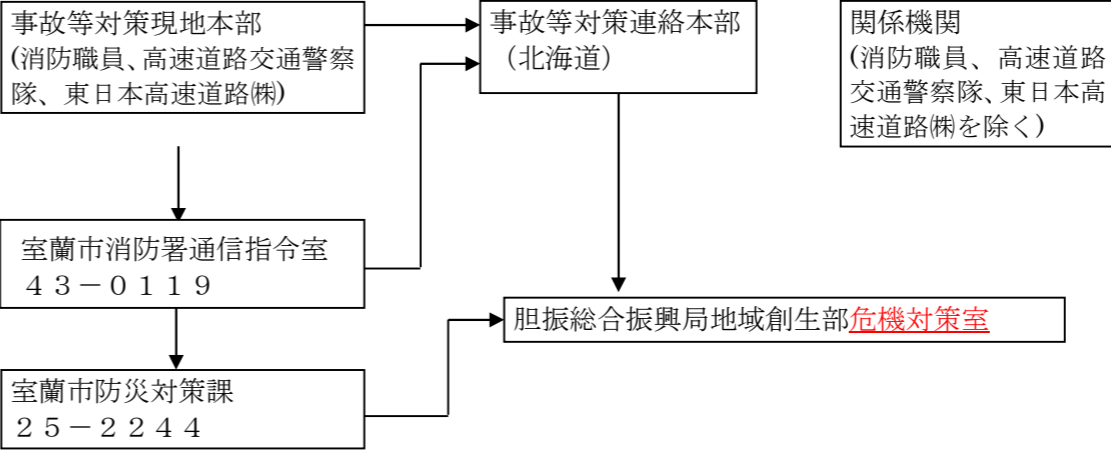
機構改革による組織名の変更

頁	現 行	改 定	備 考
P. 220	<p>② 道の管理する道路の場合</p> <p>③ 市の管理する道路の場合</p>	<p>② 道の管理する道路の場合</p> <p>③ 市の管理する道路の場合</p>	<p>機構改革による組織名の変更</p> <p>機構改革による組織名の変更</p>



頁	現 行	改 定	備 考
P. 221	<p>④ 道央高速自動車道の場合</p> <pre> graph TD     A[東日本高速道路(株) 北海道支社 (道路管制センター)] --&gt; B[胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課 24-9570]     A --&gt; C[室蘭市消防署 通信指令室 43-0119]     A --&gt; D[室蘭警察署 46-0110]     B --&gt; E[北海道(総務部)]     B --&gt; F[北海道運輸局]     F --&gt; G[室蘭運輸支局 本庁舎(日の出町)]     C --&gt; H[室蘭市 防災対策課 25-2244]     D --&gt; I[北海道警察本部]     C -.-&gt; D     E -.-&gt; I     </pre>	<p>④ 道央高速自動車道の場合</p> <pre> graph TD     A[東日本高速道路(株) 北海道支社 (道路管制センター)] --&gt; B[胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室 24-9570]     A --&gt; C[室蘭市消防署 通信指令室 43-0119]     A --&gt; D[室蘭警察署 46-0110]     B --&gt; E[北海道(総務部)]     B --&gt; F[北海道運輸局]     F --&gt; G[室蘭運輸支局 本庁舎(日の出町)]     C --&gt; H[室蘭市 防災対策課 25-2244]     D --&gt; I[北海道警察本部]     C -.-&gt; D     E -.-&gt; I     </pre>	<p>機構改革による組織名の変更</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 222	<p>(2) 大規模な事故等の発生の場合</p> <p>(略)</p> <p>① 自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）で発生した場合</p> <p>※ 白鳥新道の場合は、室蘭道路事務所の監視モニターにより発見し、警察署及び消防本部に通報することがある。</p> <p>② 道央高速自動車道で発生した場合</p>	<p>(2) 大規模な事故等の発生の場合</p> <p>(略)</p> <p>① 自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）で発生した場合</p> <p>※ 白鳥新道の場合は、室蘭道路事務所の監視モニターにより発見し、警察署及び消防本部に通報することがある。</p> <p>② 道央高速自動車道で発生した場合</p>	<p>機構改革による組織名の変更</p> <p>機構改革による組織名の変更</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 223	<p>【参考】 事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報</p>  <p>事故等対策現地本部 (消防職員、高速道路交通警察隊、東日本高速道路株)</p> <p>事故等対策連絡本部 (北海道)</p> <p>関係機関 (消防職員、高速道路 交通警察隊、東日本高 速道路株を除く)</p> <p>室蘭市消防署通信指令室 43-0119</p> <p>室蘭市防災対策課 25-2244</p> <p>胆振総合振興局地域創生部 <b>地域政策課</b></p> <p><b>2 災害予防対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係機関の実施事項 国道、道道及び高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路<b>防災</b>を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。</p> <p><b>3 災害応急対策計画</b> 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編<b>風水害防災計画編</b>第4章災害応急対策計画 (P84) に準じて実施するものとする。</p>	<p>【参考】 事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報</p>  <p>事故等対策現地本部 (消防職員、高速道路交通警察隊、東日本高速道路株)</p> <p>事故等対策連絡本部 (北海道)</p> <p>関係機関 (消防職員、高速道路 交通警察隊、東日本高 速道路株を除く)</p> <p>室蘭市消防署通信指令室 43-0119</p> <p>室蘭市防災対策課 25-2244</p> <p>胆振総合振興局地域創生部 <b>危機対策室</b></p> <p><b>2 災害予防対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係機関の実施事項 国道、道道及び高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路<b>災害</b>を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。</p> <p><b>3 災害応急対策計画</b> 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画 (P91) に準じて実施するものとする。</p>	<p>機構改革による組織名の変更</p> <p>誤字の修正</p> <p>表現の修正</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 224	<h3 style="text-align: center;">第 4 章 危険物等災害対策計画</h3> <p>危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災及び爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、<a href="#">第 4 編事故災害防災計画</a>第 1 章海上災害対策計画（P203）、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<h3 style="text-align: center;">第 4 章 危険物等災害対策計画</h3> <p>危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災及び爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、<a href="#">本編</a>第 1 章海上災害対策計画（P214）、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	表現の修正
P. 225	<h3>2 災害通信計画</h3> <p>(1) 危険物等（PCBを除く）災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <pre> graph TD     A[発生事業所等] --&gt; B[胆振総合振興局保健環境部 保健行政室 24-9848]     A --&gt; C[胆振総合振興局産業振興部 商工労働観光課 24-9588]     A --&gt; D[室蘭市消防署通信指令室 43-0119]     A --&gt; E[室蘭市防災対策課 25-2244]     A --&gt; F[胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課 24-9570]     A --&gt; G[室蘭警察署 46-0110]          B --&gt; B1[北海道 (保健福祉部)]     C --&gt; C1[北海道 (経済部)]     D --&gt; D1[即報基準に従い 国又は道へ報告]     E --&gt; E1[室蘭市防災対策課]     E1 --&gt; F     F --&gt; F1[北海道 (総務部)]     G --&gt; G1[北海道警察本部]          E -.-&gt; 情報交換  D     F -.-&gt; 情報交換  D     F -.-&gt; 情報交換  G   </pre>	<h3>2 災害通信計画</h3> <p>(1) 危険物等（PCBを除く）災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <pre> graph TD     A[発生事業所等] --&gt; B[胆振総合振興局保健環境部 保健行政室 24-9848]     A --&gt; C[胆振総合振興局産業振興部 商工労働観光課 24-9588]     A --&gt; D[室蘭市消防署通信指令室 43-0119]     A --&gt; E[室蘭市防災対策課 25-2244]     A --&gt; F[胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室 24-9570]     A --&gt; G[室蘭警察署 46-0110]     A --&gt; H[室蘭労働基準監督署 23-6131]          B --&gt; B1[北海道 (保健福祉部)]     C --&gt; C1[北海道 (経済部)]     D --&gt; D1[即報基準に従い 国又は道へ報告]     E --&gt; E1[室蘭市防災対策課]     E1 --&gt; F     F --&gt; F1[北海道 (総務部)]     G --&gt; G1[北海道警察本部]     H --&gt; H1[北海道警察本部]          E -.-&gt; 情報交換  D     F -.-&gt; 情報交換  D     F -.-&gt; 情報交換  G   </pre>	機構改革による組織名の変更

頁	現 行	改 定	備 考
P. 226	<p>(2) PCBによる災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <pre> graph TD     MS[発生事業所] --&gt; E1[環境省 環境再生・資源循環局]     MS --&gt; E2[北海道 環境生活部環境局 循環型社会推進課]     MS --&gt; E3[胆振総合振興局 (環境生活課) 24-9597 (循環型社会推進)]     MS --&gt; E4[室蘭市消防署通信指令室 43-0119]     MS --&gt; E5[室蘭市防災対策課 25-2244]     MS --&gt; E6[胆振総合振興局地域創生部 地域政策課 24-9570]     MS --&gt; E7[室蘭市生活環境部環境課 22-2861]     MS --&gt; E8[港湾部総務課 22-3191]     MS --&gt; E9[室蘭警察署 46-0110]     MS --&gt; E10[室蘭海上保安部警備救難課 23-3132]     MS --&gt; E11[室蘭労働基準監督署 23-6131]          E4 --&gt; R1[即報基準に従い 国又は道へ報告]          E6 --&gt; B1[北海道 (総務部)]     B1 -.-&gt; 情報交換  B2[北海道警察本部]     B2 -.-&gt; 情報交換  E9          E3 -.-&gt; 情報交換  B1     E5 -.-&gt; 情報交換  B1     E7 -.-&gt; 情報交換  B1     E9 -.-&gt; 情報交換  B2   </pre>	<p>(2) PCBによる災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <pre> graph TD     MS[発生事業所] --&gt; E1[環境省 環境再生・資源循環局]     MS --&gt; E2[北海道 環境生活部環境保全局 循環型社会推進課]     MS --&gt; E3[胆振総合振興局 (環境生活課) 24-9572 (地域環境係)]     MS --&gt; E4[室蘭市消防署通信指令室 43-0119]     MS --&gt; E5[室蘭市防災対策課 25-2244]     MS --&gt; E6[胆振総合振興局地域創生部 危機対策室 24-9570]     MS --&gt; E7[室蘭市生活環境部環境課 22-2225]     MS --&gt; E8[港湾部総務課 22-3191]     MS --&gt; E9[室蘭警察署 46-0110]     MS --&gt; E10[室蘭海上保安部警備救難課 23-3132]     MS --&gt; E11[室蘭労働基準監督署 23-6131]          E4 --&gt; R1[即報基準に従い 国又は道へ報告]          E6 --&gt; B1[北海道 (総務部)]     B1 -.-&gt; 情報交換  B2[北海道警察本部]     B2 -.-&gt; 情報交換  E9          E3 -.-&gt; 情報交換  B1     E5 -.-&gt; 情報交換  B1     E7 -.-&gt; 情報交換  B1     E9 -.-&gt; 情報交換  B2   </pre>	<p>機構改革による組織名の変更 連絡先の変更</p>



頁	現 行	改 定	備 考
P. 227	<p><b>3 災害予防計画</b>  (1) 市（消防本部）の実施事項    (略)</p> <p>② 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防  <u>ア</u> 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>4 災害応急対策</b>  危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編<u>風水害防災計画</u>第4章災害応急対策計画（<u>P84</u>）に準じて実施するものとする。</p>	<p><b>3 災害予防計画</b>  (1) 市（消防本部）の実施事項    (略)</p> <p>② 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防  火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>4 災害応急対策</b>  危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（<u>P91</u>）に準じて実施するものとする。</p>	符号の削除
			表現の修正

頁	現 行	改 定	備 考
P. 228	<p style="text-align: center;"><b>第5章 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>1 災害通信計画</b> 大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p><b>2 災害予防計画</b> (1) 市及び消防本部の実施事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ <b>防火・防災管理者制度の適正な実施</b> 防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物、選任届出及び消防計画の作成の徹底、消防訓練の実施等について指導する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 大規模な火事災害対策計画</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>1 災害通信計画</b> 大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p><b>2 災害予防計画</b> (1) 市及び消防本部の実施事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ <b>防災管理者制度の推進</b> 防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。</p>	<p style="text-align: center;">機 構 改 革 に よ る 組 織 名 の 変 更</p>
P. 229	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">北 海 道 地 域 防 災 計 画 と の 整 合</p>

頁	現 行	改 定	備 考
P. 229	<p>④ 防火思想の普及 年2回（春、秋期）の全道一査の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及及び高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b> 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 (P84) に準じて実施するものとする。</p>	<p>④ 防火思想の普及 年2回（春、秋期）の全道の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b> 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画 (P91) に準じて実施するものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>表現の修正</p>

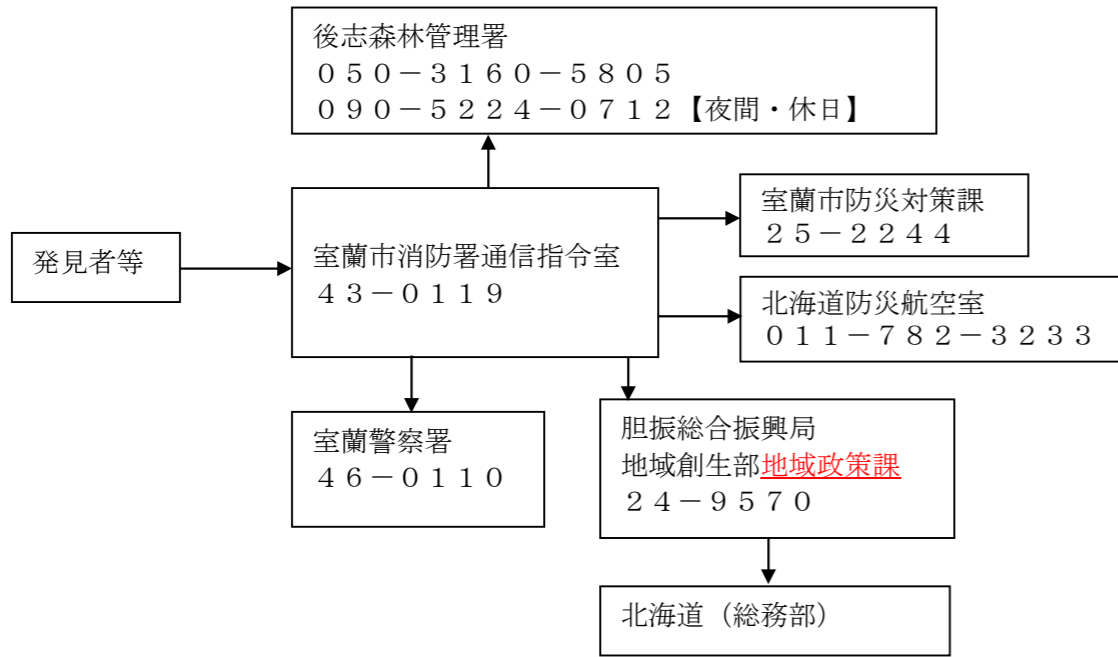
P. 230

## 第 6 章 林野火災対策計画

(略)

### 1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。  
 なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第 2 編風水害防災計画による。



(略)

### 3 災害応急対策計画

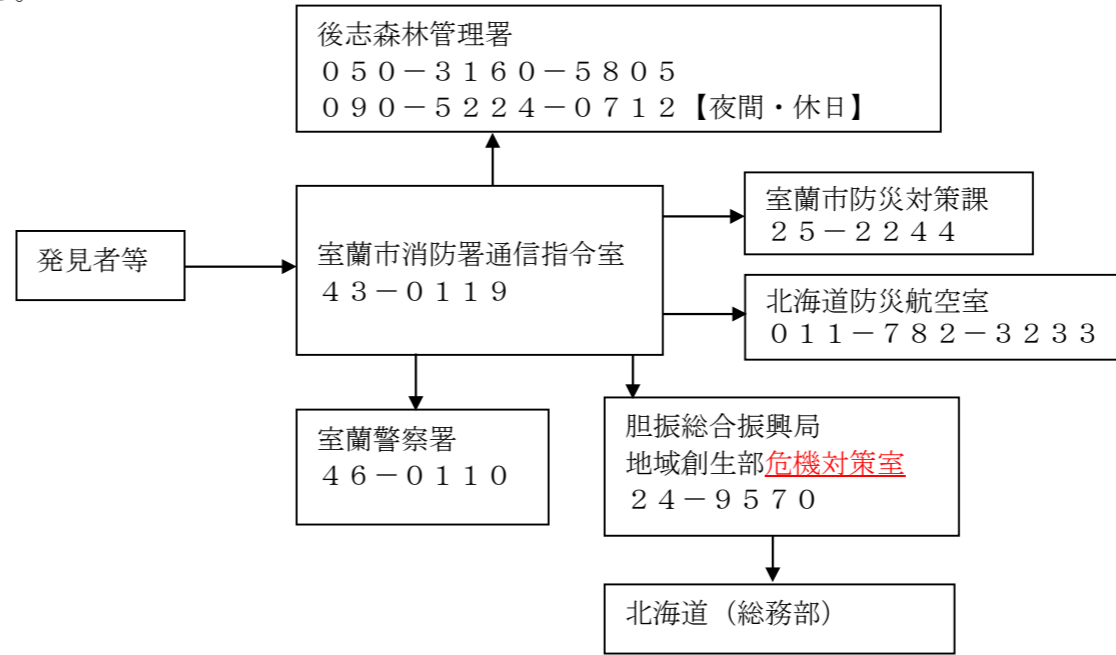
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の応急対策は、第 2 編風水害防災計画 第 4 章災害応急対策計画 (P84) に準じて、実施するものとする。

## 第 6 章 林野火災対策計画

(略)

### 1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。  
 なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第 2 編風水害防災計画による。



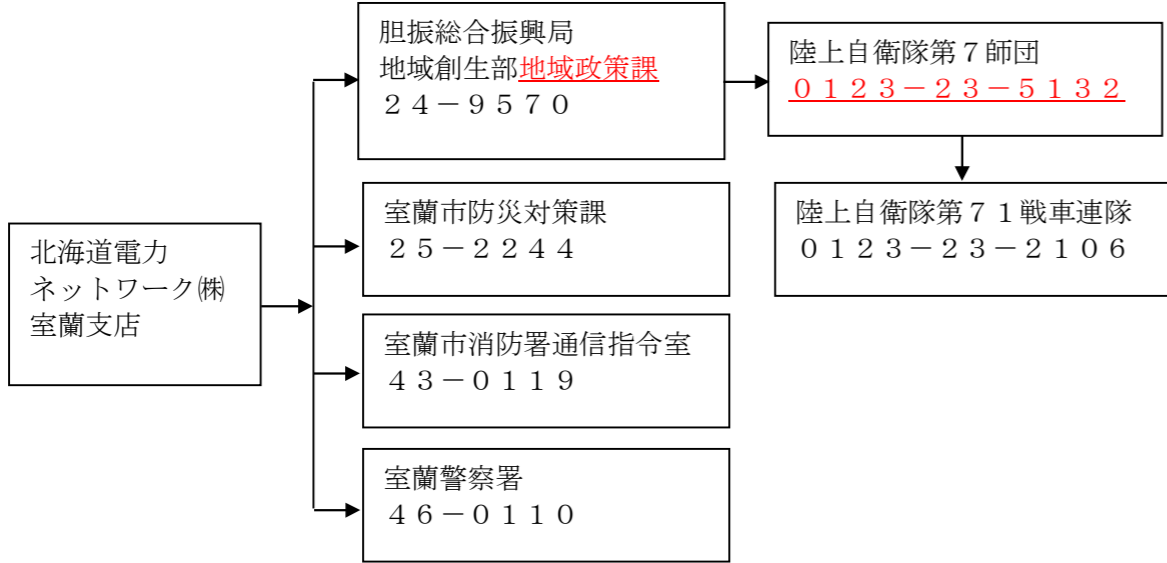
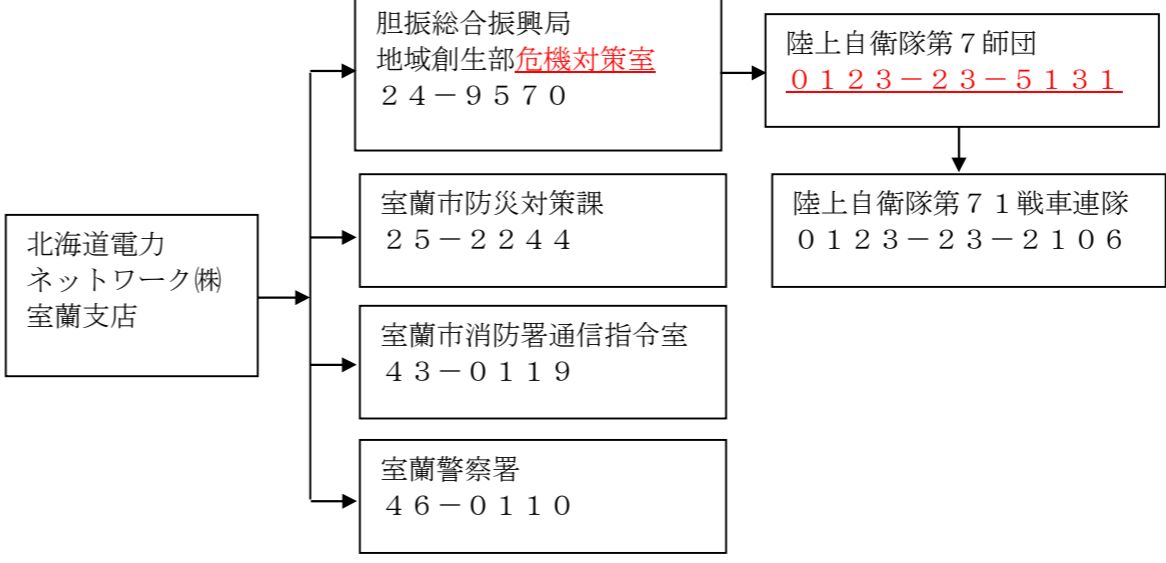
(略)

### 3 災害応急対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の応急対策は、第 2 編第 4 章災害応急対策計画 (P91) に準じて、実施するものとする。

機構改革による組織名の変更

表現の修正

頁	現 行	改 定	備 考
P. 231	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 突発的な大規模停電対策計画</b></p> <p>突発的な大規模停電が発生し、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 災害通信計画</b> 非常時における情報の伝達系統は次のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b> 突発的な大規模停電が発生した場合の関係機関の応急対策は、第 2 編 <u>風水害防災計画</u> 第 4 章災害応急対策計画 (P84) 及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」(資料編に掲載) に基づき実施するものとする。</p> <p><b>4 携帯電話機等充電対策</b> 市は、突発的な大規模停電が発生した場合、<u>携帯電話等の情報通信機器や在宅医療機器への充電ステーションを避難所とは別に開設する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 突発的な大規模停電対策計画</b></p> <p>突発的な大規模停電が発生し、<u>住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、</u>早期に初動体制を確立して、<u>その拡大を防御し</u>被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><b>1 災害通信計画</b> 非常時における情報の伝達系統は次のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>3 災害応急対策</b> 突発的な大規模停電が発生した場合の関係機関の応急対策は、第 2 編第 4 章災害応急対策計画 <u>(P91)</u> 及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」(資料編に掲載) に基づき実施するものとする。</p> <p><b>4 通信機器等の充電対策</b> 市は、突発的な大規模停電が発生した場合、<u>必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画との整合</p> <p>機構改革による組織名変更 連絡先の変更</p> <p>表現の修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合</p>



頁	現 行	改 定	備 考
	<p data-bbox="261 1037 1154 1365">室蘭市地域防災計画 令和3年2月24日修正 室蘭市総務部防災対策課</p>	<p data-bbox="1427 1037 2320 1365">室蘭市地域防災計画 令和5年11月24日改定 室蘭市総務部防災対策課</p>	<p data-bbox="2540 1104 2748 1134">改定年月日の変更</p>

# 資料編



資料編  
7-2

7-2 洪水による浸水想定区域

1. “水防法第14条の指定を受けた浸水想定区域”（知利別川） (平成26年4月1日現在)

図面番号	災害発生予想区域				区域内の地下街等または、要支障者施設（浸水深50cm程度以上）			
	地区名	危険区域	水系河川		種別	名称	所在地	電話
			水系	河川名				
1	中島町1丁目、知利別町4丁目、天神町	図面参照	知利別川	知利別川	洪水	おぎの耳鼻咽喉科・7441科 宝龍こどもクリニック 福田歯科 本庄医院	宝龍市中島町1-3-8 宝龍市中島町1-8-5 宝龍市中島町1-8-5 宝龍市中島町1-14-2	41-3317 41-4000 41-7755 44-3550

2. その他 洪水により浸水が予想される区域 (平成26年4月1日現在)

図面番号	危険区域の現況				区域内の地下街等または、要支障者施設（浸水深50cm程度以上）			
	地区名	危険区域	水系河川		種別	名称	所在地	電話
			水系	河川名				
2	本輪西町1丁目、3丁目	図面参照	本輪西川	本輪西川	洪水			
2	港北町1丁目～4丁目	図面参照	本輪西川	鷺別川	洪水	下地内科外科	室蘭市港北町1-47-9	55-7187

7-2 洪水による浸水想定区域

1. 「水防法第14条」の指定を受けた河川（令和5年11月現在）

(1)

図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
1	知利別川	知利別川	二級	水位周知	北海道

指定年月日	平成29年12月26日	
指定の根拠法令	水防法第14条第1項	
指定の前提となる降雨	知利別川流域の1時間総雨量 15.5mm (想定最大規模)	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	有
	家屋倒壊等氾濫区域図	有
災害発生予想区域（地区名）	天神町、知利別町1丁目～4丁目 中島町1丁目～4丁目 中島本町1丁目～2丁目 仲町、東町1丁目～2丁目 宮の森4丁目	

(2)

図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
2	鷺別川	鷺別川	二級	二	北海道

指定年月日	令和4年11月8日	
指定の根拠法令	水防法第14条第2項	
指定の前提となる降雨	鷺別川流域の1時間総雨量 15.2mm (想定最大規模)	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	二
	家屋倒壊等氾濫区域図	二
災害発生予想区域（地区名）	水元町、高砂町1丁目～5丁目 日の出町2丁目	

構成の変更  
水防法指定関連情報の追加  
降雨条件の追加  
浸水想定区域図種別の追加  
要配慮者施設情報の削除  
(別途一覧を作成)

新たに指定された2水系3河川の追加

(3)

図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
3	チマイベツ川	チマイベツ川	二級	二	北海道
	チマイベツ川	ペトルル川	二級	二	北海道

指定年月日	令和4年11月8日	
指定の根拠法令	水防法第14条第2項	
指定の前提となる降雨	チマイベツ川、ペトルル川流域の1時間総雨量 153mm (想定最大規模)	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	二
	家屋倒壊等氾濫区域図	二
災害発生予想区域 (地区名)	石川町、香川町	

2. その他河川 (令和5年11月現在)

(1)

図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
4	本輪西川	本輪西川	準用	二	室蘭市
	本輪西川	コイカクシ川	準用	二	室蘭市

前提となる降雨	本輪西川、コイカクシ川流域の1時間総雨量 48mm (50年に1回程度)	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	二
	家屋倒壊等氾濫区域図	二
災害発生予想区域 (地区名)	本輪西町1丁目、3丁目 港北町1丁目～4丁目	

構成の変更  
降雨条件の追加  
浸水想定区域図種別の追加  
要配慮者施設情報の削除  
(別途一覧を作成)



資料編  
7-3

7-3 土砂災害危険区域

1. (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所 271箇所)

(令和元年8月30日現在)

連番	番号	箇所番号	箇所名	危険区域の現況				区域内の要支護者施設			指定年月日		
				警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数	急傾斜地指定年月日	種別	名称		所在地	
1	①	急33	室蘭緑町3	緑町5番~8番	2.28	1.08	39	25	第1827号 S57.7.15				H19.3.30
2	②	急37	室蘭緑町1	緑町9番~10番 西小路町1番 海岸町3丁目8.9番	0.97	0.37	37	12					H19.3.30
3	②	急38	室蘭西小路2	西小路町1~5,7,14,15番	3.1	1.4	71	25					H19.3.20
4	②	急39	室蘭西小路1	西小路町13~17番	1.3	0.5	12	1					H19.3.20
5	②	急41	室蘭海岸町2	海岸町2丁目2番 海岸町3丁目3~5番	1.12	0.32	37	20	第1945号 H1.12.28				H20.6.27
6	②	急42	室蘭海岸町	海岸町2丁目5番~10番 12番	2.16	1.07	33	18	第1212号 S55.5.6	-	-	-	H21.3.27
7	②	急52	室蘭幕西町	幕西町2,3,6~9,11,13,15番	4.9	2.3	100	42	第1827号 S57.7.15				H18.2.24
8	②	急59	室蘭舟見町1丁目1	舟見町1丁目11番	0.8	0.2	8	6					H20.6.27
9	②③	急60	室蘭舟見町1丁目	舟見町1丁目10番	0.4	0.2	7	2	第561号 S56.3.24				H20.6.27
10	③	急73	室蘭新富町1丁目1	新富町1丁目5~6番	0.9	0.4	2	1		本人住居・児童遊園・公園・公園等	新富町1-5-13 24-1331		H21.3.27
11	③	急74	室蘭新富町1丁目2	新富町1丁目33~39番地	0.8	0.4	9	6					H21.3.27
12	③	急75	室蘭新富町1-2	新富町1丁目7,12,15,16番	1.5	0.6	35	14	第479号 S57.3.23				H18.3.22
13	③	急76	室蘭新富町1-1	新富町1丁目9番~12番 母恋北町2丁目8,10~11番	3.9	1.8	76	35	第295号 H3.3.4				H21.3.27
14	③	急77	室蘭新富町1丁目3	新富町1丁目14番	1.4	0.5	11	7					H21.3.27
15	③	急80	室蘭母恋北町1丁目2	母恋北町1丁目6,10~13番	1.13	0.36	27	16					H20.3.28
16	③	急81	室蘭母恋北町2(1)	母恋北町2丁目13,15番	1.66	0.76	15	8	第479号 S57.3.23				H20.3.28
17	③	急82	室蘭母恋北町2(2)	母恋北町2丁目7,11,13番	1.15	0.45	18	11	第1344号 S56.6.18				H20.3.28
18	③	急83	室蘭母恋北町3(1)	母恋北町2丁目12~14番 母恋北町3丁目1番~3番	3.78	2.38	36	20	第1344号 S56.6.18				H20.3.28
19	③	急84	室蘭母恋北町3丁目1	母恋北町2丁目12番 母恋北町3丁目1~3番	1.41	0.82	21	15	第1344号 S56.6.18				H20.3.28
20	③	急85	室蘭母恋北町3(2)	母恋北町3丁目2,3番	0.45	0.18	0	0					H20.3.28
21	③	急86	室蘭母恋北町3丁目2	母恋北町3丁目28番	0.17	0.05	3	2					H20.3.28
22	③	急88	室蘭母恋南町1丁目2	母恋南町1丁目6~8,32番 母恋北町2丁目12番	3.24	1.51	55	21					H20.3.28
23	③	急91	室蘭母恋南町1丁目3	母恋南町1丁目32番地	0.33	0.15	1	0					H21.3.27
24	③	急101	室蘭母恋南町4丁目7	母恋南町4丁目3,4番	1.53	0.87	19	14					H19.12.14
25	④	急128	室蘭御崎	御崎町2丁目1,7,10番	1.50	0.00	22	0	第284号 S47.1.31				H19.3.30
26	④	急138	室蘭大沢町2丁目2	大沢町2丁目16番	0.12	0.03	0	0		児童遊園	大沢町2-16-1 44-2012		H18.3.30
27	④	急153	室蘭輪西1	輪西町1丁目2~4番 大沢町2丁目1,4,5,6,7番	0.6	0.2	14	8	第1827号 S57.7.15	児童遊園	はだしの子遊園	輪西町1-4-3	H19.3.30 H20.3.28
28	⑦	急181	室蘭中島本町3丁目4	中島本町3丁目17,18,77番	1.38	0.56	13	8					H19.3.30
29	⑦	急183	室蘭中島本町3-2	中島本町3丁目16~18,79番	2.18	0.88	36	17	第1945号 H1.12.28				H19.3.30
30	⑨	急188	室蘭高平町1	高平町5番地	1.1	0.4	11	3					H21.3.27
31	⑨	急189	室蘭高平町2	高平町5番地	1.5	0.7	16	10					H21.3.27
32	⑩	急195	室蘭港北町2丁目3	港北町2丁目341,357番	0.59	0.25	9	6					H19.12.14
33	④	急151	室蘭みゆき町1丁目2	みゆき町1丁目2番	0.48	0.15	6	4					H21.6.9
34	④	急154	室蘭輪西	みゆき町1丁目6番 輪西町1丁目5,14,15 大沢町2丁目1,8番	0.2	0.1	12	3					H21.6.9
35	⑦	急180	室蘭中島本町3丁目2	中島本町3丁目71番地	0.16	0.05	0	0					H22.3.16

7-3 土砂災害危険区域

1. 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)  
(1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所(328箇所)

(令和5年4月1日現在)

連番	番号	箇所番号	箇所名	所在地	危険区域の現況					指定年月日
					警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数	急傾斜地指定年月日	
1	①	急33	室蘭緑町3	緑町5番~8番	2.28	1.08	39	25	第1827号 S57.7.15	H19.3.30
2	②	急37	室蘭緑町1	緑町9番~10番 西小路町1番 海岸町3丁目8.9番	0.97	0.37	37	12		H19.3.30
3	②	急38	室蘭西小路2	西小路町1~5,7,14,15番	3.1	1.4	71	25		H19.3.20
4	②	急39	室蘭西小路1	西小路町13~17番	1.3	0.5	12	1		H19.3.20
5	②	急41	室蘭海岸町2	海岸町2丁目2番 海岸町3丁目3~5番	1.12	0.32	37	20	第1945号 H1.12.28	H20.6.27
6	②	急42	室蘭海岸町	海岸町2丁目5番~10番 12番	2.16	1.07	33	18	第1212号 S55.5.6	H21.3.27
7	②	急52	室蘭幕西町	幕西町2,3,6~9,11,13,15番	4.9	2.3	100	42	第1827号 S57.7.15	H18.2.24
8	②	急59	室蘭舟見町1丁目1	舟見町1丁目11番	0.8	0.2	8	6		H20.6.27
9	②③	急60	室蘭舟見町1丁目	舟見町1丁目10番	0.4	0.2	7	2	第561号 S56.3.24	H20.6.27
10	③	急73	室蘭新富町1丁目1	新富町1丁目5~6番	0.9	0.4	2	1		H21.3.27
11	③	急74	室蘭新富町1丁目2	新富町1丁目33~39番地	0.8	0.4	9	6		H21.3.27
12	③	急75	室蘭新富町1-2	新富町1丁目7,12,15,16番	1.5	0.6	35	14	第479号 S57.3.23	H18.3.22
13	③	急76	室蘭新富町1-1	新富町1丁目9番~12番 母恋北町2丁目8,10~11番	3.9	1.8	76	35	第295号 H3.3.4	H21.3.27
14	③	急77	室蘭新富町1丁目3	新富町1丁目14番	1.4	0.5	11	7		H21.3.27
15	③	急80	室蘭母恋北町1丁目2	母恋北町1丁目6,10~13番	1.13	0.36	27	16		H20.3.28
16	③	急81	室蘭母恋北町2(1)	母恋北町2丁目13,15番	1.66	0.76	15	8	第479号 S57.3.23	H20-3-28 H30.4.10
17	③	急82	室蘭母恋北町2(2)	母恋北町2丁目7,11,13番	1.15	0.45	18	11	第1344号 S56.6.18	H20.3.28
18	③	急83	室蘭母恋北町3(1)	母恋北町2丁目12~14番 母恋北町3丁目1番~3番	3.78	2.38	36	20	第1344号 S56.6.18	H20-3-28 H30.4.10
19	③	急84	室蘭母恋北町3丁目1	母恋北町2丁目12番 母恋北町3丁目1~3番	1.41	0.82	21	15	第1344号 S56.6.18	H20.3.28
20	③	急85	室蘭母恋北町3(2)	母恋北町3丁目2,3番	0.45	0.18	0	0		H20.3.28
21	③	急86	室蘭母恋北町3丁目2	母恋北町3丁目28番	0.17	0.05	3	2		H20.3.28
22	③	急88	室蘭母恋南町1丁目2	母恋南町1丁目6~8,32番 母恋北町2丁目12番	3.24	1.51	55	21		H20.3.28
23	③	急91	室蘭母恋南町1丁目3	母恋南町1丁目32番地	0.33	0.15	1	0		H21.3.27
24	③	急101	室蘭母恋南町4丁目7	母恋南町4丁目3,4番	1.53	0.87	19	14		H19.12.14
25	④	急128	室蘭御崎	御崎町2丁目1,7,10番	1.50	0.00	22	0	第284号 S47.1.31	H19.3.30
26	④	急138	室蘭大沢町2丁目2	大沢町2丁目16番	0.12	0.03	0	0		H18.3.30
27	④	急153	室蘭輪西1	輪西町1丁目2~4番 大沢町2丁目1,4,5,6,7番	0.6	0.2	14	8	第1827号 S57.7.15	H19.3.30 H20.3.28
28	⑦	急181	室蘭中島本町3丁目4	中島本町3丁目17,18,77番	1.38	0.56	13	8		H19.3.30
29	⑦	急183	室蘭中島本町3-2	中島本町3丁目16~18,79番	2.18	0.88	36	17	第1945号 H1.12.28	H19.3.30
30	⑨	急188	室蘭高平町1	高平町5番地	1.1	0.4	11	3		H21.3.27
31	⑨	急189	室蘭高平町2	高平町5番地	1.5	0.7	16	10		H21.3.27
32	⑩	急195	室蘭港北町2丁目3	港北町2丁目341,357番	0.59	0.25	9	6		H19.12.14
33	④	急151	室蘭みゆき町1丁目2	みゆき町1丁目2番	0.48	0.15	6	4		H21.6.9
34	④	急154	室蘭輪西	みゆき町1丁目6番 輪西町1丁目5,14,15 大沢町2丁目1,8番	0.2	0.1	12	3		H21.6.9
35	⑦	急180	室蘭中島本町3丁目2	中島本町3丁目71番地	0.16	0.05	0	0		H22.3.16

構成の変更  
要配慮者施設情報の削除  
(別途一覧を作成)  
土砂災害種別の表示(追加)  
新規指定に伴う追加、削除

連番	番 号 区 画	危険区域の現況							区域内の要支護者施設			指定年月日	
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数	急傾斜地指定年月日	種別	名称		所在地
36	⑦	急297	室蘭中島本町3丁目3	中島本町3丁目70番地	0.17	0.05	1	1		-			H22.3.16
37	⑦	急182	室蘭中島本町3丁目5	中島本町3丁目15~17番	1.44	0.66	20	9		-			H22.3.16
38	⑥	急184	室蘭中島本町3丁目6	中島本町3丁目79番地	0.78	0.32	14	6		-			H22.3.16
39	②	急35	室蘭緑町2	緑町15番	0.66	0.25	6	4			-		H22.3.16
40	②	急36	室蘭緑町4	緑町13番、14番	0.14	0.05	5	3	第1994号 S62.12.10	-	-		H22.3.16
41	①	急34	室蘭緑町5	緑町3番、4番	1.40	0.51	7	4	第1344号 S56.6.18	-			H22.3.16
42	③	急61	室蘭舟見町2-1	舟見町2丁目1~3、6~7番 栄町2丁目2~3番	3.92	0.85	95	36	第1935号 S53.6.17				H22.3.16
43	③	急66	室蘭山手町2丁目	山手町2丁目1番、2番	0.82	0.30	6	5	第479号 S57.3.23	-	-		H22.3.16
44	③	急65	室蘭山手町2丁目1	山手町2丁目5番	0.45	0.18	8	3		-			H22.3.16
45	③	急67	室蘭山手町2丁目2	山手町2丁目11番	0.62	0.16	4	1		-			H22.3.16
46	③	急68	室蘭山手町2丁目3	山手町2丁目3、4番	1.74	0.70	23	12		-			H22.3.16
47	⑨	急186	室蘭中島本町1丁目	中島本町1丁目14番~18番	2.10	0.95	27	6		-	-		H22.3.16
48	⑨	急187	室蘭中島本町1-1	中島本町1丁目16番	0.24 0.41	0.08 0.02	2 5	0 0	第1344号 S56.6.18		-		H22.3.16 H27.8.28
49	⑥	急166	室蘭知利別町1丁目	知利別町1丁目11番	0.22	0.07	0	0			-		H22.3.16
50	⑦	急168	室蘭知利別町3丁目1	知利別町3丁目18番	0.22	0.07	5	4		-	-		H22.3.16
51	⑦	急169	室蘭知利別町3丁目3	知利別町3丁目19番	0.51	0.21	7	4		-			H22.3.16
52	⑦	急293	室蘭知利別町3丁目4	知利別町3丁目20番	1.08	0.59	12	3		-			H22.3.16
53	⑨	急190	室蘭高平町3	高平町6番地	1.7	0.6	17	16		-			H22.3.16
54	⑨	急191	室蘭高平町4	高平町1番地	2.8	1.1	12	10		-			H22.3.16
55	⑥	急185	室蘭中島本町3丁目7	中島本町3丁目53番地	0.54	0.27	4	1		-	-		H22.3.16
56	④	急120	室蘭御前水2丁目6	御前水町2丁目16番	0.09	0.03	0	0			-		H22.3.16
57	⑩	急211	室蘭本輪西4丁目1	本輪西町5丁目16番	1.16	0.63	1	1					H22.3.26
58	④	急118	室蘭御前水2丁目4	御前水町2丁目11番	1.22	0.53	15	8		-	-		H22.3.16
59	⑩	急202	室蘭本輪西5丁目5	本輪西町5丁目13、14番	0.90	0.36	16	11		-	-		H22.3.26
60	⑩	急203	室蘭本輪西5丁目6	本輪西町5丁目13番	0.83	0.32	8	5		-	-		H22.3.26
61	⑩	急204	室蘭本輪西5丁目7	本輪西町5丁目11番12番	0.72	0.31	9	5		-			H22.3.26
62	③	急115	室蘭御前水2丁目2	御前水町2丁目12番	0.65	0.22	15	11		-			H22.3.16
63	④	急117	室蘭御前水2丁目3	御前水町2丁目11番19番	0.70	0.23	4	3		-			H22.3.16
64	⑩	急205	室蘭本輪西5丁目8	本輪西町5丁目9、12番	0.89	0.60	0	0		-			H22.3.26
65	⑩	急206	室蘭本輪西5丁目9	本輪西町5丁目10番	1.16	0.55	11	8		-			H22.3.26
66	⑩	急209	室蘭本輪西5丁目12	本輪西町5丁目9、10番	1.73	0.84	17	1		-			H22.3.26
67	⑩	急317	室蘭本輪西町5丁目3	本輪西町5丁目149番地	0.04	0.01	1	1					H22.3.26
68	⑥	急164	室蘭宮の森町2丁目	宮の森町2丁目7番	0.26	-	10	0		-	-		H23.1.7
69	①	急3	室蘭祝津町2丁目1	祝津町2丁目29番	2.17	0.83	48	24		-	-		H23.1.7
70	③	急72	室蘭入江町1	入江町9番地	1.46	0.61	9	6		-	-		H23.1.7
71	②	急28	室蘭増市町1丁目4	増市町1丁目21番	0.58	0.21	7	3		-	-		H23.1.7
72	②	急29	室蘭増市町1丁目5	増市町1丁目14番	0.07	0.03	3	2		-	-		H23.1.7
73	②	急30	室蘭増市町1丁目6	増市町1丁目13、14番	3.49	1.84	47	14		地域活動 支援センター	室蘭市おたけ会 増市1-14-1 22-5133		H23.1.7

連番	番 号 区 画	危険区域の現況							指定年月日		
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数		急傾斜地指定年月日	
35	⑦	急180	室蘭中島本町3丁目2	中島本町3丁目71番地	0.16	0.05	0	0			H22.3.16
36	⑦	急297	室蘭中島本町3丁目3	中島本町3丁目70番地	0.17	0.05	1	1			H22.3.16
37	⑦	急182	室蘭中島本町3丁目5	中島本町3丁目15~17番	1.44	0.66	20	9			H22.3.16
38	⑥	急184	室蘭中島本町3丁目6	中島本町3丁目79番地	0.78	0.32	14	6			H22.3.16
39	②	急35	室蘭緑町2	緑町15番	0.66	0.25	6	4			H22.3.16
40	②	急36	室蘭緑町4	緑町13番、14番	0.14	0.05	5	3	第1994号 S62.12.10		H22.3.16
41	①	急34	室蘭緑町5	緑町3番、4番	1.40	0.51	7	4	第1344号 S56.6.18		H22.3.16
42	③	急61	室蘭舟見町2-1	舟見町2丁目1~3、6~7番 栄町2丁目2~3番	3.92	0.85	95	36	第1935号 S53.6.17		H22.3.16
43	③	急66	室蘭山手町2丁目	山手町2丁目1番、2番	0.82	0.30	6	5	第479号 S57.3.23		H22.3.16
44	③	急65	室蘭山手町2丁目1	山手町2丁目5番	0.45	0.18	8	3			H22.3.16
45	③	急67	室蘭山手町2丁目2	山手町2丁目11番	0.62	0.16	4	1			H22.3.16
46	③	急68	室蘭山手町2丁目3	山手町2丁目3、4番	1.74	0.70	23	12			H22.3.16
47	⑨	急186	室蘭中島本町1丁目	中島本町1丁目14番~18番	2.10	0.95	27	6			H22.3.16
48	⑨	急187	室蘭中島本町1-1	中島本町1丁目16番	0.24 0.41	0.08 0.02	2 5	0 0	第1344号 S56.6.18		H22.3.16 H27.8.28
49	⑥	急166	室蘭知利別町1丁目	知利別町1丁目11番	0.22	0.07	0	0			H22.3.16
50	⑦	急168	室蘭知利別町3丁目1	知利別町3丁目18番	0.22	0.07	5	4			H22.3.16
51	⑦	急169	室蘭知利別町3丁目3	知利別町3丁目19番	0.51	0.21	7	4			H22.3.16
52	⑦	急293	室蘭知利別町3丁目4	知利別町3丁目20番	1.08	0.59	12	3			H22.3.16
53	⑨	急190	室蘭高平町3	高平町6番地	1.7	0.6	17	16			H22.3.16
54	⑨	急191	室蘭高平町4	高平町1番地	2.8	1.1	12	10			H22.3.16
55	⑥	急185	室蘭中島本町3丁目7	中島本町3丁目53番地	0.54	0.27	4	1			H22.3.16
56	④	急120	室蘭御前水2丁目6	御前水町2丁目16番	0.09	0.03	0	0			H22.3.16
57	⑩	急211	室蘭本輪西4丁目1	本輪西町5丁目16番	1.16	0.63	1	1			H22.3.26
58	④	急118	室蘭御前水2丁目4	御前水町2丁目11番	1.22	0.53	15	8			H22.3.16
59	⑩	急202	室蘭本輪西5丁目5	本輪西町5丁目13、14番	0.90	0.36	16	11			H22.3.26
60	⑩	急203	室蘭本輪西5丁目6	本輪西町5丁目13番	0.83	0.32	8	5			H22.3.26
61	⑩	急204	室蘭本輪西5丁目7	本輪西町5丁目11番12番	0.72	0.31	9	5			H22.3.26
62	③	急115	室蘭御前水2丁目2	御前水町2丁目12番	0.65	0.22	15	11			H22.3.16
63	④	急117	室蘭御前水2丁目3	御前水町2丁目11番19番	0.70	0.23	4	3			H22.3.16
64	⑩	急205	室蘭本輪西5丁目8	本輪西町5丁目9、12番	0.89	0.60	0	0			H22.3.26
65	⑩	急206	室蘭本輪西5丁目9	本輪西町5丁目10番	1.16	0.55	11	8			H22.3.26
66	⑩	急209	室蘭本輪西5丁目12	本輪西町5丁目9、10番	1.73	0.84	17	1			H22.3.26
67	⑩	急317	室蘭本輪西町5丁目3	本輪西町5丁目149番地	0.04	0.01	1	1			H22.3.26
68	⑥	急164	室蘭宮の森町2丁目	宮の森町2丁目7番	0.26	-	10	0			H23.1.7
69	①	急3	室蘭祝津町2丁目1	祝津町2丁目29番	2.17	0.83	48	24			H23.1.7
70	③	急72	室蘭入江町1	入江町9番地	1.46	0.61	9	6			H23.1.7
71	②	急28	室蘭増市町1丁目4	増市町1丁目21番	0.58	0.21	7	3			H23.1.7
72	②	急29	室蘭増市町1丁目5	増市町1丁目14番	0.07	0.03	3	2			H23.1.7

連番	番 号 面	危険区域の現況								区域内の要支護者施設			指定年月日
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	急傾斜地指定年月日	種別	名称	所在地	
74	㊸	急32	室蘭増市町1丁目7	増市町1丁目19番	0.55	0.22	9	5		-	-	H23.1.7	
75	㊸	急48	室蘭清水町2丁目1	清水町2丁目9番～11番	1.15	0.36	25	14		-	-	H23.1.7	
76	㊸	急49	室蘭清水町2丁目2	清水町2丁目8番	0.34	0.06	5	4		-	-	H23.1.7	
77	㊸	急50	室蘭清水町2丁目3	清水町2丁目7番	1.61	0.66	33	17		-	-	H23.1.7	
78	㊸	急135	室蘭大沢町1丁目4	大沢町1丁目20,21番	2.00	1.19	7	7		-	-	H23.1.7	
79	㊸	急136	室蘭大沢町1丁目5	大沢町1丁目20,21番	1.82	0.75	27	9		-	-	H23.1.7	
80	㊸	急165	室蘭知利別町2丁目	知利別町2丁目2番	2.72	0.56	26	0		-	-	H23.1.7	
81	㊸	急170	室蘭高砂町3丁目	高砂町3丁目18番地	0.09	0.02	1	1		-	-	H23.1.7	
82	㊸	急176	室蘭水元町1	水元町1番	0.21	0.07	3	0		-	-	H23.1.7	
83	㊸	急179	室蘭水元町4	水元町20番	0.49	0.13	7	3		-	-	H23.1.7	
84	㊸	急141	室蘭大沢町2	大沢町2丁目23,25番	3.66	1.49	47	35	第1935号 S53.6.17	老人福祉 関係施設	大沢町2丁目4 41-1717 43-9220	H23.4.19	
85	㊸	急144	室蘭大沢町3丁目2	大沢町3丁目1番～3番	1.36	0.55	20	10		-	-	H23.4.19	
86	㊸	急6	室蘭港南町1丁目	港南町1丁目2番、12番～14番	2.25	0.70	41	12	第1212号 S55.5.6			H23.4.19	
87	㊸	急8	室蘭港南町2丁目1	港南町2丁目1番	0.41	0.22	21	0		-	-	H23.4.19	
88	㊸	急9	室蘭港南町2丁目2	港南町2丁目3番	0.63	0.36	6	4		児童福祉 施設	港南町2-4-13 24-7878	H23.4.19	
89	㊸	急10	室蘭港南町2丁目3	港南町2丁目3番	0.13	0.05	1	0		-	-	H23.4.19	
90	㊸	急15	室蘭港南町2丁目7	港南町2丁目17番	1.25	0.54	14	13		-	-	H23.4.19	
91	㊸	急172	室蘭天神町2	天神町2丁目2番地245番地	0.05	0.01	1	1		-	-	H23.4.19	
92	㊸	急174	室蘭天神町5	天神町2丁目2番地	0.55	0.23	10	4		-	-	H23.4.19	
93	㊸	急175	室蘭天神町6	天神町284番地	0.06	0.02	1	1		-	-	H23.4.19	
94	㊸	急296	室蘭天神町7	天神町19番	0.15	0.07	1	0		-	-	H23.4.19	
95	㊸	急104	室蘭母恋南町3丁目1	母恋南町3丁目12番	0.88	0.26	6	1		-	-	H23.7.5	
96	㊸	急105	室蘭母恋南町3丁目2	母恋南町3丁目46番地	0.04	0.01	3	3		-	-	H23.7.5	
97	㊸	急106	室蘭母恋南町3丁目3	母恋南町3丁目17番	0.42	0.14	7	3		-	-	H23.7.5	
98	㊸	急107	室蘭母恋南町3丁目4	母恋南町3丁目15,21番	0.62	0.25	17	6		-	-	H23.7.5	
99	㊸	急108	室蘭母恋南町3丁目7	母恋南町3丁目48番地	0.49	0.14	7	5		-	-	H23.7.5	
100	㊸	急109	室蘭母恋南町3丁目8	母恋南町3丁目22番、27番	0.73	0.26	23	14		-	-	H23.7.5	
101	㊸	急110	室蘭母恋南町3丁目9	母恋南町3丁目25番30番2丁目53番62番	1.84	0.69	29	11		-	-	H23.7.5	
102	㊸	急111	室蘭母恋南町2丁目1	母恋南町2丁目56番	0.86	0.34	15	5		-	-	H23.7.5	
103	㊸	急112	室蘭母恋南町2丁目2	母恋南町2丁目56番	0.74	0.32	10	6		-	-	H23.7.5	
104	㊸	急273	室蘭母恋南町4丁目6	母恋南町4丁目46番	0.29	0.10	1	1		-	-	H23.7.5	
105	㊸	急95	室蘭母恋南町5丁目4	母恋南町5丁目5番	0.51	0.17	7	7		児童福祉 施設	わかすま学園 母恋南5-5-38 23-7984	H24.6.15	
106	㊸	急94	室蘭母恋南町5丁目3	母恋南町5丁目15番	0.09	0.02	4	1		-	-	H21.3.27	
107	㊸	急93	室蘭母恋南町5丁目2	母恋南町5丁目7番、13～16番	0.71	0.24	16	10		-	-	H21.3.27	
108	㊸	急92	室蘭母恋南町5丁目1	母恋南町5丁目10番～12番	1.88	0.69	31	11		-	-	H21.3.27	
109	㊸	急102	室蘭母恋南町4丁目9	母恋南町4丁目1～3番	0.96	0.38	17	6		-	-	H21.3.27	
110	㊸	急274	室蘭母恋南町4丁目8	母恋南町4丁目3番	0.50	0.21	2	1		-	-	H21.3.27	
111	㊸	急100	室蘭母恋南町4丁目5	母恋南町4丁目4番5番	0.89	0.41	12	8		-	-	H21.3.27	

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	急傾斜地指定年月日	
73	㊸	急30	室蘭増市町1丁目6	増市町1丁目13、14番	3.49	1.84	47	14		H23.1.7
74	㊸	急32	室蘭増市町1丁目7	増市町1丁目19番	0.55	0.22	9	5		H23.1.7
75	㊸	急48	室蘭清水町2丁目1	清水町2丁目9番～11番	1.15	0.36	25	14		H23.1.7
76	㊸	急49	室蘭清水町2丁目2	清水町2丁目8番	0.34	0.06	5	4		H23.1.7
77	㊸	急50	室蘭清水町2丁目3	清水町2丁目7番	1.61	0.66	33	17		H23.1.7
78	㊸	急135	室蘭大沢町1丁目4	大沢町1丁目20,21番	2.00	1.19	7	7		H23.1.7
79	㊸	急136	室蘭大沢町1丁目5	大沢町1丁目20,21番	1.82	0.75	27	9		H23.1.7
80	㊸	急165	室蘭知利別町2丁目	知利別町2丁目2番	2.72	0.56	26	0		H23.1.7
81	㊸	急170	室蘭高砂町3丁目	高砂町3丁目18番地	0.09	0.02	1	1		H23.1.7
82	㊸	急176	室蘭水元町1	水元町1番	0.21	0.07	3	0		H23.1.7
83	㊸	急179	室蘭水元町4	水元町20番	0.49	0.13	7	3		H23.1.7
84	㊸	急141	室蘭大沢町2	大沢町2丁目23,25番	3.66	1.49	47	35	第1935号 S53.6.17	H23.4.19
85	㊸	急144	室蘭大沢町3丁目2	大沢町3丁目1番～3番	1.36	0.55	20	10		H23.4.19
86	㊸	急6	室蘭港南町1丁目	港南町1丁目2番、12番～14番	2.25	0.70	41	12	第1212号 S55.5.6	H23.4.19
87	㊸	急8	室蘭港南町2丁目1	港南町2丁目1番	0.41	0.22	21	0		H23.4.19
88	㊸	急9	室蘭港南町2丁目2	港南町2丁目3番	0.63	0.36	6	4		H23.4.19
89	㊸	急10	室蘭港南町2丁目3	港南町2丁目3番	0.13	0.05	1	0		H23.4.19
90	㊸	急15	室蘭港南町2丁目7	港南町2丁目17番	1.25	0.54	14	13		H23.4.19
91	㊸	急172	室蘭天神町2	天神町2丁目2番地245番地	0.05	0.01	1	1		H23.4.19
92	㊸	急174	室蘭天神町5	天神町2丁目2番地	0.55	0.23	10	4		H23.4.19
93	㊸	急175	室蘭天神町6	天神町284番地	0.06	0.02	1	1		H23.4.19
94	㊸	急296	室蘭天神町7	天神町19番	0.15	0.07	1	0		H23.4.19
95	㊸	急104	室蘭母恋南町3丁目1	母恋南町3丁目12番	0.88	0.26	6	1		H23.7.5
96	㊸	急105	室蘭母恋南町3丁目2	母恋南町3丁目46番地	0.04	0.01	3	3		H23.7.5
97	㊸	急106	室蘭母恋南町3丁目3	母恋南町3丁目17番	0.42	0.14	7	3		H23.7.5
98	㊸	急107	室蘭母恋南町3丁目4	母恋南町3丁目15,21番	0.62	0.25	17	6		H23.7.5
99	㊸	急108	室蘭母恋南町3丁目7	母恋南町3丁目48番地	0.49	0.14	7	5		H23.7.5
100	㊸	急109	室蘭母恋南町3丁目8	母恋南町3丁目22番、27番	0.73	0.26	23	14		H23.7.5
101	㊸	急110	室蘭母恋南町3丁目9	母恋南町3丁目25番、30番、2丁目53番、62番	1.84	0.69	29	11		H23.7.5
102	㊸	急111	室蘭母恋南町2丁目1	母恋南町2丁目56番	0.86	0.34	15	5		H23.7.5
103	㊸	急112	室蘭母恋南町2丁目2	母恋南町2丁目56番	0.74	0.32	10	6		H23.7.5
104	㊸	急273	室蘭母恋南町4丁目6	母恋南町4丁目46番	0.29	0.10	1	1		H23.7.5
105	㊸	急95	室蘭母恋南町5丁目4	母恋南町5丁目5番	0.51	0.17	7	7		H24.6.15
106	㊸	急94	室蘭母恋南町5丁目3	母恋南町5丁目15番	0.09	0.02	4	1		H21.3.27
107	㊸	急93	室蘭母恋南町5丁目2	母恋南町5丁目7番、13～16番	0.71	0.24	16	10		H21.3.27
108	㊸	急92	室蘭母恋南町5丁目1	母恋南町5丁目10番～12番	1.88	0.69	31	11		H21.3.27
109	㊸	急102	室蘭母恋南町4丁目9	母恋南町4丁目1～3番	0.96	0.38	17	6		H21.3.27
110	㊸	急274	室蘭母恋南町4丁目8	母恋南町4丁目3番	0.50	0.21	2	1		H21.3.27
111	㊸	急100	室蘭母恋南町4丁目5	母恋南町4丁目4番5番	0.89	0.41	12	8		H21.3.27

連番	番 号 面	危険区域の現況							区域内の要支護者施設			指定年月日
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数	急傾斜地指定年月日	種別	名称	
112	③	急99	室蘭母恋南町4丁目4	母恋南町4丁目5番	0.51	0.18	10	4		-	-	H21.3.27
113	③	急96	室蘭母恋南町4丁目1	母恋南町5丁目5番 4丁目10番	0.84	0.36	12	5		-	-	H21.3.27
114	①	急254	室蘭祝津町3丁目3	祝津町3丁目15番	0.2	0.06	0	0		-	-	H24.11.2
115	①	急243	室蘭祝津町3丁目2	祝津町3丁目16番	0.61	0.06	0	0		-	-	H24.11.2
116	⑬	急237	室蘭白鳥台4丁目	白鳥台4丁目7,8,番地	0.39	0	0	0		老人福祉 関係施設	老人ホーム 白鳥ハイソ 白鳥台4-8-1 59-3033	H24.11.2
117	①	急7	室蘭港南町	港南町1丁目20番~29番 小橋内1丁目1~8, 20~25	5.24	0.31	119	8	第3391号 S51.10.6	-	-	H24.11.2
118	⑩	急299	室蘭港北町2丁目2	港北町2丁目3 3 4番地	0.12	0.03	2	2		-	-	H24.11.2
119	⑦	急177	室蘭水元町2	水元町9,10,14,1516,18番	1.21	0.48	2	1		-	-	H24.11.2
120	⑤	急160	室蘭東町5-1	東町5丁目7,13,14番	2.02	0.54	42	3	第3595号 S52.12.10	-	-	H24.11.2
121	④	急126	室蘭御崎町2丁目3	御崎町2丁目16番	0.26	0.09	7	3		-	-	H24.11.2
122	④	急125	室蘭御崎町2丁目2	御崎町2丁目17番	0.74	0.3	11	4		-	-	H24.11.2
123	①	急19	室蘭小橋内1丁目3	小橋内町1丁目2 3番	0.95	0.49	4	2		-	-	H24.11.2
124	④	急142	室蘭大沢町2丁目7	大沢町2丁目2 1番	0.11	0.04	0	0		-	-	H24.11.2
125	④	急284	室蘭大沢町2丁目3	大沢町2丁目2 7番	0.41	0.16	1	0		老人福祉 関係施設	大沢町2-2-3 41-1717 43-6220	H24.11.2
126	②	急31	室蘭増市町2丁目2	増市町2丁目1番	0.15	0	5	0		-	-	H24.11.2
127	⑨	急192	室蘭高平町6	高平町2 7番地	0.2	0.1	5	0		-	-	H24.11.2
128	②	急40	室蘭西小路・沢	西小路町11,12番 沢町1~3, 5~7番 海岸町3丁目12番	2.4 0.1	1 0.0	47 3	21 1	第980号 S57.5.13	-	-	H19.3.20 H24.11.2
129	③	急64	室蘭舟身町2丁目1	舟見町2丁目8番	0.3	0.1	4	1		-	-	H24.11.2
130	③	急62	室蘭舟身町2-2	舟見町2丁目5番	0.1	0.00	4	1	第1462号 S63.9.5	-	-	H24.11.2
131	①	急251	室蘭絵鞆町3丁目	絵鞆町3丁目5番	0.03	0.01	1	0		-	-	H25.1.11
132	①	急14	室蘭港南町2丁目6	港南町2丁目13番	0.59	0.22	12	8		-	-	H25.1.11
133	①	急12	室蘭港南町2丁目5	港南町2丁目2 2番~2 4番	1.46	0.68	36	9		-	-	H25.1.11
134	①	急11	室蘭港南町2丁目4	港南町2丁目2 4番	0.2	0.08	6	4		-	-	H25.1.11
135	①	急13	室蘭港南町2丁目	港南町2丁目2 1番	0.81	0.14	20	3	第1994号 S62.12.10	-	-	H25.1.11
136	⑦	急173	室蘭天神町4	天神町2 7番	1.13	0.08	5	0		老人福祉 関係施設	市総合福祉 センター 天神町27-12 45-1333	H25.1.11
137	⑦	急171	室蘭天神町1	天神町3 3番 3 6番	1.36	0.53	65	9		-	-	H25.1.11
138	①	急244	室蘭増市町1丁目1	増市町1丁目2 5 8番地	2.55	0.73	12	0		-	-	H25.1.11
139	①	急26	室蘭増市町1丁目2	増市町1丁目1, 6番	1.86	1.32	4	0		-	-	H26.2.21
140	⑨ ⑩	急223	室蘭本輪西2丁目2	本輪西町2丁目5番~9番	4.09	1.6	34	12		-	-	H26.2.21
141	②	急45	室蘭沢町2	沢町14番~17番, 22番	1.25	0.42	22	11		-	-	H26.2.21
142	③	急103	室蘭母恋南町3-3	母恋南町3丁目1,2,5,6,7, 2 丁目6,9,18,19	4.36	0.38	90	9	第1178号 S63.7.18	-	-	H26.2.21
143	③	急69	室蘭山手町2丁目4	山手町2丁目2番	3.67	0.80	7	5		-	-	H26.6.20
144	⑥	急247	室蘭東町3丁目4	東町3丁目1 8番	1.39	-	17	-		-	-	H27.3.27
145	⑤	急157	室蘭東町3丁目3	東町3丁目1 3番	0.41	0.12	10	8		-	-	H27.3.27
146	⑤	急246	室蘭東町3丁目2	東町3丁目1 3番	0.45	0.12	2	0		-	-	H27.3.27
147	⑤	急291	室蘭東町3丁目1	東町3丁目1 1番	0.35	0.11	5	4		-	-	H27.3.27
148	⑤	急156	室蘭東町3	東町3丁目4番	1.11	0.34	11	7	第561号 S56.3.24	-	-	H27.3.27
149	②	急55	室蘭常盤町3	常盤町11番12番	0.21	0.06	3	3		-	-	H27.3.27

連番	番 号 面	危険区域の現況							指定年月日		
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数		急傾斜地指定年月日	
111	③	急100	室蘭母恋南町4丁目5	母恋南町4丁目4番5番	0.89	0.41	12	8			H21.3.27
112	③	急99	室蘭母恋南町4丁目4	母恋南町4丁目5番	0.51	0.18	10	4			H21.3.27
113	③	急96	室蘭母恋南町4丁目1	母恋南町5丁目5番 4丁目10番	0.84	0.36	12	5			H21.3.27
114	①	急254	室蘭祝津町3丁目3	祝津町3丁目15番	0.2	0.06	0	0			H24.11.2
115	①	急243	室蘭祝津町3丁目2	祝津町3丁目16番	0.61	0.06	0	0			H24.11.2
116	⑬	急237	室蘭白鳥台4丁目	白鳥台4丁目7,8,番地	0.39	0	0	0			H24.11.2
117	①	急7	室蘭港南町	港南町1丁目20番~29番 小橋内1丁目1~8, 20~25	5.24	0.31	119	8	第3391号 S51.10.6		H24.11.2
118	⑩	急299	室蘭港北町2丁目2	港北町2丁目3 3 4番地	0.12	0.03	2	2			H24.11.2
119	⑦	急177	室蘭水元町2	水元町9,10,14,1516,18番	1.21	0.48	2	1			H24.11.2
120	⑤	急160	室蘭東町5-1	東町5丁目7,13,14番	2.02	0.54	42	3	第3595号 S52.12.10		H24.11.2
121	④	急126	室蘭御崎町2丁目3	御崎町2丁目16番	0.26	0.09	7	3			H24.11.2
122	④	急125	室蘭御崎町2丁目2	御崎町2丁目17番	0.74	0.3	11	4			H24.11.2
123	①	急19	室蘭小橋内1丁目3	小橋内町1丁目2 3番	0.95	0.49	4	2			H24.11.2
124	④	急142	室蘭大沢町2丁目7	大沢町2丁目2 1番	0.11	0.04	0	0			H24.11.2
125	④	急284	室蘭大沢町2丁目3	大沢町2丁目2 7番	0.41	0.16	1	0			H24.11.2
126	②	急31	室蘭増市町2丁目2	増市町2丁目1番	0.15	0	5	0			H24.11.2
127	⑨	急192	室蘭高平町6	高平町2 7番地	0.2	0.1	5	0			H24.11.2
128	②	急40	室蘭西小路・沢町	西小路町11,12番 沢町1~3, 5~7番 海岸町3丁目12番	2.4 0.1	1 0.0	47 3	21 1	第980号 S57.5.13		H19.3.20
129	②	急40	室蘭西小路・沢町2	西小路町	0.1	0.0	3	1			H24.11.2
130	③	急64	室蘭舟身町2丁目1	舟見町2丁目8番	0.3	0.1	4	1			H24.11.2
131	③	急62	室蘭舟身町2-2	舟見町2丁目5番	0.1	0.00	4	1	第1462号 S63.9.5		H24.11.2
132	①	急251	室蘭絵鞆町3丁目	絵鞆町3丁目5番	0.03	0.01	1	0			H25.1.11
133	①	急14	室蘭港南町2丁目6	港南町2丁目13番	0.59	0.22	12	8			H25.1.11
134	①	急12	室蘭港南町2丁目5	港南町2丁目2 2番~2 4番	1.46	0.68	36	9			H25.1.11
135	①	急11	室蘭港南町2丁目4	港南町2丁目2 4番	0.2	0.08	6	4			H25.1.11
136	①	急13	室蘭港南町2丁目	港南町2丁目2 1番	0.81	0.14	20	3	第1994号 S62.12.10		H25.1.11
137	⑦	急173	室蘭天神町4	天神町2 7番	1.13	0.08	5	0			H25.1.11
138	⑦	急171	室蘭天神町1	天神町3 3番 3 6番	1.36	0.53	65	9			H25.1.11
139	①	急244	室蘭増市町1丁目1	増市町1丁目2 5 8番地	2.55	0.73	12	0			H25.1.11
140	①	急26	室蘭増市町1丁目2	増市町1丁目1, 6番	1.86	1.32	4	0			H26.2.21
141	⑨ ⑩	急223	室蘭本輪西2丁目2	本輪西町2丁目5番~9番	4.09	1.6	34	12			H26.2.21
142	②	急45	室蘭沢町2	沢町14番~17番, 22番	1.25	0.42	22	11			H26.2.21
143	③	急103	室蘭母恋南町3-3	母恋南町3丁目1,2,5,6,7 2丁目6,9,18,19	4.36	0.38	90	9	第1178号 S63.7.18		H26.2.21
144	③	急69	室蘭山手町2丁目4	山手町2丁目2番	3.67	0.80	7	5			H26.6.20
145	⑥	急247	室蘭東町3丁目4	東町3丁目1 8番	1.39	-	17	-			H27.3.27
146	⑤	急157	室蘭東町3丁目3	東町3丁目1 3番	0.41	0.12	10	8			H27.3.27
147	⑤	急246	室蘭東町3丁目2	東町3丁目1 3番	0.45	0.12	2	0			H27.3.27
148	⑤	急291	室蘭東町3丁目1	東町3丁目1 1番	0.35	0.11	5	4			H27.3.27
149	⑤	急156	室蘭東町3	東町3丁目4番	1.11	0.34	11	7	第561号 S56.3.24		H27.3.27
148	⑤	急291	室蘭東町3丁目1	東町3丁目1 1番	0.35	0.11	5	4			H27.3.27



連番	番 号 面	危険区域の現況								区域内の要支護者施設			指定年月日
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	急傾斜地指定年月日	種別	名称	所在地	
150	㉔	急53	室蘭常盤町2	常盤町1番 中央町1丁目3、4番 幕西町3番~6番	2.67	0.68	46	23	第11号 S61.1.6	-			H27.3.27
151	㉔	急54	室蘭常盤町1	常盤町11番	0.24	0.07	3	2					H27.3.27
152	㉔	急56	室蘭常盤町	常盤町8,9,13,14番	2.07	0.66	53	27	第3959号 S52.12.10				H27.3.27
153	㉒	急235	室蘭陣屋町3丁目2	陣屋町3丁目18番	0.25	0	0	0					H28.3.29
154	㉒	急234	室蘭陣屋町3丁目1	陣屋町3丁目14番	0.53	0.21	3	1		-	-	-	H28.3.29
155	㉑	急290	室蘭輪西町3丁目2	輪西町3丁目7番	0.76	0.27	2	0		-		-	H29.3.24
156	㉑	急155	室蘭輪西町3丁目1	輪西町3丁目7番	1.44	0.53	64	33		-	-	-	H29.3.24
157	㉑	急161	室蘭東町5丁目2	東町5丁目1番	0.29	0.10	35	3		-		-	H29.3.24
158	㉑	急159	室蘭東町5丁目1	東町5丁目1番 輪西町3丁目7番	1.29	0.53	2	0				-	H29.3.24
159	㉑	急158	室蘭東町5-2	東町5丁目16番29番	0.41	0.07	17	5	第1344号 S56.6.18	-	-	-	H29.3.24
160	㉑	急278	室蘭御前水町2丁目8	御前水町2丁目17番	0.23	0.09	0	0		-	-	-	H29.3.24
161	㉑	急277	室蘭御前水町2丁目7	御前水町2丁目3番	0.25	0.08	0	0		-	-	-	H29.3.24
162	㉑	急119	室蘭御前水町2丁目5	御前水町2丁目10番	0.25	0.10	32	30		-			H29.3.24
163	㉑	急114	室蘭御前水町2丁目1	御前水町2丁目18番地	0.51	0.02	0	0		山御前水 中学校	-		H29.3.24
164	㉑	急116	室蘭御前水町2	御前水町2丁目20番	0.35	0.03	14	2	第980号 S57.5.13	-			H29.3.24
165	㉑	急279	室蘭御前水町1丁目3	御前水町1丁目4番	0.19	0.05	4	3		-			H29.3.24
166	㉑	急245	室蘭御前水町1丁目2	御前水町1丁目16番17番	0.33	0.08	10	6		-		-	H29.3.24
167	㉑	急121	室蘭御前水町1丁目1	御前水町1丁目22番	0.35	-	5	-		-		-	H29.3.24
168	㉑	急123	室蘭御前水1-2	御前水町1丁目16番	0.14	0.04	4	0	第1307号 S58.7.4	-		-	H29.3.24
169	㉑	急122	室蘭御前水1	御前水町1丁目18番	0.08	-	5	-	第1344号 S56.6.18	-		-	H29.3.24
170	㉑	急148	室蘭大沢町3丁目9	大沢町3丁目14番	0.41	0.15	12	9		-		-	H29.3.24
171	㉑	急289	室蘭大沢町3丁目8	大沢町3丁目12番	0.17	0.06	2	2		-		-	H29.3.24
172	㉑	急147	室蘭大沢町3丁目5	大沢町3丁目8,11番	0.28	0.12	5	3		-		-	H29.3.24
173	㉑	急146	室蘭大沢町3丁目4	大沢町3丁目6番	0.14	0.03	2	2		-		-	H29.3.24
174	㉑	急145	室蘭大沢町3丁目3	大沢町3丁目3、4番	0.43	0.15	6	3		-		-	H29.3.24
175	㉑	急149	室蘭大沢町3丁目10	大沢町3丁目14番	0.23	0.07	6	5		-		-	H29.3.24
176	㉑	急143	室蘭大沢町3丁目1	大沢町2丁目22番3丁目1番	0.19	0.05	3	3		-		-	H29.3.24
177	㉑	急152	室蘭みゆき町1丁目3	みゆき町1丁目11番	0.30	0.08	5	3		-		-	H29.3.24
178	㉑	急150	室蘭みゆき町1丁目1	みゆき町1丁目7番	0.77	0.24	5	2		-		-	H29.3.24
179	㉑	急127	室蘭御崎町2丁目4	御崎町2丁目9番	0.32	0.12	4	2		-		-	H29.5.19
180	㉑	急124	室蘭御崎町2丁目1	御崎町2丁目17番	0.25	0.03	0	0		御崎公園 河	-	-	H29.5.19
181	㉑	急129	室蘭御崎町2	御崎町2丁目2番	1.68	0.18	7	0	第1945号 H1.12.28	-		-	H29.5.19
182	㉑	急288	室蘭大沢町3丁目7	大沢町3丁目13番	0.16	0.03	4	0		-		-	H29.5.19
183	㉑	急287	室蘭大沢町3丁目6	大沢町3丁目10番	0.12	0.04	2	1		-	-	-	H29.5.19
184	㉑	急286	室蘭大沢町2丁目8	大沢町2丁目24番	0.03	0.01	1	1		-		-	H29.5.19
185	㉑	急285	室蘭大沢町2丁目6	大沢町2丁目30番	0.14	0.03	1	1		-		-	H29.5.19
186	㉑	急140	室蘭大沢町2丁目5	大沢町2丁目28番	0.15	0.04	2	2		-		-	H29.5.19
187	㉑	急139	室蘭大沢町2丁目4	大沢町2丁目27番	1.19	0.47	8	8		-			H29.5.19

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	急傾斜地指定年月日	
149	㉑	急156	室蘭東町3	東町3丁目4番	1.11	0.34	11	7	第561号 S56.3.24	H27.3.27
150	㉑	急55	室蘭常盤町3	常盤町11番12番	0.21	0.06	3	3		H27.3.27
151	㉑	急53	室蘭常盤町2	常盤町1番 中央町1丁目3、4番 幕西町3番~6番	2.67	0.68	46	23	第11号 S61.1.6	H27.3.27
152	㉑	急54	室蘭常盤町1	常盤町11番	0.24	0.07	3	2		H27.3.27
153	㉑	急56	室蘭常盤町	常盤町8,9,13,14番	2.07	0.66	53	27	第3959号 S52.12.10	H27.3.27
154	㉒	急235	室蘭陣屋町3丁目2	陣屋町3丁目18番	0.25	0	0	0		H28.3.29
155	㉒	急234	室蘭陣屋町3丁目1	陣屋町3丁目14番	0.53	0.21	3	1		H28.3.29
156	㉑	急290	室蘭輪西町3丁目2	輪西町3丁目7番	0.76	0.27	2	0		H29.3.24
157	㉑	急155	室蘭輪西町3丁目1	輪西町3丁目7番	1.44	0.53	64	33		H29.3.24
158	㉑	急161	室蘭東町5丁目2	東町5丁目1番	0.29	0.10	35	3		H29.3.24
159	㉑	急159	室蘭東町5丁目1	東町5丁目1番 輪西町3丁目7番	1.29	0.53	2	0		H29.3.24
160	㉑	急158	室蘭東町5-2	東町5丁目16番29番	0.41	0.07	17	5	第1344号 S56.6.18	H29.3.24
161	㉑	急278	室蘭御前水町2丁目8	御前水町2丁目17番	0.23	0.09	0	0		H29.3.24
162	㉑	急277	室蘭御前水町2丁目7	御前水町2丁目3番	0.25	0.08	0	0		H29.3.24
163	㉑	急119	室蘭御前水町2丁目5	御前水町2丁目10番	0.25	0.10	32	30		H29.3.24
164	㉑	急114	室蘭御前水町2丁目1	御前水町2丁目18番地	0.51	0.02	0	0		H29.3.24
165	㉑	急116	室蘭御前水町2	御前水町2丁目20番	0.35	0.03	14	2	第980号 S57.5.13	H29.3.24
166	㉑	急279	室蘭御前水町1丁目3	御前水町1丁目4番	0.19	0.05	4	3		H29.3.24
167	㉑	急245	室蘭御前水町1丁目2	御前水町1丁目16番17番	0.33	0.08	10	6		H29.3.24
168	㉑	急121	室蘭御前水町1丁目1	御前水町1丁目22番	0.35	-	5	-		H29.3.24
169	㉑	急123	室蘭御前水1-2	御前水町1丁目16番	0.14	0.04	4	0	第1307号 S58.7.4	H29.3.24
170	㉑	急122	室蘭御前水1	御前水町1丁目18番	0.08	-	5	-	第1344号 S56.6.18	H29.3.24
171	㉑	急148	室蘭大沢町3丁目9	大沢町3丁目14番	0.41	0.15	12	9		H29.3.24
172	㉑	急289	室蘭大沢町3丁目8	大沢町3丁目12番	0.17	0.06	2	2		H29.3.24
173	㉑	急147	室蘭大沢町3丁目5	大沢町3丁目8,11番	0.28	0.12	5	3		H29.3.24
174	㉑	急146	室蘭大沢町3丁目4	大沢町3丁目6番	0.14	0.03	2	2		H29.3.24
175	㉑	急145	室蘭大沢町3丁目3	大沢町3丁目3、4番	0.43	0.15	6	3		H29.3.24
176	㉑	急149	室蘭大沢町3丁目10	大沢町3丁目14番	0.23	0.07	6	5		H29.3.24
177	㉑	急143	室蘭大沢町3丁目1	大沢町2丁目22番3丁目1番	0.19	0.05	3	3		H29.3.24
178	㉑	急152	室蘭みゆき町1丁目3	みゆき町1丁目11番	0.30	0.08	5	3		H29.3.24
179	㉑	急150	室蘭みゆき町1丁目1	みゆき町1丁目7番	0.77	0.24	5	2		H29.3.24
180	㉑	急127	室蘭御崎町2丁目4	御崎町2丁目9番	0.32	0.12	4	2		H29.5.19
181	㉑	急124	室蘭御崎町2丁目1	御崎町2丁目17番	0.25	0.03	0	0		H29.5.19
182	㉑	急129	室蘭御崎町2	御崎町2丁目2番	1.68	0.18	7	0	第1945号 H1.12.28	H29.5.19
183	㉑	急288	室蘭大沢町3丁目7	大沢町3丁目13番	0.16	0.03	4	0		H29.5.19
184	㉑	急287	室蘭大沢町3丁目6	大沢町3丁目10番	0.12	0.04	2	1		H29.5.19
185	㉑	急286	室蘭大沢町2丁目8	大沢町2丁目24番	0.03	0.01	1	1		H29.5.19
186	㉑	急285	室蘭大沢町2丁目6	大沢町2丁目30番	0.14	0.03	1	1		H29.5.19
187	㉑	急140	室蘭大沢町2丁目5	大沢町2丁目28番	0.15	0.04	2	2		H29.5.19
188	㉑	急139	室蘭大沢町2丁目4	大沢町2丁目27番	1.19	0.47	8	8		H29.5.19



連番	番号 図面	危険区域の現況								区域内の要支援者施設			指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒 区域 面積 (ha)	特別警 戒区域 面積 (ha)	警戒区 域人家 数	特別 警戒区 域人家 数	急傾斜 地指定 年月日	種別	名称	所在地	
188	④	急283	室蘭大沢町2丁目1	大沢町2丁目14番	0.13	0.04	3	2		-			H29.5.19
189	④	急282	室蘭大沢町1丁目9	大沢町1丁目24番	0.09	0.04	1	0		-	-		H29.5.19
190	④	急315	室蘭大沢町1丁目8	大沢町1丁目25番	0.06	0.02	1	1		-	-	-	H29.5.19
191	④	急137	室蘭大沢町1丁目7	大沢町1丁目25.26番	0.27	0.08	7	6		-			H29.5.19
192	④	急281	室蘭大沢町1丁目6	大沢町1丁目26番	0.03	0.01	1	1		-			H29.5.19
193	④	急134	室蘭大沢町1丁目3	大沢町1丁目15番	0.17	0.06	4	2		-			H29.5.19
194	④	急133	室蘭大沢町1丁目2	大沢町1丁目14番～16番	0.62	0.19	17	10		-			H29.5.19
195	④	急130	室蘭大沢町1丁目1	大沢町1丁目1,2,5,6,7	3.20	0.73	9	1		-		-	H29.5.19
196	④	急132	室蘭大沢町1-1	大沢町1丁目8～11	1.99	0.21	25	5	第1935号 S53.6.17	-		-	H29.5.19
197	④	急131	室蘭大沢町1	大沢町1丁目2,3,4	0.82	-	11	-	第112号 H15.1.28	-	-	-	H29.5.19
198	⑩	急301	室蘭港北町5丁目4	港北町5丁目94番地	0.11	0.05	1	1		-	-	-	H30.3.30
199	⑩	急200	室蘭港北町5丁目3	港北町5丁目120番地	0.34	0.14	5	-		-			H30.3.30
200	⑩	急199	室蘭港北町5丁目2	港北町5丁目107番	0.22	0.06	-	-		-			H30.3.30
201	⑩	急198	室蘭港北町5丁目1	港北町5丁目70番地、104番	1.15	0.49	5	3		-			H30.3.30
202	⑩	急197	室蘭港北町4丁目3	港北町4丁目31番	1.32	0.53	2	1		-			H30.3.30
203	⑩	急196	室蘭港北町4丁目2	港北町4丁目4～7番34番	1.75	0.76	16	6		-			H30.3.30
204	⑩	急300	室蘭港北町4丁目1	港北町4丁目11番	0.35	0.13	3	1		-			H30.3.30
205	⑤	急194	室蘭港北町3丁目	港北町3丁目 5,6,9,10,11,15,16番	1.48	0.54	21	2		-			H30.3.30
206	⑤	急193	室蘭港北町3	港北町3丁目3番	4.24	1.96	18	6	第1307号 S58.7.4	-			H30.3.30
207	⑩	急250	室蘭港北町2丁目1	港北町2丁目324番地	0.15	0.07	1	1		-			H30.3.30
208	⑩	急322	室蘭港北町1丁目	港北町2丁目15番	0.41	0.13	5	0		-			H30.3.30
209	⑦	急178	室蘭水元町3	水元町19番	0.14	0.04	3	2		-			H30.3.30
210	⑦	急295	室蘭天神町3	天神町212番地	0.15	0.04	3	3		-			H30.3.30
211	⑨	急298	室蘭高平町5	高平町27番地	0.44	0.19	1	1		-		-	H30.5.22
212	⑦	急294	室蘭知利別町4丁目2	知利別町4丁目29番	0.08	0.02	2	2		-			H30.5.22
213	⑦	急320	室蘭知利別町4丁目1	知利別町4丁目10,11番	0.50	0.19	0	0		-			H30.5.22
214	⑦	急292	室蘭知利別町3丁目2	知利別町3丁目18番	0.21	0.08	2	1		-			H30.5.22
215	⑥	急167	室蘭知利別町2-2	知利別町2丁目33番	0.11	-	2	-	第1307号 S58.7.4	-			H30.5.22
216	③	急89	室蘭母恋南町1	母恋南町1丁目11番	2.18	0.97	11	8	第1344号 S56.6.18	学校	星蘭中学校		H30.5.22
217	③	急90	室蘭母恋南町	母恋南町1丁目9番10番	0.98	0.19	16	3	第711号 S45.3.31				H30.5.22
218	③	急271	室蘭母恋北町3丁目3	母恋北町3丁目28番地	0.03	0.01	1	1		-			H30.5.22
219	④	急280	室蘭御崎町2丁目5	御崎町2丁目16番	0.14	0.05	2	2		-			H30.5.22
220	⑥	急248	室蘭寿町3丁目	寿町3丁目25番	0.25	-	0	-		室蘭市土 本事務所			H30.5.22
221	⑦	急321	室蘭中島本町3丁目1	中島本町3丁目	0.92	0.38	0	0		-			H30.5.22
222	-	-	登別繁別町1丁目2	登別市繁別町1丁目、 室蘭市日の出町3丁目	0.53	0.17	11	3		-			H31.3.29
223	①	急318	室蘭絵鞆町2丁目2	絵鞆町2丁目11番	1.06	0.36	1	0		-			R1.8.30
224	①	急1	室蘭絵鞆町2丁目1	絵鞆町2丁目10番	0.15	0.04	4	0		-			R1.8.30
225	①	急2	室蘭祝津町3丁目1	祝津町3丁目3番	5.68	2.24	10	2		大蔵庫			R1.8.30

連番	番号 図面	危険区域の現況								指定年月日			
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警 戒区域 面積 (ha)	警戒区 域人家 数	特別警 戒区人 家数	急傾斜 地指定 年月日				
187	④	急140	室蘭大沢町2丁目5	大沢町2丁目28番	0.15	0.04	2	2			H29.5.19		
188	④	急139	室蘭大沢町2丁目4	大沢町2丁目27番	1.19	0.47	8	8			H29.5.19		
189	④	急283	室蘭大沢町2丁目1	大沢町2丁目14番	0.13	0.04	3	2			H29.5.19		
190	④	急282	室蘭大沢町1丁目9	大沢町1丁目24番	0.09	0.04	1	0			H29.5.19		
191	④	急315	室蘭大沢町1丁目8	大沢町1丁目25番	0.06	0.02	1	1			H29.5.19		
192	④	急137	室蘭大沢町1丁目7	大沢町1丁目25.26番	0.27	0.08	7	6			H29.5.19		
193	④	急281	室蘭大沢町1丁目6	大沢町1丁目26番	0.03	0.01	1	1			H29.5.19		
194	④	急134	室蘭大沢町1丁目3	大沢町1丁目15番	0.17	0.06	4	2			H29.5.19		
195	④	急133	室蘭大沢町1丁目2	大沢町1丁目14番～16番	0.62	0.19	17	10			H29.5.19		
196	④	急130	室蘭大沢町1丁目1	大沢町1丁目1,2,5,6,7	3.20	0.73	9	1			H29.5.19		
197	④	急132	室蘭大沢町1-1	大沢町1丁目8～11	1.99	0.21	25	5	第1935号 S53.6.17		H29.5.19		
198	④	急131	室蘭大沢町1	大沢町1丁目2,3,4	0.82	-	11	-	第112号 H15.1.28		H29.5.19		
199	⑩	急301	室蘭港北町5丁目4	港北町5丁目94番地	0.11	0.05	1	1			H30.3.30		
200	⑩	急200	室蘭港北町5丁目3	港北町5丁目120番地	0.34	0.14	5	-			H30.3.30		
201	⑩	急199	室蘭港北町5丁目2	港北町5丁目107番	0.22	0.06	-	-			H30.3.30		
202	⑩	急198	室蘭港北町5丁目1	港北町5丁目70番地、104番	1.15	0.49	5	3			H30.3.30		
203	⑩	急197	室蘭港北町4丁目3	港北町4丁目31番	1.32	0.53	2	1			H30.3.30		
204	⑩	急196	室蘭港北町4丁目2	港北町4丁目4～7番34番	1.75	0.76	16	6			H30.3.30		
205	⑤	急194	室蘭港北町3丁目	港北町3丁目 5,6,9,10,11,15,16番	1.48	0.54	21	2			H30.3.30		
206	⑤	急193	室蘭港北町3	港北町3丁目3番	4.24	1.96	18	6	第1307号 S58.7.4		H30.3.30		
207	⑩	急250	室蘭港北町4丁目1	港北町4丁目11番	0.35	0.13	3	1			H30.3.30		
208	⑩	急322	室蘭港北町1丁目	港北町2丁目15番	0.41	0.13	5	0			H30.3.30		
209	⑦	急178	室蘭水元町3	水元町19番	0.14	0.04	3	2			H30.3.30		
210	⑦	急295	室蘭天神町3	天神町212番地	0.15	0.04	3	3			H30.3.30		
211	⑨	急298	室蘭高平町5	高平町27番地	0.44	0.19	1	1			H30.3.30		
212	⑦	急294	室蘭知利別町4丁目2	知利別町4丁目29番	0.08	0.02	2	2			H30.3.30		
213	⑦	急320	室蘭知利別町4丁目1	知利別町4丁目10,11番	0.50	0.19	0	0			H30.3.30		
214	⑦	急292	室蘭知利別町3丁目2	知利別町3丁目18番	0.21	0.08	2	1			H30.3.30		
215	⑥	急167	室蘭知利別町2-2	知利別町2丁目33番	0.11	-	2	-	第1307号 S58.7.4		H30.3.30		
216	③	急89	室蘭母恋南町1	母恋南町1丁目11番	2.18	0.97	11	8	第1344号 S56.6.18	学校	星蘭中学校		H30.3.30
217	③	急90	室蘭母恋南町	母恋南町1丁目9番10番	0.98	0.19	16	3	第711号 S45.3.31				H30.3.30
218	③	急271	室蘭母恋北町3丁目3	母恋北町3丁目28番地	0.03	0.01	1	1					H30.3.30
219	④	急280	室蘭御崎町2丁目5	御崎町2丁目16番	0.14	0.05	2	2					H30.3.30
220	⑥	急248	室蘭寿町3丁目	寿町3丁目25番	0.25	-	0	-		室蘭市土 本事務所			H30.3.30
221	⑦	急321	室蘭中島本町3丁目1	中島本町3丁目	0.92	0.38	0	0					H30.3.30
222	-	-	登別繁別町1丁目2	登別市繁別町1丁目、 室蘭市日の出町3丁目	0.53	0.17	11	3					H30.3.30
223	①	急318	室蘭絵鞆町2丁目2	絵鞆町2丁目11番	1.06	0.36	1	0					R1.8.30
224	①	急1	室蘭絵鞆町2丁目1	絵鞆町2丁目10番	0.15	0.04	4	0					R1.8.30
225	①	急2	室蘭祝津町3丁目1	祝津町3丁目3番	5.68	2.24	10	2		大蔵庫			R1.8.30

通番	番 号	区 画 号	地 区 名	地 番 号	面 積 (㎡)	面 積 (㎡)	人 口	人 口	特 別 警 戒 区 域 面 積 (ha)	特 別 警 戒 区 域 人 家 数	特 別 警 戒 区 人 家 数	急 傾 斜 地 指 定 年 月 日	指 定 年 月 日
226	①	急5	室蘭祝津町2丁目5	祝津町2丁目5番	1.95	1.34	22	7					R1.8.30
227	①	急253	室蘭祝津町2丁目4	祝津町2丁目6番	0.36	0.17	20	9					R1.8.30
228	①	急4	室蘭祝津町2丁目3	祝津町2丁目6番	0.56	0.23	5	5					R1.8.30
229	①	急252	室蘭祝津町2丁目2	祝津町2丁目25番	0.26	0.09	0	0					R1.8.30
230	①	急242	室蘭祝津町1丁目	祝津町1丁目1番	0.82	0.37	1	0					R1.8.30
231	㊤	急314	室蘭石川町5	石川町2番地	0.43	0.19	2	2					R1.8.30
232	㊦	急330	室蘭石川町3	石川町	1.58	0.72	0	0					R1.8.30
233	㊧	急312	室蘭石川町1	石川町192番地	1.25	0.56	1	1					R1.8.30
234	㊨	急326	室蘭白鳥台2丁目	白鳥台2丁目1番	0.68	0.28	0	0					R1.8.30
235	㊩	急238	室蘭白鳥台1丁目1	白鳥台1丁目4番地	0.40	0.15	6	0					R1.8.30
236	①	急17	室蘭港南町2丁目9	港南町2丁目8番	0.71	0.19	15	3					R1.8.30
237	①	急16	室蘭港南町2丁目8	港南町2丁目20番	0.18	0.07	3	3					R1.8.30
238	②	急51	室蘭清水町2丁目4	清水町2丁目4番、5番	1.00	0.42	26	10					R1.8.30
239	②	急47	室蘭清水町1丁目	清水町	0.33	0.17	0	0					R1.8.30
240	③	急98	室蘭母恋南町4丁目3	母恋南町4丁目11番	0.39	0.17	3	1					R1.8.30
241	③	急97	室蘭母恋南町4丁目2	母恋南町4丁目12番	1.16	0.73	0	0					R1.8.30
242	③	急319	室蘭母恋南町3丁目6	母恋南町3丁目	1.33	1.12	0	0					R1.8.30
243	③	急276	室蘭母恋南町3丁目5	母恋南町3丁目62番地	0.73	0.48	0	0					R1.8.30
244	③	急113	室蘭母恋南町2丁目4	母恋南町2丁目27番	0.66	0.27	15	8					R1.8.30
245	③	急275	室蘭母恋南町2丁目3	母恋南町2丁目19番	0.13	-	2	-					R1.8.30
246	③	急272	室蘭母恋北町1丁目3	母恋北町1丁目12番	0.09	-	3	-					R1.8.30
247	③	急79	室蘭母恋北町1丁目1	母恋北町1丁目6番	0.35	0.11	14	5					R1.8.30
248	②	急259	室蘭栄町1丁目	栄町1丁目127番	0.33	0.13	1	0					R1.8.30
249	②	急58	室蘭栄町	栄町1丁目9番～13番	1.02	0.10	19	0					R1.8.30
250	⑥	急163	室蘭日の出町3丁目3	日の出町3丁目17番	0.50	0.19	8	4					R1.8.30
251	⑥	急162	室蘭日の出町3丁目2	日の出町3丁目16,17番	0.53	0.19	9	4					R1.8.30
252	⑥	急249	室蘭日の出町3丁目1	日の出町3丁目5番	1.61	0.63	11	11					R1.8.30
253	②	急57	室蘭幸町	幸町12,13,14番 本町7,8番	1.26	0.02	7	0					R1.8.30
254	②	急258	室蘭常盤町4	清水町2丁目4番 常盤町18番	0.41	0.27	0	0					R1.8.30
255	㊰	急329	室蘭崎守町7	崎守町	1.25	0.61	0	0					R1.8.30
256	㊱	急328	室蘭崎守町6	崎守町	1.51	0.86	0	0					R1.8.30
257	㊲	急327	室蘭崎守町5	崎守町	1.64	0.95	0	0					R1.8.30
258	㊳	急311	室蘭崎守町4	崎守町381番地	0.26	0.11	1	0					R1.8.30
259	㊴	急241	室蘭崎守町3	崎守町381番地	1.51	0.61	6	4					R1.8.30
260	㊵	急240	室蘭崎守町2	崎守町99番地	0.34	0.14	4	1					R1.8.30
261	㊶	急239	室蘭崎守町1	崎守町74番地	0.71	0.31	4	2					R1.8.30

通番	番 号	区 画 号	危険区域の現況							指定年月日	
			箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人 家数		急傾斜地 指定年月 日
223	①	急318	室蘭絵鞆町2丁目2	絵鞆町2丁目11番		1.06	0.36	1	0		R1.8.30
224	①	急1	室蘭絵鞆町2丁目1	絵鞆町2丁目10番		0.15	0.04	4	0		R1.8.30
225	①	急2	室蘭祝津町3丁目1	祝津町3丁目3番		5.68	2.24	10	2		R1.8.30
226	①	急5	室蘭祝津町2丁目5	祝津町2丁目5番		1.95	1.34	22	7		R1.8.30
227	①	急253	室蘭祝津町2丁目4	祝津町2丁目6番		0.36	0.17	20	9		R1.8.30
228	①	急4	室蘭祝津町2丁目3	祝津町2丁目6番		0.56	0.23	5	5		R1.8.30
229	①	急252	室蘭祝津町2丁目2	祝津町2丁目25番		0.26	0.09	0	0		R1.8.30
230	①	急242	室蘭祝津町1丁目	祝津町1丁目1番		0.82	0.37	1	0		R1.8.30
231	㊤	急314	室蘭石川町5	石川町2番地		0.43	0.19	2	2		R1.8.30
232	㊦	急330	室蘭石川町3	石川町		1.58	0.72	0	0		R1.8.30
233	㊧	急312	室蘭石川町1	石川町192番地		1.25	0.56	1	1		R1.8.30
234	㊨	急326	室蘭白鳥台2丁目	白鳥台2丁目1番		0.68	0.28	0	0		R1.8.30
235	㊩	急238	室蘭白鳥台1丁目1	白鳥台1丁目4番地		0.40	0.15	6	0		R1.8.30
236	①	急17	室蘭港南町2丁目9	港南町2丁目8番		0.71	0.19	15	3		R1.8.30
237	①	急16	室蘭港南町2丁目8	港南町2丁目20番		0.18	0.07	3	3		R1.8.30
238	②	急51	室蘭清水町2丁目4	清水町2丁目4番、5番		1.00	0.42	26	10		R1.8.30
239	②	急47	室蘭清水町1丁目	清水町		0.33	0.17	0	0		R1.8.30
240	③	急98	室蘭母恋南町4丁目3	母恋南町4丁目11番		0.39	0.17	3	1		R1.8.30
241	③	急97	室蘭母恋南町4丁目2	母恋南町4丁目12番		1.16	0.73	0	0		R1.8.30
242	③	急319	室蘭母恋南町3丁目6	母恋南町3丁目		1.33	1.12	0	0		R1.8.30
243	③	急276	室蘭母恋南町3丁目5	母恋南町3丁目62番地		0.73	0.48	0	0		R1.8.30
244	③	急113	室蘭母恋南町2丁目4	母恋南町2丁目27番		0.66	0.27	15	8		R1.8.30
245	③	急275	室蘭母恋南町2丁目3	母恋南町2丁目19番		0.13	-	2	-		R1.8.30
246	③	急272	室蘭母恋北町1丁目3	母恋北町1丁目12番		0.09	-	3	-		R1.8.30
247	③	急79	室蘭母恋北町1丁目1	母恋北町1丁目6番		0.35	0.11	14	5		R1.8.30
248	②	急259	室蘭栄町1丁目	栄町1丁目127番		0.33	0.13	1	0		R1.8.30
249	②	急58	室蘭栄町	栄町1丁目9番～13番		1.02	0.10	19	0		R1.8.30
250	⑥	急163	室蘭日の出町3丁目3	日の出町3丁目17番		0.50	0.19	8	4		R1.8.30
251	⑥	急162	室蘭日の出町3丁目2	日の出町3丁目16,17番		0.53	0.19	9	4		R1.8.30
252	⑥	急249	室蘭日の出町3丁目1	日の出町3丁目5番		1.61	0.63	11	11		R1.8.30
253	②	急57	室蘭幸町	幸町12,13,14番 本町7,8番		1.26	0.02	7	0		R1.8.30
254	②	急258	室蘭常盤町4	清水町2丁目4番 常盤町18番		0.41	0.27	0	0		R1.8.30
255	㊰	急329	室蘭崎守町7	崎守町		1.25	0.61	0	0		R1.8.30
256	㊱	急328	室蘭崎守町6	崎守町		1.51	0.86	0	0		R1.8.30
257	㊲	急327	室蘭崎守町5	崎守町		1.64	0.95	0	0		R1.8.30
258	㊳	急311	室蘭崎守町4	崎守町381番地		0.26	0.11	1	0		R1.8.30
259	㊴	急241	室蘭崎守町3	崎守町381番地		1.51	0.61	6	4		R1.8.30
260	㊵	急240	室蘭崎守町2	崎守町99番地		0.34	0.14	4	1		R1.8.30
261	㊶	急239	室蘭崎守町1	崎守町74番地		0.71	0.31	4	2		R1.8.30

262	㊷	急 25	室蘭小橋内 2丁目 4	小橋内町 2丁目 17番	0.07	0.02	2	0					R1.8.30
263	①	急 24	室蘭小橋内 2丁目 3	小橋内町 2丁目 8番	0.68	0.28	9	3					R1.8.30
264	①	急 256	室蘭小橋内 2丁目 2	小橋内町 2丁目 15番	0.26	0.12	4	0					R1.8.30
265	①	急 20	室蘭小橋内 2丁目 1	小橋内町 2丁目 1番	1.62	0.76	28	9					R1.8.30
266	①	急 21	室蘭小橋内 2	西小路町 2丁目 14番	0.07	-	4	-	第 1344 号 S56.6.18				R1.8.30
267	①	急 22	室蘭小橋内 1丁目 4	小橋内町 1丁目 31番	0.43	0.09	6	3					R1.8.30
268	①	急 255	室蘭小橋内 1丁目 2	小橋内町 1丁目 17番	0.03	0.01	2	1					R1.8.30
269	①	急 18	室蘭小橋内 1丁目 1	小橋内町 1丁目 9、10、17番	1.42	0.41	65	29					R1.8.30
270	㊷	急 27	室蘭増市町 2丁目 1	増市町 2丁目 7番	0.54	0.20	8	4					R1.8.30
271	①	急 257	室蘭増市町 1丁目 3	増市町 1丁目 4番	1.23	0.46	25	11					R1.8.30

\*急 128 室蘭御崎については警戒区域のみの指定

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
257	⑩	急 327	室蘭崎守町 5	崎守町	1.64	0.95	0	0		R1.8.30
258	⑫	急 311	室蘭崎守町 4	崎守町 3 8 1 番地	0.26	0.11	1	0		R1.8.30
259	⑫	急 241	室蘭崎守町 3	崎守町 3 8 1 番地	1.51	0.61	6	4		R1.8.30
260	⑩	急 240	室蘭崎守町 2	崎守町 9 9 番地	0.34	0.14	4	1		R1.8.30
261	⑩	急 239	室蘭崎守町 1	崎守町 7 4 番地	0.71	0.31	4	2		R1.8.30
262	㊷	急 25	室蘭小橋内 2丁目 4	小橋内町 2丁目 17番	0.07	0.02	2	0		R1.8.30
263	①	急 24	室蘭小橋内 2丁目 3	小橋内町 2丁目 8番	0.68	0.28	9	3		R1.8.30
264	①	急 256	室蘭小橋内 2丁目 2	小橋内町 2丁目 15番	0.26	0.12	4	0		R1.8.30
265	①	急 20	室蘭小橋内 2丁目 1	小橋内町 2丁目 1番	1.62	0.76	28	9		R1.8.30
266	①	急 21	室蘭小橋内 2	西小路町 2丁目 14番	0.07	-	4	-	第 1344 号 S56.6.18	R1.8.30
267	①	急 22	室蘭小橋内 1丁目 4	小橋内町 1丁目 31番	0.43	0.09	6	3		R1.8.30
268	①	急 255	室蘭小橋内 1丁目 2	小橋内町 1丁目 17番	0.03	0.01	2	1		R1.8.30
269	①	急 18	室蘭小橋内 1丁目 1	小橋内町 1丁目 9、10、17番	1.42	0.41	65	29		R1.8.30
270	㊷	急 27	室蘭増市町 2丁目 1	増市町 2丁目 7番	0.54	0.20	8	4		R1.8.30
271	①	急 257	室蘭増市町 1丁目 3	増市町 1丁目 4番	1.23	0.46	25	11		R1.8.30
272	㊷	急 261	室蘭舟見町 2丁目 3	舟見町 2丁目 8 8 番	0.25	0.03	3	0		R2.12.4
273	㊷	急 260	室蘭舟見町 2丁目 2	舟見町 2丁目 8 9 番	0.06	0.01	1	0		R2.12.4
274	㊷	急 63	室蘭舟見町	舟見町 2丁目 8 番	0.74	0.18	11	0	第 2335 号 S51.6.22	R2.12.4
275	㊷	急 46	室蘭沢町 3	沢町 1 3 番、1 4 番	0.37	0.15	10	4		R2.12.4
276	㊷	急 44	室蘭沢町 1	沢町 2 3 番、2 4 番	0.65	0.20	9	3		R2.12.4
277	㊷	急 262	室蘭山手町 3丁目 1	山手町 1丁目 1 番、4 番	1.08	0.33	17	1		R2.12.4
278	㊷	急 70	室蘭山手町 3丁目	山手町 3丁目 10 番	0.43	0.01	12	0	第 479 号 S57.3.23	R2.12.4
279	㊷	急 263	室蘭山手町 1丁目 2	山手町 1丁目 3 番	0.36	0.09	0	0		R2.12.4
280	㊷	急 71	室蘭山手町 1丁目 1	山手町 1丁目 2 番	0.98	0.36	14	13		R2.12.4
281	㊷	急 236	室蘭陸岸町 4丁目	陸岸町 4丁目 4 5 7 番地	0.74	0.28	3	1		R3.3.16
282	㊷	急 270	室蘭茶津町 4	茶津町	1.16	0.50	0	0		R3.3.16
283	㊷	急 269	室蘭茶津町 3	茶津町	0.53	0.19	2	2		R3.3.16
284	㊷	急 268	室蘭茶津町 2	茶津町	0.13	0.05	0	0		R3.3.16
285	㊷	急 78	室蘭茶津町 1	茶津町	1.6	0.53	2	0		R3.3.16
286	㊷	急 43	室蘭海岸町 3	海岸町 2丁目 3 番、5 番	1.05	0.04	24	0		R3.3.16
287	㊷	急 201	室蘭本輪西 5丁目 4	本輪西町 5丁目 1 5 番	0.73	0.26	5	5		R3.3.16
288	㊷	急 302	室蘭本輪西 5丁目 2	本輪西町 5丁目 4 0 番	0.12	0.04	1	1		R3.3.16

(新規指定)

通番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	
289	⑩	急210	室蘭本輪西5丁目14	本輪西町5丁目4番	0.28	0.08	2	2		R3.3.16
290	⑩	急303	室蘭本輪西町5丁目13	本輪西町5丁目3番	0.19	0.06	1	1		R3.3.16
291	⑩	急208	室蘭本輪西5丁目11	本輪西町5丁目8番 椋前町5-9番地、10-4番地	1.94	0.77	17	8		R3.3.16
292	⑩	急207	室蘭本輪西5丁目10	本輪西町5丁目1-2番	0.94	0.39	7	4		R3.3.16
293	⑩	急316	室蘭本輪西町5丁目1	本輪西町5丁目154番地	0.18	0.06	1	1		R3.3.16
294	⑩	急304	室蘭本輪西町4丁目8	本輪西町4丁目18番	0.23	0.04	4	3		R3.3.16
295	⑩	急217	室蘭本輪西4丁目7	本輪西町4丁目364番地	0.26	0.08	2	2		R3.3.16
296	⑩	急216	室蘭本輪西4丁目6	本輪西町4丁目19番20番	0.80	0.30	15	4		R3.3.16
297	⑩	急215	室蘭本輪西4丁目5	本輪西町4丁目20番	0.16	0.06	4	3		R3.3.16
298	⑩	急214	室蘭本輪西4丁目4	本輪西町4丁目6番393番地	1.72	0.70	32	20		R3.3.16
299	⑩	急213	室蘭本輪西4丁目3	本輪西町4丁目11番12番	1.07	0.45	14	10		R3.3.16
300	⑩	急212	室蘭本輪西4丁目2	本輪西町4丁目10番 椋前町5-8番地	2.37	1.02	21	10		R3.3.16
301	⑩	急306	室蘭本輪西町3丁目7	本輪西町3丁目32番	0.28	0.12	3	3		R3.3.16
302	⑩	急222	室蘭本輪西3丁目6	本輪西町3丁目6番	0.36	0.11	11	9		R3.3.16
303	⑩	急221	室蘭本輪西3丁目5	本輪西町3丁目57、8、11、12番	0.98	0.18	21	8		R3.3.16
304	⑩	急220	室蘭本輪西3丁目4	本輪西町3丁目25番	1.30	0.57	26	13		R3.3.16
305	⑩	急219	室蘭本輪西3丁目3	本輪西町3丁目28番	0.70	0.28	11	4		R3.3.16
306	⑩	急218	室蘭本輪西3丁目2	本輪西町3丁目250番地	0.93	0.32	19	5		R3.3.16
307	⑩	急305	室蘭本輪西町3丁目1	本輪西町3丁目250番地	0.15	0.06	2	1		R3.3.16
308	⑨	急308	室蘭本輪西町2丁目3	本輪西町2丁目18番	0.52	0.01	0	0		R3.3.16
309	⑨	急224	室蘭本輪西2-4	本輪西町2丁目8、11、12番	1.56	0.65	7	3		R3.3.16
310	⑨	急226	室蘭本輪西2-25	本輪西町2丁目1番18番	1.68	0.37	8	1	第561号 S56.3.24	R3.3.16
311	⑨	急225	室蘭本輪西2-2	本輪西町2丁目2番、14番	0.54	0.08	8	3	第561号 S56.3.24	R3.3.16
312	③	急267	室蘭新富町2丁目2	新富町2丁目9番	0.07	0.02	1	1		R3.3.16
313	③	急266	室蘭新富町2丁目1	新富町2丁目9番	0.08	0.03	1	1		R3.3.16
314	⑩	急309	室蘭椋前町8	椋前町2-40番地	1.89	0.17	13	0		R3.3.16
315	⑩	急233	室蘭椋前町7	椋前町4-4番地	0.16	0.04	2	2		R3.3.16
316	⑩	急232	室蘭椋前町6	椋前町42.43番地	1.23	0.5	15	7		R3.3.16
317	⑩	急231	室蘭椋前町5	椋前町17.34番地	0.69	0.27	5	4		R3.3.16
318	⑩	急230	室蘭椋前町4	椋前町15番地	0.38	0.13	3	3		R3.3.16
319	⑩	急229	室蘭椋前町3	椋前町15番地	0.22	0.07	2	2		R3.3.16
320	⑩	急228	室蘭椋前町2	椋前町10.11番地	0.51	0.02	5	1		R3.3.16
321	⑩	急227	室蘭椋前町1	椋前町59番地	0.81	0.27	8	5		R3.3.16
322	④	急265	室蘭入江町3	入江町1番地	5.54	3.24	3	0		R3.3.16

(新規指定)

連番	番 号 面	危険区域の現況								指定年月日
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人家数	急傾斜地 指定年月 日	
323	㉓	急264	室蘭入江町2	入江町1.2番地	0.73	0.41	1	1		R3.3.16
324	㉔	急331	室蘭石川町4	石川町	0.14	0.03	0	0		R3.7.6
325	㉕	急313	室蘭石川町2	石川町	1.67	0.66	0	0		R3.7.6
326	㉖	急323	室蘭本輪西町2丁目4	本輪西町2丁目	2.12	0	0	0		R3.7.6
327	㉗	急324	室蘭幌前町9	幌前町	2.02	1.10	0	0		R3.7.6
328	㉘	急23	室蘭小橋内1丁目5	小橋内町1丁目1.2.1.3番	3.73	1.02	51	13	第974号 H14.6.4	R4.3.22

(削除)

2. (その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 6.1箇所)

連番	図面 番号	危険区域の現況								公共施設等の状況			概 要
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人家数	急傾斜地 指定年月 日	公共的建 物(棟)	道 路	その他	
1	㉑	急23	室蘭小橋内1丁目5	小橋内町1丁目1.2.1.3番					第974号 H14.6.4	-	道道室蘭港線	-	
2	㉒	急43	室蘭海岸町3	海岸町2丁目3番、5番						産業会館	市道室蘭中央通線	-	
3	㉓	急44	室蘭沢町1	沢町2.3番2.4番						-	市道室蘭西小路通線 市道沢町4号通線	-	
4	㉔	急46	室蘭沢町3	沢町1.3番、1.4番						-	市道沢町8号通線	-	
5	㉕	急63	室蘭舟見町	舟見町2丁目8番					第2335号 S51.6.29	-	-	-	
6	㉖	急70	室蘭山手町3丁目	山手町3丁目1.0番					第479号 S57.3.23	-	-	-	
7	㉗	急71	室蘭山手町1丁目1	山手町1丁目2番					室蘭救済会館	市道N.H.K通線	-	-	
8	㉘	急78	室蘭茶津町1	茶津町						-	-	-	
9	㉙	急87	室蘭港赤南町1丁目	港赤南町1丁目1.3番地						-	市道中央通線	-	
10	㉚	急201	室蘭本輪西5丁目4	本輪西町5丁目1.5番						-	市道本輪西中央通線	-	
11	㉛	急207	室蘭本輪西5丁目10	本輪西町5丁目1.2番						-	-	普通河 川本輪 西川	
12	㉜	急208	室蘭本輪西5丁目11	本輪西町5丁目8番 東屋町5.9番地、1.0.4番地						-	市道本輪西町5丁目 3号通線	-	
13	㉝	急210	室蘭本輪西5丁目11	本輪西町5丁目4番						-	-	-	
14	㉞	急212	室蘭本輪西4丁目2	本輪西町4丁目1.0番 幌前町5.8番地						-	市道本輪西町4丁目 1号通線	-	
15	㉟	急213	室蘭本輪西4丁目3	本輪西町4丁目1.1番1 2番						-	-	-	
16	㊱	急214	室蘭本輪西4丁目4	本輪西町4丁目6番3.9 3番地						-	市道本輪西町4丁目1号 通線 市道本輪西町4丁目1号 通線	-	
17	㊲	急215	室蘭本輪西4丁目5	本輪西町4丁目2.0番						-	-	-	
18	㊳	急216	室蘭本輪西4丁目6	本輪西町4丁目1.9番2 0番						-	市道本輪西町4丁目2号 通線 市道本輪西中央通線	普通河 川本輪 西川	
19	㊴	急217	室蘭本輪西4丁目7	本輪西町4丁目3.6.4番 地						-	市道本輪西町4丁目 2号通線	-	
20	㊵	急218	室蘭本輪西3丁目2	本輪西町3丁目2.5.0番 地						-	市道本輪西町3丁目 4号通線	-	
21	㊶	急219	室蘭本輪西3丁目3	本輪西町3丁目2.8番						-	-	-	
22	㊷	急220	室蘭本輪西3丁目4	本輪西町3丁目2.5番						-	-	-	
23	㊸	急221	室蘭本輪西3丁目5	本輪西町3丁目 5,7,8,11,12番						-	市道本輪西3丁目4号通 線	-	
24	㊹	急222	室蘭本輪西3丁目6	本輪西町3丁目6番						-	-	-	
25	㊺	急224	室蘭本輪西2-4	本輪西町2丁目8,11,12 番						-	市道幌前中央通線	-	
26	㊻	急225	室蘭本輪西2-2	本輪西町2丁目2番、1 4番					第561号 S56.3.24	-	市道本輪西-港北大通 線	-	
27	㊼	急226	室蘭本輪西2-25	本輪西町2丁目1番1.8 番					第561号 S56.3.24	-	-	-	
28	㊽	急227	室蘭幌前町1	幌前町59番地						-	市道本輪西町5丁目 3号通線	-	
29	㊾	急228	室蘭幌前町2	幌前町10,11番地						-	-	-	
30	㊿	急229	室蘭幌前町3	幌前町1.5番地						-	-	-	

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 (1箇所)

連番	図面 番号	危険区域の現況								概 要
		箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警戒 区域人家数	急傾斜地 指定年月 日	
1	㉑	急310	室蘭陣屋町2丁目	陣屋町2丁目1.2番	0.53	0.19	1	0		

(新規指定)

構成の変更  
公共施設情報の削除  
新規指定に伴う削除



頁	現 行										修 正			備 考						
31	㊦	急 230	室蘭幌前町 4	幌前町 1 5 番地																
32	㊦	急 231	室蘭幌前町 5	幌前町 17, 34 番地																
33	㊦	急 232	室蘭幌前町 6	幌前町 42, 43 番地																
34	㊦	急 233	室蘭幌前町 7	幌前町 4 4 番地																
35	㊦	急 236	室蘭陳屋町 4 丁目	陳屋町 4 丁目 4, 5, 7 番地																
36	㊦	急 260	室蘭舟見町 2 丁目 2	舟見町 2 丁目 8 9 番																
37	㊦	急 261	室蘭舟見町 2 丁目 3	舟見町 2 丁目 8 8 番																
38	㊦	急 262	室蘭山手町 3 丁目 1	山手町 1 丁目 1 番、4 番																
39	㊦	急 263	室蘭山手町 1 丁目 2	山手町 1 丁目 3 番																
40	㊦	急 264	室蘭入江町 2	入江町 1 2 番地																
41	㊦	急 265	室蘭入江町 3	入江町 1 番地																
42	㊦	急 266	室蘭新宮町 2 丁目 1	新宮町 2 丁目 9 番																
43	㊦	急 267	室蘭新宮町 2 丁目 2	新宮町 2 丁目 9 番																
44	㊦	急 268	室蘭茶津町 2	茶津町																
45	㊦	急 269	室蘭茶津町 3	茶津町																
46	㊦	急 270	室蘭茶津町 4	茶津町																
47	㊦	急 302	室蘭本輪西町 5 丁目 2	本輪西町 5 丁目 4 0 番																
48	㊦	急 303	室蘭本輪西町 5 丁目 10	本輪西町 5 丁目 3 番																
49	㊦	急 304	室蘭本輪西町 4 丁目 8	本輪西町 4 丁目 1 8 番																
50	㊦	急 305	室蘭本輪西町 3 丁目 1	本輪西町 3 丁目 2 5 0 番地																
51	㊦	急 306	室蘭本輪西町 3 丁目 7	本輪西町 3 丁目 3 2 番																
52	㊦	急 307	室蘭本輪西町 2 丁目 1	本輪西町 2 丁目 237 番																
53	㊦	急 308	室蘭本輪西町 2 丁目 3	本輪西町 2 丁目 1 8 番																
54	㊦	急 309	室蘭幌前町 8	幌前町 2 4 0 番地																
55	㊦	急 310	室蘭陳屋町 2 丁目	陳屋町 2 丁目 1 2 番	0.53	0.19	1	0												
56	㊦	急 313	室蘭石川町 2	石川町																
57	㊦	急 316	室蘭本輪西町 5 丁目 1	本輪西町 5 丁目 154 番地																
58	㊦	急 323	室蘭本輪西町 2 丁目 4	本輪西町 2 丁目																
59	㊦	急 324	室蘭幌前町 9	幌前町																
60	㊦	急 325	室蘭白島台 1 丁目 2	白島台 1 丁目 3 9 番																
61	㊦	急 331	室蘭石川町 4	石川町																

7-3 土石流災害危険区域

1. (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所 5.7箇所)

(令和元年8月30日現在)

Table with columns: 番号, 図面番号, 箇所番号, 区域名, 水系名, 河川名, 渓流名, 渓流番号, 危険区域面積, 特別警戒区域面積, 警戒区域人数, 特別警戒区域人数, 砂防指定年月日, 種別, 名称, 所在地, 指定年月日. Contains 42 rows of data.

2. 土石流

(1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所 (6.8箇所)

(令和5年4月1日現在)

Table with columns: 番号, 図面番号, 箇所番号, 区域名, 水系名, 河川名, 渓流名, 渓流番号, 危険区域面積, 特別警戒区域面積, 警戒区域人数, 特別警戒区域人数, 砂防指定年月日, 指定年月日. Contains 36 rows of data.

構成の変更  
要配慮者施設情報の削除  
(別途一覧を作成)

災害種別の表示 (追加)

新規指定に伴う追加、削除

番 号		危 険 区 域 の 現 況											区域内の要支護者施設			指定年月日
連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	砂防指定年月日	種別	名称	所在地	
43	㊸	土30	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右2の沢川	I33-0370	1.91	-	15	-					H30.3.30
44	㊸	土28	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川右1の沢	II33-0350	1.87	-	18	-					H30.3.30
45	㊸	土21	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川下1の沢川	I33-0260	3.62	-	64	-					H30.3.30
46	㊸	土24	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川3の沢川	I33-0310	2.51	-	28	-					H30.3.30
47	㊸	土29	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ2の沢川	I33-0360	3.13	-	56	-	第1386号 H3.7.18				H30.3.30
48	㊸	土23	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川1の沢川	I33-0280	4.28	-	78	-		集会所	港北町会館		H30.3.30
49	㊸	土25	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ3の沢川	II33-0320	2.07	-	13	-					H30.3.30
50	㊸	土32	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ1の沢川	I33-0390	4.24	-	92	-					H30.3.30
51	㊸	土73	水元町	鷺別川	鷺別川	奥鷺別川	I33-0980	3.61	-	261	-	第1340号 H1.7.25	養学校	北海道室蘭養学校		H30.3.30
52	㊸	土72	水元町	鷺別川	ミズモト沢川	大学の沢川	I33-0970	4.81	-	279	-		事業所	室蘭工業大学		H30.3.30
53	㊸	土44	知利別町	知利別川	知利別川	知利別4丁目の沢川	I33-0570	3.07	-	24	-		公民館	新自衛隊金部 室蘭別荘 知利別会館		H30.5.22
54	㊸	土57	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋川	I33-0740	0.35	0.00	2	0					H30.5.22
55	㊸	土40	中島町	知利別川	中島川	中島沢川	I33-0510	4.74	-	187	-					H30.5.22
56	㊸	土68	祝津町	トモエ川	トモエ川	トモエ川	I33-0910	0.77	0.01	1	0		給食センター			R1.8.30
57	㊸	土67	祝津町	祝津町1丁目の沢川	祝津町1丁目の沢川	祝津町1丁目の沢川	I33-0900	0.44	0.01	4	0			道道室蘭港線		R1.8.30

番 号		危 険 区 域 の 現 況											指定年月日			
連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人家数	特別警戒区域人家数	砂防指定年月日				
37	㊸	土10	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町沢川1号川	I33-0130	3.75	0.01	30	0					H28.3.29
38	㊸	土49	大沢町	東町川	東町川	大沢町神社沢川	I33-0620	5.35	-	56	-					H29.3.24
39	㊸	土27	港北町	本輪西川	恋い隠し川	ヤムクシナイ川	I33-0340	0.42	-	0	-					H30.3.30
40	㊸	土71	水元町	鷺別川	鷺別川	ミズモト沢川	I33-0960	3.63	-	296	-					H30.3.30
41	㊸	土26	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川左4の沢	II33-0330	1.02	-	3	-					H30.3.30
42	㊸	土33	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右4の沢川	I33-0400	3.65	-	80	-					H30.3.30
43	㊸	土31	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右3の沢川	I33-0380	2.92	-	64	-					H30.3.30
44	㊸	土30	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右2の沢川	I33-0370	1.91	-	15	-					H30.3.30
45	㊸	土28	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川右1の沢	II33-0350	1.87	-	18	-					H30.3.30
46	㊸	土21	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川下1の沢川	I33-0260	3.62	-	64	-					H30.3.30
47	㊸	土24	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川3の沢川	I33-0310	2.51	-	28	-					H30.3.30
48	㊸	土29	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ2の沢川	I33-0360	3.13	-	56	-	第1386号 H3.7.18				H30.3.30
49	㊸	土23	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川1の沢川	I33-0280	4.28	-	78	-					H30.3.30
50	㊸	土25	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ3の沢川	II33-0320	2.07	-	13	-					H30.3.30
51	㊸	土32	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ1の沢川	I33-0390	4.24	-	92	-					H30.3.30
52	㊸	土73	水元町	鷺別川	鷺別川	奥鷺別川	I33-0980	3.61	-	261	-	第1340号 H1.7.25				H30.3.30
53	㊸	土72	水元町	鷺別川	ミズモト沢川	大学の沢川	I33-0970	4.81	-	279	-					H30.3.30
54	㊸	土44	知利別町	知利別川	知利別川	知利別4丁目の沢川	I33-0570	3.07	-	24	-					H30.5.22
55	㊸	土57	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋川	I33-0740	0.35	0.00	2	0					H30.5.22
56	㊸	土40	中島町	知利別川	中島川	中島沢川	I33-0510	4.74	-	187	-					H30.5.22
57	㊸	土68	祝津町	トモエ川	トモエ川	トモエ川	I33-0910	0.77	0.01	1	0					R1.8.30
58	㊸	土67	祝津町	祝津町1丁目の沢川	祝津町1丁目の沢川	祝津町1丁目の沢川	I33-0900	0.44	0.01	4	0					R1.8.30
59	㊸	土69	舟形町	追直沢川	追直沢川	追直沢川	I33-0930	0.97	0.01	14	0					R2.12.4
60	㊸	土3	香川町	チマイベツ川	ベトルル川	上香川	I33-0040	3.39	-	2	-					R3.1.29
61	㊸	土1	香川町	チマイベツ川	チマイベツ川	チマイベツ2の沢川	II33-0020	9.49	-	1	-					R3.1.29
62	㊸	土2	石川町	チマイベツ川	ベトルル2の沢川	ベトルル左川	II33-0030	4.29	-	1	-					R3.1.29
63	㊸	土58	茶津町	工場川	工場川	茶津の沢川	I33-0760	0.43	0.00	0	0					R3.3.16
64	㊸	土13	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川中の沢川	I33-0180	0.28	-	7	-					R3.3.16
65	㊸	土17	本輪西町	本輪西川	ヤムクシナイ川	本輪西川5丁目沢	II33-0220	1.30	0.00	13	0					R3.3.16
66	㊸	土18	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川4号沢川	I33-0230	0.57	0.00	4	0					R3.3.16
67	㊸	土19	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川	I33-0240	3.95	0.00	33						R3.3.16
68	㊸	土11	鯉籠町	白石沢川	白石沢川	白石沢川	I33-0140	1.50	-	10	-					R3.3.16

(新規指定)

2. (その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 16箇所)

番号	危険区域の現況										公共施設等の状況			摘要		
	連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)	警戒区域人数	特別警戒区域人数	砂防指定年月日		公共的建物(棟)	道 路
1	⑩	土1	香川町	チマイベツ川	チマイベツ川	チマイベツ2の沢川	133-0020									
2	⑩	土2	石川町	チマイベツ川	ベトル左2の沢川	ベトル左川	133-0030									
3	⑩	土3	香川町	チマイベツ川	ベトル川	上香川	133-0040								市道香川町1号通線	
4	⑩	土4	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	133-0050								市道館守通線	
5	⑩	土6	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町沢川3号沢川	133-0080	1.04	-	6	-				市道陣屋町2丁目2号通線 市道陣屋町2丁目5号通線 市道陣屋中央通線	
6	⑩	土7	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町2丁目右の沢川	133-0090	1.58	0.01	11	0				市道陣屋町5丁目1号通線 市道陣屋中央通線	
7	⑩	土8	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町5丁目沢川	133-0100	1.83	-	13	-				市道陣屋町5丁目5号通線	
8	⑩	土11	藤前町	日石沢川	日石沢川	日石沢川	133-0140								市道藤前町通線	取置置本 橋
9	⑩	土12	本輪西町	中線西川	中線西川	中線西川	133-0150								市道藤前中央通線	
10	⑩	土13	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川中の沢川	133-0180								市道本輪西町通線 市道本輪西町4丁目1号通線	
11	⑩	土14	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西2号沢川	133-0190								市道本輪西町通線 市道本輪西町4丁目1号通線	
12	⑩	土17	本輪西町	本輪西川	キムクシナイ川	本輪西川5丁目沢	133-0220								市道本輪西町5丁目1号通線	
13	⑩	土18	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川4号沢川	133-0230								市道本輪西町5丁目1号通線	
14	⑩	土19	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川	133-0240								市道本輪西町5丁目1号通線	
15	⑩	土58	茶津町	下堀川	下堀川	茶津の沢川	133-0700									
16	⑩	土69	舟見町	追直沢川	追直沢川	追直沢川	133-0930									

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 (3箇所)

番号	危険区域の現況										摘要		
	連番	図面番号	箇所番号	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	危険区域面積 (ha)	特別警戒区域面積 (ha)		警戒区域人数	特別警戒区域人数
1	⑩	土6	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町沢川3号沢川	133-0080	1.04	-	6	-		
2	⑩	土7	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町2丁目右の沢川	133-0090	1.58	0.01	11	0		
3	⑩	土8	陣屋町	ボロベケレオタ川	ボロベケレオタ川	陣屋町5丁目沢川	133-0100	1.83	-	13	-		

構成の変更  
公共施設情報の削除  
新規指定に伴う削除

資料編  
7-7

(新規作成)

新規作成

7-7 要配慮者利用施設一覧表

(1) 社会福祉施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害			
				津波災害警戒区域 警戒区域	基準水位 [m] (最大) ※1	洪水浸水想定区域		想定 浸水深 [m] (最大) ※2	土砂災害警戒区域等		災害種別		
						水防法の指定有り	その他		警戒区域 [イエロー]	特別 警戒区域 [レッド]			
副都心系 福祉系	1	ハンビーワーク室	祝津町1-124-21	○	3.3								
	2	就労継続支援B型 事業	輪西町1-36-9	○	3.5								
	3	障がい者自立支援事 業所エスボワール	東町1-5-21	○	2.4								
	4	生活介護事業所 ひまわり	善町1-1-9	○	2.8								
	5	ゴチャマーザ	中島町1-8-5 プレアデイス中島5F	●	4.0	●			1.85				
	6	就労支援センター JOBスタ	中島町1-23-24 A・H・Sビル2F	●	2.6	●			1.34				
	7	多機能型事業所 ココカラ	港北町4-26-19 岡アハートB棟1F							○			土石流
	8	居住系 サービス	ブルーホーム 善町	輪西町2-3-17	○	3.5							
	9	放課後等 サービス	日の出町1-21-1	日の出町1-21-1	○	1.0							
	10	放課後等 サービス	崎守町381-21	崎守町381-21	○	0.7				○	○		急傾斜地 の崩壊
	11	児童市相談支援 センターらん	中央町2-7-13 児童中央 米塚ビル4F	中央町2-7-13	●	3.0							
	12	日中一時 支援事業所 「にこにこ」	母恋南町5-5-39	母恋南町5-5-39						○	○		急傾斜地 の崩壊
	13	児童市調査福祉セ ンター(ひまわり)	東町2-1-6	東町2-1-6	○	4.0	二		0.32				
児童系	14	ひかりの森幼稚園	港南町2-4-13							○			急傾斜地 の崩壊
	15	常盤保育所	栄町2-6-16	○	3.0								
	16	日蓮記念病院保育所 「ふぶにえ」	新富町1-5-13							○			急傾斜地 の崩壊
	17	室蘭はだしの 共同子供園	輪西町2-5-1 ふらっと・ていつら内	○	2.8								
	18	こどもの森幼稚園	輪西町1-29-5 森聖堂2F	○	3.4								
	19	上田病院託児所	善町2-16-1 上田マンション1F	○	2.9								
	20	大川原脳神経外科病 院保育所	善町1-10-1	○	3.5								
	21	東町保育所	善町1-11-5	○	2.9								
	22	認定こども園 室蘭めばえ幼稚園	知利別町2-15-15				○		1.12				
	23	ピノキオアル子保 育園	中島町3-6-13	○	3.0	○			確認中				
	24	三村病院託児所	中島町3-32-15	○	2.8	○			0.95				
	25	室蘭くしろのうた保育園	中島本町1-6-1	○	2.6	二			0.50				
	26	中島保育所	中島本町2-5-3	○	1.9	二			0.35				
子育て開 通施設	27	子育て支援センタ ーらんらん	栄町2-6-16 常盤保育所内	○	3.0								
	28	児童養護施設 わかす学園	母恋南町5-5-39							○	○		急傾斜地 の崩壊
	29	障害児入所施設 室蘭富貴学園	母恋南町5-5-39							○	○		急傾斜地 の崩壊
	30	室蘭市保健センタ ー	東町4-20-6 保健センター3F	●	5.5								
	31	子育て世代包括支援 センターニこらん	東町4-20-6 保健センター5F	●	5.5								
	32	北海道室蘭児童相談 所	善町1-6-12	○	3.7								
児童館	33	地球館スクール児童 館	母恋北町2-12-8 地球館小学校1F							○			急傾斜地 の崩壊
	34	海陸スクール児童館	東町3-18-1 海陸小学校1F	○	4.8								
通所介護	35	助産師むらん デイサービス	輪西町2-3-17	○	3.3								
	36	きたえる〜む室蘭輪 西	輪西町2-8-13	○	3.6								
	37	デイサービスセンタ ーかがやき	東町4-20-8	○	5.6								
	38	ソクイ東室蘭	善町1-7-12	○	3.2								
	39	ジャバンケア室蘭	善町2-6-16	○	2.6								



施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害			
				津波災害警戒区域 警戒区域	基準水位 [m] (最大) ※1	洪水浸水想定区域		想定 浸水深 [m] (最大) ※2	土砂災害警戒区域等				
						水防法の指定有り	その他		警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	災害種別		
社会福祉施設 介護系	40	通所リハビリテーション 医療法人社団上田病 院通所リハビリテー ションなごみ	新富町1-5-13								○	○	急傾斜地 の崩壊
	41	特定施設	東町2-24-8	○	3.9								
	42	特別養護老人ホーム チエロ	中島町1-8-5 プレアティス中島2~4F	○	4.0	●			1.85				
	43	福祉施設	特別養護老人ホーム 白鳥ハイブ								○		急傾斜地 の崩壊
	44	認知症対 応型共同 生活介護 (グループ ホーム)	グループホーム あさひの家東館	緑町3-6	○	4.1					○		急傾斜地 の崩壊
	45	グループホーム やちよ	グループホーム やちよ	大沢町2-26-15							○		急傾斜地 の崩壊
	46	グループホーム 輪取	グループホーム 輪取	みゆき町1-7-9	○	2.5							
	47	グループホーム グッドケア東町	グループホーム グッドケア東町	東町3-21-3	○	5.1							
	48	グループホーム ななな	グループホーム ななな	日の出町2-2-26	○	2.0							
	49	グループホーム ゆうゆう	グループホーム ゆうゆう	日の出町2-2-27	○	2.0							
	50	グループホームニテ イケアセンター東館	グループホームニテ イケアセンター東館	中島町3-19-5	○	2.6	二		0.50				
	51	グループホーム「和」 みずも	グループホーム「和」 みずも	水元町53-12			○		0.5~3.0				
	52	グループホーム タンポポ	グループホーム タンポポ	石川町202-1				○	0.5~3.0				
	53	小規模 多機能型 居宅介護	デイホームやちよ	大沢町2-26-4							○	○	急傾斜地 の崩壊
	54	小規模 多機能型 居宅介護	小多機能館	東町3-21-3	○	5.1							
	55	地域密着 型通所介 護	はるはる	築地町89-107	○	3.5							
	56	地域密 着型デイ サービス	らいふてらす東館武 庫	栄町2-6-43	○	3.0							
	57	地域密 着型デイ サービス	しらかば	大沢町2-26-6							○		急傾斜地 の崩壊
58	看護小規 模多機能 型居宅介 護	看護小規模多機能型 居宅介護 つむぎ	室蘭市東町5-3-5 東室蘭サテライトクリ ニック3F	●	5.1								
合計				43		12	0		14				

※) 複数の事業を行っている事業所はいずれか1つの事業で整理

(※1) 基準水位：津波浸水想定水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深：洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

○●二	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
二	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

(2) 医療施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水			土砂災害			
				津波災害警戒区域 警戒区域	基準水位 [m] ※1	洪水浸水想定区域		想定 浸水深 [m] (最大) ※2	土砂災害警戒区域等			
						水防法の指定有り 知利別川； 蔵別川	その他 千石川； 本輪西川； 3422川		警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	災害種別	
医療施設	1	上田病院	東町2-24-6	○	3.6							
	2	太川原病院	寿町1-10-1	○	3.5							
	3	製鉄記念室蘭病院	知利別町1-45	○	1.0	○			0.71			
	4	三村病院	中島町3-32-15	○	2.8	○			0.95			
	5	澤崎眼科	海岸町1-1-4 有床診療所	○	4.1							
	6	東室摩サテライト クリニック	東町5-3-5 人工透析を行う施設	○	5.1							
	7	サテライトクリニック 知利別	知利別町1-8-1 人工透析を行う施設	○	1.9	○			0.80			
施設数合計					7		3	0			0	

(※1) 基準水位：津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深：洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

○●	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
＝	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

(3) 学校施設

施設種別	番号	施設名称	所在地	津波		洪水				土砂災害				
				津波災害警戒区域 警戒区域	基準水位 [m] (最大) ※1	洪水浸水想定区域		想定 浸水深 [m] (最大) ※2	土砂災害警戒区域等					
						水防法の指定有り 知利別川	その他 葦別川 テマイツ ヘトル川 ヨカケ川		警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	災害種別			
学校	1	むろらんようちえん	御前水町2-16-2								○	急傾斜地 の崩壊		
	2	室蘭美園幼稚園	東町1-20-23	○	4.4									
	3	室蘭中島幼稚園	中島本町1-8-5	○	1.1									
	小学校	4	地球岬小学校	母恋北町2-12-8								○	急傾斜地 の崩壊	
		5	海陽小学校	東町3-18-1	○	4.8								
	中学校	6	室蘭西中学校	山手町2-10-1								○	急傾斜地 の崩壊	
		7	星蘭中学校	母恋南町1-32-22								○	○	急傾斜地 の崩壊
		8	翔陽中学校	東町5-11-1	○	5.9								
	9	桜蘭中学校	知利別町1-11-30			○			1.49		○	○	急傾斜地 の崩壊	
	高等学校	10	室蘭学高校	東町3-29-5	○	3.6								
	養護学校	11	室蘭養学校	水元町56-24				＝		0.5未満		○	土石流	
施設数合計				5		2	0			6				

(※1) 基準水位：津波浸水想定水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位  
津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深：洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

○●＝	各ハザード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
○	想定される浸水深 > フロア高
●	想定される浸水深 < フロア高
＝	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

